# 平成29年度 包括外部監査結果報告書

「県税の賦課徴収に関する事務執行について」

平成30年3月 熊本県包括外部監査人 樋口信夫

# テーマ「県税の賦課徴収に関する事務執行について」

第1.外部監査の概要
1. 外部監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 選定した特定の事件 (テーマ)       1         (1) 監査対象       1         (2) 監査対象部署等       1         (3) 監査対象期間       1
3. 特定の事件の選定理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4. 外部監査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5. 包括外部監査人及び補助者の選任・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
6. 外部監査の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
7.利害関係の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第2.監査の結果及び意見の概要
- 1. 監査の結果及び意見の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
1) 全般事項 ······ 3
1) 全般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1) 全般事項 ······ 3
1) 全般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1) 全般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1) 全般事項       3         2) 各税目等に関する指摘事項の集約・       8         3) 各税目等に関する意見事項の集約・       14         第3. 監査の結果及び意見

2. 監査網	結果の詳細・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37
<b>1)</b> 「	県税システム」について・・・・・・・37
2) ſ	個人県民税(均等割・所得割、配当割、株式等譲渡所得割、利子割)」
	について・・・・ 56
3) [	個人事業税」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
4) [	法人二税(法人県民税及び法人事業税)」について・・・・・・・・・・82
5) [	地方消費税」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97
6) F	不動産取得税」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10]
7) [	県たばこ税」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
8) [	ゴルフ場利用税」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
9) [	自動車取得税」について・・・・・・・124
<b>10)</b> 「i	軽油引取税」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13]
11) 「	自動車税」について ・・・・・・・・・ 139
12) 「s	鉱区税」について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 148
13)	狩猟税」について ・・・・・・・・・・・152
<b>14)</b> 「	産業廃棄物税」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158
15) 「.	収納事務」について ・・・・・・・・・・・16]
16) 「:	徴税費」について ・・・・・・・・・・・18]
17) [	ふろさと納税」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 190

<sup>(</sup>注)報告書中における合計数値等の表示において、原則単位未満を切り捨てて端数処理している。よって、合計数値等とその内訳が一致しない場合がある。

#### 第1. 外部監査の概要

#### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

#### 2. 選定した特定の事件(テーマ)

(1) 監査対象

「県税の賦課徴収に関する事務執行について」

(2) 監査対象部署等

税務課及び県税の賦課徴収に係る事務を行っている部局を対象

(3) 監査対象期間

原則として平成28年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日) (ただし、必要に応じて過年度及び29年度についても監査対象期間とする。)

#### 3. 特定の事件の選定理由

熊本県は、平成24年7月に「熊本広域大水害」、平成28年4月に「熊本地震」が発生し甚大な被害を受けた。

これら災害からの復旧・復興のため、平成 28 年 12 月に「熊本復旧・復興 4 カ年戦略」を策定・公表している。この中で『「平成 28 年熊本地震からの復旧・復興プラン」の「概ね 4 年間の取組み」に、地方創生に関する施策など、平成 31 年度までに取り組む必要があるものを加えています。』としている。復旧・復興プランあるいは地方創生に関する施策などの実現には、県税収入の確保が重要であることは言うまでもない。

平成 28 年度熊本地震関連予算として 2 月補正予算まで含めて一般会計で総額 5,323 億円計上されている。熊本県平成 29 年度一般会計当初予算規模は 8,856 億 97 百万円であり、平成 28 年度一般会計当初予算規模に比較し 1,244 億円の増加 (+16.3%) している。そして、熊本県平成 29 年度一般会計当初予算規模に占める県税収入予算は 1,535 億 97 百万円であり、歳入予算の 17.3%を占めている。これらの予算規模からも判るように災害からの復旧・復興費用に多額の歳出が見込まれる。

こうした状況の中、外部監査のテーマとして県の税務行政の合規性、効率性、経済性などを確認することは、税務行政の信頼性を担保し、県民に公平性の観点から税負担の理解を高めることになると判断し、本テーマを選定した。

#### 4. 外部監査の方法

- (1) 監査の着眼点
  - ① 県税に係る事務の執行は、法令、条例、規則及び要綱等に基づき適切に行われているか。また、県税に係る事務の執行は、有効的、効率的且つ経済的に行われているか。

- ② 納税者の捕捉が網羅的に公平に行われているか。
- ③ 課税事務、徴収事務における内部統制の整備及び運用状況を把握し、有効性を評価する。
- ④ 徴税に係る事業経費や事務経費等は、適切に計上されているか。
- ⑤ 滞納整理・滞納処分の取り組みが適正に行われているか。
- ⑥ 不納欠損処理額の把握、処理手続きは適正に行われているか。
- (2) 主な監査手続
  - ① 関連法規の確認
  - ② 県税事務マニュアル、フローチャートの入手、確認
  - ③ 税目ごとに担当者ヒアリング
  - ④ 比較分析
  - ⑤ 関係書類の閲覧
  - ⑥ 証憑突合
  - ⑦ アンケートの実施
  - ⑧ 各広域本部視察及び県税事務手続の確認及び検証

#### 5. 包括外部監査人及び補助者の選任

組織的な監査を実施するため、補助者として公認会計士6名を選任し、監査チームを 編成した。

包括外部監査人 公認会計士 樋口 信夫

包括外部監査

補助者 公認会計士 飯村 光敏

ッツ 公認会計士 星野 誠之

ッ 公認会計士 入江 佳隆

" 公認会計士 本吉 幸雄

" 公認会計士 久峨 ゆりか

#### 6. 外部監査の実施期間

平成29年8月1日から平成30年3月6日まで

実地調査期間:平成29年8月8日から平成29年12月28日まで

#### 7. 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

#### 第2. 監査の結果及び意見の概要

#### 1. 監査の結果及び意見の概要について

#### 1) 全般事項

#### (1) 県税業務の特殊性

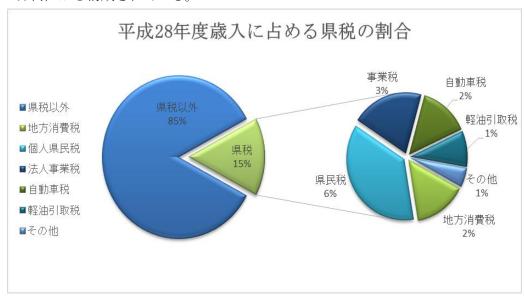
平成29年度の包括外部監査のテーマを「県税の賦課徴収に関する事務執行について」とした。包括外部監査の結果として、まず税務行政の特殊性について3つの点から記載する。

- ① 県財政への影響性
- ② 管理体制の重要性
- ③ 専門的知識の必要性

#### ① 県財政への影響性について

平成28年度における熊本県の一般会計歳入調定総額1,001,684百万円に占める 県税調定額の割合は15%である。

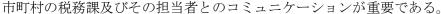
更に、その県税に占める県民税の割合は、37%弱を占めている。県民税は、個人県民税(50,881百万円)、法人県民税(5,806百万円)及び県民利子税(354百万円)から構成されている。

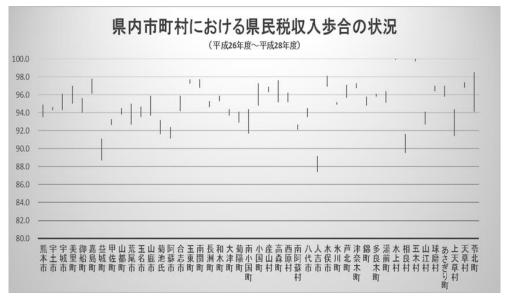


個人県民税は県歳入調定額に大きな割合を占めるが、その個人県民税は「住民税」として県内の市町村が個人市町村民税と併せて課税及び徴収を行っている。 従って、各市町村の収入歩合率の高低が個人県民税の収入歩合率の高低につながっている。

県税収入を確保するためには、県内の市町村と住民税賦課事務に係る情報を共

有し、滞納税の回収・処分等についても市町村担当者と協力して実施していく必要がある。





#### ② 管理体制の重要性について

税の負担は、「公平」に行われなければならない。何をもって「公平」というかについては議論があるところではあるが、ここでは地方税法、県税条例等の規定に従って課税及び徴収がなされることを前提とする。

国は、デフレ脱却のため、「補助金と税の軽減」をもって経済活動を刺激しているようにみえる。

最近の税法は複雑化し、それを理解することに相当な時間を要すると考える。 このことは、県税事務でも同様の事と推察される。

県税条例、県税事務マニュアル等の規定が実務と乖離している所が存在し、 今回の外部監査の結果においても「県税条例、マニュアル等を適時見直しすべ き」と記載している。

例えば、県税条例第56条(不動産取得税の賦課徴収に関する申告の義務)及び 第57条(不動産取得税に係る不申告に関する過料)、県税条例第115条(鉱区税の 賦課徴収に関する申告等の義務)及び第116条(鉱区税に係る不申告に関する過 料)等条例と実務に乖離が生じている。

また、マニュアル等についても課税及び徴収に関する部分について見直しの必要性を記載している。

更に、情報管理の面からは、個人情報、税務情報システムの管理の重要性を議論するとともに、税務事務に関連する書類の管理・保存に関しても改善すべきであると記載している。

#### ③ 専門的知識の必要性について

課税及び徴収に関する業務上のミスは、納税者に不満を生じさせ、納税者に納 税意欲を失わせることになりかねない。

今回の外部監査にあたり、平成24年度から平成28年度までの税務事務における 事故等の内容を確認したところ、

- 「課税上の誤り」に関するもの
- 「徴収上の誤り」に関するもの
- 「納税者情報の流出」に関するもの
- 「その他事務上の誤り」に関するもの 等

が示された。

税務事務における事故等が発生した場合、事務連絡、事故事例研修会の開催等で再発防止に取り組んでいるが、各職員の税務事務に関する専門的知識・処理能力を引き上げることが重要である。

専門性が高い職域であり、職員研修において国税専門官、税理士、弁護士等外部専門家を活用することによって各職員のスキルアップを図ることも一案であると考える。

## (2) 結果の集約

NO	項目	連NO	内容	指摘 事項	意見事項	ページ
1	県税システム	1	システムの取得・開発に関する事項	<b>事</b> 垻	争供	40
	7K/DE 0 7 1 7 21	2	システムの運用管理に関する事項		0	43
		3	システムの変更に関する事項		0	47
		4	システムのセキュリティに関する事項		0	49
		5	今後のシステム開発・運用面での課題		Ō	51
2	個人県民税	6	住民税の賦課情報の確認について	0		60
		7	住民税賦課事務に係る市町村と協議会の設置 について		0	61
3	個人事業税	8	課税判定誤り及び判断根拠が不明確等につい	0		73
		9	て  証憑の保管状況について	0		75
			年の途中で事業を廃止(死亡による廃業を除	1		
		10	く)した際の取扱いについて	0		75
		11	県税システムデータの自動計算の信頼性につ いて		0	76
		12	貸付不動産台帳兼判定表について		0	77
		13	事例研修について		0	78
		14	返戻処理簿について		0	78
		15	納税通知書と決裁資料との突合について		0	79
		16	個人事業税の納付書について		0	79
		17	年の途中での事業を廃止 (死亡による廃業を 除く) した際の申告について		0	80
		18	無申告者の捕捉について		0	80
4	法人二税	19	文書の管理状況について	0		89
		20	申告書の自署・押印について	0		90
		21	電話等による申告書の修正について	0		91
		22	課税マニュアル (法人県民税・法人事業税 編) の見直しの必要性について	0		91
		23	研修制度について		0	92
		24	業務の外部委託について		Ö	93
		25	自動計算項目を手入力した際のモニタリング について		0	93
		26	システムの改修について		0	94
		27	OCR読取機の導入について		0	95
		28	未届法人の捕捉について		0	96
5	不動産取得税	29	不動産取得税申告書の提出について	0		104
		30	県税条例「過料」について	Ō		105
		31	市町村からの資料せんの提供について		0	107
		32	法務局への登記情報調査について		0	107
		33	担当者の専門性について		0	107
6	県たばこ税	34	確認業務の可視化につい		0	112
		35	実地調査の必要性について		0	113
		36	納税義務者の捕捉について		0	114
7	ゴルフ場利用 税	37	提出されているゴルフ場利用料金明細表の様 式について	0		119
	126	38	特別徴収義務者の手引きについて	0		121
		39	特別徴収義務者の手引き (不申告加算金の不 適用要件) について	0		121
		40	特別徴収義務者の手引き (9ホールごとに利用料金を定めているゴルフ場) について	0		121
		41	特別徴収義務者の手引き(「ゴルフ場利用税 非課税利用者一覧表」の自署)について	0		122
		42	ゴルフ場の情報収集について	0		123
		43	職権による修正に関するルールについて	Ö		123

NO	項目	連NO	内容	指摘 事項	意見 事項	ページ
8	自動車取得税	44	課税標準の正確性について		0	129
		45	自動車取得税災害減免について		0	129
9	軽油引取税	46	免税対象となる機械が重複して認められる可 能性について	0		135
		47	特約業者が提出する申告書について	0		136
		48	免税軽油使用者に対する調査の方法について		0	136
		49	回収された免税証の取扱について		0	137
		50	免税証の書き損じが生じた場合の処置につい て		0	138
10	自動車税	51	自動車取得税・自動車税減免申請書の記載事 項の不備について	0		145
		52	自動車税減免等に伴う自動車税の還付について		0	146
		53	減免の現況調査について		0	146
		54	自動車税の減免判定における被害額に含まれ る消費税について		0	146
11	鉱区税	55	登録年度と調定年度のズレについて	0		150
		56	鉱区税の賦課徴収に関する申告等について	0		150
		57	条例内容について		0	151
12	狩猟税	58	2種以上の狩猟免許申告書について	0		155
		59	申告書の印刷の必要性について		0	156
13	産業廃棄物税	60	保健所との連携について		0	160
14	収納事務	61	マニュアルの見直しについて	0		171
		62	業務分担の方針の明確化について	0		171
		63	各所管における危機事案の職場研修等の内容 について	0		172
		64	本庁からの危機事案案件の回覧について	0		172
		65	時効の起算点のチェックについて	0		172
		66	個人情報の管理について		0	173
		67	課税と収税の連携について		0	174
		68	自動車税督促状発送業務の効率化について		0	175
		69	マイナンバーの活用について		0	177
		70	車検切れしている自動車について		0	177
		71	滞納整理における分割納付への対応について		0	178
15	徴税費	72	ゴルフ場利用税に係る報奨金交付について		0	187
		73	県たばこ税広報等業務委託について		0	188
		74	コンビニエンスストアによる収納事務委託に ついて		0	188
16	ふるさと納税	75	返礼品贈呈業務委託に関する契約事務の適正 性について		0	193
		76	県内市町村の共同受付の見直しについて		0	194
		77	返礼品の金額枠等の妥当性について		0	195
		78	ふるさとくまもと応援寄附金の活用希望につ いて		0	195

以上 計 78 件(指摘事項 28 件、意見事項 50 件)である。

# 2) 各税目等に関する指摘事項の集約

りをどのように	細 頁 60
りをどのように	
りをどのように	60
りをどのように	60
りをどのように	
ない者の捕捉	
	73
確等指摘した。	
が行わなければ	
	75
より厳重な管	
こついて	75
2者についても	
こ実務が行われ	
	確等指摘した。 が行わなければ より厳重な管 について 対者についても こ実務が行われ

#### 【法人二税】

#### 19 文書の管理状況について

県央広域本部において、執務室のキャビネット(施錠可能)、職員のデスク付近の移動ワゴン、2階の文書保管庫、2階の会議室のオープンキャビネット、地下1階の文書保管庫2部屋において文書を保管しているが、執務室のキャビネット及び移動ワゴン以外については他の税部門と共有となっている状況である。

個人情報の保護や守秘義務の観点から問題があり、早急に改善を図る必要がある。

#### 20 申告書の自署・押印について

熊本県では自署押印について強く求めていないが、県税事務マニュアルに従う と自署押印を求める必要がある。

一方、平成30年度税制改正大綱の中で自署押印制度の廃止が盛り込まれていることから、自署押印の意義が変わってきており、県税事務マニュアルをそれに沿ったものに改正する準備も必要である。

#### 21 電話等による申告書の修正について

県税事務マニュアルによれば、法人の事務所等が遠隔地に存在し訂正させることが困難である場合、又は税額が減少する場合に限り電話等による訂正対応を認めているが、現在は増額となる場合も電話による修正を行っており、マニュアルどおりの処理が行われていない状態である。

電話等による修正を認める箇所と、申告書の修正を求める箇所を明確にし、ルール化する必要がある。

#### 22 課税マニュアル (法人県民税・法人事業税編) の見直しの必要性について

平成 23 年 4 月より法人二税の課税業務が県央広域本部に集約されたが、集約後は県央広域本部の事務量が相当増えているにもかかわらず、マニュアルは十分な見直しがなされていないことから、「申告書提出の有無の管理」等現在の業務実態に即していない部分が存在する。

実行可能な内容となるようにマニュアルの改訂が必要である。

90

89

91

## 【不動産取得税】 不動産取得税申告書の提出について 104 29 「不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から 14 日以内に、次に掲げ る事項を記載した申告書を、当該不動産の所在地の市町村長を経由して、課税地 を管轄する広域本部長に提出しなければならない。」と県税条例で定めながらも、 不動産取得税の申告書の提出は、不動産取得税の賦課の要件となっていないこと から申告書の提出がなくても不動産取得税を賦課することは可能となっており、 県税条例と実務が乖離している。 県税条例「過料」について 105 熊本県条例では納税義務者に不動産取得税申告書の提出義務と、その不提出に 対して正当な事由がない場合の過料が規定されている。 しかし、不動産取得税の賦課に影響がないと思われるような場合には申告書提 出あるいは過料を免除するように熊本県条例を改正し、現在行われている徴収事 務に合わせて対応し、規定と実務を一致させることが必要だと考えられる。 【ゴルフ場利用税】 37 提出されているゴルフ場利用料金明細表の様式について 119 ゴルフ場はゴルフ場利用税の税額を決定するために、利用料金の変更等が発生 した場合、県に対して「ゴルフ場利用料金明細表」を提出する必要があるが、現 在の様式は相当期間見直しがなされていないことから、現状に即していない恐れ がある。 様式の見直しに加え、添付資料を要求し、現在のプレー料金と整合しているか 確認する必要がある。 特別徴収義務者の手引きについて 121 38 「ゴルフ場利用税の手引き」によれば、ゴルフ場を直接訪問し実施する「精密 調査」について、その調査対象期間を過去1年分としているが、現在の精密調査 の実施サイクルは3年(平成28年度までは2年)であることから、手引きの調 査対象期間を「過去3年分」との記載に修正すべきである。 39 特別徴収義務者の手引き(不申告加算金の不適用要件)について 121 不申告加算金の不適用要件に関する記載が不明確な部分について明確な記載 がなされるべきである。 40 特別徴収義務者の手引き(9ホールごとに利用料金を定めているゴルフ場)につ 121 いて

フ場に関する課税についても、手引きに織り込む必要がある。

「ゴルフ場利用税の手引き」に9ホールごとに利用料金を定めているゴルフ場 に触れている箇所が存在しないため、9ホールごとに利用料金を定めているゴル

## 特別徴収義務者の手引き(「ゴルフ場利用税非課税利用者一覧表」の自署)につ いて

非課税利用者について、非課税の申請取扱いを手引き上明確に記載すべきであ る。

#### ゴルフ場の情報収集について 42

123

122

コースの改造がなされ課税の条件を充たした場合、ゴルフ場が自己申告する必 要があるが、自己申告である以上は、申告がなされないリスクが存在している。 自己申告が漏れているゴルフ場がないか積極的に調査できるようにするために、 ゴルフ場の改造等の情報を積極的に収集できる仕組みを作る必要がある。

#### 職権による修正に関するルールについて 43

123

職権による修正については、熊本県が作成しているマニュアル等には記載があ るものの、その法的な根拠は存在しない。

職権による修正で対応ができる場合と、申告書の出し直しを求める場合につい て、運用ルールを明確にする必要がある。

#### 【軽油引取税】

#### 135

## 免税対象となる機械が重複して認められる可能性について

「別の事業者が同一の船舶を使っていないか」という観点でのチェックは行わ

れていない。免税軽油使用者証および免税証が同一の船舶に対して2重に交付さ れ、必要量以上に免税軽油の取得が可能となるリスクに対し、システム面でも対 応することが考えられるが、該当するようなリスクの高い申請の場合には特に留 意して申請内容をチェックするといった対応をとることも考えられる。

#### 47 特約業者が提出する申告書について

136

特約業者が提出する申告書を確認したところ、軽油の販売量等を記載する際の 筆跡と、会社名等を記載する際の筆跡が明らかに異なるものが散見された。

申告書の記載内容のうち、特に軽油引取税の場合販売数量等の記載は重要な申 告項目であり、当該箇所の記載を県の職員が代行し、もし誤りがあった場合は責 任の所在があいまいになってしまう。申告書の記載は特約業者が行うことにし、 県の職員は誤りが起きないように指導・助言するにとどめるようにすべきであ る。

#### 【自動車税】

#### 51 自動車取得税・自動車税減免申請書の記載事項の不備について

145

複数の減免申請書を閲覧したところ、条例の条文番号及び登録(届出)年月日、 取得年月日、用途、種別、主たる定置場が空欄のままとなっている減免申請書が 多数散見され、特に身障者用のものに空欄が目立った。また、記載のあるものに ついては点検された跡があるが、空欄の場合にはそもそも何の足跡もない。

空欄であっても別途添付書類等で内容は確認できるものの記載事項である以上、記入、点検共に記載事項すべてを網羅すべきである。

#### 【鉱区税】

#### 55 登録年度と調定年度のズレについて

150

鉱区税の納税義務者は、納税義務が発生した日から7日以内に必要事項を記載 した申告書を県央広域本部長に提出しなければならない(熊本県税条例第115条) としているが、申告がなされていないため、九州経済産業局の通知に基づき対応 している現状である。

鉱区税に関するチラシを鉱区税賦課通知書と同封する等、鉱業権の登録年度に 賦課徴収漏れがないように早期課税早期収納を行う必要がある。

#### 56 鉱区税の賦課徴収に関する申告等について

150

鉱区税の申告指導を徹底し、年度末付近の処理が必要な場合についても適正に 処理すべきである。

#### 【狩猟税】

#### 58 2種以上の狩猟免許申告書について

155

狩猟者が2種以上の狩猟免許登録をしており、2種以上の狩猟税申告書を提出する場合、その種類ごとに申告書を提出するよう県では指導している。同一の申告書で2種以上の申告を提出している場合でも改めて種類ごとに申告書を提出させている。受理された狩猟税申告書を税率ごとに分類して編てつする必要(熊本県税事務取扱規程第121条の2)があるからとの理由であった。

熊本県税事務取扱規程は県での事務処理の話であって、申告方法を制限するものではない。2種以上の狩猟税申告の必要がある場合、1つの申告書で受け付けるよう納税者の便宜を図るべきである。

#### 【収納事務】

#### 61 マニュアルの見直しについて

171

平成 25 年 4 月から広域本部化されているが、これに即した見直し・更新もなされていないとのことで現状に合わない部分が存在している。

現状に即したマニュアルの見直しが必要と考える。

#### 62 業務分担の方針の明確化について

171

現在の業務分担の経緯や考え方等について引き継ぎがなされない場合、責任関係の不明瞭さや、担当者が「何故我々が実施しなければならないのか」という不満が発生する可能性も想定され、業務の確実性に影響を与える恐れがある。

業務分担に関する経緯や理由を文書として記録に残すことが望まれる。

#### 63 各所管における危機事案の職場研修等の内容について

172

過去において発生した税務業務における危機事案を、研修資料等により職員に 公開しているが、個々の危機事案を新規に税務業務に従事する職員等にも分かり やすく紹介するため、会議や職員研修に危機事案の件を用いる場合には事例だけ でなく、原因分析、対応方針も含めたテキストの作成が必要である。

#### 64 本庁からの危機事案案件の回覧について

172

本庁から発信された危機事案の供覧について、書類管理者は、全て関係する職員の回覧が終了したことを確認すべきである。また、回覧完了の日付を管理すれば、回覧漏れは回避できる。

#### 65 時効の起算点のチェックについて

172

差押等の強制処分や納付誓約書提出による租税債務の承認が発生した場合は、 差押解除日等の時効の起算点を税務システムに入力する必要がある。

現状、入力は担当者に任されており、差押に関しては税務システムで処分入力済の確認一覧表により処分日、解除日を班長及び課長が確認しているが、納付誓約書徴取による承認日の確認は実施しておらず、本当に正しい日付が税務システムに入力されているか網羅的に確認できていない。

時効の中断事由の日付が正しく入力されているか、入力担当者以外の職員が基礎となっている資料とチェックする必要がある。

## 3) 各税目等に関する意見事項の集約

連		詳
N	   意見事項の概要	細
О		頁
	【県税システム】	
1	システムの取得・開発に関する事項	40
	システムを開発する際に将来的に必要となる機能として仕様を十分検討でき	
	たものもあると思えるが、それらの検討が十分に行われず、結果としてシステム	
	導入後の追加費用が発生している可能性があるため、要件定義には十分な期間を	
	設けるべきである。	
	システム導入時において、将来の改修計画をある程度立案し、これを含めた契	
	約内容にするように検討すべきである。	
2	システムの運用管理に関する事項	43
	システムの運用・改善に当たっては、使いやすさにも重点を置いて改善すべき	
	である。ユーザから意見を聴取し、その中から特に重要度の高いものを優先的に	
	実施すべきである。	
3	システムの変更に関する事項	47
	保守費用に関しても競争が働くように契約方法を見直すべきである。	
	(ア)保守・改修契約をその都度別の業者でも行えるようにする。	
	(イ)システム開発時に保守契約を含んだ開発契約とする。	
4	システムのセキュリティに関する事項	49
	(ア)ネットワークセキュリティに関し、システムへのアクセスや、処理状況のロ	
	グチェックは定期的に実施するべきである。	
	(イ)未使用のICカードを不正に使用されると、ユーザのなりすまし等によるシ	
	ステムへの不正なアクセスを許す可能性がある。また、実際に不正なアクセ	
	スが発覚した場合に、どのICカードが不正に利用されたかの特定が難しく	
	なるため、交付管理簿等により日付ごとに発行・返却・紛失枚数を記録し、	
	管理するようにすべきである。	
	(ウ)ユーザ権限の付与・消去はその都度実施すべきである。	
_		l _
5	今後のシステム開発・運用面での課題	51
	今後税務システムを開発・運用するにあたって、システム導入による業務の効	
	率化を図るための指標を事前に設定し、これを達成すべくシステムの開発・運用	
	コストを有効に利用する方策を検討すべきである。	
	また、近年はシステムの高度化および取り扱うデータの大容量化に伴い、シス	
	テムの開発以上に保守に関するコストが増大する傾向にある。このコストは1つ	

のシステムを1つの団体で使用する以上は、当該団体がすべて負担せざるを得な いため、これを軽減するため1つのシステムを複数の自治体で共同で利用する方 法を検討してはどうか。 【個人県民税】 住民税賦課事務に係る市町村と協議会の設置について 61 住民税徴収事務については、各市町村の徴収担当と情報を交換し、協力して滞 納税の回収・処分に努めている。住民税賦課事務においては、税務課担当者研修 は行われているものの、市町村担当者との統一研修、情報交換に関する機会は設 置されていない。 (仮称) 熊本県住民税賦課事務協議会を設置して、市町村の県民税情報を受け るだけでなく、各市町村との情報交換・意見交換する場を設けてはどうだろうか。 【個人事業税】 11 県税システムデータの自動計算の信頼性について 76 課税判定作業において、県税システムで青色申告特別控除、事業専従者控除及 び各種控除額をチェックシートに反映させ、上席に供覧し、査閲承認されるが、 一部課税標準額の自動計算が行われないため、担当者が自ら計算し手書きで修正 しているケースがあった。 システム担当者と原因を追及・改善し、システム上の信頼性を確保することが 必要である。 12 77 貸付不動産台帳兼判定表について 「貸付不動産台帳兼判定表」は、統一的マニュアルである「個人事業税課税マ ニュアル」で規定されているものではないが、不動産貸付と駐車場貸付の件数や 貸付面積等が記載され、事業税の課税判定に有用な資料であり、全広域本部で「貸 付不動産台帳兼判定表」の活用を検討すべきである。 13 事例研修について 78 個人事業税は専門的な知識が要求されること、処理件数が多いため各納税者に 対して時間をかけられないこと、賦課徴収であるため間違えられないことなどの 特殊性も考えると、新しく担当になった班員のためにも、判断を誤りやすいとこ ろや迷いやすい点を事例集として文書化することが望まれる。 各広域本部間で情報を共有するためにも、本庁税務課が各広域本部からの事例 を取りまとめ、1つの事例研修資料として整理するとよいと考える。 返戻処理簿について 78 14 納税通知書が返戻された場合の処理について、「返戻処理簿」を班長もしくは 課長が査閲し、処理状況を確認するべきである。

#### 15 納税通知書と決裁資料との突合について

決裁資料と調定明細書一覧リストとの照合作業は、統一的なマニュアルである「個人事業税課税マニュアル」で規定されたものではないが、課税誤りや不正防止の観点から有効な統制活動であり、決裁資料と納税通知書の情報の一致を確認することで、当該処理誤り及び不正行為を防止することができる。

#### 16 個人事業税の納付書について

熊本県では、個人事業税について年2回に分けて納付を受けているが、納付書 も2回に分けて発送している。

1年分まとめて支払うこともできるよう、2期分の納付書をまとめて発送する ことを検討すべきである。

#### 17 年の途中での事業を廃止 (死亡による廃業を除く) した際の申告について

廃業時に事業税の申告が必要であることの認知度が低く、結果として無申告となり各種控除が制限される事態となっている。

チラシを入れる等何らかの対策が必要である。

#### 18 無申告者の捕捉について

5年間の課税履歴を出力し課税漏れがないかの確認を行っているが、過年度の 法人成りや廃業の情報を追加し、廃業の届出があった納税者以外の納税者のうち 昨年まで申告はあったが、今年度は申告がない納税者を抽出し、当該納税者には、 確認文書の送付、アンケートもしくは実地調査などで事業税の課税漏れを防ぐた めの施策を行うべきである。

#### 【法人二税】

#### 23 研修制度について

専門的知識を必要とする税務課の業務においては、今後税務課職員の知識及び ノウハウの蓄積をどのように計画的に行っていくかが検討課題である。

以下のような方法によって、職員の業務遂行能力を高めることが考えられる。

- ① 税理士等の専門団体との協力体制の構築
- ② 税理士等の専門家とのアドバイザー契約
- ③ 外部の研修制度の活用
- ④ 税務課において専門書を共有図書として常備する

#### 24 業務の外部委託について

申告書及び納付書のプレプリントの県央広域本部への搬入、封入及び発送まで の作業等、単純な業務に多大な労力が費やされていることから、外部委託できな いか検討が必要である。

- 16 -

79

79

80

80

92

#### 5 自動計算項目を手入力した際のモニタリングについて

税務オンラインシステムについては、システムが対応していない特殊な計算を 行う場合に対応するため、自動計算される箇所を手入力できる仕様になってい る。このため手入力した項目については、理論的な計算結果以外の入力がなされ ているリスクも存在している。

手入力された案件が一覧としてリスト化されれば、入力のチェック作業の効率 化が見込まれる。

#### 26 システムの改修について

現在のシステムでは、国税データとの連携はできるものの、連携した結果として法人税申告書の別表 5(2)の純資産の部のデータが閲覧できない。そのため、国税データとの連係情報だけでは正確に均等割額の判定ができない。

また、電子申告システム(eL-Tax)では、稀に前日受付分の一部が閲覧できず、 一定の時間が経過した後に閲覧が可能になるという状況が生じている。 閲覧機能等機能の改善が望まれる。

#### 27 ОСR読取機の導入について

OCRによる読み取りのシステムがないことから、OCR様式の用紙の提出は 受けているものの、手作業で入力作業を行っており、作業としても膨大な量になっている。

作業の効率化を図るために、今後OCRの読み取り機の導入を検討する必要がある。

#### 28 未届法人の捕捉について

届出が提出されているにもかかわらず申告書の提出が無い法人への対応が優先されていることから、未届法人に対する調査にまで手が回らないのが実情のようであるが、課税の公平性の観点からは、届出を提出しないまま申告・納税を実施していない法人の有無を調査できる体制を確保することを検討すべきである。課税対象法人を網羅的に捕捉するための施策として、電話帳情報、東京商工リサーチの新設法人情報や地域経済誌から県内の新設法人や県外法人の支店開設等の情報を入手することは有用であると考えられる。

94

93

95

#### 【不動産取得税】

#### 31 市町村からの資料せんの提供について

107

不動産取得税の賦課資料として、市町村に「土地・建物登記済資料せん」の提出を求めているが、一部の市町村では提出が遅くなったり物件の漏れが生じている。資料せんの漏れが発見された際に、広域本部で資料せんを追加作成している事例も認められた。

自ら資料せんを作成することはせずに、できる限り再提出を求めるようにする ことが望ましい。

#### 32 法務局への登記情報調査について

107

課税マニュアルによると、課税対象取引の調査のために法務局への登記情報の 調査を行うこととなっており、この調査は課税対象取引の漏れや市町村から入手 する資料せんの誤りを防ぐことに役立っている。

しかし、現在都道府県が不動産取得税の課税資料として法務局から直接、登記情報(データ)を受け取ることは地方税法上規定されていないため、市町村との勉強会の開催等を通じ、市町村に対して正確な課税資料の提出を求めていく等の検討が必要である。

#### 33 担当者の専門性について

107

税務担当部署、特に不動産取得税関係の部署においては、様々な機会をとらえて、専門性の向上や人材育成を行う必要がある。例えば、OJTを中心とした課税マニュアルの充実や、初任者及び管理監督者を対象とした研修については、内部研修の充実はもとより、自治大学校等の外部機関の研修への参加も有用である。また、他県職員が集まる担当者会議などで、情報交換等を積極的に行うことも必要と考える。

#### 【県たばこ税】

#### 34 確認業務の可視化について

112

たばこ税の申告書について、記載された単価や売渡し数量に基づく納税額についての検算等の机上での確認作業は適切になされており、また、熊本県への売渡し数量との整合性の突合も行っている。

しかし、この突合については担当者が画面を見て行うのみであり、確認した証 跡が残されていなかった。検証可能性の観点から、確認に伴う証跡を残すことが 望まれる。また、この整合性の突合については、毎月の業務として行われている が、文書等で明文化されていないため、県たばこ税引継書の中に記載する等の措 置も検討すべきである。

#### 35 実地調査の必要性について

113

毎月概ね8社の申告書を受け付けているが、申告内容について実地調査はなされていない。

県たばこ税は、国や市町村たばこ税と調査対象者や課税標準等と同じくするため、これらの関係機関と連携の上調査をすることが効率的である。

#### 36 納税義務者の捕捉について

114

輸入たばこについては、製造元が海外になるため、その輸入業者や輸入数量の 捕捉が難しく、熊本県内の卸売においても、たばこ税の徴収漏れが起こり得ると 考えられる。

税関にて特定販売業者の登録者一覧、輸入通関書を入手できるような仕組みを 設けることで納税者の捕捉に寄与するものと思われる。

#### 【自動車取得税】

## 44 課税標準の正確性について

129

自動車取得税検索システムにより申告対象車の課税標準額(取得価額と同額) を確認しているが、型式と類別区分番号により検索をかけることで車種や年式ま では特定されるが、レザー仕様などのグレードまでは把握できていない。

実地調査もなされておらず、課税漏れを防止できる体制になっていない。仕様を示す書類の添付を求めるか、あるいは定期的な実地調査などにより、適正な課税を担保する必要があると考える。

#### 45 自動車取得税災害減免について

129

減免額の算定において他県の多くは、代替自動車の自動車取得税を限度とし、 被災自動車の残存価格に対し税率を乗じた額を減額することとしているが、熊本 県では、代替自動車の自動車取得税を全額減免することとしている。

現行の県税災害減免制度でも設定している税目がなく、他制度との整合性が取れなかったためとしているが、この自動車取得税の減免に関してのみ鑑みれば、例えば、大衆車から高級車への買い替えの場合、自動車取得税を減免すべき特段の理由はなく、一定の上限を設けるべきであったとも言える。

他制度も同様の減免となっているのであれば、実態把握を行い、併せて見直す 必要もあると考える。

#### 【軽油引取税】

#### 48 免税軽油使用者に対する調査の方法について

136

調査対象の選定に際しては、リスクの程度と地域性を考慮したうえで一定のルールを定め、不公平にならないように実施すべきである。

調査の有効性、効率性向上の観点から基準を明確にしたうえで各広域本部の実情に合わせて調査対象を選定するように検討すべきと考える。

#### 49 回収された免税証の取扱について

一旦発行された免税証について、特約業者から回収したもの、有効期限までに使用されずに返納されたものについては、「無効印」をスタンプしたうえで一定期間保管し、その後処分することとなっている。ただ、免税証の消込については免税証の表面に印刷されたバーコードを使って読み取りを行うことになっており、当該バーコードが読める状態のままでは、システム上の回収記録を消去したうえで、再度読み取りを行うことが可能となる。

現在の事務執行マニュアル上では「無効印を押して保管し」という規定になっているため、事務執行マニュアルの変更も検討する必要がある。

#### 50 免税証の書き損じが生じた場合の処置について

事務執行マニュアル上は、交付済み免税証の紛失・破損等の場合および交付後 未使用のまま返納された免税証の取扱については規定されているものの、交付前 に書き損じとなった免税証に関する取扱がない。したがって、システム上「書損」 として登録はするものの、書き損じた現物がどのように処分されたかの記録が残 っていない。

書き損じが発生した場合にはシステム上の処理とは別に適切に記録を残し、実際に書損処理が行われたかをチェックできるようにすべきである。また、発生した書き損じ免税証については、消し込みの際に利用するバーコード部分を切り取る、もしくは穴をあける等して再度読み取りができないような状況にしたうえで保管するといった手続きをとることが考えられる。

#### 【自動車税】

#### 52 自動車税減免等に伴う自動車税の還付について

還付に当たり、納税義務者に届く送金通知書において添付の委任状や領収書に 納税義務者の住所、氏名を記入して貰うこととしているが、記載されている内容 が個人を前提とする形式となっている。

納税義務者が法人や個人事業主の場合、還付金は収益になるが現金収入は足跡が残りづらく、収益の計上漏れにつながるおそれがある。原則、納税義務者本人の口座振込にすることで、ひいては熊本県の住民税の増収(過少申告による徴収漏れを防ぐ意味で)にもつながるため、還付方法の検討が望まれる。

## 53 減免の現況調査について

一度減免された後は、減免申請内容の変更の有無について自動車税の減免を受けようとする者に自己申告する現況報告書の提出を毎年求めている。

しかし、現況報告書の提出において減免要件を満たすことを証する添付書類の 必要もなく、内容の確認には限界もある。減免の要件となる書類(障害者手帳等) の添付書類の提出を求めること等検討すべきである。 138

137

146

54	自動車税の減免判定における被害額に含まれる消費税について 被害額の算定に当たり、消費税の扱いを明らかにし、自動車税・自動車取得税 減免処理マニュアル等への明文化の検討が必要である。	146
57	【鉱区税】 条例内容について 鉱区税の賦課徴収に関する申告等の義務を定め(熊本県税条例第 115 条)、鉱 区税の納税義務者が、前条の規定により申告すべき事項につき、正当な事由がな くて申告しなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する と定め(熊本県税条例第 116 条)ているが、条例とおりに事務がなされていない。 必要な場合は条例の見直しについても検討を行うなど適切な事務執行がなさ れるようにすべきである。	151
59	【狩猟税】 申告書の印刷の必要性について 申告書の調達方法には、県が用意する印刷物による他、熊本県ホームページ上 からのダウンロードによる方法でも可能である。また、それらをコピーした申告 用紙でも受け付けている。 ホームページの利用を促すことが重要である。	156
60	【産業廃棄物税】 保健所との連携について 事業者は、保健所に対して「産業廃棄物処理実績報告書」を毎年提出している ことから、現地調査の際には保健所への報告書も入手して、申告書の正確性を確 かめる資料として活用することが望ましい。	160
66	【収納事務】 個人情報の管理について 滞納整理カードには個人情報が多く含まれており、個人情報保護の観点から慎 重な対応が要求される。滞納整理カードの紛失、記載情報の漏えいが発生した場 合、善管注意義務違反の責任を問われる可能性が高い。 施錠できるところで保管するよう検討が必要である。	173

#### 67 課税と収税の連携について

広域本部化により税務部門においても組織の見直しが行われ、熊本県税事務所が廃止された。広域本部制になる前は、各振興局に税務課が設置されており、職員も振興局税務課への配属であったことから、税務課内での異動は税務課内で決定できた。そのため、課税部門と収税部門間の異動も容易に実施することができ、両部門を経験する職員も多くいたが、現在、両部門を経験する職員が減少しており、課税部門と収税部門の緊密な連携が図れるのか危惧される。

組織や業務分担の再編に合わせて、業務内容自体の見直しは行われておらず、 業務内容自体の見直しを今後実施する必要があると考える。

## 68 自動車税督促状発送業務の効率化について

6月末に督促状を発送している。督促状を発送するにあたっては、督促状印刷 後から発送までに納付が完了する納税者が存在することから、督促状の引き抜き 作業を実施している。

引き抜き作業のコスト、引き抜きによる郵送料のコスト減とクレーム対応コスト、収納率の向上等の要素を考慮し、引き抜き作業を廃止できないか検討が必要である。

#### 69 マイナンバーの活用について

マイナンバー制度を積極的に活用し、その一方で書類の管理についても十分に 検討し、必要な予算については確保すべきである。

#### 70 車検切れしている自動車について

現在、納税通知書を送付しているものの中に、車検が切れている車両が存在する。

車検切れの車両で今その所在が不明な自動車については、できるだけ課税保留の処理をすることが望ましいと考える。また、少なくとも納税通知書に「車両が車検切れでその所在地が不明の場合は、自動車税事務所に相談する」ことを薦める文書を記載することが望まれる。

#### 71 滞納整理における分割納付への対応について

納税の猶予による分割納付は、納税者の財力に配慮しつつ、滞納税債権の徴収を進めることができることから、有効な手段であると考える。また、滞納件数が多く発生する自動車税では、必ずしも納税の猶予制度によらない分納を認める必要性も認められる。

県は、納税者に対する取扱いに不公平が生じないよう、納税の猶予を含む分割 納付に関する手続を「徴収の猶予等に係る取扱要領」「猶予関係の申請の手引き」 としてマニュアル化し、共に平成28年4月1日から施行している。

分納を認める場合、納税者の財産状況や納付能力を慎重に判断するため、預金 通帳や支払い方針等の提示を求めているとのことであるが、この取扱いについて 175

174

177

177

は特にマニュアル等への明確な記載は存在しない。

自動車税の分割納付を認める場合、県央広域本部では納税の猶予手続をとることなく、慣習的に最大3回まで認めているようであるが、これは熊本県としての統一的な方針として定められたものではなく、納税者の実情に応じた分割納付を提示している状況である。

研修等で納税の猶予制度の取扱いの周知徹底をするなど、広域本部の取扱いで 納税者に対する取扱いに不公平が生じないようにする必要がある。

#### 【徴税費】

#### 72 ゴルフ場利用税に係る報奨金交付について

平成 18 年度における九州各県の指標から交付水準、平均交付額をもとに現在の 600 万円を上限とする「ゴルフ場利用税に係る報償金交付要綱」が定められ、交付されているが、ゴルフ場利用税の減少傾向の現在を鑑みると、「ゴルフ場利用税に係る報償金交付要綱」も見直しの検討が必要であると考える。

#### 73 県たばこ税広報等業務委託について

県健康福祉部では健康増進法に基づき、受動喫煙防止対策に予算を要求している事業を鑑み、喫煙マナーアップ推進事業として、吸殻のポイ捨て禁止、受動喫煙防止等喫煙マナーに関するメッセージを記載する等他事業との調整を図るべきと考える。

#### 74 コンビニエンスストアによる収納事務委託について

収納コスト、納税者の利便性等考慮するならば、収納率アップに有効な手段であり、広報などによりコンビニ収納の推進を更に図るべきである。

- 23 -

187

188

#### 【ふるさと納税】

#### 75 返礼品贈呈業務委託に関する契約事務の適正性について

193

随意契約の理由として予定価格が100万円以下のためとしているが、実際に支出された委託料は100万円を超える額であった。見込数量が妥当であったのか疑問が残る案件があった。また、予定価格(単価)と契約金額(単価)が一致しており、予定価格の情報管理が適正になされていたか危惧される案件もあった。

入札・契約事務は、不正とならないよう慎重な対応が望まれる。

#### 76 県内市町村の共同受付の見直しについて

194

ふるさと納税制度の認知度も高まり、各市町村は独自のふるさと納税受入窓口を持っていることを鑑みれば、県における市町村分の同時申し込みの役割は終えていると言える。継続するにしても、事務手数料を当該市町村に負担してもらう等の見直しの検討が必要である。

#### 77 返礼品の金額枠等の妥当性について

195

熊本県へのふるさと納税者に対する返礼品は、熊本県特産の農産物、加工物、 くまモングッズ等で構成され、1万円以上の寄附者に選択していただくようになっている。返礼品及びその返礼品に係る金額は、総務省「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(総税市第28号平成29年4月1日)の内容に沿うものであり、妥当な額であると考える。

#### 78 ふるさとくまもと応援寄附金の活用希望について

195

寄附者には、寄附を継続してもらえるように次年度の寄附に対して「寄附金申込書」とともに、寄附金の活用状況を知らせるために『「ふるさとくまもと応援寄附金」の活用状況の報告書』を作成・送付しているが、寄附者だけでなく、この『「ふるさとくまもと応援寄附金」の活用状況の報告書』情報を県ホームページ「ふるさと納税(ふるさとくまもと応援寄附金)」に掲載し、広く公表することを企画すべきと考える。

#### 第3. 監査の結果及び意見

#### 1. 熊本県税の概要について

#### 1) 熊本県の歳入と県税収入について

#### (1) 歳入総額に占める県税収入割合

熊本県の平成28年度一般会計歳入調定額は1,001,684百万円であり、平成27年度一般会計歳入調定額776,769百万円と比較し、224,914百万円での増加となっている。平成27年度と比較して歳入調定額増加を示している区分は、下記表で示すように国庫支出金(94,399百万円増加)、寄附金(8,314百万円増加)、地方交付税(71,423百万円増加)、県債(17,292百万円増加)等であり、熊本地震関連で増加したものと推測される。

平成28年度一般会計歳入決算額の状況(単位:百万円、%)

							調定額合
区分	当初予算額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未 済額	不納欠 損額	対予算比率 (B/A)	計に占める割合
県	ž 155, 492	154, 886	151, 784	2, 767	334	99.61%	15. 46%
地方消費税清算金	È 66, 289	62, 137	62, 137	-	-	93. 74%	6. 20%
地方贈与和	ž 27, 751	26, 654	26, 654	-	-	96.05%	2. 66%
地方特例交付会	<b>≥</b> 499	584	584	-	-	117. 03%	0.06%
地方交付和	ž 216, 780	289, 011	289, 011	-	-	133. 32%	28. 85%
交通安全対策特別交付会	₹ 383	388	388	-	-	101. 31%	0.04%
分担金及び負担会	È 1,368	4,960	4,806	151	2	362. 57%	0. 50%
使用料及び手数料	10, 238	10, 172	10, 141	25	5	99. 36%	1. 02%
国庫支出会	≥ 83, 254	205, 993	205, 993	-	-	247. 43%	20. 56%
財 産 収 🧦	1, 423	1, 792	1, 792	0	-	125. 93%	0. 18%
寄 附 多	<u>≥</u> 142	8, 451	8, 451	-	-	5951. 41%	0.84%
	≥ 25, 171	17, 894	17, 894	-	-	71.09%	1. 79%
繰 越 🤄	<u> </u>	17, 902	17, 902	-	-	-	1. 79%
諸収	38, 043	85, 169	84,631	515	22	223.88%	8. 50%
_県	复 60,941	115, 684	115,684			189.83%	11. 55%
合	<del>†</del> 687, 774	1,001,684	997, 861	3, 458	364	145.64%	100.00%

平成27年度一般会計歳入決算額の状況(単位:百万円、%)

	当初予算額	決算額				対予算比率	調定額合
区分	(A)	調定額	収入済額	収入未	不納欠	(B/A)	計に占め
	(A)	(B)	(C)	済額	損額	(D/A)	る割合
県 税	150, 357	162, 403	158, 958	3, 052	394	108.01%	20. 91%
地方消費税清算金	62, 290	68, 966	68, 967	-	-	110.72%	8.88%
地 方 贈 与 税	30, 297	31, 170	31, 171	-	-	102.88%	4.01%
地方特例交付金	506	542	543	-	-	107. 11%	0.07%
地 方 交 付 税	213, 573	217, 588	217, 588	-	-	101.88%	28. 01%
交通安全対策特別交付金	370	418	419	-	-	112.97%	0.05%
分担金及び負担金	3, 929	4, 123	3, 960	160	4	104. 94%	0. 53%
使用料及び手数料	9, 163	9, 184	9, 132	42	10	100. 23%	1. 18%
国 庫 支 出 金	109, 882	111, 594	111, 595	-	-	101.56%	14. 37%
財 産 収 入	1, 493	2, 749	2, 749	-	-	184. 13%	0. 35%
寄 附 金	156	137	137	-	-	87.82%	0. 02%
繰 入 金	41,578	16, 261	16, 261	-	-	39. 11%	2. 09%
繰 越 金	0	21,672	21,672	-	-	-	2. 79%
諸 収 入	34, 094	31, 564	30, 995	532	38	92. 58%	4. 06%
県債	96, 108	98, 392	98, 392			102.38%	12.67%
合 計	753, 796	776, 769	772, 538	3, 785	446	103.05%	100.00%

(県提出資料より作成)

熊本地震からの復旧・復興に係る経費の増加に伴い、歳入総額も増加している。 平成28年度当初予算は、平成27年度当初予算より66,022百万円少ない687,774 百万円としていたが、平成28年4月に発生した熊本地震に対して平成28年度中 16回の補正予算が組まれた。

最終予算額は1,319,035百万円と過去最高になった。

熊本地震関連予算として 532,350 百万円が編成されたが、それは、平成 28 年度 最終予算の 40%強を占めている。

平成28年度補正予算編成状況

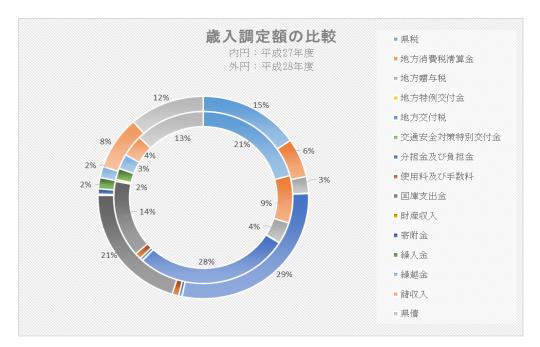
(平成29年12月公表 財政事情より)

(単位:百万円)

	(平成29年12月公表 財政事情より)			(単位:百万円)
補正番号	予算計上時期、成立日	補正(当初) 予算額	うち熊本地震 関連分	うち通常分
	当初	687, 774		687, 774
1	4月補正(知事専決処分、4月27日)	36, 639	36, 639	_
2	5月補正(臨時会、 5月13日)	17, 106	17, 106	_
3	5月補正(知事専決処分、5月20日)	6, 294	6, 294	_
4 5	6月補正(定例会・冒頭提案、 6月10日)	185, 780	139, 375	46, 405
6	6月補正(定例会・追加提案、 6月10日)	69, 782	69, 782	_
7	6月補正(知事専決処分、6月22日)	12, 905	12, 905	_
8	7月補正(知事専決処分、7月8日)	12, 529	12, 529	_
9	8月補正(知事専決処分①、8月8日)	53, 797	53, 797	-
10	8月補正(知事専決処分②、8月24日)	193	193	_
11	9月補正(定例会・冒頭提案、 10月4日)	78, 802	27, 135	51, 667
12	9月補正(定例会・追加提案、 10月4日)	177, 714	144, 783	32, 931
13	12月補正(定例会 12月19日)	40, 961	32, 320	8, 641
14	12月補正(知事専決処分(鳥インフル エンザ対応)、 12月27日)	762	_	762
15	2月補正(定例会 2月27日)	<b>▲</b> 62,003	<b>▲</b> 20,508	<b>▲</b> 41, 495
16	3月補正(知事専決処分、3月29日)	(財源更生等)	(財源更生等)	_
	最終予算額	1, 319, 035	532, 350	786, 685
	最終予算額に占める割合	100.00%	40.36%	59. 64%

平成 27 年度歳入総額 (調定額) に占める県税収入割合は 20.91%であるが、平成 28 年度歳入総額 (調定額) 1,001,684 百万円に占める県税収入は、154,886 百万円であり、県税収入割合は 15.46%である。

	当初予算額		決算額	Į		対予算比率	調定額合
区分	(A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	収入未 済額	不納欠 損額	(B/A)	計に占め る割合
平成 28 年度 県税	155, 492	154, 886	151, 784	2, 767	334	99.61%	15. 46%
平成 27 年度 県税	150, 357	162, 403	158, 958	3,052	394	108.01%	20.91%



全体予算が膨らんだことに加え、災害減免等を行ったため、県税調定額は当初予 算額にも満たなかったと推測される。

平成28年度県税の災害減免実績額

1	個人県民税	31,082件_	1, 558, 408	千円
2	個人事業税	162件 _	9, 409	千円
3	自動車税	909件 _	16, 286	千円
4	自動車取得税	84件_	2,072	千円
5	不動産取得税 被災不動産に係るもの 代替不動産に係るもの 計	77件 4件 81件_	16, 206 77 16, 283	千円 千円 <u>千円</u>
6	平成28年度県税災害減免実績物	頁		
	合計		1,602,458	千円

(県提出資料より)

県の歳入総額に占める県税額の割合を大阪府、広島県及び九州・沖縄の各県との 比較を行った。広島県、福岡県においては35%を超え、大阪府に至っては46%強 である。経済規模が大きく、企業、人口が集中し、それが税収入につながっている と推測される。

福岡県以外の九州・沖縄の各県は多少の差はあれ、歳入規模及び県税収入は似か よった数値である。

(単位:百万円,%)

		歳入総額	県(府)税 調定額	歳入総額に占 める県税額	備考
	熊本県	1,001,684	154, 886	15. 46%	
	大阪府	3, 106, 587	1, 439, 064	46. 32%	
	広島県	984, 682	354, 368	35. 99%	
	福岡県	1, 837, 789	645, 835	35. 14%	
平成28年度	長崎県	715, 330	113, 674	15.89%	*
平成20平及	佐賀県	445, 090	84, 701	19. 03%	
	大分県	600, 678	123, 151	20.50%	
	宮崎県	578, 912	98, 737	17.06%	*
	鹿児島県	815, 500	147, 300	18.06%	*
	沖縄県	766, 822	122, 452	15. 97%	*
平成27年度	熊本県	776, 769	162, 403	20. 91%	参考

各県のホームページより作成したが、★印の県については決算見込みの数値である。

#### (2) 熊本県税の体系

熊本県の県税は、「熊本県税条例」及び「熊本県産業廃棄物税条例」に定めている。 熊本県税の体系は次のとおりである。

#### ① 熊本県税条例(第1条-第151条)

総則 第1条-第25条の2

普通税 県民税 第 26 条 - 第 38 条の 20

事業税 第39条-第48条の2

地方消費税 第48条の3-第48条の10

不動産取得税 第49条-第63条

県たばこ税 第64条-第66条の8

ゴルフ場利用税 自動車取得税 第 67 条 - 第 83 条 第 84 条 - 第 91 条

軽油引取税 第92条-第98条の12

自動車税 第 99 条 - 第 109 条

鉱区税 第110条-第116条の2

【第117条-第122条削除】

固定資産税 第 123 条 - 第 129 条

【第 130 条-第 144 条削除】

目的税 狩猟税 第 145 条 - 第 150 条

雑則 第 151 条

注)固定資産税は、「大規模償却資産」所有者に対して県が課す税であるが、現在県内に該当する課税客体はなく、過去においても課税した実績はない。全国で道府県固定 資産税として課している都道府県は4自治体(北海道、青森県、福島県及び愛知県) のみである。

② 熊本県産業廃棄物税条例(第1条-第19条)

熊本県産業廃棄物税条例は平成 16 年 10 月条例化されているが、総務省の指導により県税条例とは別建ての条例となっている。

#### ③ 県税の種類

#### 熊本県税の種類とその概要

		,, ., .	1	1		
	<b>※</b> 1	税目	納税義務者	税の使途からの区分※3	納税義務の 確定方式 <sub>※4</sub>	記載頁
1	0	個人県民税 (均等割・所得割)	県内に住所を 有する個人	普通税	賦課課税	56
2	0	個人県民税 (配当割)	県内に住所を 有する個人	普通税	賦課課税	62
3	0	個人県民税 (株式等譲渡所得割)	県内に住所を 有する個人	普通税	賦課課税	64
4	0	個人県民税 (利子割)	県内に住所を 有する個人	普通税	賦課課税	66
5	0	個人事業税	県内で事業を 行う個人	普通税	賦課課税	68
6	0	法人県民税	県内で事務所等 を有する法人	普通税	申告課税	82
7	0	法人事業税	県内で事業を 行う法人	普通税	申告課税	82
8	0	地方消費税	譲渡割、貨物割 の対象となる取 引を行った者	普通税	申告課税※5	97
9	0	不動産取得税	不動産取得者	普通税	賦課課税	101
10	0	県たばこ税	卸売販売業者等	普通税	賦課課税	109
11	0	ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用者	普通税	申告課税	115
12	0	自動車取得税	自動車取得者	普通税	申告課税	124
13	0	軽油引取税	軽油引取を 行う者等	普通税	申告課税	131
14	0	自動車税	自動車所有者	普通税	賦課課税	139
15	0	鉱区税	鉱業権者	普通税	賦課課税	148
16	-	固定資産税 ※2	大規模償却資産 所有者	普通税	賦課課税	_
17	0	狩猟税	狩猟登録を 受ける者	目的税	賦課課税	152
18	0	産業廃棄物税	産業廃棄物 排出事業者等	目的税	申告課税	158
		OCDIL A DEL TILA				

- ※1) ◎印は、今回監査対象とした税目である。
  - 2) 熊本県税条例に固定資産税についての規定はあるが、現在、熊本県においてその固 定資産税の課税客体がなく、固定資産税は発生していない。
  - 3) 税の使途が特定されていないものを普通税、税の使途が特定されているものを目的税という。(地方財政小辞典より)
  - 4) 納付すべき税額が納税者等のする申告により確定する方式を申告課税といい、租税行政庁が納税額を賦課確定する方法を賦課課税という。(税務会計学辞典より)
  - 5) 地方消費税の賦課徴収に関して熊本県税条例に定められているが、その徴収については、当分の間、国に委託するという形になっている。

#### (3) 県税収入状況と推移

【 熊本県税総計 】

F West-N	<b>卡悅総計</b>														
年度	区分	調定済額(A)	額(A)	収入額 収入済額(B) 過誤納額(C)			不納欠損額(D)		滞納繰越額 (A) - (B) + (C) - (D)		対前年度比		収入歩合		
,		税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (壬円)	件数	税額 (壬円)	件数	調定額	収入額	(B) / (A)	前年同期
	現	174, 947, 771	1, 749, 390	172, 860, 631	1, 684, 119	0	-	18, 873	221	2, 068, 266	65, 050	115.6	115. 2	98.8	99.1
19	繰	4, 007, 068	197, 532	987, 251	38, 767	0	-	360, 696	17, 276	2, 659, 120	141, 489	106.1	137. 5	24. 6	19.0
	計	178, 954, 840	1, 946, 922	173, 847, 883	1, 722, 886	0	-	379, 570	17, 497	4, 727, 386	206, 539	115.3	115. 3	97. 1	97. 2
	現	165, 805, 215	1, 681, 616	163, 722, 724	1, 606, 732	1	-12	37, 315	173	2, 045, 175	74, 699	94.8	94. 7	98. 7	98.8
20	繰	4, 606, 070	193, 397	1, 129, 278	42, 608	0	-	284, 187	15, 600	3, 192, 604	135, 189	114. 9	114. 4	24. 5	24.6
	計	170, 411, 285	1, 875, 013	164, 852, 003	1, 649, 340	1	-12	321, 502	15, 773	5, 237, 780	209, 888	95. 2	94. 8	96. 7	97. 1
	現	138, 237, 847	1, 696, 596	136, 317, 443	1, 643, 775	0	-	2,600	169	1, 917, 803	52, 652	83. 4	83. 3	98. 6	98.7
21	繰	5, 187, 094	185, 131	1, 253, 496	38, 830	0	-	271,034	16, 195	3, 662, 564	130, 106	112.6	111.0	24. 2	24.5
	計	143, 424, 942	1, 881, 727	137, 570, 940	1, 682, 605	0	-	273, 634	16, 364	5, 580, 367	182, 758	84. 2	83. 5	95. 9	96.7
	現	133, 194, 739	1, 661, 523	131, 674, 176	1, 607, 893	0	_	2, 852	110	1, 517, 710	53, 520	96. 4	96. 6	98. 9	98.6
22	繰	5, 557, 388	207, 398	1, 390, 478	48, 570	0	_	316, 859	14, 832	3, 850, 050	143, 996	107.1	110. 9	25. 0	24. 2
	計	138, 752, 128	1, 868, 921	133, 064, 654	1, 656, 463	0	-	319, 711	14, 942	5, 367, 761	197, 516	96.7	96. 7	95. 9	95. 9
	現	134, 021, 296	1, 640, 990	132, 506, 243	1, 586, 742	0	_	2, 967	116	1, 512, 085	54, 132	100.6	100.6	98. 9	98. 9
23	繰	5, 260, 629	195, 257	1, 292, 821	44, 058	0	-	348, 562	16, 044	3, 619, 246	135, 155	94.7	93. 0	24. 6	25.0
	計	139, 281, 926	1, 836, 247	133, 799, 065	1, 630, 800	0	-	351, 530	16, 160	5, 131, 331	189, 287	100.4	100.6	96. 1	95. 9
	現	135, 466, 847	1, 602, 907	134, 345, 851	1, 573, 435	0	-	1, 759	40	1, 119, 236	29, 432	101.1	101.4	99. 2	98. 9
24	繰	5, 170, 866	181, 511	1, 286, 277	39, 705	0	-	516, 741	16, 705	3, 367, 847	125, 101	98. 3	99. 5	24. 9	24.6
	計	140, 637, 713	1, 784, 418	135, 632, 129	1, 613, 140	0	-	518, 500	16, 745	4, 487, 083	154, 533	101.0	101.4	96. 4	96. 1
	現	137, 737, 059	1, 586, 600	136, 649, 498	1, 563, 122	0	_	13, 854	71	1, 073, 706	23, 407	101.7	101.7	99. 2	99. 2
25	繰	4, 491, 837	166, 134	1, 092, 256	37, 359	0		454, 476	15, 740	2, 945, 105	113, 035	86. 9	84. 9	24. 3	24. 9
	計	142, 228, 897	1, 752, 734	137, 741, 755	1,600,481	0	-	468, 330	15, 811	4, 018, 811	136, 442	101.1	101.6	96.8	96.4
	現	142, 790, 546	1, 616, 080	141, 762, 017	1, 591, 469	0	-	2, 082	70	1, 026, 446	24, 541	103.7	103. 7	99. 3	99. 2
26	繰	3, 922, 079	139, 812	1, 055, 687	32, 299	0	_	410, 397	15, 326	2, 455, 995	92, 187	87.3	96. 7	26. 9	24. 3
	計	146, 712, 625	1, 755, 892	142, 817, 704	1, 623, 768	0	-	412, 479	15, 396	3, 482, 442	116, 728	103. 2	103. 7	97.3	96.8
	現	158, 990, 608	1, 618, 852	158, 012, 313	1, 594, 933	0	_	1, 785	44	976, 509	23, 875	111.3	111.5	99. 4	99.3
27	繰	3, 413, 352	121, 876	945, 407	30, 283	0		392, 511	13, 942	2, 075, 432	77, 651	87.0	89. 6	27.7	26. 9
	計	162, 403, 960	1, 740, 728	158, 957, 721	1, 625, 216	0	-	394, 297	13, 986	3, 051, 942	101, 526	110.7	111.3	97. 9	97.3
	現	151, 812, 217	1, 685, 058	150, 982, 289	1, 661, 916	0	-	1,010	45	828, 917	23, 097	95. 5	95. 6	99. 5	99. 4
28	繰	3, 074, 057	107, 869	802, 323	26, 695	0	-	333, 511	10, 340	1, 938, 223	70, 834	90.1	84. 9	26. 1	27.7
	計	154, 886, 275	1, 792, 927	151, 784, 613	1, 688, 611	0	-	334, 521	10, 385	2, 767, 140	93, 931	95.4	95. 5	98.0	97.9

(県提出資料より作成)

直近10年間(平成19年度~平成28年度)の県税調定額を確認した。



平成19年度県税調定総額は178,954百万円であったが、その後漸減の状況にあった。アメリカ、リーマン・ブラザーズが経営破綻し、いわゆるリーマン・ショックが起きたのが平成20年であり、日本経済にもその影響は大きく、熊本県の県税収入にも影響があったと言える。

平成 23 年度頃から県税収入に回復基調がみられるが、平成 28 年度は、熊本地 震の影響で平成 27 年度を下回る結果となっている。

税目の構成割合について推移をみると下記のとおりである。熊本県における県 税の主税目は県民税(個人・法人)、事業税(個人・法人)、地方消費税、自動車税 等である。

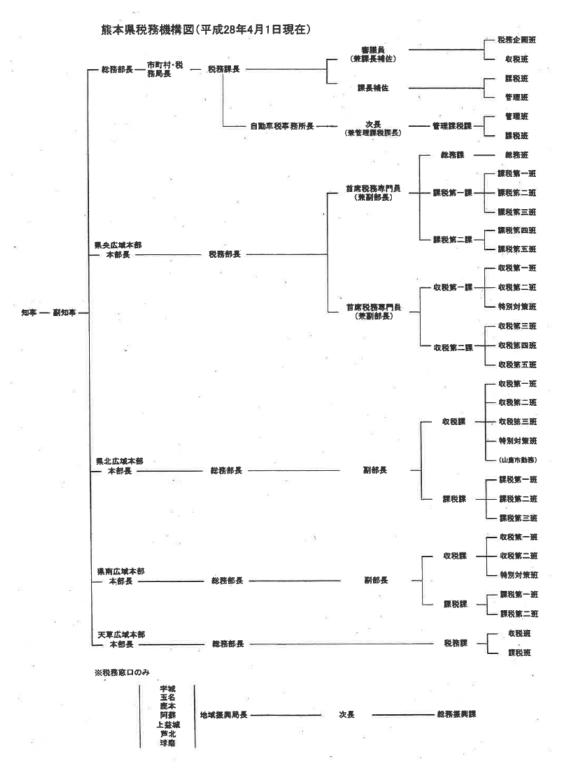


#### 2) 県税事務に関する組織及び配置人数等について

#### (1) 熊本県税務機構図

平成25年4月1日より、地域振興の推進や住民サービスの提供を効果的・効率的に果たしていくため、地域振興局の広域体制を整備し、地域振興局を束ねる広域本部を設置している。

広域本部化により税務部門においても組織の見直しが行われ、熊本県税事務所が 廃止された。県央広域本部では税務部があるが、県北、県南及び天草の各広域本部 では税務関係は総務部となっている。また、課では県央広域本部では総務課、課税 第一課、課税第二課、収税第一課、収税第二課。県北及び県南の各広域本部では課税課、収税課。天草広域本部は税務課となっている。



(県提出資料より)

# (2) 各広域本部等管轄区域及び税務職員数

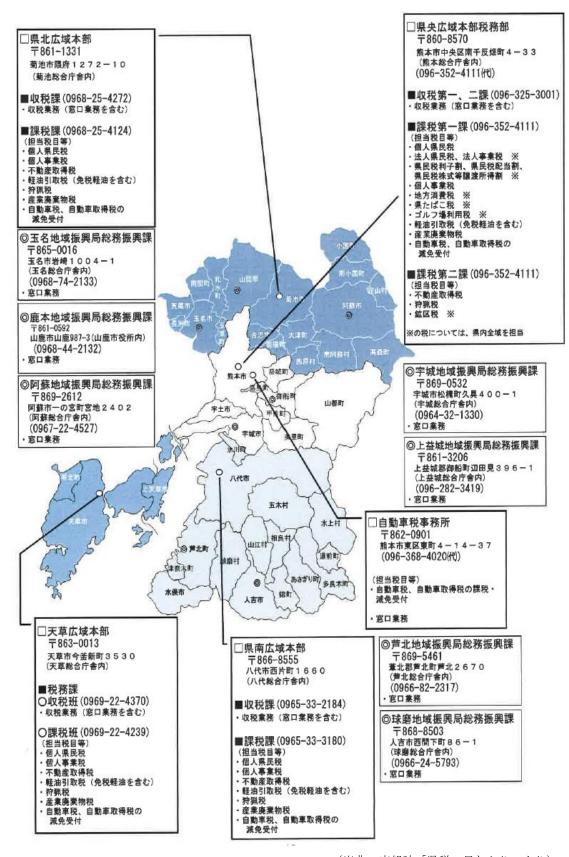
平成 25 年4月からの組織変更を受けて熊本県における税務所轄職員定数は下記のとおりになっている。

熊本県税務管轄一覧(平成28年4月1日現在)

名称	課	管轄区域	職員定数
総務部 市町村・税務局	税務課	-	20
県央広域本部税務部	総 総 課 親 税 第 二 課 収 税 第 二 課 収 税 第 二 課 収 税 第 二 課 果 以 成 第 二 課 二 課 二 課 二 課 二 課 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	熊本市 宇土市 宇城市、 下益城郡 (美里町) 上益城郡 (御船町 嘉島町 益城町 甲佐町 山都町) 県下一円 (法人二税・県民税・利子税・県民税配当割・ 県民税株式等譲渡所得割・地方消費税・ 県たばこ税・ゴルフ場利用税・鉱区税)	94
県北広域本部 総務部	収税課課税課	荒尾市 玉名市 山鹿市 菊池市 阿蘇市 合志市 玉名郡 (玉東町 和水町 南関町 長洲町) 菊池郡 (大津町 菊陽町) 阿蘇郡 (南小国町 小国町 産山村 高森町 南阿蘇村 西原町)	48
県南広域本部 総務部	収税課課税課	八代市 人吉市 水俣市 八代郡 (氷川町) 芦北郡 (芦北町 津奈木町) 球磨郡 (錦町 あさぎり町 多良木町 湯前町 水上村 相良村 五木村 山江村 球磨村)	29
天草広域本部 総務部	税務課	天草市 上天草市 天草郡(苓北町)	13
自動車税事務所	管理課税課	県下一円(自動車税、自動車取得税)	19
宇城地域振興局	総務振興課	窓口のみ	
玉名地域振興局	総務振興課	窓口のみ	
鹿本地域振興局	総務振興課	窓口のみ	
阿蘇地域振興局	総務振興課	窓口のみ	
上益城地域振興局	総務振興課	窓口のみ	
芦北地域振興局	総務振興課	窓口のみ	
球磨地域振興局	総務振興課	窓口のみ	

合計223名 再任用職員、 育休代替職員 含む

(県提出資料より作成)



(出典:広報誌「県税の早わかり」より)

## (3) 税務課事務分掌

総務部市町村・税務局税務課の主な事務分掌は次のとおりである。

#### ① 税務課

- 県税に関すること。
- 地方法人特別税に関すること(収入調定及び国への払込みに関することに限る)。
- 税理士に関すること。
- ふるさとくまもと応援寄附金に関すること。
- 自動車税事務所に関すること。

他

#### ② 税務課税務企画班

- 議会本会議における質問・答弁の取りまとめ、その他連絡調整に関する こと。
- 定期監査、決算特別委員会に関すること。
- 文書の収受、管理、引継ぎに関すること。
- 県税の広報に関すること。
- ◆ 条例・規則・規程の制定・改正手続きに関すること。
- 事務改善に関すること。
- 国等への要望に関すること。
- 税務諸統計及び資料収集に関すること。
- ふるさとくまもと応援寄附金に関すること。

他

## ③ 税務課収税班

- 議会対応に関すること。
- 争訟、審査請求に関すること。
- 危機事案に関すること。
- 収税マニュアルの加除、整理、改正等に関すること。
- インターネット公売に関すること。
- 高額、悪質滞納事務事案の滞納整理状況報告に関すること。
- 県税調定収入月報(国、各県)に関すること。

他

# ④ 税務課課税班

- 地域振興局における課税窓口業務に関すること。
- 予算に関すること。
- 調定見込みの取りまとめに関すること。
- 課税班長等会議に関すること。

- 事務指導に関すること。
- マイナンバーに関すること。
- 交付税算定資料の取りまとめに関すること。 他

# ⑤ 税務課管理班

- ハードウェア・ソフトウェア・ネットワークに関すること。
- ◆ 共通サブシステムに関すること。
- 運用管理業務委託に関すること。
- システム改修契約に関すること。
- 県税システム更改に関すること。
- 指定金融機関等との連携に関すること。
- 地方公共団体情報システム機構に関すること。 他

# 2. 監査結果の詳細

# 1)「県税システム」について

# 1. 県税システムの概要

(1) 電算システムの変遷

くまもと県税システム(くまタックス)は、熊本県として収税する各種税金の賦課・徴収等に関する各種事務を取り扱うシステムである。

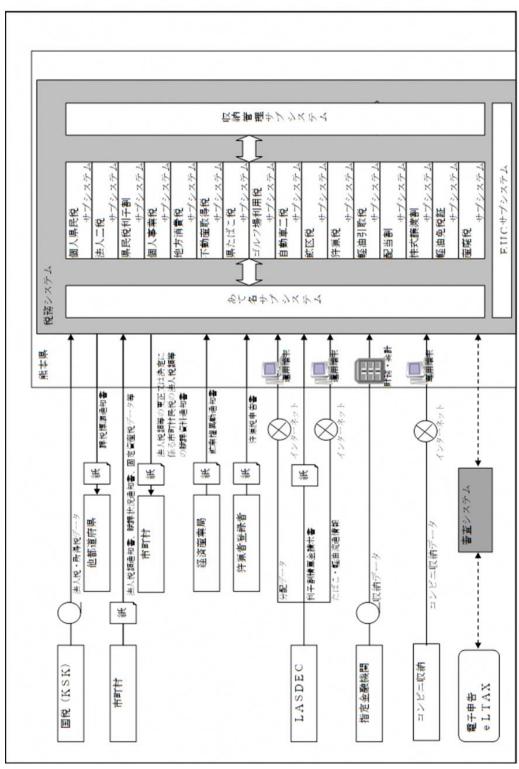
県税関係の処理において利用している電算システムの変遷は以下のとおりとなっている。

年月	事項
昭和 42 年 1 月	熊本県に電子計算機導入
昭和 42 年 10 月	自動車税の賦課事務の電算処理開始
昭和53年2月	自動車税のオンライン照会業務開始
昭和56年4月	法人二税の課税システムを電算化
昭和61年4月	【県税事務オンラインシステム第一】運用開始
	(法人二税、個人事業税、県たばこ税、狩猟者登録税、
	入猟税、個人県民税)
昭和63年4月	【県税事務オンラインシステム第二】運用開始
	(不動産取得税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、鉱
	区税、軽油引取税、県民税利子割)
平成6年4月	【自動車税オンライン新システム】運用開始
	【自動車取得税システム】運用開始
平成 15 年	新システム開発に着手 全面再開発
平成 18 年 4 月	【くまもと県税システム(くまタックス)】 運用開始
平成 22 年度	国税データの電子的送付対応
平成 23 年度	課税業務の集約対応
平成 25 年度	収税業務の集約対応、コンビニ納付税目の拡大
平成 27 年度	マイナンバー対応
平成 28 年度	クレジット納税対応
「百利士役」し、こ	// ボンロー ) 【   白利士氏用位 / ロー ) 【 ナーの / ロー ) )・

【自動車税オンライン新システム】【自動車取得税システム】までのシステムについては、県独自に開発したいわゆる汎用型(ホスト型)システムであったが、平成18年より稼働している【くまもと県税システム(くまタックス)】以降については、パッケージソフトをベースに熊本県独自のカスタマイズを加えたものを利用するオープン型システムとして運用している。

システムをパッケージ化したことで、従前の【県税事務オンラインシステム】の ように個別の税目別にシステムを開発するのではなく、ほぼすべての税目につい て同一のシステム上で処理ができるようになっている。

- (2) システムの構成
  - ① システム概要図



(県提出資料より)

県税システムは内部に複数のサブシステムを包含しており、共通基盤となる サブシステムと、個別の業務を行うサブシステムとに分かれている。また必要 に応じて外部システムとのデータ連携も行っている。以下、各サブシステムに 関する概略を説明する。

## ② 個別業務サブシステム

個人県民税、法人二税等の業務ごとにサブシステムが分かれており、それぞれの税目に応じた賦課、徴収等の業務に利用する。

申告、賦課、徴収等の方法は税目ごとに異なるため、サブシステムも税目ごとに細分されているが、処理を行った結果は県税システム内のデータベースにまとめて保管されており、後述するEUCサブシステムでの利活用や、あて名データ等の一元化が可能になっている。

#### ③ 共通サブシステム

## • あて名サブシステム

納税者の管理に利用するシステム。具体的には課税客体、納税者、法人代表者等、納税者に関する基本情報を管理する。これらの情報を元に、各種書類作成時のあて名作成や名寄せ等の業務を行う。

#### • 収納管理サブシステム

個別業務サブシステムで作成されたデータを元に調定データを作成する とともに、収納データの消込、訂正、チェック等の管理業務を行う。還付や 猶予、督促、不納欠損の処理や、月次統計、年次統計といった統計処理も行 える。

# • EUCサブシステム

税務業務の担当者が、税務に関する情報を取得し、各種分析等を実施するためのサブシステム。メインとなる各業務サブシステムのデータベースのレプリカ(複製)を取り、必要なデータをまとめて閲覧・取得できるようにしたもの。税務に関する各種データは、税目を問わず本システムを通じて取得することができる。また、基幹サーバ(個別業務サブシステムを稼働しているサーバ)とは別のサーバで運用されているため、非常時には基幹サーバのバックアップの役割も果たす。

なお、「EUC」は"End User Computing "の略。

#### ④ 外部システムとの連携

システム概要図に示したとおり、外部システムとのデータ授受も行われている。主な授受データは以下のとおり。

- 国税システム:法人税、所得税の所得額等の情報
- 市町村:市町村で取り扱っている税金の税額情報等
- 地方公共団体情報システム機構(旧・地方自治情報センター【LASDE

- C】):地方消費税等の分配データ、たばこ・軽油の流通情報等
- 指定金融機関・コンビニ収納取扱機関:税金の収納データ
- e L T A X:電子申告にて受領した地方税の申告データ

## 2. 県税システムに関する問題点

県税システムでは上記のとおり県税に係る処理全般を扱っているが、以下では個別の業務処理に関する問題点とは別に、システム全般に関する問題点と課題について述べる。

なお、現状と問題点の記載に当たっては、「監査基準委員会報告書 315 企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」(平成 23 年 12 月 22 日 日本公認会計士協会)の A92 項に記載されている I T全般統制の構成要素を参考に、4 点に分類したうえで検討した。

- ① システムの取得・開発に関する事項
- ② システムの運用管理に関する事項
- ③ システムの変更に関する事項
- ④ システムのセキュリティに関する事項

以下、上記項目ごとに監査時に把握した概要とともに、問題点および今後の課題について記載する。

① システムの取得・開発に関する事項

#### 【現状】

「電算システムの変遷」の項目でも触れたとおり、現在稼働しているシステムは、旧システムの老朽化に伴いこれを置き換えることを目的として、平成 15 年ごろから開発を開始し、平成 18 年 4 月に稼働を開始している。開発時の契約内容については以下のとおり。

項目	内 容
契約額	617,400 千円 (ソフト開発費)
開発期間	平成16年7月1日から、平成18年6月30日まで
開発形態	委託開発
委託内容	システム開発に関しては、機能の基本部分はパッケージ
(概略)	化されているため、主に熊本県の運用に合わせたサブシス
	テムのプログラム開発やパッケージのカスタマイズが中
	心。
	その他、データ移行作業及び関連図書の作成等開発周辺
	業務が含まれる。

開発に際しては一般競争入札を実施し、その結果A社が落札し契約している。 委託内容に記載のあるとおり、県税システムの基本部分に関しては既に開発業者 がパッケージとして開発した後のものであるため、一から開発する場合と比較して 開発期間の短縮が図れるとともに、これに伴う委託費の低減が図れるというメリットがある。反面、システムの基本部分がすでに出来上がっていることから、ユーザ 側の希望する機能を付加する場合には、開発時の要件定義の際にこれらの機能を明 記し、開発業務の内容に含めておかなければならない。これが漏れてしまうと、シ ステムの稼働後機能追加に関する追加費用が発生してしまう。

なお、A社に対して支払った委託費の平成23年度から平成27年度までの5年間の状況をまとめると以下のとおりである。

(単位:千円)

項目\年度	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	5年間計
	年度	年度	年度	年度	年度	
運用・保守	81,006	94, 346	102, 637	105, 281	82, 850	466, 122
システム改修	149, 268	162, 366	111, 892	124, 048	178, 187	725, 762
合 計	230, 274	256, 713	214, 529	229, 330	261, 037	1, 191, 885
(うち、制度改正 対応改修費用)	13, 734	28, 539	14, 868	95, 925	158, 293	311, 360

※上記委託費のうち、平成26年度以降、制度改正対応改修費用が増加しているが、その主な理由 はマイナンバー制度対応による改修費用となっている。

法制度改正対応以外の主な改修内容としては、収税対象金融機関を増やすための機能改善や、システムで使用する画面の改修等、既存システムに対する機能追加を行うものである。

上記のとおり、過去5年間に要したシステム改修費用は7億円を超えており、当初のシステム調達費用を大幅に上回っている。また、法制度改正等、システムユーザ(熊本県)側の都合に拠らないシステム改修を除いても、その費用は4億円を超えている。これら、法制度改正以外の改修項目の主なものは以下のとおりになっており、中には本来システム開発時に将来的に追加する機能として仕様を考慮できたのではないかと思われるものも含まれている。

改修年度	金額 (千円)	内容	
平成 24 年度	15, 351	自動車税の口振にゆうちょ銀行を加え、金融機	
		関とのデータ交換フォーマットを変更し、定期賦課後に	
		口振対象車両を追加できる改修を行う。	
	5, 517	決算前の未消し込みデータ入力の制限、収納照	
		会画面の表示内容追加、審査システムと申告県	
		税システム操作の統一等を行う。	
平成 25 年度	13, 146	自動車税に加え、個人事業税、不動産取得税に	

		ついてもコンビニでの支払が可能となる改修
	10, 836	自動車二税等業務機能改善(納税義務者変更機
		能追加、減免更新帳票、検索、個人県民税調定
		額登録の仕様変更等)
	3, 969	収納管理等機能改善(納税証明書作成画面、処
		分情報表示、徴収段階別調、法人県民税初期表
		示条件の変更等)
平成 26 年度	10,000	自動車税口座振替手処理分の自動振替への変
		更、納付書印字内容の変更、法人二税申告書発
		送一覧表の出力項目追加等
	14, 904	自動車税納付確認システムとの連携機能追加
平成 27 年度	19, 893	e L T A X を利用した電子申請・届出の利用拡
		大

例えば、上記機能追加の中でも、他システムとの連携機能の追加や、画面表示内容の追加等、本来システム開発時に十分な要件定義期間を設けていれば機能の必要性に気づき、開発時に盛り込めた機能もあるように思われる。システムの開発時には、ユーザ側からの要望に応じて要件定義を行い、これに沿って開発を行うことがほとんどである。県税システムの場合、もともとパッケージ化されていたソフトに熊本県独自の仕様を含めて制作されているがカスタマイズできる範囲が限定され、県が要望する独自仕様を柔軟かつ十分に反映できなかったのではないか。

上記過去5年間におけるシステム改修の中でも、特にコンビニ支払可能な税目追加の対応については、システムの稼働当初から付加機能として導入されていてもおかしくない機能である。

当初からこれらの機能をシステム開発時の要件定義に含めていれば、他の業者との価格競争が働き、より安く開発ができた可能性があるが、「3.システムの変更に関する事項」で述べるとおり、改修費用については随意契約での調達となっているため、改修費用が高止まりとなっている可能性がある。

#### 【意見】

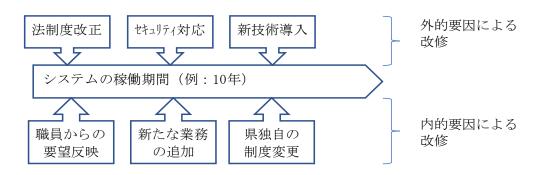
システムを開発する際に将来的に必要となる機能として仕様を十分検討できたものもあると思えるが、それらの検討が十分に行われず、結果としてシステム導入後の追加費用が発生している可能性があるため、要件定義には十分な期間を設けるべきである。

#### 【改善策】

システム導入時において、将来の改修計画をある程度立案し、これを含めた契約 内容にするように検討する。

県税システムは平成18年に稼働しており、導入から10年が経過している。仮に

この10年をシステムの寿命(稼働期間)と見た場合に、稼働期間中に見込まれるシステムの改修内容は以下のようなものが挙げられる。



これらのうち、外的要因による改修は、システム開発時点では容易に想定のできない機能の追加によるものである。例えば、

法制度改正: 法令に基づく新たな税制の制定、既存税制の変更

セキュリティ対応: ネットワークやソフトウェア上で新たに発見された脆弱性

への対応

新技術の導入 : 新たな決済・収納制度(クレジット・電子マネー等)への対

広

等がある。これに対し、内的要因による改修は例えば、

職員からの要望 : 画面の見栄え、操作感覚、誤入力防止等の機能追加

新たな業務の追加: 窓口での収納業務の拡大・縮小、滞納増加による滞納管理機

能追加

県独自の制度変更: 県税の税率変更、県独自の税制追加・廃止等 等が挙げられる。

これらのうち、職員からの要望による改修は、システム導入前に十分ユーザ側でテストをすることで開発時点での機能に追加ができる可能性もある。また、新たな業務の追加や制度変更は、事前にその計画を明確にしておき、システム開発時にこれらの改修があることをあらかじめ織り込んで要件定義に含んでおけば、当初開発の契約時にこれらも含めて競争入札にかけることができる。また、外部要因による改修の一部についても、例えば向こう1年間に見込まれる税制改革の内容が概ねわかっているのであれば、その改修内容も可能な限り当初の要件の中に含めることもできるのではないか。

② システムの運用管理に関する事項

#### 【現状】

(ア) システムの稼働状況

システムの稼働以降、関連業務が完全に停止するような大規模なトラブルは 発生していない。なお、熊本地震に際しても本システムはほとんど被害を受け ておらず、正常に稼働を続けている。

日次、月次の処理は事前にスケジュール化されており、定型処理については ほぼ自動で処理が行われる。これとは別に随時処理が必要なものが生じた場合 には、県庁内に常駐する開発業者職員(SE)が処理を行う。

# (イ) システムの保守・監視体制

前出のSEがシステムの監視及び日常的な保守にも当たっている。日常業務で発生する、データやプログラムの軽微な修正も当該SEが行っている。「3.システムの変更に関する事項」で取り扱うような大規模なシステムの変更については、別に開発チームが編成されて対応している。

システムの使用方法や問題点に関しては、まずユーザ自身がマニュアルで確認し、そこで解決しない場合には本庁税務課のシステム担当者へ問合せし、それでも解決しない場合には、本庁から開発業者に対応を依頼する体制となっている。

## (ウ) システムの使いやすさ (ユーザビリティ)

今回の監査にあたり、システムを実際に使用している税務関係職員に対し、「県税システムに関するアンケート」として以下の要領でアンケートを実施した。

# <アンケート内容(要約)>

# ■県税システムに関するアンケート

- 1. 貴部署の各ご担当者が、県税システムを使用していて気付いた問題点について記載して下さい。
- 2. 各ご担当者の視点から、問題点に対する改善提案がありましたら、併せて記載してください。
- 3. 本アンケートは、包括外部監査の一環として、実際に県税システムを使用して作業をされている作業担当者(システムユーザー)に対し、システムの使用感を確認するとともに、システムの使用性(ユーザビリティ)を調査するためのものです。

# ※ご回答部署名: ○○広域本部 ○○課

税目	問題点	改善提案

アンケートの結果、全部で32個の意見があり、主な意見の内容ごとに集計した結果は以下のとおりであった。

意見の内容	件数
ア,システム上の仕様に起因する問題点等	19 件
イ. ユーザ側の運用に起因する問題点等	12 件
ウ. 外部とのデータのやり取りに起因する問題点等	1件

具体的な意見の内容を例示すると以下のようなものである。

<ア.システム上の仕様に起因する問題点等>

No.	対象業務	ユーザが「問題点」とした内容
1	収納	現在、充当されて還付額が0円になった場合で委任状が
		提出されていた場合は、業者宛の通知は還付額などが
		「*」で埋められて内容が分からないために、還付通知書
		の中から該当の通知書を引き抜いて、別に通知書を作成
		している。
2	自動車税	送金通知書印刷では、委任払い分と県外送付分以外は、ひ
		とまとめに印刷される。
		通知書は毎月 5,000 件程度あり、内容によって、添付す
		る通知書、案内のチラシなどが違う上に、内容のチェック
		も行ったうえで、封緘作業・郵便局への取り次ぎまで行わ
		なくてはならない。
3	全税目	全般的に入力欄が小さすぎる。(特に収納検索画面)
4	全税目	納付書の印字が小さいため、金額等見えづらい。

これらの問題点は、システム上出力される書類の様式あるいは出力方法等を変更しなければならないため、問題点に対応するためにはシステムの改修が必要になる。中には画面表示に関する事項等、システムの基本に係る部分もあり、当該問題点はシステムの使いやすさの観点からは早めに意見を吸い上げて、対応してよいものと考えられる。

<イ. ユーザ側の運用に起因する問題点等>

No.	対象業務	ユーザが「問題点」とした内容
5	全税目	帳票出力画面の帳票一覧表示条件設定が細かく設定でき
		ないため、確認したい帳票の発見に時間を要している。
6	軽油引取税	未納や滞納処分等の情報がリンクしていない。
7	自動車税	収納照会から納税者番号・名称で検索して自動車税の情
		報を確認した場合に、自動車税収納状況照会結果より確
		認できる情報が少なく、別窓で自動車税収納状況照会画
		面を開く必要があり手間がかかる。

これらの「問題点」とされているものは、実際にはほかの機能で代替できるか、あるいはシステムの使い方によっては同様の効果が得られるものである。例えば必要な情報を複数の画面で表示できる機能を利用して、複数の操作画面を同時に表示して利用することで、上記の問題点を解消するのと同じような効果が得られるのだが、そのような手段があることが、ユーザに周知されていないためにユーザが不便を感じているものと思われる。

# 【意見】

システムの運用・改善に当たっては、使いやすさにも重点を置いて改善すべきである。

システムの使いやすさの向上は、ユーザの操作誤りに起因するエラーを防止する うえで有用である。例えば、上記問題点例示の No, 3 では、画面の文字が小さいとい う点が挙げられているが、文字の小ささは単に作業効率低下につながるだけでなく、 数字の読み誤りによる課税額の誤りにつながる可能性もある。

また、項番5~7にあるような情報確認に関する手間の増大は、当該手間を省き たいというユーザの誘因につながり、結果として当該業務を省略することによる重 要なチェック業務の漏れや誤りにつながる可能性がある。

# 【改善策】

上記問題点に対応するためには、

- (ア)制度変更等によるシステム改修の他、定期的にユーザからの要望を吸い上げ、 重要と思われる点については、改修を行う。
- (イ)ユーザヘルプデスクを設置し、ユーザからの問題点の報告や要望に対して、運用面でカバーできるものについては、当該ヘルプデスクにおいて運用方法をその都度ユーザに指導する。また、要望と対応状況をまとめたFAQを作成するとともに、随時更新を行う。

といった対応が考えられる。

- (ア)については、今回実施したアンケートのような形でユーザから意見を聴取 し、その中から特に重要度の高いものを優先的に実施すべきである。ただし、全て の意見をシステム改修で実現することはシステムの肥大化を招くとともに、予算・ 時間の制約からも現実的ではない。したがって優先度の順位としては例えば、
  - ・今、その改修が必要か(実施の時期の適時性)
  - ・改修することで重大なミスがどれだけ減らせるか(エラーの削減)
  - ・ 改修に際して要する予算と時間はどの程度か (費用の多寡)
  - 運用方法の改善で対応できるか(代替手段の有無)

といった指標でユーザからの要望を順位付けして、重要度が高いものから実施する、 といったルール化が必要である。

(イ) については、(ア) で対処しきれないユーザからの要望を、運用面でカバー

するためのものである。現状では本庁の職員が一時的にその相談にあたるようになっているが、よりシステムに近い者が直接その対応に常時当たることができるようにすることで、よりシステムを有効活用できる可能性が高くなる。

## ③ システムの変更に関する事項

#### 【現状】

ユーザからの要望に対し軽微な改修で対応できるものであれば、常駐するSEが 日常保守の範囲内で対応するが、大規模な改修が必要な場合は、別途システム改修 に関する業務委託契約を結び、改修を行っている。

大規模な改修はほとんどの場合、税法の改正や新税制の導入時に発生する。その 他、クレジット納付機能の付加等、収納業務の改善に関する改修も行われる場合が ある。このような大規模改修業務は通常保守業務の範疇には含まれない。

システム改修に関しては、プログラムの著作権およびシステムに精通していること等を理由にシステムを開発した業者であるA社が請け負うことが多く、多くの場合地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号および熊本県会計規則第 95 条第1項第1号の規定により単独随意契約として発注されている。

なお、平成28年度を例にとると、同年度中に随意契約としてA社と契約した内容は以下のとおりである。

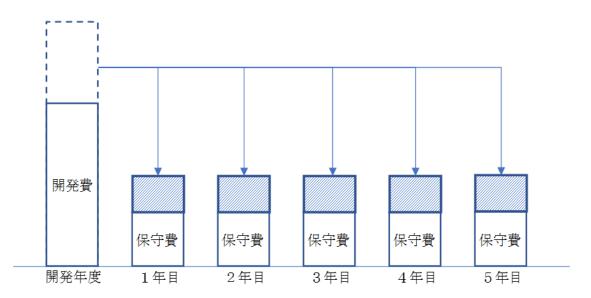
(単位:%)

委託事業名	契約金額	予定価格	落札率
平成 28 年度くまもと県税システム及び電子			97. 7
申告審査システム運用管理業務			91.1
平成 28 年度くまもと県税システム改修(ク			87. 2
レジット納付対応)業務委託			81.2
平成 28 年度くまもと県税システム改修(自			
動車税・自動車取得税減免通知書等) 業務委			97.5
託			
平成 28 年度くまもと県税システム改修(税	<b>マウ無物</b> )	チボハギ	
制改正最高裁判決·延滞金算定対応等) 業務	予定価格は	よ非公衣	97. 6
委託			
平成 28 年度税務システム改修(税制改正に			97. 4
係る自動車税環境性能割対応等) 業務委託			97.4
平成 28 年度くまもと県税システム改修(災			07. 5
害対応等) 業務委託			97. 5
平成 28 年度くまもと県税システム改修(税			07.7
制改正に係る自動車二税対応等)業務委託			97. 7

上記については、単独随意契約となっていることから、競争原理が働かないため

予定価格に対する落札率が高くなる傾向にある。

システム調達時に一般競争入札により低価格でシステムを調達したとしても、その後の保守・改修業務が随意契約になることが確実ならば、システム開発を受注する側としては「システム開発は多少低価格で受注したとしても、その後の保守・改修業務でその分を取り戻せればよい」という考え方になりやすい。仮にこのような考え方で契約した場合の開発費と保守・改修費の関係を図示すると、以下のとおりになる。



一般的に業者の側から見れば開発については赤字で受注したとしても、その後のシステム運用期間における保守費を確実に受注できるのならば、そこで赤字分以上の収入を確保できれば、トータルで黒字を確保できる。また、同じシステムを長期間にわたって利用すればするほど、業者にとっては長期間にわたり安定した収益を確保することができる。逆に、発注する側から見れば、保守期間が長くなればなるほど競争の働かない環境で費用を払い続けなければならない。

#### 【意見】

保守費用に関しても競争が働くように契約方法を見直すべきである。

#### 【改善策】

(ア) 保守・改修契約をその都度別の業者でも行えるようにする。

著作権の関係で他の業者による保守・改修ができないのであれば、他の業者でも保守等ができるように熊本県がプログラムの著作権を保有できる形で開発をすることが考えられる。この場合、もともと業者が所有するパッケージを使用せず、一からシステムを構築することになるため当初開発費用が高くなる可能性もあるが、システムの改変はシステム所有者側で自由に行うことができるため、その後の改修や機能付加に関する制約が少なくなるという利点もある。

(イ) システム開発時に保守契約を含んだ開発契約とする。

システムで利用するプログラムに関する著作権等の関係で、システムを開発した業者しか保守・改修ができないのであれば、当初開発時にあらかじめシステムの運用期間を定めておき、その期間における保守・改修契約も含めて競争入札とすることが考えられる。1年間にどの程度の保守・改修費用がどの程度かかるかを見積り、システム開発時に開発費用とともに必要な年数分の保守業務も契約内容に含めれば、保守契約も競争の対象となる。

保守契約で対応できないような大規模なシステム改修や、緊急に対応が必要になった場合については、保守業者と協議して追加発注をかけるといった対処をすればよい。この場合も、通常の保守業務の中で対処すべき軽微な改修とそれを超える大規模改修作業との区別を明確にできるよう、契約内容で定めておく必要がある。

複数年にわたる保守契約を入札の対象とする場合、保守期間内に実施する保守作業内容を十分精査したうえで債務負担行為の設定を行なうことが必要である。

なお、実際に他県ではシステムの調達に関して、長期継続契約を認めている事例がある。ある県の報告書では、システムに関連する業務を長期継続することによるメリットとして、以下のような効果が見られたことも挙げている。

[	
委託業務名	コンピュータセンターの入出力装置操作業務
[所属名]	[総務局・情報システム課]
業務の内容	電子計算組織における出入力装置の操作、出入力帳票・
	出入力記憶媒体等の受け渡し等を行う業務
長期継続契約に関	平成 21 年度の単年度契約に比べ、契約金額が 20.3%低
する所属の説明	下した

(同上報告書7ページより抜粋)

一概に長期継続契約が効率的とは断言できないが、他県で実施している例がある ことから、次回のシステム更新時にはシステム開発と同時に保守契約を長期契約と して一括して、一般競争入札とすることを検討してはどうか。

④ システムのセキュリティに関する事項

(ア)ネットワークセキュリティ

## 【現状】

県税システムは県庁ネットワーク内で運用されており、外部からのアクセスはできないようになっている。前述のとおり、国税システム等他の機関とのデータ授受は発生するが、これらの授受には主に総合行政ネットワーク(LGWAN)といった外部に公開されていないネットワークを利用し、もしくは媒体でデータを授受

するといった対応をとっているため、基本的にネットワークにアクセスする権限が なければ県税システムにアクセスすることはできない。システムにアクセスした際 のログ (記録) は収集され、年1回程度確認をしているが、どのようなアクセスが 行われているか、不正なアクセスが行われていないか、といった観点での分析まで は行われていない。

## 【意見】

システムへのアクセスや、処理状況のログチェックは定期的に実施するべきである。

#### 【改善策】

ユーザのアクセスログや、システムでの業務処理状況のログの分析は、データの漏えいや改ざんを発見するために有用な手段であるとともに、ログの分析を適切に行っていること自体が、ユーザが情報を不正に入手しようとすることに対する抑止力になる。取得したログは膨大な量になるためすべてを分析することは困難かもしれないが、例えば事前に重要なログとして抽出するためのロジックを決めておき、これに従って抽出された取引だけでも週次、日次等短い間隔でチェックできるようにしてはどうか。

## (イ) I Cカードの管理

#### 【現状】

県税システムは各部署に設置してある県税システム用の端末を経由してアクセスするようになっており、該当する端末以外からは利用できないようになっている。システムにアクセスするためのキーとして、ICカードが利用されており、当該ICカードは税務担当の職員のみが所有している。ただ、未使用のICカードについては年度末に残数量を確認しているのみであり、購入、返却、紛失等の記録まではとっていない。

#### 【意見】

未使用のICカードを不正に使用されると、ユーザのなりすまし等によるシステムへの不正なアクセスを許す可能性がある。また、実際に不正なアクセスが発覚した場合に、どのICカードが不正に利用されたかの特定が難しくなる。

#### 【改善策】

I Cカードの管理に際しては残数量のみではなく交付管理簿等により日付ごとに発行・返却・紛失枚数を記録し、管理する。

# (ウ)ユーザ権限の管理

#### 【現状】

ユーザ権限も個別の職員ごとに割り当てられており、当該職員が担当する業務 以外のシステムにはアクセスできないように制限がかけられている。各職員の権 限は年に1度、部署異動の都度変更されるため、異動後に当該ユーザのIDでシス テムにアクセスしようとしても拒否される仕組みになっている。

ただし、年度途中で異動が生じ、アクセスする権限を持たなくなったユーザがいた場合でも、権限の消去は年に1回の異動の時期にまとめて行っている。そのため、このようなユーザがいた場合、当該ユーザの権限を何らかの形で不正に取得すれば、権限を持たないものがシステムにアクセスできる余地がある。

#### 【意見】

ユーザ権限の付与・消去はその都度実施すべきである。

#### 【改善策】

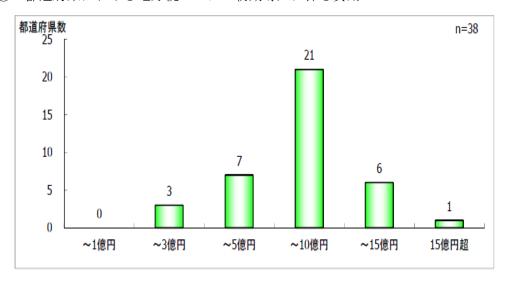
年次の異動の際以外で職員の異動等が生じた場合には、引継等が完了した時点で職員からその旨の報告を受領するようにし、その都度権限を変更もしくは消去する。

# 3. 今後のシステム開発・運用面での課題

(1) システムの開発・運用コスト

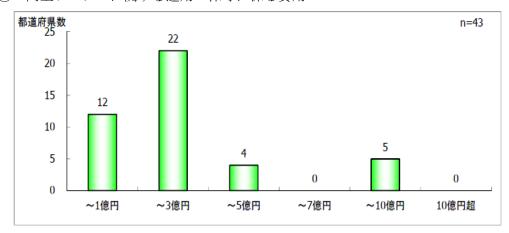
総務省が各地方自治体に税務関係のシステムに関するアンケートを実施し、その結果を平成24年1月20日に「地方団体の税務システム現況調査結果報告書」として公表している。これによると、各都道府県におけるシステムの開発・運用に係るコストの統計は以下のとおりになっている。

① 都道府県における地方税システム初期導入に係る費用



初期導入に係る費用	都道府県 回答数	構成比(%)
~1億円	0	0.0%
~3億円	3	7.9%
~5億円	7	18.4%
~10億円	21	55.3%
~15億円	6	15.8%
15億円超	1	2.6%
合計	38	100.0%

#### ② 同上システムに関する運用・保守に係る費用



運用・保守に係る費用	都道府県 回答数	構成比(%)
~1億円	12	27.9%
~3億円	22	51.2%
~5億円	4	9.3%
~7億円	0	0.0%
~10億円	5	11.6%
10億円超	0	0.0%
合計	43	100.0%

自治体の規模によってもかかるコストは異なるものと考えられるが、熊本県の場合、当初開発コストは約6億円、運用・保守に係るコストはおおむね2億円台前半で推移しているため、統計結果と比較して極端に多額となっているわけではない。

「2. 県税システムに関する問題点」の「③システムの変更に関する事項」に示したとおり、保守契約に競争入札を導入することでコストの低減が図れる余地もあるが、近年はシステム自体が複雑化するとともに、情報漏洩等セキュリティ対策の重要性が増していることもあり、システム運用に関するコストは上昇する傾向にあることは否めない。

#### (2) ユーザ側から見た使いやすさの向上

今回の監査に当たって、「2. 県税システムに関する問題点」の「②システムの運用管理に関する事項」で行ったアンケートにおいて、全体では32件の問題点および改善提案があった。これまで税務課においてはユーザからの個別の問合せには対応してきたものの、改めてユーザからシステムに関する意見を徴求したことがなかったため、システムに関するユーザ側の隠れた不満点が蓄積されている可能性がある。

加えて、今後働き手人口が減少する中、県庁においても人手不足が懸念されるとともに、経費の削減も避けられない状況であり、より人手を要しないシステムであることが求められる。

## (3) 今後に向けた課題

上記のような現状を踏まえ、今後税務システムを開発・運用するにあたっては以下のような点に留意してはどうか。

① システムの導入による業務効率化の指標を設定する。

前述のとおり、経済性の観点から、システム開発・運用のコストを極端に低下させることは今後より困難になるものと想定される。それにもかかわらず、システムをどういった形で有効に活用し、また改善していくかの指標がないため、システムの改修に関しても基本的には税制改正の内容をシステムに反映させているのみで、コストの割には職員の操作性があまり考慮されていない使いにくいシステムになっている可能性がある。

そこで、システム導入による業務の効率化を図るための指標を事前に設定し、これを達成すべくシステムの開発・運用コストを有効に利用する方策を検討すべきである。

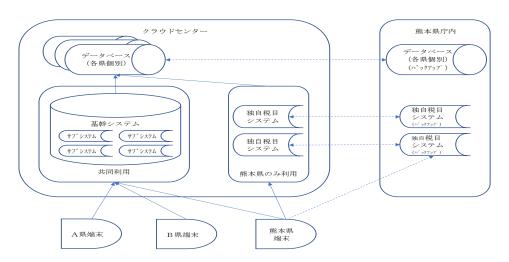
例えば、短期的目標としてユーザからのシステムに関する改善要望が一定件数以下になるようにシステムの改善にコストを充てる、長期的目標として、税務関連業務に要する人員配置の見直し、といった目標を立てる。これを目指してシステムの改善活動を継続し、実際に目標を達成できたか否かによってシステムの評価を行えば、コストを有効に活用できたかを判断するための指標になる。指標を達成できなかった場合には、その問題点を洗い出して次回のシステム更新時にこれを生かすことができる。

#### ② システムの共同利用について

近年はシステムの高度化および取り扱うデータの大容量化に伴い、システムの開発以上に保守に関するコストが増大する傾向にある。このコストは1つのシステムを1つの団体で使用する以上は、当該団体がすべて負担せざるを得ない。

これを軽減するため1つのシステムを複数の自治体で共同で利用する方 法を検討してはどうか。

## <クラウド化システムの共同利用イメージ図>



基幹となるシステムだけでも共通で利用することになれば、そのシステムに関するソフトウェア、ハードウェアに関する費用は、利用する自治体間で分担することができる。ハードウェアに関しては、処理容量や冗長性の確保等を考慮するとすべての自治体の有する機能を一つにまとめることは難しいが、ソフトウェアだけでも統合できれば、参加する自治体の分だけ開発費用及び保守費用は分担できる。

また、各県が現在所有するサーバを流用して、必要なデータのバックアップを取るようにすれば、システム障害時のバックアップ機能を持たせることも可能である。

上記はいわゆる SaaS (Software as a Service)、もしくは PaaS (Platform as a Service) といわれるクラウドサービスの形態に近いが、ソフトウェアの共有が難しいようであれば基幹となるハードウェアのみ共有する IaaS (Infrastructure as a Service)、といった形態も考えられる。

留意点として、共同利用する団体が独自の税目を有する場合は、それを別システムとして構築する必要があること、また、基幹システムとして共同利用するシステムについては、各県が独自の仕様を盛り込むことが難しいため、ある程度システムに合わせて業務を標準化する必要があり、結果として業務の再構築にコストと時間を要することになる可能性が挙げられる。

熊本県の現有システムは、基本部分は業者が開発したパッケージであるものの、同様のパッケージを基に開発したシステムを利用している自治体は他にないため現行システムの共同利用は難しいが、次期税務システムの開発においては、ベンダーが提供するパッケージが共同システムに対応する仕様であり、かつ、他県との調整・整合が取れるならば、基幹部分を共有化するシステムの導入を検討してはどうか。

# (4) まとめ

情報技術の進歩は今後も加速度的に進むものとみられ、税務関係システムにおいても新たな技術への対応が今後も必要になるとともに、技術の進歩に伴う外的 脅威への対処もますます重要となる。そのような中、現有のシステムが間もなく更 新すべき時期にあり、これらの課題に対処するとともに、ユーザ目線で使いやすい システムを目指すことで、業務の効率化ひいてはコストの有効な活用が求められ る。

これらを達成するためにも、システムの開発に当たってはコスト面での考慮をすることとともに、システムの運用により達成すべき目標を何らかの形ではっきりとさせたうえで、その後の運用・保守に関する指針を立てて有効な投資になることを期待する。

#### 2)「個人県民税(均等割・所得割、配当割、株式等譲渡所得割、利子割)」について

# 2-1)「個人県民税(均等割・所得割)」について

- 1. 個人県民税(均等割・所得割)の概要
  - (1) 納税義務者(地方税法第24条)
    - ① 県内に住所を有する者は、均等割額及び所得割額が課される。
    - ② 県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋 敷を有する市町村内に住所を有しない者は、均等割額が課される。

なお、②の「事務所、事業所」について「地方税法の施行に関する取扱について (道府県税関係)」(平成22年4月1日 総税都第16号)において次のように明示されている。

# 地方税法の施行に関する取扱について(道府県税関係)1章 6

- (1) 事務所又は事業所(以下6において「事務所等」という。)とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。この場合において事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事業であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものであるが、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的にのみに供されるものは、事務所等の範囲に含まれないものであること。
- (2) 事務所等と認められるためには、その場所において行われる事業がある程度の継続性をもったものであることを要するから、たまたま2、3か月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場作業所、仮小屋等は事務所等の範囲に入らないものであること。

#### (2) 均等割(地方税法第38条)

均等割とは、一定額以上の所得がある者に均等に課する税。

個人の県民税における均等割の標準税率は1,000円である(地方税法第38条)。 現在の熊本県における県税及び熊本市の均等割額は、それぞれ2,000円(標準税率1,000円に、超過課税分として熊本県独自の水とみどりの森づくり税500円及び復興財源税500円)と3,500円である。 均等割額に関し、九州圏内の県庁所在地及び愛知県のそれについて作表した。概 ね、同額である。

	九州圏内の県庁所在地の住民税率													
地域		県名			市名		県具	<b></b>	市具	<b></b>				
地坝		<b>県</b> 名			甲名		所得税率	均等割額	所得税率	均等割額				
	熊	本	県	熊	本	市	4. 00%	2,000円	6. 00%	3,500円				
	福	岡	県	福	岡	市	4. 00%	2,000円	6. 00%	3,500円				
	佐	賀	県	佐	賀	市	4. 00%	2,000円	6. 00%	3,500円				
九州	長	崎	県	長	崎	市	4. 00%	2,000円	6. 00%	3,500円				
76911	大	分	県	大	分	市	4.00%	2,000円	6. 00%	3,500円				
	宮	崎	県	宮	崎	市	4. 00%	2,000円	6. 00%	3,500円				
	鹿	児島	県	鹿	児島	市	4. 00%	2,000円	6. 00%	3,500円				
	沖	縄	県	那	覇	市	4. 00%	1,500円	6. 00%	3,500円				
中部	愛	知	県	名	古 屋	市	4.00%	2,000円	5. 70%	3, 300円				

# (3) 所得割(地方税法第32条)

所得割とは、前年の所得に応じて課税される税。

所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及 び山林所得金額とされる。

#### (4) 税率

① 均等割・・・・・・・・・・・・・・2,000円

## 【内訳】

標準税率 1,000円

水とみどりの森づくり税 500円(超過課税)

復興財源税 500円(超過課税)

② 所得割・・・・課税所得金額の4%に相当する額

#### (5) 非課税

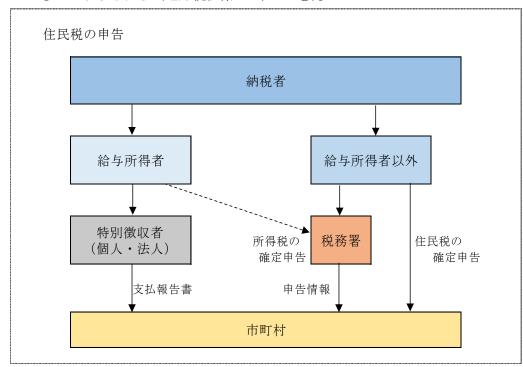
- ① 均等割と所得割が非課税とされる者・・・生活保護法規定による生活扶助を 受けている者、障害者、寡婦、未成年者等で前年の合計所得金額が125万円以 下の者(地方税法第24条の5①②)。
- ② 均等割が非課税とされる者・・・均等割のみの納税義務者のうち、前年の合計所得金額がその市町村の条例で定める金額以下の者(地方税法第 24 条の 5 ③)。
- ③ 所得割が非課税とされる者・・・総所得金額等の合計額が所得割の非課税限 度額以下の者(地方税法附則第3条の3①)。

#### (6) 申告

個人県民税は、県区域内の市町村が個人の市町村民税と併せて課税及び徴収を 行うとされている。個人の県民税と市町村民税を総称して個人住民税として取り 扱われている(地方税法第41条①)

個人住民税の申告は暦年基準による申告となり、翌年3月15日までにその1月

1日現在の住所所在地の市町村に申告することとなる(地方税法第45条の2①)。 なお、所得税の確定申告書を税務署に提出した者は、個人住民税の申告書を提出 したものとみなされる(地方税法第45条の3①)。



また、下記の要件に該当する者は、申告をしなくてもよい。

- ① 前年中の所得が給与所得のみである者
- ② 前年度の所得が公的年金等に係る所得のみである者
- ③ 前年度の所得が市町村の条例で定める金額以下の者

#### (7) 賦課及び徴収

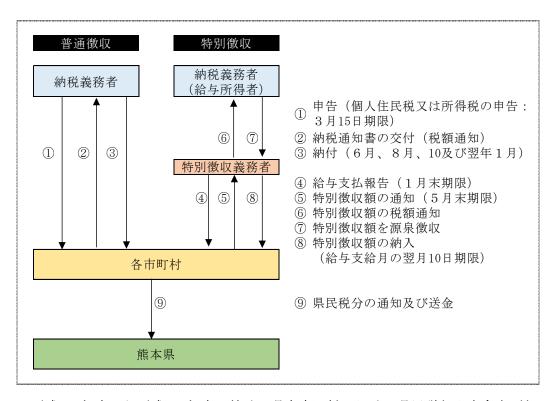
① 賦課課税方式による課税

個人住民税は賦課課税方式(納税者等からの申告書等課税資料に基づき、市町村長が税額を決定。)を採用しており、賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日(地方税法第39条)となっている。

ただし、退職所得に係る個人住民税は、退職の発生した年に課税することとされている(地方税法第50条の2)。

# ② 特別徴収・普通徴収

個人住民税の徴収についてもその事務は市町村が市町村民税と併せて行うこととされており、徴収方法については、特別徴収方法と普通徴収方法がある。特別徴収とは給与・退職金支払者等に個人住民税の徴収をさせ、その徴収すべき税額を納入させる方法であり、普通徴収とは個人住民税の納税義務者からの申告書等からその税を賦課し、納入させる方法である。

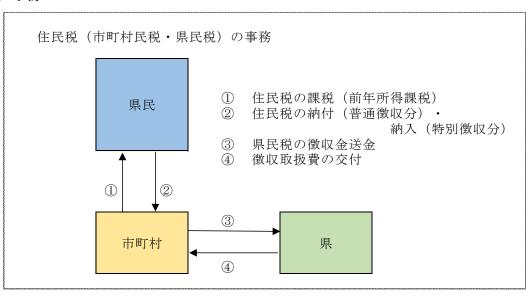


平成 26 年度から平成 28 年度に於ける県内市町村における県民税収入歩合率(収入済額/調定済額)の幅の状況は下記の表のとおりである。市町村間で収入歩合率は87.4%から 100%の幅が生じている。

県民税は、住民税として市町村民税と一緒に県内市町村が賦課徴収するため、各市町村の収入歩合率の高低が県民税の収入歩合率の高低につながる。

# 2. 個人県民税(均等割・所得割)の賦課徴収事務の概要

#### (1) 事務フロー



# 3. 個人県民税(均等割・所得割)の推移

個人県民税 均等割・所得割

年度	区分	調定済額	(A)		<b>1</b>	ker (=)	不納欠損額(D)		滞納繰走 (A) - (B) +		対前年度比		収入歩合		
		税額(千円)	件数	収入済額 税額(千円)	(B) 件数	過誤納?	預(C) 件数	税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	調定額	収入額	(B) / (A)	前年同期
	現	祝賀(丁円) 45, 145, 714	807, 673	祝賀(下円) 43,737,001	750, 224	祝賀(丁円) 0	1十级	先領(干円) 2,039	198	1,406,673	57, 251	調 <b>走</b> 額 183	182	96. 9	<u> </u>
19	繰	2, 219, 496	166, 018	468, 644	32, 539	0		164, 187	13, 416	1, 586, 664	120, 063	108	112	21. 1	20. 4
	# #	47, 365, 211	973, 691	44, 205, 646	782, 763	0		166, 227	13, 614	2, 993, 337	177, 314	177	181	93, 3	91. 4
	現	47, 587, 289	809, 578	46, 117, 187	741, 653	0	-	2, 172	145	1, 467, 929	67, 780	105	105	96, 9	96, 9
20	繰	2, 980, 988	164, 693	652, 136	36, 571	0		152, 253	12, 378	2, 176, 598	115, 744	134	139	21. 9	21. 1
	計	50, 568, 278	974, 271	46, 769, 323	778, 224	0	_	154, 426	12, 523	3, 644, 527	183, 524	107	106	92. 5	93. 3
	現	46, 435, 129	808, 026	45, 060, 729	761,629	0	-	2, 323	153	1, 372, 076	46, 244	98	98	97.0	96. 9
21	繰	3, 661, 009	159, 195	837, 855	33, 336	0	-	163, 991	13, 339	2, 659, 162	112, 520	123	128	22. 9	21. 9
	計	50, 096, 139	967, 221	45, 898, 585	794, 965	0	-	166, 315	13, 492	4, 031, 239	158, 764	99	98	91.6	92. 5
	現	43, 170, 930	790, 159	42, 098, 539	741, 491	0	-	2, 370	91	1,070,021	48, 577	93	93	97. 5	97. 0
22	繰	4, 069, 334	183, 943	878, 449	43, 162	0	-	203, 548	11, 969	2, 987, 335	128, 812	111	105	21.6	22. 9
	計	47, 240, 264	974, 102	42, 976, 988	784, 653	0	_	205, 918	12,060	4, 057, 356	177, 389	94	94	91.0	91.6
	現	43, 025, 411	786, 082	42, 009, 047	735, 569	0	-	2, 271	96	1, 014, 092	50, 417	100	100	97.6	97. 5
23	繰	4, 012, 510	175, 526	875, 208	39, 391	0	-	210, 909	13, 189	2, 926, 392	122, 946	99	100	21.8	21.6
	計	47, 037, 921	961, 608	42, 884, 255	774, 960	0	-	213, 181	13, 285	3, 940, 484	173, 363	100	100	91. 2	91.0
	現	45, 279, 336	757, 991	44, 421, 300	731, 966	0	-	244	19	857, 792	26,006	105	106	98. 1	97. 6
24	繰	4, 040, 561	165, 922	902, 737	35, 750	0	-	363, 430	14, 204	2, 774, 392	115, 968	101	103	22. 3	21.8
	計	49, 319, 898	923, 913	45, 324, 037	767, 716	0	-	363, 675	14, 223	3, 632, 185	141, 974	105	106	91. 9	91. 2
	現	45, 498, 279	752, 530	44, 766, 307	732, 139	0	-	573	33	731, 398	20, 358	100	101	98. 4	98. 1
25	繰	3, 706, 992	153, 786	848, 610	34, 255	0	-	334, 158	13, 972	2, 524, 223	105, 559	92	94	22. 9	22. 3
	計	49, 205, 272	906, 316	45, 614, 917	766, 394	0	-	334, 731	14, 005	3, 255, 622	125, 917	100	101	92. 7	91. 9
	現	46, 305, 222	798, 707	45, 547, 408	776, 912	0	-	1, 201	55	756, 613	21,740	102	102	98. 4	98. 4
26	繰	3, 204, 289	129, 545	762, 636	29, 502	0	-	339, 082	13, 865	2, 102, 571	86, 178	86	90	23.8	22. 9
	計	49, 509, 512	928, 252	46, 310, 044	806, 414	0	-	340, 283	13, 920	2, 859, 184	107, 918	101	102	93. 5	92. 7
	現	47, 072, 811	786, 672	46, 403, 810	765, 750	0	_	548	27	668, 453	20, 895	102	102	98. 6	98. 4
27	繰	2, 834, 747	113, 292	728, 065	27, 924	0	_	330, 086	12, 450	1, 776, 595	72, 918	88	95	25. 7	23. 8
	計	49, 907, 559	899, 964	47, 131, 875	793, 674	0	-	330, 634	12, 477	2, 445, 049	93, 813	101	102	94. 4	93. 5
	現	47, 169, 433	842, 473	46, 531, 406	822, 922	0	_	730	35	637, 296	19, 516	100	100	98. 6	98. 6
28	繰	2, 514, 773	100, 396	589, 733	24, 575	0	_	259, 419	9, 458	1, 665, 620	66, 363	89	81	23. 5	25. 7
	計	49, 684, 206	942, 869	47, 121, 139	847, 497	0	-	260, 149	9, 493	2, 302, 917	85, 879	100	100	94.8	94. 4

(県提出資料より作成)

# 4. 個人県民税(均等割・所得割)の賦課徴収事務に係る指摘事項

(1) 住民税の賦課情報の確認について

納税義務者(地方税法第24条)として県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者は、均等割額が課されるが、どのように納税義務者を捕捉しているか県税務課に確認したが、県民税の場合、県に賦課権はなく、市町村が市町村民税とあわせて賦課徴収をしており、県市町村課が市町村へ指導を行っているとの回答であった。

少なくとも、個人県民税に係る賦課事務のうち、特例的な取扱いを要するものをど のように行っているか県税務課として把握しておくべきである。

例えば、下記のようなものが挙げられる。

- ① 外国人住民に対する住民税の取扱い
- ② 事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しない者の捕捉
- ③ 非課税者の条件
- ④ 減免者の条件

等

# 5. 個人県民税(均等割・所得割)の賦課徴収事務に係る意見事項

(1) 住民税賦課事務に係る市町村と協議会の設置について

前述のように住民税の賦課徴収事務は、市町村が行う事とされているため、県は、 県民の住民税に関する納税義務者の個々の所得情報を持っていない。県は、各市町 村から個人県民税に係る報告を受け、市町村ごとの納税義務者情報、県民税額情報、 減免額情報等を県税システムで管理している。

住民税徴収事務については、各市町村の徴収担当と情報を交換し、協力して滞納税の回収・処分に努めている。住民税賦課事務においては、税務課担当者研修は行われているものの、市町村担当者との統一研修、情報交換に関する機会は設置されていない。

現在、国、県及び市町村で税務協議会が設置されている。この協議会を活性化することも一つの方法であるが、例えば、(仮称) 熊本県住民税賦課事務協議会を設置して、市町村の県民税情報を受けるだけでなく、各市町村との情報交換・意見交換する場を設けてはどうだろうか。

## (仮称) 熊本県住民税賦課事務協議会【案】

- ① 目的納税者の信頼に応える、適正で公平な納税賦課事務の確立
- ② 構成員 県内市町村及び熊本県税務担当者
- ③ 事業
  - 住民税事務に関する情報収集・提供
  - 住民税事務に関する研修会の実施
  - 住民税に関する県民への広報活動
  - :
  - •

# 2-2)「個人県民税(配当割)」について

# 1. 個人県民税(配当割)の概要

## (1) 納税義務者

特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在に おいて道府県内に住所を有するもの(地方税法第24条①6)

#### (2) 課税対象

上場株式等の配当等、割引債の償還金等特定配当等(地方税法第23条①15)

# (3) 特別徴収義務者

配当割の徴収については、特別徴収の方法によらなければならなく、配当割を特別徴収の方法によつて徴収しようとする場合には、特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者(当該特定配当等が国外特定配当等又は租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等(次項において「上場株式等の配当等」という。)である場合にあつては、その支払を取り扱う者)を当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない(地方税法第71条の31)。

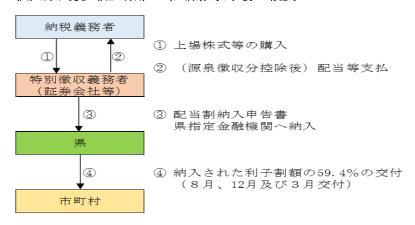
## (4) 税率

配当割の課税標準は支払を受けるべき特定配当等の額とし、配当割の税率は 5%とする(地方税法第71条の28)。

# (5) 市町村への交付金

道府県は、当該道府県に納入された配当割額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の五分の三に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して交付するものとする(地方税法第71条の47)。

# 2. 個人県民税(配当割)の賦課徴収事務の概要



# 3. 個人県民税(配当割)の推移

個人県民税 配当割

年度	区分	調定済額(	(A)		収入額			不納欠損額	類(D)	滞納繰; (A) - (B) +		対前年	<b></b> 手度比	収入	歩合
1.2	12.73	税額(千円)	件数	収入済額(I 税額(千円)		過誤納額 税額(千円)	(C) 件数	税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	調定額	収入額	(n) /(4)	前年同期
	現	886, 352	6,521	を表現(十円) 886, 352	6,521	优額(丁円) ()	1十级	优額(干円) 0	1十级	が領(下円) 0	1十级	- 阿北祖 145	145	100. 0	100.0
19	繰	000, 502	- 0,021	000, 002	- 0,021	0		0	_	0	_	- 110	- 110	100.0	100.0
10	計	886, 352	6, 521	886, 352	6, 521	0		0	_	0		145	145	100, 0	100, 0
	現	298, 663	5, 958	298, 663	5, 958	0	_	0	_	0	_	34	34	100.0	100.0
20	繰	0		0		0	_	0	_	0	_	_	_	-	
	計	298, 663	5, 958	298, 663	5, 958	0	_	0	_	0	_	34	34	100, 0	100, 0
	現	245, 505	5, 254	245, 505	5, 254	0	_	0	-	0	-	82	82	100, 0	100, 0
21	繰	0	-	0	_	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	245, 505	5, 254	245, 505	5, 254	0	-	0	-	0	-	82	82	100.0	100.0
	現	342, 596	5, 339	342, 596	5, 339	0	-	0	-	0	-	140	140	100.0	100.0
22	繰	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	342, 596	5, 339	342, 596	5, 339	0	-	0	-	0	-	140	140	100.0	100.0
	現	410, 307	5, 464	410, 307	5, 464	0	-	0	-	0	-	120	120	100.0	100.0
23	繰	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	410, 307	5, 464	410, 307	5, 464	0	-	0	-	0	-	120	120	100.0	100.0
	現	443, 827	5, 656	443, 827	5, 656	0	-	0	-	0	-	108	108	100.0	100.0
24	繰	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	443, 827	5, 656	443, 827	5, 656	0	-	0	-	0	-	108	108	100.0	100.0
	現	947, 023	6, 019	947, 023	6,019	0	-	0	-	0	-	213	213	100.0	100.0
25	繰	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	947, 023	6, 019	947, 023	6,019	0	-	0	-	0	-	213	213	100.0	100.0
	現	1, 761, 558	6, 219	1, 761, 558	6, 219	0	-	0	-	0	-	186	186	100.0	100.0
26	繰	0	_	0	_	0	_	0	_	0	-	-	-	-	-
	計	1, 761, 558	6, 219	1, 761, 558	6, 219	0	-	0	-	0	-	186	186	100.0	100.0
	現	1, 284, 597	6, 375	1, 284, 597	6, 375	0	-	0	-	0	-	73	73	100.0	100.0
27	繰	0	_	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	_
	計	1, 284, 597	6, 375	1, 284, 597	6, 375	0	-	0	-	0	-	73	73	100.0	100.0
	現	693, 465	6, 937	693, 465	6, 937	0	-	0	-	0	-	54	54	100.0	100.0
28	繰	0	_	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	693, 465	6, 937	693, 465	6, 937	0	-	0	-	0	-	54	54	100.0	100.0

(県提出資料より作成)

# 4. 個人県民税(配当割)の賦課徴収事務に係る指摘事項 特に記載すべき事項はなかった。

5. 個人県民税 (配当割) の賦課徴収事務に係る意見事項 特に記載すべき事項はなかった。

# 2-3)「個人県民税(株式等譲渡所得割)」について

## 1. 個人県民税(株式等譲渡所得割)の概要

# (1) 納税義務者

特定口座内の上場株式等の譲渡により差益金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有する者(地方税法第24条①7)

#### (2) 課税対象

租税特別措置法第 37 条の 12 の 4 第 2 項に規定する源泉徴収選択口座内調整所 得金額(地方税法第 23 条①17)

#### (3) 特別徴収義務者

株式等譲渡所得割の徴収については、特別徴収の方法によらなければならなく、 株式等譲渡所得割を特別徴収の方法によつて徴収しようとする場合には、選択口 座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定す る金融商品取引業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の 対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決 済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在に おいて道府県に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係 る差益に相当する金額の支払をするものを当該道府県の条例によつて特別徴収義 務者として指定し、これに徴収させなければならない(地方税法第71条の51)。

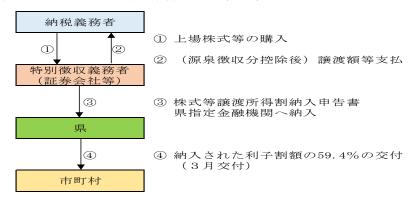
#### (4) 税率

株式等譲渡所得割の課税標準は特定株式等譲渡所得金額とし、株式等譲渡所得 割の税率は5%とする(地方税法第71条の49)。

#### (5) 市町村への交付金

道府県は、当該道府県に納入された株式等譲渡所得割額に相当する額に政令で 定める率を乗じて得た額の五分の三に相当する額を、政令で定めるところにより、 当該道府県内の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該 市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して交付するものとする(地方税法 第71条の67)。

# 2. 個人県民税 (株式等譲渡所得割) の賦課徴収事務の概要



# 3. 個人県民税 (株式等譲渡所得割) の推移

個人県民税 株式等譲渡所得割

年度	区分	調定済額	(A)		収入			不納欠損額	頁(D)	(A) - (B) +	滞納繰越額 (A) - (B) + (C) -		F度比	収入	歩合
1.~		ov to (or m)	tal alet	収入済客		過誤納額		est den ( en em)	tal alet	(D)	tal aler	Ten also dest	design der	(=) ((1)	V 11a
	***	税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	調定額	収入額		前年同期
10	現	440, 928	191	440, 928	191	0	_	0		0		88	88	100.0	100.0
19	繰計	0	-	0 440, 928		0	_	0	,	0	-	-	-	- 100.0	100.0
		440, 928 107, 078	191 118		191 118	0	-	0		0	_	88 24	88 24	100. 0 100. 0	100.0
20	現繰	107, 078	118	107, 078	118	0		0		0		24	24	100.0	100.0
20	計	107, 078	118	107, 078	118	0		0		0		24	24	100.0	100, 0
	現	144, 832		144, 832	155	0	_	0		0	-	135	135	100.0	100.0
21	繰	111,002	, <u>+</u>	111,002	-	0	_	0		0	_	-	-	-	-
	計	144, 832	155	144, 832	155	0	_	0	_	0	_	135	135	100.0	100.0
	現	112, 975	176	112, 975	176	0	_	0		0	-	78	78	100, 0	100.0
22	繰	0	_	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	112, 975	176	112, 975	176	0	-	0	_	0	-	78	78	100.0	100.0
	現	94, 206	169	94, 206	169	0	_	0	_	0	-	83	83	100.0	100.0
23	繰	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	94, 206	169	94, 206	169	0	-	0	_	0	-	83	83	100.0	100.0
	現	109, 376	205	109, 376	205	0	-	0	_	0	-	116	116	100.0	100.0
24	繰計	0	_	0	_	0	-	0	_	0	-	-	-	-	-
		109, 376	205	109, 376	205	0	-	0	_	0	-	116	116	100.0	100.0
	現	1, 314, 423	385	1, 314, 423	385	0	_	0	_	0	_	1, 202	1, 202	100.0	100.0
25	繰	0	_	0	-	0	-	0	_	0	-	-	-	-	-
	計	1, 314, 423	385	1, 314, 423	385	0	-	0		0	-	1, 202	1, 202	100.0	100.0
0.0	現	940, 759	351	940, 759	351	0	_	0		0	_	72	72	100.0	100.0
26	繰	0		0 40 750		0		0		0		-	-	100.0	- 100.0
	計	940, 759	351	940, 759	351 347	0	_	0		0	_	72	72	100.0	100.0
27	現繰	1, 142, 792	347 -	1, 142, 792	347	0		0				121	121	100.0	100.0
21	計	1, 142, 792	347	1, 142, 792	347	0		0	,	0		121	121	100.0	100, 0
	現	503, 421	265	503, 421	265	0	_	0		0	-	44	44	100. 0	100. 0
28	繰	003, 421	<u> </u>	003, 421	200 -	0		0	,	0		- 44	- 44	100.0	100.0
28	計	503, 421	265	503, 421	265	0		0		0		44	44	100.0	100, 0

(県提出資料より作成)

- 4. 個人県民税 (株式等譲渡所得割) の賦課徴収事務に係る指摘事項 特に記載すべき事項はなかった。
- 5. **個人県民税(株式等譲渡所得割)の賦課徴収事務に係る意見事項** 特に記載すべき事項はなかった。

# 2-4)「個人県民税(利子割)」について

# 1. 個人県民税(利子割)の概要

# (1) 納税義務者

利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するものを 通じて利子等の支払を受ける者(地方税法第24条①5)

#### (2) 課税対象

支払を受けるべき利子等の額(地方税法第23条①14)

# (3) 特別徵収義務者

利子割の徴収については特別徴収の方法によらなければならなく、利子割を特別徴収の方法によって徴収しようとする場合には、利子等の支払又はその取扱いをする者で道府県内に第二十四条第八項に規定する営業所等を有するものを当該道府県の条例によって特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない(地方税法第71条の10)。

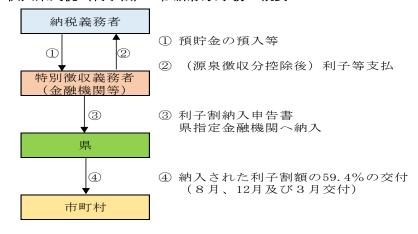
#### (4) 税率

利子割の課税標準は支払を受けるべき利子等の額とし、利子割の税率は5%とする(地方税法第71条の6)。

#### (5) 市町村への交付金

道府県は、当該道府県に納入された利子割額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の五分の三に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額に按分して交付するものとする(地方税法第71条の26)。

#### 2. 個人県民税(利子割)の賦課徴収事務の概要



# 3. 個人県民税 (利子割) の推移

県民税利子割

年度	区分	調定済額(A)		also III. Meder (e	収入額	L vranci do	(-)	不納欠損	額(D)	滞納繰起 (A) - (B) +		対前年度比		収入	、歩合
		税額(千円)	件数	収入済額(E 税額(千円)	件数	過誤納額 税額(千円)		税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	調定額	収入額	(D) / (A)	前年同期
	現	1, 556, 378	7, 106	1, 556, 378	7, 106	17LHOR (     17)	IT 300.	0	- IT 30X	DERR (   1 ) / 0	IT 30A	130	130	100, 0	100, 0
19	繰	0		0	_	0	_	0	_	0	-	-	-	-	-
	計	1, 556, 378	7, 106	1, 556, 378	7, 106	0	-	0	-	0	-	130	130	100.0	100.0
	現	1, 523, 048	6, 673	1, 523, 048	6,673	0	-	0	-	0	-	98	98	100.0	100.0
20	繰	0	-	0	-	0	_	0	_	0	-	-	-	-	-
	計	1, 523, 048	6, 673	1, 523, 048	6,673	0	-	0	-	0	-	98	98	100.0	100.0
	現	1, 229, 184	6, 185	1, 229, 184	6, 185	0	-	0	-	0	-	81	81	100.0	100.0
21	繰	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	1, 229, 184	6, 185	1, 229, 184	6, 185	0	-	0	-	0	-	81	81	100.0	100.0
	現	1, 183, 839	5, 792	1, 183, 839	5, 792	0	-	0	-	0	-	96	96	100.0	100.0
22	繰	0	-	0	_	0	-	0	-	0	-	-	-	-	_
	計	1, 183, 839	5, 792	1, 183, 839	5, 792	0	-	0	-	0	-	96	96	100.0	100.0
	現	811, 260	5, 445	811, 260	5, 445	0	-	0	-	0	-	69	69	100.0	100.0
23	繰	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	疝	811, 260	5, 445	811, 260	5, 445	0	-	0	1	0		69	69	100.0	100.0
	現	684, 444	4, 537	684, 444	4, 537	0	-	0	-	0	-	84	84	100.0	100.0
24	繰	0	-	0		0	_	0	-	0	-	-	-	-	-
	盐	684, 444	4, 537	684, 444	4, 537	0		0	1	0	-	84	84	100.0	100.0
	現	676, 596	4, 329	676, 596	4, 329	0	_	0	-	0	-	99	99	100.0	100.0
25	繰	0	_	0	_	0	_	0	_	0	-	_	-	-	_
	計	676, 596	4, 329	676, 596	4, 329	0	-	0	-	0	-	99	99	100.0	100.0
	現	603, 007	4, 365	603, 007	4, 365	0	-	0	_	0	-	89	89	100.0	100.0
26	繰	0	_	0	_	0	_	0	_	0	-	-	-	-	-
	計	603, 007	4, 365	603, 007	4, 365	0	-	0	-	0	-	89	89	100.0	100.0
	現	529, 964	4, 017	529, 964	4,017	0	-	0	_	0	-	88	88	100.0	100.0
27	繰	0	_	0	-	0	-	0		0	-		_	_	-
	計	529, 964	4, 017	529, 964	4,017	0	-	0	_	0	-	88	88	100.0	100.0
	現	354, 001	3, 043	354, 001	3, 043	0		0	_	0	-	67	67	100.0	100.0
28	繰	0	_	0	_	0		0		0	-		_	_	-
	計	354,001 への利子判課税が廃I	3, 043	354, 001	3,043	0	-	0	-	0	-	67	67	100.0	100.0

平成28年1月1日より、法人への利子割課税が廃止されたことに伴い、平成28年1月実績分以降の調定は個人課税のみとなっている

(県提出資料より作成)

- 4. 個人県民税(利子割)の賦課徴収事務に係る指摘事項 特に記載すべき事項はなかった。
- 5. 個人県民税 (利子割) の賦課徴収事務に係る意見事項 特に記載すべき事項はなかった。

# 3)「個人事業税」について

# 1. 個人事業税の概要

# (1) 納税義務者

事業税は、事業を行う個人に対して応益負担の原則により課税される。事業を行う場合には、道路、橋りょう、港湾、公衆衛生施設等、都道府県の設置する各種の公共施設の利用による受益があるので、これらの経費を賄うため、事業者は、租税を負担すべきという考え方であり(「個人事業税課税マニュアル」第1章第3節「事業税の意義」)、県内に事務所又は事業所があり、地方税法第72条の2第3項の事業を行う個人が納税義務者となる。

また、下記(2)に列挙されていない事業、例えば農業を行う個人に対しては個 人事業税は課されない。

# (2) 税率

区分	事業の種類			税率
第1種事業	• 物品販売業	• 運送業	・席貸業	5 %
(37 業種)	• 公衆浴場業	• 保険業	・運送取扱業	
	・旅館業	• 演劇興行業	・金銭貸付業	
	・船舶ていけい場業	• 料理店業	・遊技場業	
	・物品貸付業	• 倉庫業	・飲食店業	
	・遊覧所業	• 不動産貸付業	・駐車場業	
	・周旋業	• 商品取引業	・製造業	
	・請負業	• 代理業	· 不動産売買業	
	・電気供給業	• 印刷業	・仲立業	
	・広告業	• 土石採取業	・出版業	
	・問屋業	• 興信所業	・電気通信事業	
	・写真業	• 両替業	・案内業	
	・冠婚葬祭業			
第2種事業	・畜産業	• 水産業	・薪炭製造業	4 %
(3業種)				
第3種事業	・医業	• 公証人業	・設計監督者業	5 %
(30 業種)	• 公衆浴場業	• 歯科医業	・弁理士業	
	• 不動産鑑定業	• 歯科衛生士業	・薬剤師業	
	・税理士業	・デザイン業	・歯科技工士業	
	・獣医業	• 公認会計士業	・諸芸師匠業	
	・測量士業	・弁護士業	・計理士業	
	・理容業	• 土地家屋調査士業	• 司法書士業	

・社会保険労務士業	・美容業	・海事代理士業	
・行政書士業	<ul><li>・コンサルタント業</li></ul>	・クリーニング	
・印刷製版業		業	
・あん摩、マッサージ	又は指圧、はり、きゆ	う、柔道整復その	3 %
他の医業に類する事業			
・装蹄師業			

## (3) 税額の計算方法

課税所得金額※1×税率

※1 課税所得金額=前年中の事業収入及び不動産収入-必要経費-各種控除額※2 ※2 各種控除額は以下のものがある(地方税法第72条の49の12第6項~10項、同第72条の49の13、同第72条の49の14)

-T =	[th 70 o . ] . th
項 目	控除の内容
損失の繰越控除 (青	その損失の生じた翌年から3年間を限度として、繰越控除が
色申告者)	認められる。
被災事業用資産の	たな卸資産その他の事業用資産について災害により損失を受
損失の繰越控除	けた場合は、その損失を生じた翌年から3年間を限度として
	繰越控除が認められる。
譲渡損失の控除	直接事業の用に供する資産(土地、建物、商品等を除く)を事
	業の用に供しなくなった日から 1 年以内に譲渡したために生
	じた損失の金額は、控除が認められる。
	なお、青色申告者に限り、その損失を生じた翌年から3年間
	を限度として繰越控除が認められる。
外国所得の控除	外国の事業に帰属する所得は控除が認められる。
事業主控除	事業を行う個人は12か月分として290万円を控除する。事業
	を行った期間が 1 年に満たないときは、控除額を月割り計算
	する。

課税標準である事業の所得は、その個人の事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとされ、地方税法又は同法施行令において特別の定めをする場合を除いて、所得税の課税標準である所得につき適用される不動産所得及び事業所得の計算の例によって算定する(地方税法第72条の49の12第1項)。

(所得税の計算の例によらない場合) 一部抜粋

① 青色事業専従者給与額(地方税法第72条の49の12第2項、令第35条の3の8、7の5)

青色事業専従者が所得税法第57条第2項(青色専従者給与に関する届出書)の書類に記載されている方法及び金額の範囲内で給与の支払を受けた場合はその金額を必要経費とする。

また、前年分の所得税の納税義務がないと認められたこと又は前年分の所得税について事業専従者を控除対象配偶者もしくは扶養親族としたことにより上記届出書を提出しなかった場合には、事業税の申告を要件として、事業専従者に支給された金額を必要経費に算入する。

② 事業専従者控除額(地方税法第72条の49の12第3項)

白色事業専従者(青色申告者以外の事業専従者)がある場合は、次のいずれ か低い方の金額

- (ア)配偶者である事業専従者 86万円 配偶者以外の事業専従者 50万円
- (イ) 事業専従者控除前の所得金額: (白色事業専従者+1)
- ③ 青色申告特別控除額の不適用(取扱通達第3章10の4) 個人事業税においては、青色申告特別控除の適用はない。
- (4) 賦課及び徴収等
  - ① 賦課の方法(地方税法第72条の50)
    - (ア) 国税準拠

原則として前年中の所得税の課税標準である所得のうち不動産所得及 び事業所得として申告(修正申告、更正、決定を含む)した課税標準を基 準として個人事業税を課する。

(イ) 自主決定

医業、歯科医業、薬剤師業等(以下「医業等」という)を行う個人について、事業税の課税標準の算定上、社会保険診療等に係る所得は除外する。 一方、所得税においては社会保険診療等に係る所得についても課税対象としているため、所得税の課税標準をそのまま基準とすることができない。そのため、医業等を行う個人については、地方公共団体の長の自主調査により決定する。

② 申告(地方税法第72条の55、同第72条の55の2)

事業税の納税義務者は、毎年3月15日までに(年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から1月以内、当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、4月以内)に、前年中の事業の所得を事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告しなければならない。

しかし、前年分の所得につき所得税の確定申告書または住民税の申告書を 提出した場合には、年の途中に廃業(死亡による廃業を除く)した場合を除き、 個人事業税の賦課徴収に関する申告をしたものとみなす。

③ 徴収の方法

個人事業税の徴収は、普通徴収の方法による。(地方税法第72条の49の18) 個人事業税の納期は、第1期が8月1日から8月31日、第2期が11月1日 から11月30日である。

なお、年税額が1万円以下であるものの納期は第1期である。(地方税法72条の51の第1項、同第2項、熊本県税条例第44条)

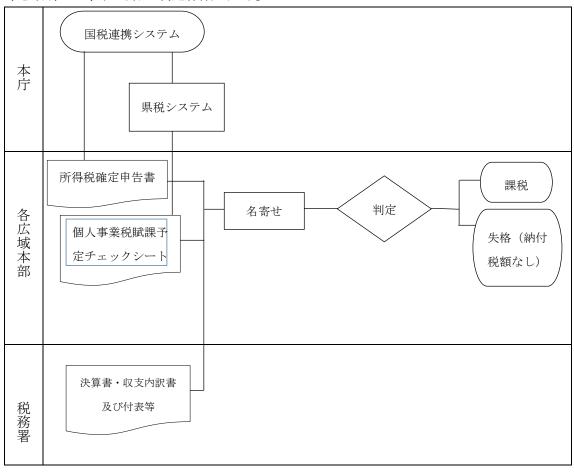
## 2. 個人事業税の賦課徴収事務の概要

### (1) 資料収集

国税連携システムから確定申告書第1~5表及び電子申告分の申告書類一式を 出力する。決算書、収支内訳書及び確定申告書付表等は税務署に出向きコピーする。

## (2) 課税審査

本庁において、国税連携システムから県税システムに申告データを取り込み、課税審査が必要なもの(各所得の金額が290万円を超えるもの)がチェックシートとして出力される。このチェックシートと確定申告書及び税務署で収集した決算書等を名寄せし、担当者が判定作業に入る。



# 3. 個人事業税の推移

個人事業税

年度	調定済額(A)		区分	収入済物	収入額		納額(C)	不納欠損	類(D)	滞納繰 (A) - (B) (D)	+ (C) -	対前年	F度比	収入	歩合
十汉	<u></u>	税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	税額	件数	税額 (千円)	件数	税額	件数	調定額	収入額	(B) / (A)	前年同期
	現	1, 633, 774	21, 475	1, 599, 239	21,070	0	_	0	_	34, 534	405	97	97	97. 9	98. 0
19	繰	140, 805	2,099	29, 614	470	0	-	15, 587	207	95, 602	1,422	92	105	21.0	18.3
	計	1, 774, 579	23, 574	1, 628, 854	21, 540	0	-	15, 587	207	130, 137	1,827	96	97	91.8	91.4
	現	1, 617, 923	20, 933	1, 590, 018	20, 584	0	-	0	_	27, 904	349	99	99	98. 3	97. 9
20	繰	130, 020	1,823	30, 012	474	0	-	7, 085	137	92, 922	1,212	92	101	23. 1	21.0
	計	1, 747, 943	22, 756	1,620,031	21,058	0	-	7, 085	137	120, 827	1,561	98	99	92. 7	91.8
	現	1, 501, 555	19, 407	1, 477, 490	19, 054	0		0		24, 065	353	93	93	98.4	98. 3
21	繰	120,608	1, 556	21, 182	316	0	_	8, 192	110	91, 232	1, 130	93	71	17.6	23. 1
	計	1, 622, 163	20, 963	1, 498, 672	19, 370	0		8, 192	110	115, 297	1,483	93	93	92. 4	92.7
	現	1, 355, 681	17, 546	1, 339, 679	17, 323	0		98	2	15, 903	221	90	91	98.8	98.4
22	繰	115, 137	1,482	28, 490	371	0	-	9, 007	131	77, 639	980	95	134	24. 7	17.6
	計	1, 470, 818	19,028	1, 368, 169	17, 694	0	-	9, 106	133	93, 543	1, 201	91	91	93. 0	92.4
	現	1, 375, 010	17, 935	1, 354, 313	17, 733	0	_	0	_	20, 697	202	101	101	98. 5	98.8
23	繰	92, 781	1, 199	20, 995	310	0	_	14, 575	152	57, 210	737	81	74	22. 6	24. 7
	計	1, 467, 792	19, 134	1, 375, 308	18, 043	0	-	14, 575	152	77, 907	939	100	101	93. 7	93.0
	現	1, 341, 089	18, 151	1, 329, 663	17, 979	0	_	0	_	11, 425	172	98	98	99. 1	98. 5
24	繰	77, 615	934	17, 977	259	0	_	6, 932	90	52, 705	585	84	86	23. 2	22.6
	計	1, 418, 704	19, 085	1, 347, 640	18, 238	0	_	6, 932	90	64, 131	757	97	98	95. 0	93. 7
	現	1, 365, 192	18, 403	1, 348, 481	18, 252	0	_	0		16, 710	151	102	101	98.8	99. 1
25	繰	64, 012	757	14,618	240	0		7, 147	100	42, 246	417	82	81	22.8	23. 2
	計	1, 429, 204	19, 160	1, 363, 100	18, 492	0	-	7, 147	100	58, 956	568	101	101	95. 4	95.0
	現	1, 459, 917	19, 509	1, 441, 110	19, 332	0	_	0		18, 807	177	107	107	98. 7	98.8
26	繰	58, 956	568	14, 303	161	0	_	4, 333	49	40, 319	358	92	98	24. 3	22.8
	計	1, 518, 874	20, 077	1, 455, 413	19, 493	0	-	4, 333	49	59, 127	535	106	107	95. 8	95. 4
	現	1, 512, 441	19, 972	1, 491, 023	19, 753	0	_	0	_	21, 418	219	104	103	98. 6	98. 7
27	繰	59, 083	534	13, 121	158	0	_	10, 484	84	35, 476	292	100	92	22. 2	24. 3
	計	1, 571, 525	20, 506	1, 504, 144	19, 911	0	-	10, 484	84	56, 895	511	103	103	95. 7	95.8
	現	1, 502, 695	19, 829	1, 489, 922	19, 659	0	_	0		12, 773	170	99	100	99. 1	98. 6
28	繰	56, 574	508	16, 511	196	0	_	3, 937	37	36, 126	275	96	126	29. 2	22. 2
	計	1, 559, 269	20, 337	1, 506, 433	19, 855	0	_	3, 937	37	48, 899	445	99	100	96. 6	95. 7

(県提出資料より作成)

平成25年4月から熊本県税事務所及び各地域振興局税務課を4つの広域本部(県央・県北・県南・天草)に再編している。平成24年度は管轄が異なり集計が困難なため省略する(以下、同じ)。

県央広域本部 (単位:千円)

名称	調定済額	収入済額	不納欠損額	滞納繰越額	収入歩合
	(A)	(B)			(B) / (A)
平成 24 年度					
平成 25 年度	963, 167	921, 184	5, 849	36, 134	95. 6%
平成 26 年度	1, 007, 192	966, 083	1,829	39, 280	95. 9%
平成 27 年度	1, 028, 384	984, 535	8, 233	35, 615	95. 7%
平成 28 年度	1, 013, 397	978, 816	2, 942	31, 640	96.6%

県北広域本部 (単位:千円)

名称	調定済額	収入済額	不納欠損額	滞納繰越額	収入歩合
平成 24 年度					
平成 25 年度	254, 908	242, 585	950	11, 374	95. 2%
平成 26 年度	285, 005	273, 350	1, 112	10, 542	95.9%
平成 27 年度	295, 969	283, 305	1, 014	11, 650	95. 7%
平成 28 年度	295, 099	287, 477	418	7, 204	97.4%

県南広域本部 (単位:千円)

名称	調定済額	収入済額	不納欠損額	滞納繰越額	収入歩合
平成 24 年度					
平成 25 年度	148, 228	140, 092	121	8, 016	94.5%
平成 26 年度	162, 645	154, 783	0	7, 862	95. 2%
平成 27 年度	177, 496	168, 220	1, 238	8, 038	94.8%
平成 28 年度	179, 361	171, 245	457	7, 659	95. 5%

天草広域本部 (単位:千円)

名称	調定済額	収入済額	不納欠損額	滞納繰越額	収入歩合
平成 24 年度					
平成 25 年度	62, 902	59, 240	228	3, 433	94. 2%
平成 26 年度	64, 032	61, 198	1, 392	1, 442	95.6%
平成 27 年度	69, 676	68, 084	0	1, 592	97.7%
平成 28 年度	71, 413	68, 895	120	2, 397	96. 5%

## 4. 個人事業税の賦課徴収事務に係る指摘事項

(1) 課税判定誤り及び判断根拠が不明確等について

#### ① 事業主控除計算の誤り

A氏の平成 27 年度の判定資料において、失格理由を「所得等が事業主控除未満」としているが、「平成 27 年分所得税青色申告決算書 (一般用)」の「本年における特殊事情」において「本年 12 月 1 日開業」と記載がある。そのため事業主控除は 2,900,000 円×1 月/12 月 =242,000 円となる。A氏の本年の青色申告特別控除前の所得金額は 363,579 円であるため、363,579 円-242,000 円=121,579 円が課税標準額となり課税の判定となる。結果的に 121,000 円×5/100=6,050 円(100 円未満切り捨て 6,000 円)の賦課徴収漏れが発見された。

「本年における特殊事情」欄の「本年12月1日開業」を見落とし、事業主 控除を月割り計算せずに満額の 2,900,000 円と判定していたことが原因であ り、主査・班長による査閲でも見落とされていた。

課税の公平性の観点からも、課税判定誤りのないように精度の高い査閲が 行わなければならない。

# ② 事業主控除の月割り計算根拠が不明確

P氏の平成27年度の判定資料において、失格理由を「所得等が事業主控除 未満」としている。平成27年度中に開業届の提出及び決算書に開業日の記載 がなく、事業主控除を満額の2,900,000円として失格処理をしている。

しかし「平成27年分所得税青色申告決算書(一般用)」の「月別売上(収入)

金額及び仕入金額」の記載を見ると、売上は平成27年11月から発生してお り、もし平成27年11月から開業と考えると事業主控除は2,900,000円×2月 /12 月=484,000 円となるその結果、課税標準額は 580,754 円-484,000 円= 96,754 円となり、課税判定となる。失格理由を「所得等が事業主控除未満」 としているが、決算書の「月別売上(収入)金額及び仕入金額」の情報から判 断すると課税の判定となる可能性がある。

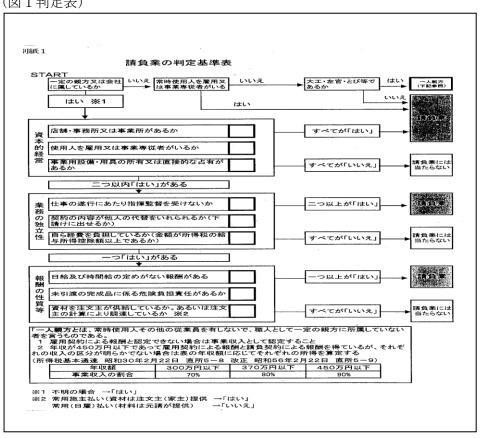
事業主控除の判定にあたり、事業期間に疑義がある場合は、その原因を追究 し、判定根拠を明らかにしておく必要がある。

## ③ 請負業の判定根拠が不明確

Q氏の平成27年度の判定資料において、業種区分を請負業としたうえで経 費額が所得税の給与所得控除以下であることをもって事業性なしと判断して いる。

請負業における事業性の有無は、資本的経営(店舗・事業所の有無、使用人 の雇用の有無、事業用設備等の占有の有無)・業務の独立性(指揮監督の有無、 他人の代替可能性、経費額の自己負担の有無)・報酬の性質等(日給の有無、 未引渡品の危険負担責任の有無、資材額の負担の有無) から総合的な評価を行 い、事業性があると認められれば請負業と判定し、それ以外であれば事業性な しとなる。

#### (図1判定表)



判定資料の損益計算書には、資本的経営の観点から、地代家賃は駐車場のみであること、事業専従者がいないこと、減価償却資産がないことを確認した旨の証跡は残されている。

しかし、屋号があり自宅を事業所としている可能性や、修繕費が発生しているため事業用設備の所有の可能性があることも否めない。また、業務の独立性についても、経費額が所得税の給与所得控除額未満である以外は判断資料がない。報酬の性質等の判断においても根拠資料がない状況である。

さらに、過去の課税履歴をみても平成25年度と平成26年度は、平成27年度と同様の傾向を示す損益内容であるが課税処理しており、前年度までと異なる判定を行う特段の事情は見当たらず、今年度より事業性なしとする理由が明確でない。

請負業における事業性の有無は総合的な評価を行い、また過年度課税判定から今年度事業性なしと判定する場合は、その判断根拠となる情報を判定資料に明確に記載するべきである。

## ④ 業種判定根拠が不明確

R氏の平成27年分の所得は農業所得と事業所得があるが、事業所得の事業内容が不明であった。この事業者に対して、請負業の判定基準(上記③図1「請負業の判定基準表」)により、経費額が所得税の給与所得控除以下であることをもって事業性なしと判断している。

事業所得の業種が不明確なまま、請負業の判断基準を用いて結論しており、 検討が不十分である。事業内容を明確に調書化し、業種区分に基づいた判断を 行うべきである。

#### (2) 証憑の保管状況について

課税判定資料は、鍵付きのキャビネットに保管されているものの、県央広域本部・ 県北広域本部・県南広域本部においては課員の帰宅時に執務室の入り口の施錠を行 うのみで、キャビネットの施錠がなされていない。

課税判定資料には、確定申告書の写しも含まれており、平成29年1月から施行されている社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)により個人番号の記載もある。取扱いについては、キャビネットの施錠管理を徹底するなど、より厳重な管理体制が必要である。

#### (3) 年の途中で事業を廃止(死亡による廃業を除く)した際の取扱いについて

年の途中で事業を廃止した場合は、1.個人事業税の概要(4) 賦課及び徴収等②申告で記載のとおり、所得税の確定申告書または住民税の申告書の提出をもって個人事業税の賦課徴収に関する申告をしたものとみなされず(令第35条の4)、事業の廃止の日から1月以内に事業税の申告をしなければならない(地方税法第72条の55)。

また、事業税の納税通知書が送達されるまでに申告していない場合は、損失の繰越控除(同第72条の49の12第6項)、被災事業用資産の損失繰越控除(同第72条の49の12第4項)、事業用資産の譲渡損失の控除(同第72条の49の12第9項)、事業用資産の譲渡損失の繰越控除(同72条の49の12第10項)及び白色専従者控除(同第72条の49の12第4項)(以下「各種控除」という)が適用できない。また、統一的マニュアルである「個人事業税課税マニュアル」第3節第6においても、年の途中で事業を廃止した者のうち事業税の申告が行われていなければ各種控除を認めない旨を規定している。

しかし、県央広域本部及び県北広域本部においては、年の途中で事業を廃止しており事業税の申告をしていない納税者についても各種控除を適用していた。地方税法及び統一的マニュアルとおりに実務が行われていない。

年の途中で事業を廃止した者について、地方税法及び統一的マニュアルとおり の運用が必要である。

## 5. 個人事業税の賦課徴収事務に係る意見事項

(1) 県税システムデータの自動計算の信頼性について

国税連携システムから県税システムに課税判定に必要な情報が反映されたあと、 県税システムからチェックシート(以下「当初チェックシート」という)を出力し、 課税判定作業に入る。課税判定作業では、県税システムにおいて青色申告特別控除、 事業専従者控除及び各種控除額を反映する。反映後のチェックシート(以下「最終 チェックシート」という)を決裁資料として上席に供覧し、査閲承認される。

天草広域本部においては、失格者については、当初チェックシートを決裁資料として上席に回付しているが、この段階では、失格分の一部について課税標準額の自動計算が行われないため、担当者が自ら計算し手書きで修正している。課税標準額は、所得税の課税標準額に青色申告特別控除額を加算するのみで完結する場合も多く、当初チェックシートの段階で自動計算が行われていれば、担当者は検算をするだけで完了でき、作業が効率的になる。当初チェックシートの自動計算が行われるようなシステム変更が望まれる。

各広域本部において、最終チェックシートの自動計算が正しく計算されないことがあり、最終査閲者である課長もしくは班長も検算している状況であった。

査閲は、入力担当者とは別の担当者及び課長もしくは班長により行われる。最終 査閲者である課長もしくは班長は、入力担当者と別の担当者が検算した証跡を確 認するのみでよく、自ら検算するのは非効率である。

県税システムの自動計算が何らかの不具合で正しく計算されないためではあるが、その原因を追究していないことが問題である。システム上の不具合が発生した場合はその都度、システム担当者と原因を追及・改善し、システム上の信頼性を確

保することが必要である。

#### (2) 貸付不動産台帳兼判定表について

不動産の貸付状況については、不動産貸付業を営む納税者ごとに台帳(「貸付不動産台帳兼判定表」)を整理している。この「貸付不動産台帳兼判定表」は、不動産貸付と駐車場貸付の件数や貸付面積等が記載され、また下記図2の不動産貸付業認定要件に該当するか否か判定表を使用して結論づけている。また「特記事項」には貸付不動産の所在地、棟数(室数)その他、課税判断に必要な個別情報が記載されている。担当者はこの「貸付不動産台帳兼判定表」と毎年申告される決算書等の内容を突合することで判定に役立てている。

県南広域本部においては当該判定表を使用しておらず、判定にあたっては、決算書の内容、「貸付不動産の保有状況報告書」、過去の判定資料及び本人への聞き取り等を参考に判定している。

この「貸付不動産台帳兼判定表」は、統一的マニュアルである「個人事業税課税マニュアル」で規定されているものではないが、過年度からの不動産貸付情報が更新されており、課税判定において有用な資料である。

判定にあたっては、空家(空室)であっても1棟(1室)として数える必要があるが、「平成27年分所得税青色申告決算書(不動産所得用)」の「不動産所得の収入の内訳」には1年間空室であった場合は記載が漏れやすい。また納税者から各広域本部に直接提出される「貸付不動産の保有状況報告書」には「空家(空室)」になっていたものも含めて記入をする旨の注意書きがあるものの、記載誤りも多いのが現状である。

また過年度の判定資料を確認することや納税者等への確認も、班員の心証や考えに依存するところが大きく、課税判定する担当者の判定にばらつきが出てくることが考えられる。

県南広域本部においても、他の広域本部と同様に「貸付不動産台帳兼判定表」の 活用を検討すべきである。

(図2) 不動産貸付業認定要件

貸	付	区 分	不動産貸付業と認められ
			るもの
(1)建物	住宅用	一戸建	10 棟以上
		アパート・貸間等	10 室以上
	住宅以外(事務	一戸建	5棟以上
	所・店舗)	区画されたもの	10 室以上
(2) 土地	住宅用	契約件数・面積	10 件以上又は貸付総面積
			が 2,000 ㎡以上

	住宅以外(事務所・	契約件数	10 件以上		
	店舗)				
(3)上記(1)	)及び(2)の基準に満た	棟数、室数及び土地の貸付			
不動産を併せて貸付けている場合			契約件数の合計が 10 件以		
			上		
(4) 上記(	(1)もしくは(2)又は(;	3)の基準に満たない	上 貸付け収入金額が年850万		
1 ' ' ' ' '	(1)もしくは(2)又は(i 資付けを行っている場				

## (3) 事例研修について

県南広域本部においては、個人事業税の定期課税が終了した段階で来年度のために今年度判断に迷った点や間違えやすい点を、県南広域本部で作成している「個人事業税手順書」に落とし込み、情報として追加変更点を文書化して班員で共有している。

県央広域本部・県北広域本部・天草広域本部においては、課内で口頭による情報 共有は行われているが、特にそのような文書化された事例研修や情報共有を行っ ていなかった。

個人事業税は、新たな事業が出てきた場合や業務の内容によっては課税判断に 迷うところも多い。また、判定にあたっては所得税等の税の専門的な知識も必要と なる。しかし、各課税班の班員は人事異動により平均在籍期間は2~3年と長くは ない。個人事業税は専門的な知識が要求されること、処理件数が多いため各納税者 に対して時間をかけられないこと、賦課徴収であるため間違えられないことなど の特殊性も考えると、新しく担当になった班員のためにも、判断を誤りやすいとこ ろや迷いやすい点を事例集として文書化することが望まれる。なお、熊本県の各広 域本部間で情報を共有するためにも、本庁税務課が各広域本部からの事例を取り まとめ、1つの事例研修資料として整理するとよいと考える。

## (4) 返戻処理簿について

納税通知書が返戻された場合の処理について、県央広域本部において、独自に作成している「個人事業税業務手順書」の「5返戻処理及び公示送達」において処理手順が作成されている。

## 個人事業税 業務手順書

- (3) 納税通知書発送
- 5 返戻処理及び公示送達
  - (1)「返戻処理簿」の記入
  - (2) 県税システムの返戻入力
  - (3) あて先調査
  - (4) 宛先調査結果入力及び再送付

現状、返戻処理は担当者1名で対応している状況である。平成29年度の「返戻処理簿」を閲覧したが、適切に再送付処理されており、再送に至る確認証憑も編綴されていた。

しかし、「返戻処理簿」について上席の査閲が行われていない。返戻処理は納税 通知書を送付するための重要な手続きであるため、少なくとも1か月に一度は「返 戻処理簿」を班長もしくは課長が査閲し、処理状況を確認するべきである。

#### (5) 納税通知書と決裁資料との突合について

納税通知書は、本庁税務課が県内すべての納税通知書を県税システムから出力 し、県央広域本部において封緘を行う。各広域本部の担当者1名が県央広域本部に 集合し封緘作業を行う。作業後は各担当者が所管の納税通知書を持ち帰る。

各広域本部では、課税対象者全員の納税通知書の有無及び住所・氏名の一致を確認し、発送する。この際、審査済みの課税資料(以下、「決裁資料」)と県税システムから出力した最新の情報である調定明細書一覧リスト(納税通知書の情報と一致する)との住所・氏名・課税標準額・税額の照合が行われ、納税通知書の内容が決裁資料と一致していることを確認する。

県北広域本部では、課税対象者の納税通知書の有無、住所及び氏名の一致の確認 は行っていたものの、決裁資料と調定明細書一覧リストとの照合を行っていなかった。

決裁資料と調定明細書一覧リストとの照合作業は、統一的なマニュアルである「個人事業税課税マニュアル」で規定されたものではないが、課税誤りや不正防止の観点から有効な統制活動である。すなわち、決裁後に、担当者が誤って若しくは不正に県税システムの情報を修正した場合など、決裁資料と納税通知書の情報の一致を確認することで、当該処理誤り及び不正行為を防止することができる。

なお、県北広域本部でも次年度から、決裁資料と納税通知書発送前の県税システムの課税情報との読み合わせによる確認作業を実施する旨の回答を得ている。

## (6) 個人事業税の納付書について

熊本県では、個人事業税について年2回に分けて納付を受けているが、納付書も 2回に分けて発送している。

平成 28 年度	調定件数	納期内	納付	督仍	11.
個人事業税	<b></b>	件数率		件数	率
I 期分	10,028件	8,487件	84.6%	1,040件	10.4%
Ⅱ期分	9,043 件	7,601件	84. 1%	910 件	10.1%

注)増額調定が減額更生等による減額のみによる完納の場合、上記件数から除外している。

しかし、納税者によっては一年分をまとめて支払いたいと考える可能性もある。 熊本県としては、一括して送付した場合、納付書を紛失する可能性や、二期目について納付期限を失念するリスクに配慮していると考える。 市町村が課税する固定資産税については、まとめて納付書を送付し、一括して支払うことも認めている。

また、実際他県においては二期分をまとめて一括送付している県もあるようである。一括して送付することで、職員の作業負担が減り、また郵便料金も下がる可能性がある。

今後個人事業税についても、1年分まとめて支払うこともできるよう、2期分の納付書をまとめて発送することを検討すべきである。

(7) 年の途中での事業を廃止(死亡による廃業を除く)した際の申告について

上記指摘事項(3)で記載のとおり、年の途中で事業を廃止(死亡による廃業を除く)した場合は、みなし申告規定が適用されず(令第35条の4)、事業の廃止の日から1月以内に事業税の申告をしなければならない(地方税法第72条の55)。また、事業税の納税通知書が送達されるまでに申告していない場合は、損失の繰越控除等の各種控除が受けられない(同第72条の49の12第4項、第6項、第9項、第10項)。

事業を廃止した場合の申告について、過去 5 年間の申告状況を調査したところ 県南広域本部で平成 29 年 4 月に 1 件のみであり、他の広域本部においては申告実 績ゼロの状況であった。多くの納税者は、翌年の 3 月 15 日までに所得税の確定申 告のみで完了しており、申告すべき事業税の申告をしていない状況である。

年の途中で事業を廃止(死亡による事業廃止を除く)した場合、廃止後1月以内に事業税の申告を要し、直ちに課するものとされているのは、翌年度には事業を行っていないため、賦課要件や納税者の担税力を考慮して定められたものである(「個人事業税課税マニュアル 第3章第1節第1通則」)。

しかし、個人事業税の申告は、みなし申告規定により申告を行う実務慣行もなく、廃業時に事業税の申告が必要であることの認知度が低く、結果として無申告となり各種控除が制限される事態となっている。

廃業時においても各種控除の適用が受けられるように、みなし申告の対象となるような法改正が望まれるものの、現状の税制においては、以下(8)においていくつか記載しているが、チラシを入れる等何らかの対策が必要である。

#### (8) 無申告者の捕捉について

個人事業税については、原則として所得税の確定申告又は都道府県民税の申告により事業税の申告をしたものとみなされる(地方税法第72条の55の2)ため、納税義務があるにも関わらず当該申告を行わない場合、事業税についても賦課徴収漏れとなる。

現状、本庁及び各広域本部において、所得税及び都道府県民税の無申告者に対して特段の対応をしていない。しかし、所得税及び住民税と事業税は課税客体が相違するため、当該申告がないことをもって、事業税の課税を行わないとするのは課税

の公平性の観点からも問題である。

なお、各広域本部では5年間の課税履歴を出力し課税漏れがないかの確認を行っている。この課税履歴の情報に、過年度の法人成りや廃業の情報を追加し、廃業の届出があった納税者以外の納税者のうち昨年まで申告はあったが、今年度は申告がない納税者を抽出し、当該納税者には、確認文書の送付、アンケートもしくは実地調査などで事業税の課税漏れを防ぐための施策を行うべきである。

確認文書には以下の内容を記載することが考えられる。

- ① 過年度申告があり、今年度も課税所得があれば所得税の確定申告もしくは住民税の申告が必要であること
- ② 廃業の場合は、廃業届の提出が必要であること
- ③ 廃業の場合は、廃業後 1 か月以内の事業税の申告が必要であること(死亡による廃業を除く)

## 4)「法人二税(法人県民税・法人事業税)」について

#### 1. 法人県民税の概要

## (1) 納税義務者

法人県民税は、法人税(国税)の税額を基に課する法人税割と、資本金等の額を 基に課する均等割で構成される(地方税法第24条及び熊本県税条例第26条(納税 義務・個人法人含む)、地方税法第51条52条、熊本県税条例第36条37条及び熊 本県税条例附則第14条から16条(税率等)、熊本県水とみどりの森づくり税条例 第3条(法人の県民税の均等割の税率の特例)。

それぞれの区分に応じて県民税の納税義務者となる。

- ① 県内に事務所又は事業所を有する法人・・・均等割及び法人税割
- ② 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下人格なき社団という。)で、収益事業を営むもの・・・均等割及び法人税割
- ③ 県内に事務所又は事業所を有しない法人及び人格なき社団(収益事業を営むものに限る)で、県内に寮等の施設を有するもの・・・均等割
- ④ 法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に 事務所又は事業所を有するもの・・・法人税割

## (2) 均等割(地方税法第52条①)

均等割とは、資本金等の額によって課税する道府県民税であって、地方税法における標準税率は、法人等の区分に応じ、次のとおりとなっている。

- 資本金等の額が50億円を超える法人 年額 800,000円
- 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人 年額 540,000円
- 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人 年額 130,000円
- 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人 年額 50,000円
- 前各号に掲げる法人以外の法人

年額 20,000円

また、熊本県では、平成17年4月1日より「熊本県水とみどりの森づくり税」 を導入しており、税制上は県民税均等割の超過課税の位置づけとなっている。当該 税は個人及び法人が対象になり、対象となる法人は以下のとおりである。

- 納税義務者:法人県民税均等割が課される法人等
- 超過税率:均等割額(標準税率)の5%相当額
- 適用時期: 平成17年4月1日以後に終了する事業年度から適用

## 法人に対する均等割(年額)

区 分 (資本金等の額)		税額			
	標準税率	超過税率	合計額		
① 公共法人及び公益法人等のうち均等割 を課すことができないもの以外					
② 収益事業を行う人格のない社団等					
③ 一般社団法人及び一般財団法人	20,000円	1,000円	21,000円		
④ 公益社団法人及び公益財団法人	20, 00011	1,000/1	21,000		
⑤ 資本金の額又は出資金の額を有しない 法人(相互会社を除く。①~④を除く)					
⑥ 資本金等の額が1千万円以下					
資本金等の額が 1千万円超 1億円以	50,000円	2,500円	52,500円		
資本金等の額が 1億円超 10億円以	130,000円	6,500円	136,500円		
資本金等の額が 10億円超 50億円以	540,000円	27,000円	567,000円		
資本金等の額が 50億円超	800,000円	40,000円	840,000円		

均等割の税率は、原則として法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における 税率によることとされている。(地方法人税法第52条②)

## (3) 法人税割(地方税法第23条①3及び4)

法人税割の課税標準は、法人税法及びその他の法人税法に関する法令の規定によって計算した法人税額で、次に掲げる控除をする前のものであり、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税は含まない。

- 利子所得、配当所得等に係る所得税額の控除
- 外国法人税額の控除
- 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除
- 解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除(平成22年9月30日までの解散に限る)
- 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(中小企業者等の試験研究費の 総額に係るものを除く)
- 上記試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に係る税額控除限度超過額の繰越控除(中小企業者等の試験研究費の総額に係るものを除く)
- 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
- 国際戦略総合特別地域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除
- 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等にかかる税

額控除を除く)

- 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に 係る特別控除を除く)
- 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係る税額控除を除く)
- 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除

法人税割の標準税率は 100 分の 3.2 で制限税率は 100 分の 4.2 とされている。 (地方税法第 51 条①)

本県では昭和51年10月1日から平成33年9月30日までの間に終了する各事業年度分の法人税割について超過課税を実施しており、税率を100分の4としている(平成28年2月議会で県税条例改正に基づき5年間延長)。

ただし、資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の法人で法人税割の課税標準である法人税額が年1,000万円以下の中小法人に対しては、100分の3.2としている(条例附則14条~16条)。

			税	率
	区 分		平成26年9 月30日まで に開始する 事業年度	
(1)	下記(2)以外の法人(清算所得に対する法人税を納める法人を含む)	法人税額の	5.80%	4.00%
(2)	①資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額が1千万円以下の法人		5.00%	3. 20%
	②資本若しくは出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く)で、かつ、法人税額が1千万円以下の法人			
	③法人でない社団又は財団で、かつ、法人税額が1 千万円以下の法人			0.20%
	④農業協同組合、漁業協同組合または森林組合の合併法人(合併の日の属する事業年度以降3箇年度で、かつ、法人税額が1千万円以下の法人)			

#### 2. 法人事業税の概要

## (1) 納税義務者

法人事業税の納税義務者は、次のとおりである。

- ① 県内に事務所又は事業所を設けて、事業を行っている法人
- ② 法人でない社団又は財団で収益事業を行い、法人とみなされるもの (地方税法第72条の2及び熊本県税条例第39条(納税義務))

### (2) 税率

熊本県の税率は、標準税率を採用している。(地方税法 72 条の 24 の 7, 熊本県税条例 41 条(標準税率等)、地方法人特別税等に関する暫定措置法第 2 条及び熊本県税条例附則第 18 条(地方法人特別税の創設に伴う税率の特例)

【外形標準課税適用法人以外の法人の税率】

法人		課税標準の区分	月30日まで	平成26年10 月1日以後 に開始する 事業年度
		所得のうち年400万円以下の金額の	2.7% (5.0%)	3. 40%
	所	所得のうち年400万円を超え、800万円 以下の金額の	4. 0% (7. 3%)	5. 10%
普通法人	得	所得のうち年800万円を超える金額の	5. 3% (9. 6%)	6. 70%
	割	3以上の都道府県に事務所等のある、 資本金の額又は出資金の額が1,000万円 以上の法人は上記にかかわらず所得の	5. 3% (9. 6%)	6. 70%
		清算所得の	5. 3% (9. 6%)	6. 70%
特別法人	所	所得のうち年400万円以下の金額の	2. 7% (5. 0%)	3. 40%
(協同組合、信用 金庫、医療法人 など)		所得のうち年400万円を超える金額の	3. 6% (6. 6%)	4. 60%
	得	3以上の都道府県に事務所等のある、 資本金の額又は出資金の額が1,000万円 以上の法人は上記にかかわらず所得の	3. 6% (6. 6%)	4. 60%
	割	清算所得の	3. 6% (6. 6%)	4. 60%
電気・ガス供給 業、保険業を行 う法人	収入割	収入金額の	0.7% (1.3%)	0.90%

- 注1:( )内の税率は、地方法人特別税適用前の平成20年9月30日以前に開始する事業年度の税率である。平成20年10月1日以降開始する事業年度からは、地方法人特別税(国税)を法人事業税と併せて申告納付する必要がある。
  - 2:改正後の税率は平成26年10月1日以後開始する事業年度から適用される。
  - 3:上記の所得区分は事業年度が1年の場合の区分であり、1年に満たない場合は月割計算して区分される。
  - 4:保険業を行う法人のうち、火災保険、損害保険及び少額短期保険については、課税標準額の算定に特例がある。
  - 5:清算所得については、平成22年9月30日までに解散した法人に対して適用される。(平成22年10月1日以後に解散した法人については、通常の所得課税の税率が適用さる。)

## 【外形標準課税適用法人の税率】

割区分	課税標準の区分	平成26年9月30日 までに開始する事 業年度	成27年3月31 日までに開始	1日以後、平 成28年3月31	平成28年4月 1日以後に開 始する事業年 度
	所得のうち年400万円以下の金額の	1.5% (3.8%)	2. 20%	1. 60%	0.30%
	所得のうち年400万円を超え、800万円以 下の金額の	2. 2% (5. 5%)	3. 20%	2. 30%	0.50%
所得割	所得のうち年800万円を超える金額の	2.9% (7.2%)	4. 30%	3. 10%	0.70%
	3以上の都道府県事務所等のある法人は 上記にかかわらず所得の	2. 9% (7. 2%)	4. 30%	3. 10%	0.70%
	清算所得の	2.9% (7.2%)	4. 30%	3. 10%	0.70%
付加価値割	付加価値額総額の	0.48% (0.48%)	0. 48%	0. 72%	1.20%
資本割	資本金等額の	0.2% (0.2%)	0. 20%	0. 30%	0.50%
収入割	収入金額の	0.7% (1.2%)	0. 90%	0. 90%	0.90%

注:( ) 内の税率は、地方法人特別税適用前の平成20年9月30日以前に開始する事業年度の税率である。平成20年10月1日以降開始する事業年度からは、地方法人特別税(国税)を法人事業税と併せて申告納付する必要がある。

## (3) 医療法人税等の特別法人

医療法人等の特別法人は、課税所得の算定方法について所得配分方式と経費配分方式の2つに分類することができるが、熊本県では原則として所得配分方式で申告を受け付けている。ただし、法人から経費配分方式での申告がなされた場合は、再提出を求めず、受理している。

## 3. 法人二税の賦課徴収事務の概要

## (1) 組織体制

熊本県においては、法人二税の組織を県央広域本部に集約し、県央広域本部のみで課税業務を実施している。法人二税の業務は課税第一班の8名で実施しており、業務を月ごと、又は地区ごとに分担し実施している。

### (2) 事務分掌

平成29年度の課税第一班の事務分掌は以下のとおりになっている。

	職員						
	Α	В	С	D	Е	F	G
・法人二税の総括に関すること ・法人二税の嘱託員の指導に関すること ・不申告法人対策の総括に関すること(調査は全員 で) ・長期不申告法人対策に関すること(調査は全員で) ・未届法人の調査、申告指導の総括に関すること(調 査は全員で)	主査				副查		

	1						
・外形標準課税の総括に関すること(調査は全員で) ・仮装経理、移転価格税制のリスト管理に関すること ・関与税理士に関すること		主査			副查		
・未消込み処理及び還付保留分の管理に関すること ・地方法人特別税等に関すること(未消込み処理を 含む) ・災害による法人の申告期限の延長に関すること ・収入割課税法人調査の総括に関すること(収入割 課税法人の申告書入力と調査は全員で) ・熊本県税特別措置条例に関すること(県央・天草)			主査				副查
・自動車税減免の取りまとめに関すること ・法人の申告期限の延長に関すること(災害延長除 く) ・連結納税制度に関すること ・申告書返戻分の調査に関すること				主査			副查
・県税システムの申告分調定及び調定決議(更生・決定を含む)に関すること ・更正の請求に関すること(総括)・NPO法人の課税免除に関すること ・熊本県税特別措置条例に関すること(県北・県南)	副查				主査		
・電子申告に関すること(5~7月、12月は件数が 多いので、副査も協力する) ・県外分割法人の課税標準額の確認に関すること ・期限後申告加算金の処理に関すること		副查				主査	
・医療法人調査の総括に関すること(医療法人の申告書入力と調査は全員で) ・農事組合法人に関すること ・行政文書開示請求に関すること				副查			主査
地区和亚【不由生补】】	宇土 人吉 天草	中央 区② 南区	北区西区	玉名 山鹿 八代	菊池 阿蘇	中央区①	東区上益城
地区担当【不申告法人】	東京	その 他 2 大阪	東京 1	その 他 1 愛知	東京 2	九州 2	九州 1
地区担当【医療法人】	中央 区② 南区	宇土 人吉 天草	菊池 阿蘇	中央区①	東区上益城	玉名 山鹿 八代	北区西区
地区担当【収入割課税法人】	菊池 阿蘇	中央区①	中央 区② 南区	宇土 人吉 天草	北区西区	東区 上益 城	玉名 山鹿 八代
・上記以外の申告書に関する問い合わせに関すること	玉名 山鹿 八代	東区 上益 城	中央区①	菊池 阿蘇	宇土 人吉 天草	中央 区② 南区	北区西区
・収税第一課、第二課からの問い合わせに関すること	東京 3	その 他 2 大阪	東京 1	その 他1 愛知	東京 2	九州 2	九州 1
上記以外の申告書に関する問い合わせに関すること、収税第一課、第二課からの問い合わせに関することの副査	А	В	В	С	D	С	В

・県内法人の更正、決定決議に関すること(各税務署担当) ・他県から課税標準額の照会にかかる回答(本店所在の所管税務署担当が回答) ・国税データとの突合処理及び登記事項調査の入力に関すること(各税務署担当)	西	菊池 阿蘇	宇土 八代	天草	東	山鹿 人吉	玉名
・県外法人の更正、決定決議に関すること(課標処理) (他県から課税標準額の内容について照会があった ときは、その法人の所管税務署担当が回答)	東京 3	その 他2 大阪	東京 1	その 他 1 愛知	東京 2	九州 2	九州 1
更正等決定決議当にかかる副査	A	В	В	С	D	С	В
・みなし決議に関すること (月交替)	5月	8月1月	7月	12月 3月	9月 2月	6月11月	4月10月
・県内分割法人の他県への課税標準額等通知に関すること(月交替)	8月1月	11月	4月 12月	6月10月	5月	9月3月	7月 2月
市町村民税の法人税額等の賦課資料通知に関すること(月交替)	6月2月	4月3月	8月	7月	10月 1月	5月 12月	9月11月
・更正の請求処理 (月交替)	7月 3月	9月 2月	6月 1月	5月	4月 11月	10月	8月12月
・申告書入力管理(月交替) ・プレプリント発送に関すること(月交替)	4月	6月10月	11月3月	9月1月	8月12月	7月 2月	5月

注:アルファベットは職員名

# 4. 法人二税の推移

# (1) 法人県民税

法人県民税

左座	調定済額(A) 年度 区分		頁(A)	収入済物	収入額	過誤納	が高 (C)	不納欠抽	員額(D)	滞納繰 (A) - (B)	) + (C)	対前年	F度比	収入	歩合
平及	区分	税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	週誤が 税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	- (I 税額 (FP)	件数	調定額	収入額	(B) / (A)	前年同期
	現	9, 638, 591	50, 415	9, 610, 270	49, 735	0	-	2,741	5	25, 579	675	108	108	99. 7	99.8
19	繰	49, 823	1,728	18, 263	491	0	-	6, 729	227	24, 829	1,010	96	108	36. 7	32. 5
	計	9, 688, 414	52, 143	9, 628, 534	50, 226	0	-	9,470	232	50, 409	1,685	108	108	99. 4	99. 4
	現	7, 736, 923	49, 959	7, 718, 991	49, 397	0	-	124	8	17, 807	554	80	80	99.8	99. 7
20	繰	49, 964	1,687	18, 768	511	0	-	6, 261	276	24, 934	900	100	103	37.6	36. 7
	計	7, 786, 887	51,646	7, 737, 759	49, 908	0	-	6, 385	284	42, 742	1, 454	80	80	99. 4	99. 4
	現	5, 499, 130	48, 154	5, 483, 010	47, 585	0	-	87	3	16, 032	566	71	71	99. 7	99.8
21	繰	42, 108	1,440	12,080	426	0	-	4,827	169	25, 200	845	84	64	28. 7	37. 6
	計	5, 541, 238	49, 594	5, 495, 090	48, 011	0	-	4, 914	172	41, 233	1, 411	71	71	99. 2	99. 4
	現	6, 617, 132	46, 916	6, 604, 183	46, 411	0	-	72	2	12, 876	503	120	120	99.8	99. 7
22	繰	41,042	1,410	11, 454	432	0	-	6, 058	233	23, 529	745	97	95	27. 9	28. 7
	計	6, 658, 175	48, 326	6, 615, 638	46, 843	0	-	6, 130	235	36, 405	1, 248	120	120	99. 4	99. 2
	現	7, 142, 681	47, 122	7, 120, 162	46, 667	0	-	12	1	22, 507	454	108	108	99. 7	99.8
23	繰	36, 347	1,247	10, 170	383	0	-	5, 226	179	20, 949	685	89	89	28. 0	27. 9
	計	7, 179, 028	48, 369	7, 130, 332	47, 050	0	-	5, 239	180	43, 456	1, 139	108	108	99. 3	99. 4
	現	7, 123, 421	47, 274	7, 108, 366	46, 810	0	-	92	6	14, 962	458	100	100	99.8	99. 7
24	繰	43, 390	1, 138	11, 753	366	0	-	8, 320	297	23, 316	475	119	116	27. 1	28. 0
	計	7, 166, 812	48, 412	7, 120, 120	47, 176	0	-	8, 412	303	38, 279	933	100	100	99. 3	99. 3
	現	6, 599, 670	47,826	6, 587, 702	47, 414	0	-	2,742	16	9, 225	396	93	93	99.8	99.8
25	繰	38, 241	933	9, 396	387	0	-	12, 116	149	16, 728	397	88	80	24. 6	27. 1
	計	6, 637, 912	48, 759	6, 597, 099	47, 801	0	-	14, 859	165	25, 953	793	93	93	99. 4	99. 3
	現	7, 681, 468	49, 148	7, 669, 936	48, 722	0	-	22	2	11, 509	424	116	116	99.8	99.8
26	繰	25, 676	793	8, 768	340	0	-	3, 230	105	13, 677	348	67	93	34. 2	24. 6
	計	7, 707, 144	49, 941	7, 678, 704	49, 062	0	-	3, 253	107	25, 186	772	116	116	99. 6	99. 4
	現	6, 706, 275	49, 769	6, 694, 271	49, 329	0	-	246	5	11, 757	435	87	87	99.8	99.8
27	繰	25, 070	772	8, 051	301	0	-	1, 736	78	15, 282	393	98	92	32. 1	34. 2
	計	6, 731, 346	50, 541	6, 702, 322	49, 630	0	-	1,983	83	27, 039	828	87	87	99. 6	99. 6
	現	5, 779, 660	49,616	5, 770, 823	49, 301	0	-	42	2	8, 794	313	86	86	99.8	99.8
28	繰	26, 606	826	9, 442	339	0	-	8, 729	116	8, 434	371	106	117	35. 5	32. 1
	計	5, 806, 266	50, 442	5, 780, 265	49, 640	0	-	8,772	118	17, 228	684	86	86	99. 6	99. 6

(県提出資料より作成)

### (2) 法人事業税

法人事業税

年度	区分	調定済行	額(A)	der 3. Século	収入額	19 40 6	hales (a)	不納欠損	額(D)	滞納繰越 (A) - (B) + (		対前年	手度比	収入歩合	
平及	区ガ	税額(千円)	件数	収入済都 税額(千円)	件数	過誤線 税額 (手円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (手用)	件数	調定額	収入額	(B)/(A)	前年同期
	現	43, 784, 231	26, 278	43, 714, 207	26, 076	0	-	13, 018	5	57, 006	197	108	108	99, 8	100, 0
19	繰	130, 851	379	52, 297	128	0	-	17, 103	55	61, 449	196	89	291	40.0	12. 3
	計	43, 915, 082	26, 657	43, 766, 505	26, 204	0	_	30, 121	60	118, 455	393	108	108	99.7	99. 6
	現	38, 467, 005	24, 390	38, 441, 643	24, 236	0	-4	0	-	25, 362	150	88	88	99.9	99.8
20	繰	109, 464	368	25, 616	115	0	-	4, 721	59	79, 126	194	84	49	23.4	40.0
	計	38, 576, 470	24, 758	38, 467, 259	24, 351	0	-4	4, 721	59	104, 488	344	88	88	99.7	99. 7
	現	20, 296, 446	22,008	20, 274, 340	21,870	0	-	0	-	22, 106	138	53	53	99.9	99. 9
21	繰	103, 077	329	15, 805	104	0	-	3, 440	32	83, 832	193	94	62	15.3	23. 4
	計	20, 399, 524	22, 337	20, 290, 146	21, 974	0	-	3, 440	32	105, 938	331	53	53	99.5	99. 7
	現	17, 133, 741	21,688	17, 116, 301	21, 577	0	-	0	-	17, 439	111	84	84	99.9	99. 9
22	繰	104, 923	315	51, 926	114	0	-	3, 731	37	49, 265	164	102	329	49.5	15. 3
	計	17, 238, 664	22,003	17, 168, 228	21, 691	0	-	3, 731	37	66, 704	275	85	85	99.6	99. 5
	現	18, 394, 072	21,948	18, 338, 777	21, 834	0	-	0	-	55, 294	114	107	107	99.7	99. 9
23	繰	65, 135	268	29, 017	102	0	-	9, 084	43	27,034	123	62	56	44.5	49.5
	計	18, 459, 208	22, 216	18, 367, 794	21, 936	0	-	9, 084	43	82, 329	237	107	107	99.5	99. 6
	現	18, 412, 017	21,821	18, 396, 370	21, 748	0	-	0	-	15, 646	73	100	100	99.9	99. 7
24	繰	79, 624	229	8, 009	86	0	-	9, 660	57	61, 954	86	122	28	10.1	44. 5
	計	18, 491, 641	22,050	18, 404, 379	21, 834	0	-	9, 660	57	77, 601	159	100	100	99.5	99. 5
	現	19, 977, 093	22, 472	19, 960, 922	22, 402	0	_	10, 158	7	6, 012	63	109	109	99.9	99. 9
25	繰	77, 455	157	2, 730	52	0	_	39, 559	36	35, 165	69	97	34	3. 5	10.1
	計	20, 054, 548	22, 629	19, 963, 653	22, 454	0	-	49, 717	43	41, 177	132	108	108	99.5	99. 5
	現	22, 877, 366	23, 911	22, 864, 690	23, 842	0	-	632	2	12,043	67	115	115	99.9	99. 9
26	繰	40, 547	131	5, 090	56	0	-	5, 709	21	29, 747	54	52	186	12.6	3. 5
	計	22, 917, 914	24, 042	22, 869, 780	23, 898	0	-	6, 342	23	41, 790	121	114	115	99.8	99. 5
	現	26, 281, 831	24, 396	26, 261, 152	24, 296	0		775	2	19, 903	98	115	115	99.9	99. 9
27	繰	41, 147	111	9, 033	46	0		211	7	31, 903	58	101	177	22.0	12.6
	計	26, 322, 978	24, 507	26, 270, 185	24, 342	0	-	986	9	51,806	156	115	115	99.8	99. 8
	現	29, 575, 583	25,005	29, 556, 690	24, 919	0	-	0	-	18, 893	86	113	113	99. 9	99. 9
28	繰	49, 700	151	11, 686	69	0	_	33, 101	29	4, 912	53	121	129	23.5	22. 0
	計	29, 625, 284	25, 156	29, 568, 376	24, 988	0	-	33, 101	29	23, 805	139	113	113	99.8	99.8

(県提出資料より作成)

## 5. 法人二税の賦課徴収事務に係る指摘事項

(1) 文書の管理状況について

文書保管のルールについては、熊本県全体で作成している文書管理のルールに 準拠しており、県央広域本部としての運用ルールは特に作成していない。

法人二税の文書については、執務室のキャビネット(施錠可能)、職員のデスク付近の移動ワゴン、2階の文書保管庫、2階の会議室のオープンキャビネット、地下1階の文書保管庫2部屋において保管しており、執務室のキャビネット及び移動ワゴン以外については他の税部門と共有となっている。

現在の保管状況について、以下のような問題点が存在している。

- ① 執務室の保管スペースが少ない。日々の作業が効率的できるように、近い範囲に書類を保管する必要があるが、キャビネットが少ないことから、移動ワゴンに書類を載せたまま退庁している場合がある。
- ② 2階会議室のオープンキャビネットについては、ファイルの背表紙が目視できることから、どのような書類が保管されているか一見してわかる状態にある。当該会議室は軽油引取税の免税申請手続きや、様々なチェック作業に利用されることから、部外の人間が出入りする状況にあり、また勤務時間中は部屋も施錠されていない。
- ③ 書類保管庫は過年度の書類で一杯になっており、これ以上書類を保管する

スペースがない。これは過年度に発生した不正経理問題の際に書類の破棄を一時禁止され、廃棄が進まないまま増加する一方だった時期があり、その後、廃棄の禁止が解除された後廃棄等の手続きが進んでおらず、結果として書類が膨大となったためである。

上記のような状況は、個人情報の保護や守秘義務の観点から問題があり、早急に 改善を図る必要がある。

具体的には、以下のような点を改善する必要がある。

- ① 保存期限を過ぎた書類について、早急に廃棄処理を実施し、保管スペースを確保する必要がある。この点については、平成29年9月11日に総務部総務私学局県政情報文書課から「平成29年度廃棄予定行政文書ファイルの確認作業等について(依頼)」が発信されており、システムに未登録の文書についても廃棄できるようになっている。
- ② オープンキャビネットでの保管は好ましくなく、施錠のできる扉付きのキャビネットでの保管が望ましい。
- ③ 移動ワゴンに文書を載せたまま退庁することは問題があり、施錠できるキャビネットに戻すか、ワゴンごと文書保管庫に収納し、施錠して帰ることが望ましい。
- ④ オープンキャビネットでの保管が継続する間は、2階会議室の施錠を徹底 する必要がある。
- (2) 申告書の自署・押印について

熊本県の法人県民税・事業税の申告書には、法人の代表者及び経理責任者が自署 し、かつ、自己の印を押さなければならない(地方税法第72条の35①②)。

また、県外分割法人については、主たる事務所等所在地の都道府県に提出するものに限り押印が必要である(地方税法第72条の35④)。

申告書の代表者等の自署押印の無い申告書については、申告書の効力には影響はないものの(地方税法第72条の35⑤)、上記に違反した行為を行ったものは一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処するとされた罰則規定(地方税法第72条の36)が存在しており、規定の趣旨に鑑みると、できる限り自署押印してもらうよう指導する必要があるとマニュアルにはある。

現在熊本県では自署押印について強く求めていない。地方税法第72条の36但書に「ただし、情状によりその刑を免除することができる」との記載も存在しているが、本文の趣旨を勘案し、マニュアルに従うと自署押印を求める必要がある。

具体的には、以下のような対応が考えられる。

- ① 納付書等を発送する際に、自署押印の必要性を説明した文書を同封する。
- ② 自署、押印を漏らした申告書を持参された場合、自署、押印を依頼する。
- ③ ホームページで申告書に自署押印をする必要があることを案内する。

しかし一方、大法人の電子義務化に向けて平成30年度税制改正大綱の中で自署押印制度の廃止が盛り込まれていることから、自署押印の意義が変わってきており、マニュアルをそれに沿ったものに改正する準備も必要である。

(3) 電話等による申告書の修正について

税務オンラインシステムへの入力作業は、項目の入力が完全に完了しない限り、 データの一時保存ができないようになっている。

これについては、保留中の申告書は保留用のキャビネットに保管しており、システムへの一時保存ができない。

一方、受け付けた申告書については翌月 10 日前後の月例処理に間に合うよう入力作業を実施することから、どうしても電話による修正が行われている。一時保存機能がないことは手書修正が増えることに影響している可能性があることから、検討の必要がある。

現時点では税率を変更していない等により、税額が変わることがあるが、特に修 正申告書までは求めておらず、手書きによる修正を行っている。今後は税額が変更 されるような修正については、慎重に対応する必要がある。

具体的には税額に影響しない項目については、手書きによる修正を認めるが、税額自体が変わる場合においては税額の更生又は修正申告を求める等の対応が考えられる。マニュアルによれば、法人の事務所等が遠隔地に存在し訂正させることが困難である場合、又は税額が減少する場合に限り電話等による訂正対応を認めているが、現在は増額となる場合も電話による修正を行っており、マニュアルどおりの処理が行われていない状態である。

今後、電話等による修正を認める箇所と、申告書の修正を求める箇所を明確にし、 ルール化する必要がある。

(4) 課税マニュアル (法人県民税・法人事業税編) の見直しの必要性について

平成23年4月より法人二税の課税業務が県央広域本部に集約された。集約後は 県央広域本部の事務量が相当増えているにもかかわらず、マニュアルは十分な見 直しがなされていないことから、現在の業務実態に即していない部分が存在する。

具体的には当該マニュアルの 19 ページから 20 ページに掛けての「申告書提出の有無の管理」では、「確定申告書、予定申告書及び県民税均等割申告書等の提出があった場合には、月例時に出力される『申告書発送一覧表(受付整理簿)』にその受付年月日を記載し、申告書の提出の有無を管理する。」とあるが、実際には受付整理簿に提出日を記載する運用は実施されておらず、実情は不申告法人一覧表により提出漏れの管理をしている。受付整理簿は法人に直接発送した分と、顧問税理士にまとめて発送した分に分けられており、両面印刷で数百ページ存在していることから、受付時に該当箇所を探し出し、日付を記載することは現実的に困難であると考える。

今後は、実行可能な内容となるようにマニュアルの改訂が必要である。

ただし、現状の運用の場合、提出の事実を確認できる記録を残していない。県央 広域本部においては、過去において申告書類の紛失の事例も発生している。このよ うな事故の発生を防止するためにも、今後事務所内での書類の紛失を防止する施 策も併せて検討する必要がある。

## 6. 法人二税の賦課徴収事務に係る意見事項

#### (1) 研修制度について

税法については、毎年改正がなされており、職員も改正内容を理解することに苦労している。また、新たに異動してきた職員や採用された職員に対して、如何にして税法の知識を持たせるか、またノウハウを引き継ぐかが重要である。

毎年 1 月はじめに総務省が税制改正の説明会を実施していることから、これに 本庁税務課が参加している。その後課税班長会議にて個別の説明を受けている。

また、県央広域本部の職員は、全国地方税務協議会が毎年開催している全国研修会に参加している。(平成28年度は熊本地震の影響から参加できていない)

これらの研修会は税制改正等のトピックな内容が中心であることから、経験の ある職員にとっては有効な研修である。

これに対して、税務課の業務を初めて経験する職員のための研修については、県央広域本部税務部内で実施している。

平成29年度職場研修実施計画

区分	研修名	研修内容	実施回数 (延べ時 間)	対象者
全体研修	収税事務研修	滞納整理事務の流れ	1 (1:00)	課税第一課 10名
	事務管理研修	事務処理ミス等を未然に 防止するための班内研修 ・申告書入力について ・期限後申告等の取扱い ・読み合わせ等の徹底	12 (12:00)	課税第一課 7名 嘱託職員 6名
	法人二税初任者 研修	法人二税のあらまし	2 (3:00)	課税第一課初任者 3名
課税第一 班関係	法人事業税·外 形標準課税研修	外形標準課税	2 (2:00)	課税第一課法人担 当職員 2名
外内区	法人二税担当者 研修	法人二税の各個別項目の 研修 ・収入金課税 ・医療法人 ・仮想経理、移転価格税 制等 ・予定申告の取扱い ・課税標準通知、法人税 調査書の処理	6 (3:00)	課税第一課法人担 当職員 7名

上記のように税務課内においてできるだけの努力はされているものの、専門的 知識を必要とする税務課の業務においては、今後税務課職員の知識及びノウハウ の蓄積をどのように計画的に行っていくかが検討課題である。

以下のような方法によって、職員の業務遂行能力を高めることが考えられる。

- ① 税理士等の専門団体との協力体制の構築
- ② 税理士等の専門家とのアドバイザー契約
- ③ 外部の研修制度の活用
- ④ 税務課において専門書を共有図書として常備する

#### (2) 業務の外部委託について

現在、申告書及び納付書のプレプリントの県央広域本部への搬入、封入及び発送までの作業を、職員及び嘱託職員が担当している。平成29年9月の実施状況をヒアリングしたところ、9月12日に本庁でプレプリントした申告書及び納付書を県央広域本部の職員が県庁税務課へ取りにいき、20日の昼過ぎに発送が完了したとのことであった。9月に関してはプレプリントの搬入を除き、すべて5名の嘱託職員で実施したとのことである。この期間毎日5人全員がフルタイムで作業をしたわけではないが、延べ5日から6日間かかっている。これが、数の多い3月決算会社が対象となる4月の作業の場合、嘱託職員だけでは作業量が終わらないことから、職員も発送作業に加わる状況である。

このように、単純な業務に多大な労力が費やされていることから、当該業務を外 部委託できないか検討が必要である。

#### (3) 自動計算項目を手入力した際のモニタリングについて

現在、税務オンラインシステムについては、システムが対応していない特殊な計算を行う場合に対応するため、自動計算される箇所を手入力できる仕様になっている。このため手入力した項目については、理論的な計算結果以外の入力がなされているリスクも存在している。

システムから出力される入力確認リストには、計算結果しか出力されないため、 各入力項目が正確に入力されているか、当該リストでは確認できない。手入力した 項目については、一覧的にモニタリングできるように、リストが出力できるよう機 能を追加することが望まれる。

具体的には、収入金課税の電力事業実施会社の分割基準の入力について、県側独 自での計算シートを作成したうえで、この計算結果をシステムに手入力している。 入力後に、入力担当者以外の担当者が、この計算シートと税務オンラインシステム 上の入力内容が一致しているかを確認している。

この点、手入力された案件が一覧としてリスト化されれば、入力のチェック作業の効率化が見込まれる。

## (4) システムの改修について

平成27年改正によって、法人県民税の均等割の課税における資本金等の考え方が変わったことから、法人県民税の均等割額を判定するためには、従来の資本金情報のみならず、資本準備金の情報も必要とされるようになった。

しかし、現在のシステムでは、国税データとの連携はできるものの、連携した結果として法人税申告書の別表 5 (2) の純資産の部のデータが閲覧できない。そのため、国税データとの連係情報だけでは正確に均等割額の判定ができない。今後、新システムを導入(更新)する際は、国税データを取り込んだ結果、別表 5 (2) の純資産の部のデータが閲覧できるように機能の追加が望まれる。

また、電子申告システム(eL-Tax)では、前日の24時までに申告を受け付けた分については、翌日の8時半から県庁サーバーに構築している電子申告審査システム上で閲覧可能となるが、稀に前日受付分の一部が閲覧できず、一定の時間が経過した後に閲覧が可能になるという状況が生じている。そのため、受付データのシステムへの反映の網羅性の確認という、追加作業が必要になっている状況である。この点に関しては、eL-Tax 側と県のサーバー側のどちらに原因があるのか究明し、解消することが望まれる。

さらに、納税者に関する必要な情報を記載する「納税者メモ」欄について、現状では入力文字数に制限があり、記載できる内容に限界がある。つまり、追加での記載が必要になった場合に、文字数の制限を超えてしまうと、従来のメモ内容を修正又は削除する必要が生じている状況である。入力できる文字数を現状よりも増加させることができれば、追加記載の際に従来のメモ内容を残すことができ、手間が省けるとともに、過去の履歴を残すことができることから、業務の効率が上がるものと考える。

今後、「納税者メモ」欄の入力文字数が現状よりも増加するよう、機能の改善が 望まれる。

なお、外部監査実施後、平成29年9月に実施された県税システムに関するアンケートにおいては、以下のような要望が上がってきている。

税目	問題点	改善提案
	納税者メモ欄のスペースが狭	納税者メモ欄の入力文字数を
納税者情報	く、文字数制限を超えて入力する	大幅に増やしてほしい。(見える
(法人)	場合、以前のメモ内容を削除しな	スペースは今のままでもスクロ
	ければならない。	ールで確認が可能など)
	県外法人の場合、国税申告処理	修正申告処理年月日が入力さ
	欄及び国税申告年月日欄に修正申	れている場合、県内法人同様、県
国税処理情	告情報(処理、申告年月日)が入力	外法人においても修正是認の処
報 (法人)	されていると修正是認情報が上書	理情報と年月日が上書きできる
	きできず、データ修正をしなけれ	ようにしてほしい。
	ばならない。	

	納税者情報の法人名、住所は変	法人の基本情報のすべての項
	更年月日が表示されるが、それ以	目について、変更入力年月日がわ
県民税(法	外の項目については変更年月日が	かるようにしてほしい。
人)	表示されないため、入力日(変更	-
	日)で編さんしている設立、異動届	
	を探す際に手間がかかる。	
県民税・事	申告書にあるすべての項目が課	全ての項目について課税内容
業税・地方	税内容照会画面から確認できな	照会画面から確認できるように
法人特別税	\\\`₀	してほしい。
(法人)		
	システムに入力できない項目を	最初の画面で、メモの内容を表
	納税者メモ欄に入力しているが、	示させるか、納税者メモ有という
	メモを表示させるために、何回も	表示をさせてほしい
	画面遷移が必要なため、重要な情	
法人二税	報を見逃してしまう。	
	更正決定後に出力される更正決	せめて根拠条文などに○をつ
	定等の通知書が、手書き部分が多	ければいいだけにするなど、手書
	く、記入に時間がかかる	きが少なくなるようにしてほし
		V
	更正決定決議書・通知書の根拠	更正・決定決議書作成時に根拠
	条文の訂正・追加記入、及び更正	条文及び更正 (決定) の基礎の選
	(決定)の基礎の記入が毎度手書	択タブを設けてほしい。
	き又はハンコで必要であり、事務	
法人二税	処理の煩雑さがある。	
更正・決定	異動届の検索が提出日のみであ	法人名検索機能を追加してほ
決議書	り、検索時、速やかに探すことがで	しい。
八成百	きない。	
	eLTAX の表示が 100 件ずつのた	表示件数を 1,000 件程度にし
	め、納税者 ID 順に並べることに限	てほしい。(申告が最も多くなる
	界があり、上記突合に時間を要し	月末は1日に 1,000 件以上の申
	ている。	告があるため。)

## (5) OCR読取機の導入について

現在OCRによる読み取りのシステムがないことから、OCR様式の用紙の提出は受けているものの、手作業で入力作業を行っており、作業としても膨大な量になっている。仮にOCR様式で申告された申告書を区分して管理し、OCRの読み取り機で読み込むことができれば、大幅な作業量の削減につながることが想定される。

以上の観点から、県央広域本部の作業量の減少、作業の効率化を図るために、今 後OCRの読み取り機の導入を検討する必要がある。

#### (6) 未届法人の捕捉について

平成27年度に、本県に登録のない法人に対する調査が行われている。具体的に は以下のような調査内容である。

- ① 平成27年度不動産取得税の課税のある法人、外形標準課税法人調査資料に 記載された法人、自動車保有調査資料に記載された法人及び「くまモン」使 用申請情報に記載された法人のうち、法人二税の登録のない法人
- ② 平成26年度の調査の結果継続調査とされた法人のうち、登録が必要とされた法人

調査の結果、届出が必要と判断された法人には、適切に指導が行われている。

平成28年度では、「平成28年熊本地震」が発生し、税務部門の人員も災害対応に従事したことや、申告期限の延長に伴う様々な事務が発生したため、実施できなかった。

しかし、そもそも平成23年4月より法人課税部門が県央広域本部に集約されたが、県税事務所時代に比べ管轄地域が広域化したことから、法人二税の納税対象者 (届出を提出していない法人)を網羅的に捕捉するための効果的・効率的な調査が十分できなくなっている。

現在は、届出が提出されているにもかかわらず申告書の提出がない法人への対応が優先されていることから、未届法人に対する調査にまで手が回らないのが実情のようである。

しかし、課税の公平性の観点からは、届出を提出しないまま申告・納税を実施していない法人の有無を調査できる体制を確保することを検討すべきである。

課税対象法人を網羅的に捕捉するための施策として、電話帳情報、東京商工リサーチの新設法人情報や地域経済誌から県内の新設法人や県外法人の支店開設等の情報を入手することは有用であると考えられる。

既に地域経済誌は定期購読契約をし、課長職以上では回覧されているとのことから、今後新設法人の把握のためにも有効活用されることが望まれる。

## <参考\_マニュアル P10 法人の設立、異動等の届出義務>

設立、異動等の事実が生じた法人は、その事実が生じた日から 10 日以内に、県央 広域本部長にその旨を届けなければならないこととされている(条例 46、規則 19 の6の3)。

したがって、届出書が提出されていない場合は、法人に対して提出するよう指導する必要がある。なお、申告がない場合は、県の調査により税務オンラインシステムへ入力を行う。

## 5)「地方消費税」について

#### 1. 地方消費税の概要

- (1) 納税義務者
  - ① (譲渡割)消費税法第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)を行った個人事業者及び法人
  - ② (貨物割)消費税法第2条第1項第11号に規定する課税貨物を保税地域(外 国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者

#### (2) 課税方式

- ① (譲渡割)当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来都道府県に申告納付)
- ② (貨物割)国(税関)に消費税と併せて申告納付

#### (3) 税率

現行は、63分の17 (消費税率換算1.7%)であり、国税と合わせて8%である。 平成31年10月から78分の22 (消費税率換算2.2%) 国税と併せて10%となる予定である。なお、平成31年10月から軽減税率対象取引が予定され、軽減税率対象取引に対しては78分の22 (消費税率換算1.76%) 国税と合わせて軽減税率8%となる予定である。

## (4) 清算

国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連 した基準によって都道府県間で清算を行っている。

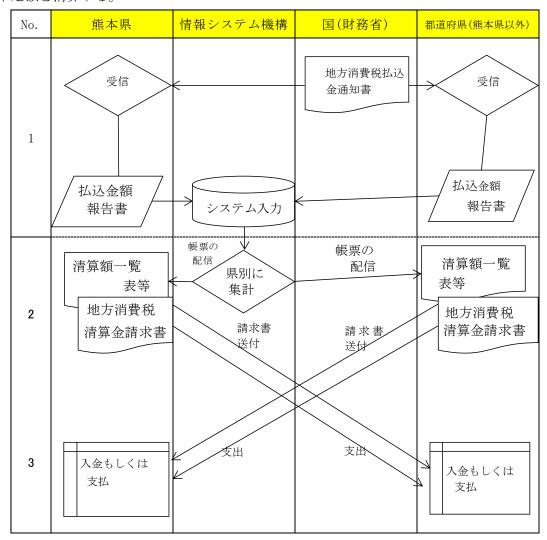
指標	ウェイト
①「小売年間販売額(商業統計)」と	75 00/
②「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算	75.0%
③「人口(国勢調査)」	17.5%
④「従業員数(経済センサス基礎調査)」	7.5%

#### (5) 交付金

国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させた後、その税収の2分の1を市町村に交付する。人口(国勢調査)と従業員数(経済センサス基礎調査)を指標とし、按分する。平成26年4月以降、税率引き上げ分については人口のみで按分する。

### 2. 地方消費税の賦課徴収事務の概要

各都道府県において申告、納税された地方消費税の金額につき、国から通知がある。 その後毎月25日頃に、国からはこの時点で通知額が振り込まれるため、各都道府県は、 当該通知に基づき調定を行うとともに、地方公共団体情報システム機構(以下、情報シ ステム機構という)のシステムにその金額を登録する。 情報システム機構では各県の登録データを集計し、金額の清算基準に基づき各県の 清算額を通知する。その後、各都道府県間で清算額を請求もしくは不足分を支出し、過 不足額を清算する。



上記のとおり、地方消費税の収入及び支出に関しては、ほとんどが国及び情報システム機構との間で処理が完結するため、県としてはそこからの通知に従い各都道府県間での清算事務を行うのみとなっている。

# 3. 地方消費税の推移

(単位:千円)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
譲渡割	15, 452, 393	15, 683, 873	17, 264, 060	30, 261, 517	21, 977, 237
貨物割	409, 255	534, 010	777, 709	913, 851	700, 840
合計	15, 861, 649	16, 217, 883	18, 041, 769	31, 175, 368	22, 678, 077

平成27年度以降、概要の項目でも記載したとおり税率の変更に伴い、国からの払込み額が増加している。平成28年の調定額の減少は、主に熊本地震の影響で小売等販売額が減少したことによるものと考えられる。

地方消費税譲渡割

年度	区分	調定済額(A)		収入済額	不納欠損額(D)		滞納繰越額 (A) - (B) + (C) - (D)		対前年度比		収入歩合				
1 2		税額(千円)	件数	税額(千円)	Ì	税額	納額(C) 件数	税額 (千円)	件数	税額	件数	調定額	収入額	(B) / (A)	前年同期
19	現	16, 689, 927	12	16, 689, 927	12	0	_	0	-	0	-	100.9	100.9	100.0	100.0
	繰	0	-	0	-	0	_	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	16, 689, 927	12	16, 689, 927	12	0	-	0	-	0	-	100.9	100.9	100.0	100.0
	現	16, 126, 669	12	16, 126, 669	12	0	_	0	_	0	_	96.6	96. 6	100.0	100.0
20	繰	0	-	0	-	0	_	0	-	0	_	-	_	-	-
	計	16, 126, 669	12	16, 126, 669	12	0	-	0	-	0	-	96.6	96.6	100.0	100.0
	現	14, 853, 385	11	14, 853, 385	11	0	_	0	_	0	_	92.1	92.1	100.0	100.0
21	繰	0	_	0	_	0	_	0	-	0	-	-	_	-	-
	計	14, 853, 385	- 11	14, 853, 385	- 11	0	_	0	_	0	-	92.1	92.1	100.0	100.0
	現	16, 110, 083	12	16, 110, 083	12	0	_	0	_	0	-	108.5	108.5	100.0	100.0
22	繰	0	-	0	-	0	_	0	_	0	-	-	-	-	-
	計	16, 110, 083	12	16, 110, 083	12	0	_	0	_	0	-	108.5	108.5	100.0	100.0
	現	15, 879, 146	12	15, 879, 146	12	0	_	0	_	0	_	98.6	98.6	100.0	100.0
23	繰	0	_	0	_	0	-	0	_	0	-	-	-	-	-
	計	15, 879, 146	12	15, 879, 146	12	0	-	0	-	0	-	98.6	98.6	100.0	100.0
	現	15, 452, 393	12	15, 452, 393	12	0	-	0	-	0	_	97.3	97.3	100.0	100.0
24	繰	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	15, 452, 393	12	15, 452, 393	12	0	-	0	-	0	-	97.3	97.3	100.0	100.0
	現	15, 683, 873	12	15, 683, 873	12	0	-	0	-	0	-	101.5	101.5	100.0	100.0
25	繰	0	_	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	15, 683, 873	12	15, 683, 873	12	0	-	0	-	0	-	101.5	101.5	100.0	100.0
	現	17, 264, 060	12	17, 264, 060	12	0	-	0	-	0	-	110.1	110.1	100.0	100.0
26	繰	0	-	0	-	0	-	0	_	0	-	-	-	-	-
	計	17, 264, 060	12	17, 264, 060	12	0	_	0	-	0	-	110.1	110. 1	100.0	100.0
	現	30, 261, 517	12	30, 261, 517	12	0	-	0	-	0	-	175.3	175.3	100.0	100.0
27	繰	0	_	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	30, 261, 517	12	30, 261, 517	12	0	_	0	-	0	-	175.3	175. 3	100.0	100.0
	現	21, 977, 237	11	21, 977, 237	11	0	-	0	-	0	-	72.6	72.6	100.0	100.0
28	繰計	0	_	0	_	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	21, 977, 237	11	21, 977, 237	11	0	-	0	-	0	-	72.6	72.6	100.0	100.0

地方消費税貨物割

地方 很	貝加貝	127 21													
年度	区分	調定済額(A)			Ą				滞納繰		to 1 and the order 1.1.		de a de A		
				収入済額(B) 過誤納			由物質 (C)			(A) - (B) + (C)		対前年度比		収入歩合	
十段				収入済御	過誤納額(C)		124 shat		104 4500						
		税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	調定額	収入額	(B) / (A)	前年同期
	現	502, 543	12	502, 543	12	0	-	0	-	0	_	119.9	119.9	100.0	100.0
19	繰	0	-	0	_	0	_	0	_	0	-	-	-	_	-
	計	502, 543	12	502, 543	12	0	_	0	-	0	_	119.9	119.9	100.0	100.0
	現	533, 870	12	533, 870	12	0	_	0	_	0	_	106.2	106. 2	100.0	100.0
20	繰	0	_	0		0	_	0	_	0	_	_	-	_	_
	計	533, 870	12	533, 870	12	0	_	0	-	0	-	106.2	106. 2	100.0	100.0
	現	363, 863	11	363, 863	11	0		0		0	-	68. 2	68. 2	100.0	100.0
21	繰	0	-	0	_	0	_	0	-	0	_	_	-	_	_
	計	363, 863	11	363, 863	11	0	_	0	-	0	_	68. 2	68. 2	100.0	100.0
	現	429, 936	12	429, 936	12	0	_	0	_	0	_	118.2	118. 2	100.0	100.0
22	繰	0	-	0		0	_	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	429, 936	12	429, 936	12	0	-	0	-	0	-	118.2	118. 2	100.0	100.0
	現	484, 641	12	484, 641	12	0		0	_	0	-	112.7	112.7	100.0	100.0
23	繰	0	-	0	_	0	_	0	_	0	-	-	-	_	-
	計	484, 641	12	484, 641	12	0		0	_	0	-	112.7	112.7	100.0	100.0
	現	409, 255	12	409, 255	12	0	_	0	-	0	-	84.4	84. 4	100.0	100.0
24	繰	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	409, 255	12	409, 255	12	0	_	0	_	0	-	84. 4	84. 4	100.0	100.0
	現	534, 010	12	534, 010	12	0		0	-	0	-	130.5	130.5	100.0	100.0
25	繰	0		0	-	0		0	_	0	-	-	-	-	-
	計	534, 010	12	534, 010	12	0	_	0	_	0	_	130.5	130.5	100.0	100.0
	現	777, 709	12	777, 709	12	0	-	0	-	0	-	145.6	145.6	100.0	100.0
26	繰	0	_	0	_	0	_	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	777, 709	12	777, 709	12	0	-	0	-	0	-	145.6	145.6	100.0	100.0
	現	913, 851	12	913, 851	12	0		0		0	_	117.5	117.5	100.0	100.0
27	繰	0	_	0	_	0	_	0	_	0	-	-	-	-	-
	計	913, 851	12	913, 851	12	0	_	0	_	0	_	117.5	117.5	100.0	100.0
	現	700, 840	11	700, 840	11	0	_	0	-	0	-	76. 7	76. 7	100.0	100.0
28	繰計	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	700, 840	11	700, 840	11	0	_	0	-	0	-	76. 7	76. 7	100.0	100.0

(県提出資料より作成)

- 4. 地方消費税の賦課徴収事務に係る指摘事項 特に記載すべき事項はなかった。
- 5. 地方消費税の賦課徴収事務に係る意見事項 特に記載すべき事項はなかった。

## 6)「不動産取得税」について

## 1. 不動産取得税の概要

## (1) 納税義務者

不動産取得税は、不動産(土地・建物)の取得に対して、その不動産の取得者に 課税される税金である。納税義務者は、土地・家屋等の不動産を売買、贈与、建築 等により取得した者であり、個人・法人を問わない(地方税法第73条の2)。

#### (2) 税率

不動産取得税は、地方税法により標準税率4%が定められており(地方税法第73条の15)、県は、この標準税率を基準として熊本県税条例第53条で定めている。 なお、住宅又は土地の取得は、3%の特例税率となっている。

## (不動産取得税の税率)

第53条 不動産取得税の税率は、100分の4とする。

納税額は、不動産の価格(課税標準額)に税率を乗じた額となる。

不動産の価格は、不動産の購入価格や建築工事費ではなく、原則として不動産を 取得した時の市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格となる。ただし、新 築や増改築等により固定資産課税台帳に登録されていない場合や土地の地目変更 等により当該価格が適当でない場合は、固定資産評価基準に基づき評価した価格 となる。

- (3) 非課税(地方税法第73条の3~7)
  - ① 国や地方公共団体等の不動産の取得
  - ② 宗教法人、学校法人、社会福祉法人等の一定の者がその本来の事業又は一定の 用途に供する不動産の取得
  - ③ 相続や法人の合併等の形式的所有権の移転に伴う不動産の取得
  - ④ その他
- (4) 災害による減免

#### 熊本県税災害減免条例

#### (不動産取得税の減免)

第4条 知事は、不動産取得税の納税義務者で、不動産について災害により甚大な被害を受けた者に対しては、その者が当該被害を受けた日から3年以内に当該被害を受けた不動産(以下「被害不動産」という。)に代るものと知事が認める不動産を取得した場合においては、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から被害不動産の被害を受けた部分に対する価格に相当する額に税率を乗じて得た額に相当する税額を軽減することができる。

災害等により不動産が滅失損壊し、代わりの不動産を一定の期間内に取得した場合、または、不動産が取得直後に震災等により滅失損壊した場合には、滅失損壊した部分の価格に相当する税額が軽減される。

## (5) 申告及び納税

不動産を取得した者は取得の日から 14 日以内に不動産取得税申告書を提出する。 納税通知書により、定められた期限までに納税する。

### 2. 不動産取得税の賦課徴収事務の概要

### (1) 原始取得分

主に、新たに家屋を新築するものであり、不動産の価格を調査・決定しなければならない。その調査は家屋の床面積によって県と市町村で分担している。

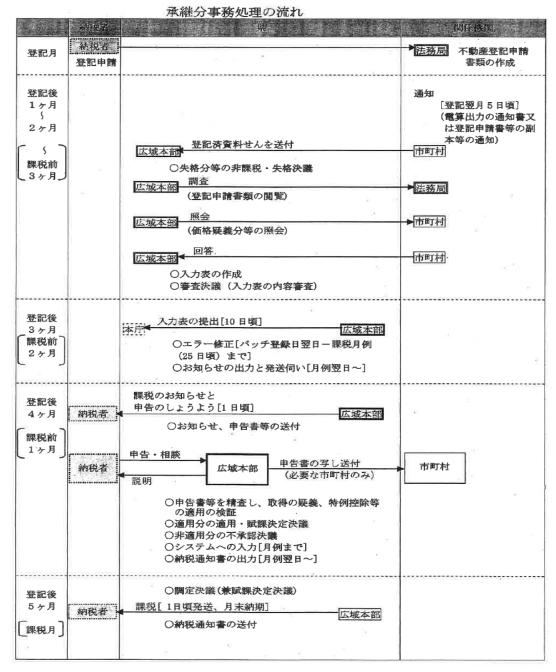
一定面積以上の非木造建物は、県で評価する。また、コンビニやドラッグストア などのチェーンストアは評価の統一性から県で評価することになっている。市町村 評価分は承継取得と同様のフローとなっている。



(県提供資料より)

## (2) 承継取得分

既に存在する不動産の取得であり、課税標準となる不動産の価格は市町村の固 定資産台帳に登録されている。



(県提供資料より)

# 3. 不動産取得税の推移

不動産取得税

年度	区分	調定済額(A)			不納欠損額(D)		滞納繰越額 (A) - (B) + (C) -		対前年度比		収入歩合				
				収入済額(B)		過誤納額(C)				(D)					
		税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	税額	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	調定額	収入額	(B) / (A)	前年同期
19	現	5, 261, 102	16, 962	5, 107, 023	16, 611	0	_	950	1	153, 127	350	87.9	87.8	97.1	97. 2
	繰	477, 753	2, 595	80, 148	391	0	_	53, 824	135	343, 779	2,069	97.2	122.3	16.8	13. 3
	計	5, 738, 855	19, 557	5, 187, 172	17,002	0	-	54, 775	136	496, 907	2, 419	88.6	88. 2	90.4	90.8
	現	5, 826, 233	16, 020	5, 613, 351	15, 683	0	_	34, 613	3	178, 268	334	110.7	109.9	96.3	97. 1
20	繰	423, 439	2, 213	81, 776	304	0	_	24, 751	90	316, 912	1,819	88.6	102.0	19.3	16.8
	計	6, 249, 672	18, 233	5, 695, 127	15, 987	0	-	59, 364	93	495, 180	2, 153	108.9	109.8	91.1	90.4
	現	3, 793, 371	14, 968	3, 624, 397	14, 669	0	-	0	_	168, 973	299	65.1	64.6	95. 5	96.3
21	繰	450, 084	2, 033	88, 427	303	0		13, 605	72	348, 051	1,658	106.3	108.1	19.6	19.3
	計	4, 243, 456	17,001	3, 712, 825	14, 972	0	-	13, 605	72	517, 025	1, 957	67.9	65. 2	87. 5	91.1
	現	3, 678, 111	14, 428	3, 565, 616	14, 084	0	_	0	_	112, 494	344	97.0	98.4	96. 9	95. 5
22	繰	481, 807	1, 795	144, 480	291	0	_	19, 836	72	317, 490	1, 432	107.0	163. 4	30.0	19. 6
	計	4, 159, 918	16, 223	3, 710, 096	14, 375	0	-	19, 836	72	429, 985	1, 776	98.0	99. 9	89. 2	87. 5
	現	3, 779, 350	13, 933	3, 662, 418	13, 669	0	-	416	3	116, 515	261	102.8	102.7	96. 9	96. 9
23	繰	385, 743	1,608	79, 834	249	0	_	30, 531	95	275, 376	1, 264	80.1	55. 3	20.7	30.0
	計	4, 165, 093	15, 541	3, 742, 253	13, 918	0	-	30, 948	98	391, 892	1, 525	100.1	100.9	89.8	89. 2
	現	3, 489, 002	14, 234	3, 421, 227	13, 977	0	_	1, 115	1	66, 659	256	92.3	93. 4	98. 1	96. 9
24	繰	345, 619	1, 365	58, 045	228	0	_	62, 113	88	225, 460	1,049	89.6	72. 7	16.8	20.7
	計	3, 834, 621	15, 599	3, 479, 272	14, 205	0	-	63, 228	89	292, 120	1, 305	92. 1	93. 0	90.7	89.8
	現	3, 828, 556	14, 959	3, 690, 391	14, 726	0	-	185	4	137, 979	229	109.7	107. 9	96.4	98. 1
25	繰	227, 710	1, 169	86, 432	216	0	_	14, 734	46	126, 544	907	65.9	148.9	38.0	16.8
	計	4, 056, 266	16, 128	3, 776, 823	14, 942	0	-	14, 920	50	264, 523	1, 136	105.8	108.6	93. 1	90.7
	現	3, 975, 322	15, 350	3, 911, 107	15, 125	0		69	1	64, 144	224	103.8	106.0	98. 4	96. 4
26	繰	228, 368	1,013	100, 928	186	0	_	8, 773	30	118, 666	797	100.3	116.8	44. 2	38.0
	計	4, 203, 690	16, 363	4, 012, 036	15, 311	0	-	8,842	31	182, 811	1,021	103.6	106. 2	95. 4	93. 1
	現	4, 194, 388	16, 370	4, 090, 548	16, 110	0	_	0	_	103, 840	260	105.5	104.6	97. 5	98. 4
27	繰	144, 395	903	34, 213	171	0		8, 410	39	101, 771	693	63. 2	33. 9	23. 7	44. 2
	計	4, 338, 783	17, 273	4, 124, 761	16, 281	0	-	8, 410	39	205, 611	953	103. 2	102.8	95. 1	95. 4
	現	3, 189, 938	11,610	3, 150, 643	11, 439	0	_	0	_	39, 295	171	76. 1	77.0	98.8	97. 5
28	繰	166, 774	826	47, 811	168	0	_	4, 506	24	114, 456	634	115.5	139.7	28. 7	23. 7
	計	3, 356, 713	12, 436	3, 198, 455	11,607	0	-	4, 506	24	153, 752	805	77.4	77.5	95.3	95. 1

(県提出資料より作成)

## 4. 不動産取得税の賦課徴収事務に係る指摘事項

(1) 不動産取得税申告書の提出について (熊本県税条例第56条)

不動産取得税の課税対象の把握は、県評価の原始取得を除いて、市町村から資料 せんを入手して把握している。市町村から入手する資料せんの情報はそれぞれの 市町村が管理する固定資産台帳を基礎としている。この台帳は、建築確認や法務局 の登記情報が基になっている。

また、市町村からの資料せんの正確性を把握するために、毎月法務局へ出向き登記申請書類を全件閲覧し市町村から送付される資料せんに漏れや誤りがないか確認を行なっている。市町村に対して登記されていない不動産の取得があった場合にも資料せんの提出を依頼するなどの対策が講じられている。

熊本県税条例にあるとおり、取得の日から14日以内に申告書が提出される例は確認できなかった。

また、取得の日から 15 日以後であっても自主的に申告書が提出されるのは課税 件数の1割にも満たない。

公共の用に供する不動産の取得などで非課税となる場合や、住宅又は住宅用土 地の取得などで軽減措置を受ける場合には全部事項証明書等の添付書類を添えて 申告書の提出を要求し、入手している。

不動産取得税の申告書の提出は、不動産取得税の賦課の要件となっていないことから申告書の提出がなくても不動産取得税を賦課することは可能となっている。 このため、不動産取得税申告書の提出を待たず実務が進められている。

課税マニュアルにおいても、市町村から受け取るのではなく、県が直接納税者に対して、「課税のお知らせ」段階で申告書提出を勧めたり、家屋調査時に提出を求める等となっている。

#### (不動産取得税の賦課徴収に関する申告の義務)

第56条 不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該不動産の所在地の市町村長を経由して、課税地を管轄する広域本部長に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名又は名称及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。) 又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 当該不動産の取得の年月日及び価格並びに取得区分
- (3) 当該不動産が土地である場合には、土地の所在、地番、地目及び地積並びに その用途
- (4) 当該不動産が家屋である場合には、家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び 床面積並びにその用途
- (5) 当該不動産が第 52 条第 2 項の規定に該当する住宅である場合には、その取得の日前 1 年以内の建築に係る住宅の所在、家屋番号、構造及び床面積並びに取得年月日
- (6) 前各号に掲げるものを除くほか、知事が必要と認める事項

不動産取得税申告書の提出については、不動産取得税の対象となる取引を行った全ての不動産取得者から申告書の提出を求めることは現実的に困難である。周知のために税の手引きやホームページなどでも案内はしているが、十分に認知されているとは言えない状況にある。

不動産取得税申告書は、課税対象となる不動産の取得を正確に把握するために 提出を義務付けているものだが、申告書提出の数は少なくその役割は果たせてい ない。

#### (2) 県税条例「過料」について

不動産取得税申告書の提出がなくても不動産取得税の課税上、実務的には問題がない。逆に不動産取得税申告書を要求しその提出がないことを理由に課税しないとなると、課税時期が遅れてしまい業務が滞ってしまうことにつながる。

しかし、熊本県条例では納税義務者に不動産取得税申告書の提出義務と、その不 提出に対して正当な事由がない場合の過料が規定されている。正当な事由の有無 についての検討を経ないまま過料を科していないことは熊本県条例に抵触してい る状況と言わざるを得ない。

### (不動産取得税に係る不申告に関する過料)

第57条 不動産を取得した者が、前条第1項の規定によって申告すべき事項 につき、正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対 し、10万円以下の過料を科する。

熊本県条例に規定されているとおりに不動産取得税申告書の提出を勧めるとしても、いたずらに徴収事務に負担を増やす結果になりかねない。

不動産取得税申告書の提出義務を果たしていない者に対して、提出をしていない事由を検討して過料を決定することも事務負担が増えてしまう。不動産取得税申告書の提出義務が十分浸透していない現状では、過料に対して納税義務者の理解を得られないことも考えられる。

一方で、熊本県条例で定められていることが守られていないことを看過ごすべきでない。

不動産取得税申告書の提出義務は地方税法第73条の18に「不動産を取得した者は、当該道府県の条例の定めるところによって、不動産の取得の事実その他不動産取得税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。2 前項の規定による申告又は報告は、文書をもつてし、当該不動産の所在地の市町村長を経由しなければならない。3 市町村長は、前項の規定による申告書若しくは報告書を受け取った場合又は自ら不動産の取得の事実を発見した場合においては、その日から十日以内に当該申告書若しくは報告書を道府県知事に送付し、又は当該取得の事実を通知するものとする。」と規定されている。

過料については第73条の20に「道府県は、不動産の取得者が第七十三条の十八の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」とされている。

熊本県条例は地方税法を受けて制定されている。不動産取得税が非課税となる 場合や軽減措置を受ける場合には申告書及びその添付書類を省略することは難し いと思われる。

しかし、不動産取得税の賦課に影響がないと思われるような場合には申告書提 出あるいは過料を免除するように熊本県条例を改正し、現在行われている徴収事 務に合わせて対応し、規定と実務を一致させることが必要だと考えられる。

#### 5. 不動産取得税の賦課徴収事務に係る意見事項

(1) 市町村からの資料せんの提供について

不動産取得税の賦課資料として、市町村に「土地・建物登記済資料せん」の提出を求めている。明確に提出期限が定められている訳ではないが、一部の市町村では提出が遅くなったり物件の漏れが生じている。

市町村は、固定資産台帳を管理することから、地方税法第382条の規定に基づき 法務局より登記情報が提供されることになっている。

熊本県は、不動産取得税の課税対象となる不動産の取得について資料せんの提出を求めているが、市町村では課税担当者が複数の税目を担当するなど要員が不足していたり、固定資産税と不動産取得税の課税対象が若干異なっていることが原因となっている。

県と市町村との勉強会などを開催し正確な資料提出を求めることが望ましい。

法務局の登記情報調査から資料せんの漏れが発見された際に、広域本部で資料せんを追加作成している事例も認められた。漏れや入力ミスが発見されたその場で修正することが早く処理できることは理解できるが、その情報を市町村と共有できていなければ同じミスを繰り返すことが考えられる。自ら資料せんを作成することはせずに、できる限り再提出を求めるようにすることが望ましい。

## (2) 法務局への登記情報調査について

課税マニュアルによると、課税対象取引の調査のために法務局への登記情報の調査を行うこととなっている。市町村から資料せんを入手して課税対象の把握をし、その取引の裏付けをとるために行われている。また、この調査は課税対象取引の漏れや市町村から入手する資料せんの誤りを防ぐことに役立っている。

この調査は、法務局へ出向き紙の登記申請書から課税対象となる取引を抽出して必要な情報収集を行っている。例えば、最も件数の多い県央広域本部では4名程度で2日間の時間がかかり非常に多くの時間を費やしている。

市町村と同じように法務局から課税対象となる取引の情報をデータで受け取る ことを検討すべきであるが、現在都道府県が不動産取得税の課税資料として法務 局から直接、登記情報(データ)を受け取ることは地方税法上規定されていない。

法務局データを直接受け取ることが可能であれば、受け取ったデータを整理して効率的な調査が行えるようになるが、現状では、市町村との勉強会の開催等を通じ、市町村に対して正確な課税資料の提出を求めていく等の検討が必要である。

# (3) 担当者の専門性について

特に不動産取得税の課税については、税務以外の専門性が求められている。原始 取得の評価では建築物の積算や資材など建築に関する知識が必要となり、承継取 得では不動産登記の知識が求められる。

家屋の構造や資材等については、技術の進歩とともに変化するため、家屋評価に

従事する職員は、家屋建築関係の情報収集や知識の習得など、日々の研鑚が必要である。不動産登記については、登記事項証明書の乙区に記載されている抵当権等の各権利関係から、当該不動産を取り巻く人間関係や、納税者の経済状況などを読み解くスキルが必要となる。

近年は、3~5年程度の人事異動が定着しており、専門的な知識を習得した頃に 税務以外の他部署へ異動となってしまい、以前に比べると税務経験が豊富な職員 が多数在籍している状況にはない。

そのため、税務担当部署、特に不動産取得税関係の部署においては、様々な機会をとらえて、専門性の向上や人材育成を行う必要がある。例えば、OJTを中心とした課税マニュアルの充実や、初任者及び管理監督者を対象とした研修については、内部研修の充実はもとより、自治大学校等の外部機関の研修への参加も有用である。また、他県職員が集まる担当者会議などで、情報交換等を積極的に行うことも必要と考える。

税務経験が豊富な職員の配置が望まれるが、県では、熊本地震への対応等に係る 業務が県行政全体で当面の間続くことが想定され、税務部門にそれだけの職員を 配置できる状況ではないことから、平成30年度においては、家屋評価業務の一部 について、専門業者の能力を活用する外部委託が税務課内で検討されており、取組 み後の成果や改善点等について検証を行うとともに、業務の外部委託が続いた場 合、逆に、職員の専門性の継承が適切に行われるかの見極めも必要と考える。

# 7)「県たばこ税」について

# 1. 県たばこ税の概要

#### (1) 納税義務者

県たばこ税の納税義務者は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者である(熊本県税条例第64条)。

#### (県たばこ税の納税義務者等)

第64条 県たばこ税(以下「たばこ税」という。)は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者(以下この節において「卸売販売業者等」という。)が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合(当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合においては、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。)において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

2 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者(以下この節において「消費者等」という。)に売渡しをし、又は消費その他の処分(以下この節において「消費等」という。)をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等に課する。

現在、県たばこ税の賦課徴収に関する事務は県央広域本部長に委任されている。 ただし、税率引上げに伴う手持品課税に関する事務については、各広域本部長に委 任されている。

#### (2) 税率

たばこについては、国税としての国のたばこ税及び国たばこ特別税、地方税としての道府県たばこ税及び市町村たばこ税が課されるが、それ以外に消費税及び地方消費税が課されている。

消費税及び地方消費税(8%)を除くたばこに係るたばこ税率は、下記のとおりである。

(H28.4.1 現在)

	旧3級品以外	旧3級品 注
国のたばこ税 (たばこ千本あたり)	5, 302 円	2,950円
国たばこ特別税 (たばこ千本あたり)	820 円	456 円
道府県たばこ税 (たばこ千本あたり)	860 円	481 円
市町村たばこ税 (たばこ千本あたり)	5, 262 円	2,925 円
合計 (たばこ千本あたり)	12, 244 円	6,812円
たばこ1箱(20本)当り	244.88 円	136. 24 円

注:旧3級品とは、専売納付金制度時において3級品とされていた6銘柄であり、平成27年度税制改正で廃止することとされているが、その廃止にあたっては平成31年度にかけて段階的に引き上げられるとされている。

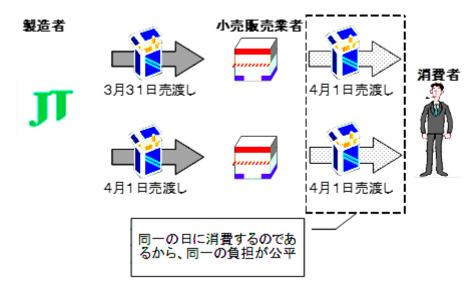
<紙巻たばこ旧3級品>

(千本あたり)

	H28. 4. 1∼	H29. 4. 1∼	H30. 4. 1∼	H31. 4. 1∼
道府県たばこ税	481 円	551 円	656 円	860 円
市町村たばこ税	2,925 円	3, 355 円	4,000円	5, 262 円
(参考)国のたばこ税	3,406 円	3, 906 円	4,656 円	6, 122 円

# (3) 平成 29 年度手持品課税

たばこ税はたばこの消費に負担を求める税であって、価格に転嫁されて最終消費者が負担することを予定している。したがって、流通段階にあるたばこについても、負担の公平の観点から、税率の引上げ後に製造場から移出され、又は保税地域から引取られるたばこと同一の負担を求める必要があるため、手持品課税金が行われる。

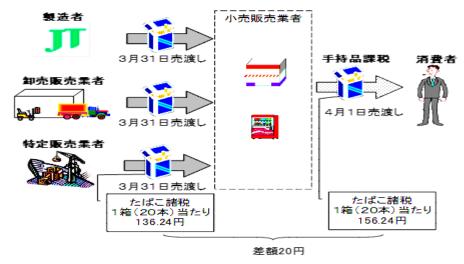


(熊本県総務部市町村・税務局税務課作成資料より)

- ① 卸売販売業者等及びたばこ小売販売業者が、平成29年4月1日午前0時において所持する旧3級品のたばこの本数に新税率と旧税率の差額を乗じた額を 課税する。
- ② たばこ小売販売業者は、平成29年3月25日(土)から同年4月8日(土)までの間において帳簿等の記載義務を負う。

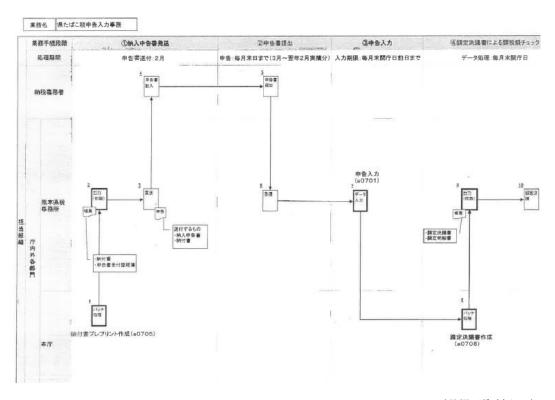
製造たばこは、財務大臣の認可した小売定価により販売しなければならない(たばこ事業法第5章)。従って、たばこの販売業者は税率引上げ以前に仕入れた製造

たばこについても税率引上げ以降の定価で販売することになるが、この場合、何らかの措置を講じなければ、たばこの販売業者は、税率の引上げ分に相当する額を得ることになるので、課税の公平を図るため、たばこの販売業者に対して税率の引上げ分に相当するたばこ税を課すものである。



(熊本県総務部市町村・税務局税務課作成資料より)

# 2. 県たばこ税の賦課徴収事務の概要



(県提示資料より)

# 3. 県たばこ税の推移

県たげご税

年度	区分	調定済額(		収入済客	収入: f(B)		内額(C)	不納欠損	[額(D)	滞納繰越額 (A) - (B) + (C) - (D)		対前年度比		収入歩合	
		税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額	件数	調定額	収入額	(B) / (A)	前年同期
19	現繰	3, 709, 519 0	78 -	3, 709, 519 0	78 -	0		0		0		99. <u>5</u> -	99. 5 -	100.0	100.0
	計	3, 709, 519	78	3, 709, 519	78	0	-	0	-	0	_	99. 5	99. 5	100.0	100.0
	現繰	3, 521, 286	65	3, 521, 286	65	0	-	0	-	0	-	94.9	94.9	100.0	100.0
20	繰	0		0		0	_	0	_	0		-	-	-	-
	計	3, 521, 286	65	3, 521, 286	65	0	-	0	-	0	-	94. 9	94. 9	100.0	100.0
0.1	現	3, 357, 122	62	3, 357, 122	62	0	-	0	-	0	_	95. 3	95. 3	100.0	100.0
21	繰計	0	-	0	-	0	_	0	_	0				-	-
	計	3, 357, 122 3, 468, 287	62	3, 357, 122 3, 468, 174	62	0	-	0	-	0 113	6	95. 3 103. 3	95. 3 103. 3	100. 0 100. 0	100. 0 100. 0
22	現繰	3, 400, 201	1, 505	3, 408, 174	1, 559	0		0		113	- 0	103. 3	105. 5	100.0	100.0
22	計	3, 468, 287	1 565	3, 468, 174		0		0		113	6	103. 3	103. 3	100.0	100, 0
	現	3, 976, 717	105	3, 976, 717	105	0	-	0	-	0	-	114. 7	114. 7	100.0	100.0
23	繰	111	5	100	4	0		0	-	11	1	-	-	89.8	-
	計	3, 976, 829	110	3, 976, 817	109	0	-	0	-	11	1	114.7	114.7	100.0	100.0
	現	3, 920, 380	83	3, 920, 380	83	0	-	0	-	0	-	98. 6	98.6	100.0	100.0
24	繰	11	1	0	-	0	_	11	1	0	-	10.2	-	-	89.8
	計	3, 920, 391	84	3, 920, 380	83	0	-	11	1	0	-	98.6	98.6	100.0	100.0
	現	2, 352, 845	87	2, 352, 845	87	0	_	0	-	0	_	60.0	60.0	100.0	100.0
25	繰	0	_	0	_	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	2, 352, 845	87	2, 352, 845	87	0	-	0	_	0	-	60.0	60.0	100.0	100.0
	現	2, 127, 709	85	2, 127, 709	85	0	-	0	_	0	-	90. 4	90. 4	100.0	100.0
26	- 繰 計	0	_	0		0	_	0	-	0		-	-	-	-
		2, 127, 709	85	2, 127, 709	85	0	-	0	_	0		90. 4	90. 4	100.0	100.0
27	現繰	2, 100, 867	91 -	2, 100, 867	91 -	0		0		0		98. 7 -	98. 7 -	100.0	100.0
41	器計	2, 100, 867	91	2, 100, 867	91	0		0		0		98. 7	98. 7	100.0	100.0
	現	2, 100, 867	907	2, 100, 867	907	0	_	0	_	0		101. 0	101. 0	100.0	100. 0
28	繰	2, 121, 009	907	2, 121, 009	907	0		0		0		101.0	101.0	100.0	100.0
20	計	2, 121, 869	907	2, 121, 869	907	0	_	0	-	0	_	101.0	101.0	100.0	100.0

(県提出資料より作成)

#### 4. 県たばこ税の賦課徴収事務に係る指摘事項

特に記載すべき事項はなかった。

# 5. 県たばこ税の賦課徴収事務に係る意見事項

(1) 確認業務の可視化について

県たばこ税の賦課徴収事務について監査を実施した結果、法令等に従い適正に 処理されていた。

実施した手続きとしては、関連法規(地方税法、施行令、施行規則、取扱通知)、 県たばこ税の申告書、市町村別課税標準数量明細書、品目別課税標準数量明細書、 返還に係る製造たばこの明細書、県たばこ税申告書受付整理簿兼発送簿、受払い報 告書、卸売販売業者等からの買受け等明細書、小売販売業者への売渡し等明細書、 たばこ税及びたばこ特別税輸出免税製造たばこ輸出証明申請書、たばこ税及びた ばこ特別税輸出免税製造たばこ輸出証明申請書、たばこ税及びた ばこ特別税輸出免税製造たばこ輸出明細書、たばこ税及びたばこ特別税課税標準 数量及び税額計算書、地方たばこ税の手持品課税申告書等送付書、道府県たばこ税 の手持品課税納税申告書、県たばこ税引継書、平成29年度たばこ税手持品課税に ついて、県税の早わかり、営業の開廃等の報告書の閲覧とヒアリングを行った。

また申告書の一部数値の検算、会社別の月別売上本数の比較も行った。 提出されたたばこ税の申告書について、記載された単価や売渡し数量に基づく 納税額についての検算等の机上での確認作業は適切になされている。また確認作業から、数か月後に地方公共団体情報システム機構のたばこ WEB にログインし、他の都道府県で報告された熊本県への売渡し数量との整合性の突合も行っている。

しかしながら、この突合については担当者が画面を見て行うのみであり、確認した証跡が残されていなかった。

検証可能性の観点から、確認に伴う証跡を残すことが望まれる。また、この整合性の突合については、毎月の業務として行われているが、文書等で明文化されていないため、県たばこ税引継書の中に記載する等の措置も検討すべきである。

#### (2) 実地調査の必要性について

上記のとおり提出されたたばこ税の申告書への机上での確認作業については適切になされている。しかしながら、売渡し数量はあくまで自己申告であり、机上での確認だけでは十分とは言えない。

ここで地方税法 74 条の 7 によると、道府県の徴税吏員は、たばこ税の賦課徴収 に関する調査のために必要がある場合には、納税義務者等に質問又は事業に関する帳簿書類を検査することができるとされている。

熊本県では平成29年現在、毎月概ね8社の申告書を受け付けているが、申告内容について実地調査はなされていない。中には熊本に主たる事務所(本店)を持つ納税義務者もあり、地方税法74条の6により、輸出によるたばこ税の課税免除を受けている納税義務者もある。

#### (地方税法)

第74条の7 徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る質問検査権

道府県の徴税吏員は、たばこ税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第二号及び第三号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 二 小売販売業者
- 三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる 者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる 者(前号に掲げる者を除く。)
- 四 前三号に掲げる者以外の者で当該たばこ税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

このような状況を鑑みるに一定の調査は必要であると考えられるが、担当者が他の業務も兼任している現状も踏まえると、数年ごと程度には調査を実施すべきである。県たばこ税は、国や市町村たばこ税と調査対象者や課税標準等と同じくするため、これらの関係機関と連携の上調査をすることが効率的である。

# (3) 納税義務者の捕捉について

輸入たばこについては、製造元が海外になるため、その輸入業者や輸入数量の捕捉が難しく、熊本県内の卸売においても、たばこ税の徴収漏れが起こり得ると考えられる。

そのため、税関にて特定販売業者の登録者一覧、輸入通関書を入手できるような仕組みを設けることで納税者の捕捉に寄与するものと思われる。

## 8)「ゴルフ場利用税」について

#### 1. ゴルフ場利用税の概要

#### (1) 納税義務者

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用者である(熊本県税条例第67条)。

(ゴルフ場利用税の納税義務者等)

第67条 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対し、利用の日ごとに定額によって、その利用者に課する

#### (2) 対象となるゴルフ場

ゴルフ場利用税の対象となるゴルフ場は、以下のものをいう。

- ① ホール数が18ホール以上で、かつ、コースの総延長をホール数で除して得た数字(ホールの平均距離)が100m以上の施設(当該施設の総面積が10万㎡未満のものを除く)
- ② ホール数が 18 ホール未満であっても、ホール数が 9 ホール以上で、かつ、ホールの平均距離が概ね 150m以上の施設

#### (3) ゴルフ場利用税の税率

利用者 1 名につき、1 日あたり 440 円(1 級) $\sim$ 1, 200 円(7 級)の範囲でゴルフ場利用者に課税される。

税率は、非会員(ビジター)の利用料金によりゴルフ場ごとに決定される(ただし、パブリックコースのゴルフ場で、ホールの利用数に応じて9ホールごとの利用料金を定めているものは除く)。

熊本県内の申告対象となっている 42 箇所のゴルフ場のうち、18 ホール以上を有する 41 箇所のゴルフ場は 1 等級~ 3 等級の範囲に分類されており、残りの 1 箇所は 9 ホールごとに利用料金を定めており、下記基準表に当てはまらないことから、税率 220 円が課されている。(熊本県税条例 ゴルフ場利用税 第 68 条 1 項(2))

#### (等級決定基準表)

等	拉索	メンバーコー	ース (注1)	パブリックコ	ワス (注2)
級	税率	ホール数	利用料金	ホール数	利用料金
1	440 円	18 ホール未満	3,000 円未満	18 ホール未満	
級	440 円	10 小一// 木個	3,000 円水個	18 ホール以上	3,000 円未満
2	E00 III	18 ホール未満	3,000 円以上	10 수. 교민 -	3,000 円以上
級	500 円	18 ホール以上	3,000 円未満	18 ホール以上	4,000 円未満
3	650 円	10 + 27 17 4	3,000 円以上	10 + 3 11 4	4,000 円以上
級	000円	18 ホール以上	4,000 円未満	18 ホール以上	5,500 円未満
4	800 円	18 ホール以上	4,000 円以上	18 ホール以上	5,500 円以上
級	000 FJ	10 小 70以上	5,500 円未満	10 小 70 以上	7,500 円未満
5	950 円	18 ホール以上	5,500 円以上	18 ホール以上	7,500 円以上

級			7,500 円未満		10,000 円未満
6	1,090円	18 ホール以上	7,500 円以上	18 ホール以上	10,000 円以上
級	1,000   1	10 小	10,000 円未満	10 次 70 以上	15,000 円未満
7 級	1,200円	18 ホール以上	10,000 円以上	18 ホール以上	15,000 円以上

注1:セルフプレーのメンバーコースを除く。

2:セルフプレーのメンバーコースを含む。ここに区分されるのは、セルフプレー以外のプレーを認めていないメンバー制のゴルフ場で、カートフィーの額が前年度3月1日現在の県内ゴルフ場のキャディフィーの平均額を超えない場合。

#### (参考)

等級決定の基礎となる「利用料金」の算出方法は以下のとおりである。

- ① 非会員の平日の利用料金 (グリーンフィー+附帯料金)
- ② 非会員の休日の利用料金(グリーンフィー+附帯料金)×1/2 上記①と②を比較し、高い方の額を「利用料金」とし、次の等級決定基準表に当てはめて等級を決定する。

# (4) 非課税

非課税の適用を受けるためには、ゴルフ場に申出書を提出するとともに、それぞれの欄に掲げる書類等を提示又は提出する必要がある(熊本県税条例第67条の2)。

非課税の区分	提示が必要なもの	提出が必要なもの		
年齢 18 歳未満の方の利用	運転免許証、旅券、健康保険証、住 民基本台帳カード、学生証その他			
年齢 70 歳以上の方の利用	年齢が確認できる書類	不要		
障がい者の方の利用	身体障害者手帳、療育手帳、戦傷 病者手帳、精神障害者保健福祉手 帳等	小安		
国民体育大会の競技とし ての選手の利用	氏名が確認できる書類	知事又は教育委員会が 発行する証明書		
学校の教育活動としての 利用	氏名が確認できる書類	学校長等が発行する証 明書		

## (5) ゴルフ場利用税の税率の特例

次のような利用については、ゴルフ場によって税金が軽減されることがある。税金が軽減されるのは、これらの利用について一定以上低い利用料金の定めがあるゴルフ場に限られる(熊本県税条例第69条)。

軽減の区分	条件又は提示が必要なもの						
年齢 65 歳以上 70 歳未満の方の利 用	運転免許証、旅券、健康保険証、住民基本台帳カー ドその他氏名・年齢が確認できる書類						

軽減税率適用競技会の選手の利用	軽減税率適用対象競技会証明書 及び 出場者名簿
早朝における利用等ゴルフ場の利	通常の利用料金に比して、2分の1以上軽減され
用について制約がある場合	ている場合に限る

# (6) 市町村への交付

県に納められたゴルフ場利用税の 70%に相当する金額は、ゴルフ場所在の市町 村に交付される。

# (7) 申告と納税

ゴルフ場の経営者(特別徴収義務者)が、毎月徴収した税金を翌月の15日までに申告し、県に納付する必要がある。

# 2. ゴルフ場利用税の賦課徴収事務の概況

ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、ゴルフ場利用税を特別徴収すべきゴルフ場の 経営者とする(熊本県税条例第71条)。

ゴルフ場利用税について、各種事象が発生した場合、以下の書類の作成が要求される。

	申請・届出が必 要な場合		提出書類	提出期限
		1	ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録(変 更)申請書 定款	
	ゴュラ担大間光	3	法人の登記事項証明書	
	ゴルフ場を開業	4	施設の見取図	間光口の
1	したとき	(5)	ゴルフ場利用料明細表	開業日の制制を
	(特別徴収義務者の変更を含む)	6	軽減税率を適用する場合、「5軽減税率を 適用する時」の提出書類	削口より
		7	廃業者から引き継いでゴルフ場経営を行 う場合のみ、経営権の委譲が確認できる書 類(契約書等)	
2	ゴルフ場を休業 したとき	1	ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録(変 更)申請書	休業した 日から 5 日以内
	ゴルフ場を廃業	1	ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録(変 更)申請書	彦光した
3	したとき (特別徴収義務者の 変更を含む)	2	特別徴収義務者証登録証票(緑色のプレート)を返納	廃業した 日から 5 日以内
	変更を召む)	3	ゴルフ場利用税の申告・納入	
4	利用料金を変更 したとき	1	ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録(変 更)申請書	変更のあった日か

	(等級変更がなくて も要提出)	2	利用料金明	利用料金明細表				
		3	軽減税率を適用す	軽減税率適用ゴルフ場届出書				
		4	る場合のみ	軽減後の利用料金についての 利用料金明細表				
	県への登録内容	1	ゴルフ場利 更) 申請書	用税特別徴収義務者登録(変				
	に変更があるとき (ゴルフ場所在地・ゴルフ場名称・ゴルフ場 状況等の変更)	2	利用料金明	細表	変更のあった日か			
5		3	軽減税率を適用す	軽減税率適用ゴルフ場届出書	ら 5 5 5 内			
		4	る場合のみ	軽減後の利用料金についての 利用料金明細表				
		1)	ゴルフ場利 更)申請書					
6	軽減税率を適用	2	通常の利用 表	適用しようとする				
	するとき	3	軽減税率適	用ゴルフ場届出書	日の5日 前まで			
		4	軽減後の利 細表 (軽減					
7	軽減税率の適用 を止めるとき	1	軽減税率適	用ゴルフ場廃止届出書	廃止した 日から 5 日以内			
		1	ゴルフ場利	申告実績				
8	申告をするとき	2	(業務によ ゴルフ場利	月の翌月 15日まで				
9	全てのゴルフ場	1)	ゴルフ場利 員の料金)	用料金届(3月1日時点の非会	毎年3月上旬			

# 3. ゴルフ場利用税の推移

ゴルフ場利用税

年度	区分	調定済額(	A)	収入済額	収入額	過誤組	内額 (C)	不納欠損額(D)		滞納繰越額 (A) - (B) + (C) - (D)		対前年度比		収入歩合	
12		税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	税額	件数	税額 ( <sub>千円)</sub>	件数	税額 (千円)	件数	調定額	収入額	(B)/(A)	前年同期
	現	819, 565	529	819, 565	529	0	-	0	-	0	-	96. 9	96. 9	100.0	100.0
19	繰	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	6. 4
	計	819, 565	529	819, 565	529	0	-	0	-	0	-	94. 4	96. 7	100.0	97.6
	現	755, 640	533	755, 640	533	0	-	0	-	0	-	92. 2	92. 2	100.0	100.0
20	繰	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	755, 640	533	755, 640	533	0	-	0	-	0	-	92. 2	92. 2	100.0	100.0
	現	733, 988	515	733, 988	515	0	_	0	-	0	-	97.1	97. 1	100.0	100.0
21	繰	0	-	0	_	0	_	0	-	0	_	-	-	-	-
	計	733, 988	515	733, 988	515	0		0	-	0	-	97. 1	97. 1	100.0	100.0
	現	673, 325	517	673, 325	517	0		0	_	0	-	91. 7	91. 7	100.0	100.0
22	繰	0	-	0	_	0	-	0	_	0	-	-	-	-	-
	計	673, 325	517	673, 325	517	0	-	0	-	0	-	91.7	91.7	100.0	100.0
	現	653, 287	535	653, 287	535	0	_	0	-	0	-	97.0	97.0	100.0	100.0
23	繰	0	-	0	-	0	-	0	_	0	-	-	-	-	-
	計	653, 287	535	653, 287	535	0	-	0	-	0	-	97.0	97.0	100.0	100.0
	現	632, 653	544	626, 409	535	0	_	0	-	6, 243	9	96.8	95. 9	99.0	100.0
24	繰	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	632, 653	544	626, 409	535	0	-	0	-	6, 243	9	96.8	95. 9	99.0	100.0
	現	631, 089	592	629, 140	561	0	-	0	_	1, 949	31	99.8	100.4	99.7	99. 0
25	繰	6, 243	9	801	1	0	_	0	_	5, 442	8	-	-	12.8	-
	計	637, 332	601	629, 941	562	0	-	0	-	7, 391	39	100.7	100.6	98.8	99.0
	現	620, 029	530	620, 029	530	0	_	0	_	0	-	98. 2	98. 6	100.0	99. 7
26	繰	7, 391	39	67	_	0	_	7, 323	39	0	-	118. 4	8.5	0.9	12.8
	計	627, 421	569	620, 097	530	0	-	7, 323	39	0	-	98. 4	98. 4	98.8	98.8
	現	605, 514	506	605, 010	505	0	_	0	-	504	1	97. 7	97.6	99.9	100.0
27	繰	0	_	0	_	0	_	0	_	0	_	_	_	_	0.9
	計	605, 514	506	605, 010	505	0	-	0	-	504	1	96. 5	97.6	99.9	98.8
	現	494, 993	470	486, 617	460	0	_	0	-	8, 375	10	81. 7	80. 4	98.3	99. 9
28	繰	504	1	504	1	0	_	0	_	0	_	_	_	100.0	-
	計	495, 497	471	487, 121	461	0	-	0	-	8, 375	10	81.8	80.5	98.3	99. 9

(県提出資料より作成)

# 4. ゴルフ場利用税の賦課徴収事務に係る指摘事項

(1) 提出されているゴルフ場利用料金明細表の様式について

ゴルフ場はゴルフ場利用税の税額を決定するために、利用料金の変更等が発生した場合、県に対して「ゴルフ場利用料金明細表」(以下 明細表)を提出する必要があるが、現在の様式は相当期間見直しがなされていないことから、現状に即していない恐れがある。

現在の「ゴルフ場利用料金明細表」の様式は、以下のとおりになっている。

				当ゴル	フ場	め利力	十金明細表 用料金についてに りません。 特別徴収: 住所又は 氏名又に	義務者 所在地		月	日現在、
	ゴル	フ場名		所在地					ホ	ール数	
		区分		金額 (税抜)			区分	}		金額	(税抜)
	グ	非会員	平日				キャディフ	ィー (4B)			
	リーン	A	土日·祝祭日				キャディカー	·フィー (4B)			
	ンフィー	会員	平日			セ	手引	きカート			
	ı	云貝	土日・祝祭日			ルフカ	電	動カート			
利		福利	厚生費			トフ	モノし	ノールカート			
用料金		道路	維持費			ィ 	乗	用カート			
317.	諸費及	<b>3</b> -)	ス維持費		その	4 B					
	び 付 帯	水道光熱費			他の料						
	費 ®				金		ロッカー	ーフィー			
		合	計								
		ゴルフ連盟	協力費								
//							等約	吸決定の基礎と	なる利用	用料金	
公益費							平日の料金	A欄+B欄∅	金額		
						土日	等の料金の2分の1	▲欄+®欄のst	金額÷2		
		合計	t			上記(	のうちいずれか髙	高い方の金額			
備	考										

ゴルフ人口が減少していることもあり、ゴルフ場は利用料金の値引きを行う等、営業努力をしている。一方、ゴルフ場利用税は値引き前の利用料金によって税額を決定する必要があることから、明細表には本来のグリーンフィーと、値引き額の内訳が明確に記載されている必要がある。

しかし、現在の明細表には値引き等の記載をする欄が設けられていないことから、 値引きについては他の項目で調整して記載する必要がある。よって、値引きについ て利用税の税額に影響のある項目で調整された場合、税収にも影響が出る可能性が あることから、これについては様式の見直しが必要である。

また、明細表には総計欄が存在していないことから、利用者に案内されている利 用料金と明細表の総額が整合しているか一見して確認できない。実際、2箇所程度 ゴルフ場のホームページで公開されている利用料金と、届け出られている明細表の利用料金の整合性を確認したが、単純には一致を確認できなかった。

今後は以下のように様式の見直しに加え、添付資料を要求し、現在のプレー料金と整合しているか確認する必要がある。

- ① ホームページ等で公開されている利用料金との整合性が分かるように、明細表の記載内容を見直す。具体的には、割引料を別記するようにし、割引前のグリーンフィーや諸経費及び付帯費が分かるようにする等、現状に則した記載ができるように見直す。
- ② 総計欄を設け、ホームページ等で公開されている利用料金との一致を確かめられるように様式を見直す。
- ③ 明細表だけでは一致を確認できない場合は、補足説明のための資料貼付を義務 化する。
- (2) 特別徴収義務者の手引きについて

県央広域本部が作成している「ゴルフ場利用税の手引き」によれば、ゴルフ場を 直接訪問し実施する「精密調査」について、その調査対象期間を過去1年分として いる。

しかし、現在の精密調査の実施サイクルは3年(平成28年度までは2年)であることから、調査対象期間が過去1年分では、調査の対象とならない期間が存在する。

今後、調査対象とならない期間が発生しないよう、手引きの調査対象期間を「過去3年分」との記載に修正すべきである。

- (3) 特別徴収義務者の手引き(不申告加算金の不適用要件)について 不申告加算金の不適用要件は、以下のとおりである。
  - ① 提出期内に申告書の提出がなかったことについて、正当な理由があると認め られる場合
  - ② 期限後申告の提出が、調査による決定がなされることを予知してなされたものでなく、申告書の提出期限までに提出する意思があったと認められる場合で、かつ、申告書の提出期限から1月を経過する日までに行われたものであるとき

上記①と②の要件は、「又は」の関係にあるとのことであるが、「かつ」とも読み 取れることから、今後「又は」であることを明確にする必要がある。

(4) 特別徴収義務者の手引き(9ホールごとに利用料金を定めているゴルフ場)について

熊本県では、パブリックコースのゴルフ場で、ホールの利用数に応じて9ホール ごとの利用料金を定めているゴルフ場が1箇所あり、税率220円が課されている。 しかし、そもそも「ゴルフ場利用税の手引き」に9ホールごとに利用料金を定め ているゴルフ場に触れている箇所が存在しない。

今後9ホールごとに利用料金を定めているゴルフ場に関する課税についても、 手引きに織り込む必要がある。

(5) 特別徴収義務者の手引き(「ゴルフ場利用税非課税利用者一覧表」の自署)について

現在非課税利用者について、「ゴルフ場利用税非課税利用者一覧表」(以下 一覧 表)の作成を求めている(下記資料一覧を参照)。これは、初回利用時に利用者が 自署する必要があるが、利用者に非課税申出書を提出してもらっている場合は、一覧表の作成は不要となる。

しかし、これらの取扱いに関する明確な記載は存在しないことから、今後手引きに織り込む必要がある。

	ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録(変更)申請	定款	法人の登記事項証明書	施設状況図面	利用料金明細表	ゴルフ場利用税納入申告書	非課税申出書・非課税利用者一覧表	ゴルフ場利用税納入申告書付表	軽減税率適用ゴルフ場届出書	税率特例適用者名簿	業務による利用者名簿	徴収簿	備考
開設したとき	$\circ$	$\circ$	0	0	0				*				
休業したとき	$\circ$												
廃業したとき	$\circ$												
利用料金を変 更したとき	0				0				*				
登録内容を変 更したとき	0												
非課税を適用 するとき							☆						
軽減税率を適 用するとき									0				
業務利用を適 用するとき								0					
ゴルフ場利用 税を申告する とき						0		*					

注1:〇…作成、提出が必要な書類

※…必要に応じて提出する書類

■…作成が必要な帳簿(提出の必要はなし)

☆…ゴルフ場利用者からゴルフ場へ提出が必要なもの

#### (6) ゴルフ場の情報収集について

ゴルフ場利用税の課税の有無を判断する要素として、ゴルフコースの平均距離がある。具体的にはコースの平均距離が100メートル(9ホール以上18ホール未満の場合は150メートル)以下のコースについては、ゴルフ場利用税は課税されない。

しかし、コースの改造がなされ課税の条件を充たした場合、ゴルフ場が自己申告する必要があるが、自己申告である以上は、申告がなされないリスクが存在している。自己申告が漏れているゴルフ場がないか積極的に調査できるようにするために、ゴルフ場の改造等の情報を積極的に収集できる仕組みを作る必要がある。

今後、地元経済情報誌等の情報により、ゴルフ場に関する情報収集を検討すべきである。

#### (7) 職権による修正に関するルールについて

ゴルフ場利用税の申告書を閲覧したところ、申告書の記載誤りについて電話で内容確認をしたうえで、職権による修正(県職員が赤字により修正すること)がなされているものが存在した。頻繁に発生しているものではないようであるが、業務の効率性から実施しているようである。

しかし、職権による修正については、熊本県が作成しているマニュアル等には記載があるものの、その法的な根拠は存在しない。

また、期限内であれば申告書の出し直しを求めている場合もあるようで、対応に 統一性がなく、問題である。

今後、職権による修正で対応ができる場合と、申告書の出し直しを求める場合について、運用ルールを明確にする必要がある。

#### 5. ゴルフ場利用税の賦課徴収事務に係る意見事項

特に記載すべき事項はなかった。

### 9)「自動車取得税」について

### 1. 自動車取得税の概要

# (1) 納税義務者

自動車取得税は、自動車の取得に対して、その自動車の取得者に課税(地方税法第 113条) される税金である。平成 21年4月からは道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に移行している。納税義務者は、県内に主たる定置場のある自動車(特殊自動車・二輪車を除く)を取得した人である(熊本県税条例第 84、85条)。

#### (自動車取得税の納税義務者等)

第84条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。 2 前項の「自動車」とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項 に規定する自動車(施行令第42条に規定する自動車の付加物を含む。)をいい、同 法第3条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動 車のうち二輪のもの(側車付二輪自動車を含む。)を除くものとし、前項の「自動車 の取得」には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売 のための自動車の取得その他施行令第42条の2に規定する自動車の取得を含まな

#### (自動車取得税のみなす課税)

いものとする。

第85条 前条第1項の自動車(以下この節において「自動車」という。)の売買契 約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買 契約の締結を同項の自動車の取得(以下この節において「自動車の取得」という。) と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があったときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。
- 3 自動車製造業者、自動車販売業者又は施行令第42条の2に規定する自動車の取得をした者(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。)以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合(当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。)においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、同法第7条の規定による登録を受けたとき(当該登録前に第1項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。)、同法第60条の規定による自動車

検査証の交付を受けたとき(同法第59条第1項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。)又は同法第97条の3の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。 4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を県内に持ち込んで運行の用に供した場合(他の都道府県において当該自動車の取得に係る自動車取得税を課されている場合を除く。)には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

### (2) 税率

納税額については、自動車の取得価額 × 税率 = 税額である。

- ① 自家用自動車の税率は、3%
- ② 営業用自動車と軽自動車の税率は、2%

となっている(地方税法第 119 条、熊本県税条例第 87 条)。取得価額とは自動車の 取得者が自動車の取得について対価として支払う金額をいい、無償で取得された 自動車の取得等については、その取得の時における当該自動車の通常の取引価額 が取得価額とみなされる。

なお、平成30年3月31日までに行われた自動車の取得が50万円以下の場合、 自動車所得税は課されない(地方税法第120条)。

# (3) エコカー減税

平成29年度税制改正により自動車取得税が、新車と中古車でおのおの特例措置が 講じられている。

① 新車の特例措置による軽減等

熊本県 自動車取得税に関する税率及びエコカー減税等《新車》について

平成29年度税制改正により、自動車取得税が、「新車」及び「新車以外の車」の場合に分けて、次のように軽減等されます。 このうち、「新車の場合」の特例措置(エコカー減税)の対象となるのは、平成31年3月31日までの取得に係るものです。

新車の場合
① エコカー減税について

医 分	特例内黎		
	29年度	30年度	
敵気自動車、燃料電池自動車合む)、プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車※1 フリーンディーゼル乗用車※2	对下 医果 老纶	が は は は まま	
※1 平成30年規制適合支は平成21年天然が3車基準(移出方支保管基準)より10%億減の車に限る ※2 平成30年規制適合支は水スト新長期規制(平成21年接出が3規制)に適合したディーゼル業用車			

車	※本区分には、同車種のカ'ソリンハイフ' リット'車及びLPG車も含む		平成32年度燃費基準達成 平成27年度燃費基準十10%達成	20%発減	
	区 分	排ガス要件	燃費要件	特例内容(税率を軽減)	
ガ			平成27年度燃費基準+25%達成	<b>步声音架 </b>	
"	東両総重量2.5t以下のパス・	ク	平成27年度燃費基準十20%達成	80%軽減	
"			には、同東裸のがソシハイプ 平成30年終出ガス基準 平成27年度燃費基準+10%達成 平成27年度燃費基準+10%達成		60%軽減
-	※本区分には、同車種のかソリンハイフ*				40%華星湖
車	リット事を含む	5096低減速成率	平成27年度燃费基準十5%達成	20%軽減	

	区 分	排ガス要件	燃費要件	特例内容(税率を軽減) 29年度 30年度
			平成27年度燃費基準十15%達成	<b>沙</b> 科果果 不免
力	車両総重量2, 5t超~3, 5t以	動車)	平成27年度燃費基準+10%達成	7.596季至減
,	/ 下のパス・トラック	・トラック 又は 平成30年排出ガス基準50%低減	平成27年度燃費基準十5%達成	50%軽減
Ú l	i童.Ft克.WE	平成27年度燃費基準達成	25%軽減	
-		平成17年採出ガス基準値より50%以	平成27年度燃費基準+15%達成	フ 5 9 6 車至 河成
* ※本区分には、簡重種のカツリンハイフ*	Service of the servic	平成27年度燃費基準+10%達成	50%軽減	
	リット・車を含む	平成30年排出ガス臺灣25%低級達成	平成27年度飲養維維十5%達成	25% 學 減

	区 分	排ガス要件	燃費要件	特例内容(税率を軽減)
		ポスト新長期規制※1	平成27年度燃費基準十15%達成	沙仁岩果不免
デ 車両総重量2.5t超~3.5t以 下のパス・トラック	から10%低減	平成27年度燃费基準十10%達成	フ 15 96 非差 決成	
	下のパス・トラック	又は	平成27年度燃費基準+5%達成	50%牵头液
		H30排出ガス規制適合	平成27年度燃費基準達成	2596車業3成
ゼル ※本区分には、同車様のディー デリッド車を含む	CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE	ポスト新長期規制※:	平成27年度燃費基準+15%達成	フ5%軽減
	※本区分には、同車種のディーセルハイ		平成27年度燃費基準十10%達成	50%軽減
	AND WEED CO	NUM I'M	平成27年度燃費基準+5%達成	25% 軽減

	区分	排ガス要件	燃費要件	特例内容(税率を軽減) 29年度 30年度
ティ	車両総重量3.5t超のバス・ト	ポスト新長期規制※1	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税
Ĺ	フック	から10%低減	平成27年度燃費基準+10%達成	75%軽減
ゼル	※本区分には、同車種のディーセルハイ	又は	平成27年度燃費基準+5%達成	50%軽減
12	ブリット・車を含む	H28排出ガス規制適合	双 产 4.7 年 库 梯 来 甘 淬 * * *	0 = 0 ( #7 >#

平成27年度燃費基準達成 25%軽減 ※1 ボスト新長期規制~ディーゼル車において平成21年度以降(車両重量等により平成21年、平成22年と異なる)適用される排出ガス規制

# ② パリアフリー対応バス・タクシーに係る特例措置について

	区 分	特例内容(課税標準の特例)
ノンステップバス		取得価額から1000万円控除
リフト付きパス	乗車定員30人以上	取得価額から650万円控除
אייפויועני	乗車定員30人未満	取得価額から200万円控除
ユニバーサルデザインタクシー		取得価額から100万円控除

※ ①のエコカー減税にも該当する場合は、①、②のいずれの適用を受けるか選択

## ③ 先進安全自動車(ASV)に係る特例措置について

区	分	特例内容 (課税標準の特例)	特例措置の対処となる 取得期間
衝突被害軽減ブレーキを搭載したト ラック	車両総重量3.5t超~8t以下のトラック		平成29年4月1日~平成31年3月31日
〈注1〉	車両総重量8t超~20t以下のトラック	取得価額から	平成29年4月1日~平成30年10月31日
車両安定性制御装置を搭載したトラック	車両総重量3.5t超~8t以下のトラック	350万円控除	平成29年4月1日~平成31年3月31日
〈注2〉	車両総重量8t超~20t以下のトラック		平成29年4月1日~平成30年10月31日
	車両総重量3.5t超~8t以下のトラック	取得価額から	平成29年4月1日~平成31年3月31日
衝突被害軽減ブレーキ及び車両安 定性制御装置を搭載したトラック 〈注3〉		525万円控除	平成29年4月1日~平成30年10月31日
	車両総重量8t超~20t以下のトラック	取得価額から 350万円控除	平成30年11月1日~平成31年3月31日
	車両総重量20t超~22t以下のトラック	取得価額から 350万円控除	平成30年11月1日~平成31年3月31日
衝突被害軽減ブレーキを搭載した パス等	車両総重量5t以下のバス等		
(注4)	車両総重量5t超~12t以下のバス等	取得価額から	
車両安定性制御装置を搭載したパ ス等 〈注5)	車両総重量5t超~12t以下のバス等	350万円控除	· 平成29年4月1日~平成31年3月31日
衝突被害軽減ブレーキ及び車両安 定性制御装置を搭載したバス等 (注6)	車両総重量5t超~12t以下のバス等	取得価額から 525万円控除	平成29年4月 日~平成31年3月31日
車線逸脱警報装置を搭載したパス 等 (注7)	車両総重量12t超のパス等	取得価額から 175万円控除	

〈注1.注2.注3〉①のエコカー減税にも該当する場合は、①、③いずれの適用を受けるか選択

〈注1.注2.注3〉トラクタ及びトレーラーを除く 〈注4.注5.注6〉①のエコカー減税又は②のパリアフリーバスにも該当する場合は、①、②、③いずれの適用を受けるか選択 〈注4.注5.注6、注7〉バス等は、乗車定員10人以上でかつ立席のないものに限る

(県ホームページより)

#### ② 中古車の特例措置による軽減等

熊本県

#### 自動車取得税に関する税率及びエコカー減税等《新車以外の車》について

平成29年度税制改正により、自動車取得税が、「新車」及び「新車以外の車」の場合に分けて、次のように軽減等されます。 このうち、「新車の以外の車の場合」の時例措置(中古車時例)の対象となるのは、平成31年3月31日までの取得に係るものです。

新車以外の車の場合〈中古車特例について〉	
区 分	特例内容(課税標準の特例) 29年度 30年度
電気自動車(傲将電池自動車含む)、プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車※1 クリーンディーゼル乗用車※2	取得価額から 45万円控除

	区 分	排ガス要件	燃費要件	特例内容(課料	党標準の特例) 30年度
			平成32年度燃費基準+40%達成 (平成22年度燃費基準+110%達成)※1	取得価額から	645万円控除
		☆☆☆(平成17年排 出ガス基準値より75% 以上低減レベルの自動 車) 又は 平成30年排出ガス基準 50%低減速度車	平成32年度燃費基準+30%達成 (平成22年度燃費基準+95%達成)※2	取得価額から 45万円控除	取得価額から 35万円控除
ガソ			平成32年度燃費基準+20%達成 (平成22年度燃費基準+80%達成)※3	取得価額から25万円控制	
シ車			平成32年度燃費基準+10%達成 (平成22年度燃費基準+65%達成)※4	取得価額から15万円控	
		SO TO HE MEAN TO	平成32年度燃費基準達成 (平成22年度燃費基準+50%達成)※5	取得価額から5万円控	
	※本区分には、同車種のカッリンハ		双成27年度被要其第十1096流域		

	※本区分には、 イブリット。車も含	同本種のカツリンハ		平成27年度燃費基準+10%達成 (平成22年度燃費基準+38%達成)%6	取得価額から 5万円控除	
		Mについては、H275	医準については、H32年度燃製 年度燃費基準の適合性を判定			
	区	分	排ガス要件	燃費要件	特例内容(課刊	30年度
			11	平成27年度燃費基準十25%達成 (平成22年度燃費基準+57%達成)※1	取得価額から45万円控	
	車両総重量2.5t以下のパス・トラック		平成27年度燃費基準十20%達成 (平成22年度燃費基準+50%達成)※2	取得価額から	35万円控除	
			平成27年度燃費基準十15%達成 (平成22年度燃費基準+44%達成)※3	取得価額から	25万円控附	
				平成27年度燃費基準十10%達成 (平成22年度燃費基準+38%達成)※4	取得価額から	15万円控除
	※本区分には、同車種のカンリンハ イフリット・車を含む			平成27年度燃費基準+5%達成 (平成22年度燃費基準+32%達成)※5	取得価額から5万円控	

特例内容(課税標準の特例) 29年度 30年度 分 排ガス要件 燃費要件 ☆☆☆☆(平成17年排出 ガス基準値より75%以上 低減レベルの自動車) 又は 平成30年排出ガス基準 50%低減達成車 平成27年度燃費基準+15%達成 取得価額から45万円控除 平成27年度燃費基準+10%達成 取得価額から35万円控除 車両総重量2.5t超・ t以下のパス・トラック ガソリン車 平成27年度燃費基準+5%達成 取得価額から25万円控除 平成27年度燃費基準達成 取得価額から15万円控除 平成27年度燃費基準+15%達成 平成27年度燃費基準+10%達成 取得価額から25万円控除 ※本区分には、同車種のガソリンハ イプリッド車を含む 平成27年度燃費基準+5%達成 取得価額から15万円控除

	区 分 排ガス要件 燃費要件		燃費要件	特例内容(課税標準の特例) 29年度 30年度
71	車両総重量3.5t超のバ		平成27年度燃費基準+15%達成	取得価額から45万円控除
ゼルハ		又は 平成 日本	平成27年度燃費基準+10%達成	取得価額から35万円控除
イブリ	※本区分には、同車種の		平成27年度燃費基準+5%達成	取得価額から25万円控除
ルル	ディーゼルハイブリッド車の みが対象		平成27年度燃費基準達成	取得価額から15万円控除

※1 ポスト新長期規制~ディーゼル車において平成21年度以降(車両重量等により平成21年、平成22年と異なる)適用される排出ガス規制

(県ホームページより)

#### (4) 減免

日本赤十字社の救急自動車又は血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取 得、身体障害者等が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得、医療 法の救急自動車又は巡回診療の用に供する自動車に係る自動車の取得等に対して は、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を軽減し、又は免除す ることができる(熊本県税条例第91条)。

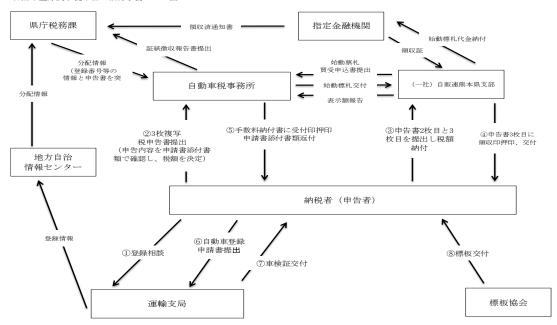
#### (5) 交付金

県は、自動車取得税額の95%の額の10分の7に相当する額を県内の市町村に交 付しなければならない(地方税法第143条第1項)。また、道路法第7条第3項に 規定する指定市である熊本市に対しては、自動車取得税額の95%の額の10分の3

に相当する額に道路面積等の割合を乗じた額を交付しなければならない(地方税 法第143条第2項)。

# 2. 自動車取得税の賦課徴収事務の概要

自動車登録及び税申告・納付事務フロー図



(県提出資料より)

# 3. 自動車取得税の推移

自動車取得税

自動車取	(														
		調定済額(A)			不納欠損額(D)		滞納繰越額 (A) - (B) +		対前年度比		収入歩合				
年度	区分			収入済物	頁(B)	過誤網	内額(C)			(C) -	(D)				
		税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	税額 (千円)	件数	調定額	収入額	(B) / (A)	前年同期
	現	4, 465, 003	81,091	4, 465, 003	81,091	0		0	-	0	-	95.4	95. 4	100.0	100.0
19	繰	0	_	0	_	0	_	0	-	0		_	_		-
	計	4, 465, 003	81, 091	4, 465, 003	81,091	0		0	_	0	-	95.4	95.4	100.0	100.0
	現	3, 998, 621	36, 810	3, 998, 621	36, 810	0	-	0	-	0	-	89.6	89. 6	100.0	100.0
20	繰	0	_	0	_	0	_	0	_	0	-	-	-	-	-
	計	3, 998, 621	36, 810	3, 998, 621	36, 810	0	-	0	-	0	-	89.6	89. 6	100.0	100.0
	現	2, 578, 555	72, 176	2, 578, 555	72, 176	0	_	0	_	0	_	64. 5	64. 5	100.0	100.0
21	繰	0	_	0	_	0	_	0	_	0	_	-	_	-	-
	計	2, 578, 555	72, 176	2, 578, 555	72, 176	0	_	0	_	0	_	64. 5	64. 5	100.0	100.0
	現	2, 117, 468	68, 361	2, 117, 468	68, 361	0	_	0	_	0	-	82. 1	82. 1	100.0	100.0
22	繰	0	_	0	_	0	_	0	_	0	-	-	-	-	-
	計	2, 117, 468	68, 361	2, 117, 468	68, 361	0	-	0	-	0	-	82. 1	82. 1	100.0	100.0
	現	1, 808, 418	65, 382	1, 808, 418	65, 382	0		0	_	0		85.4	85. 4	100.0	100.0
23	繰	0	_	0	_	0		0	_	0	_	-		_	-
	計	1, 808, 418	65, 382	1, 808, 418	65, 382	0	-	0	-	0	_	85.4	85.4	100.0	100.0
	現	2, 309, 488	55, 189	2, 309, 488	55, 189	0	-	0	-	0	-	127.7	127.7	100.0	100.0
24	繰 計	0	_	0	_	0	_	0	-	0	-	-	-	-	-
		2, 309, 488	55, 189	2, 309, 488	55, 189	0	-	0	-	0	-	127.7	127.7	100.0	100.0
	現	1, 964, 604		1, 964, 604	44, 743	0		0		0		85. 1	85. 1	100.0	100.0
25	繰	0	_	0	_	0		0	_	0	_	-		_	-
	計	1, 964, 604	44, 743	1, 964, 604	44, 743	0	_	0	_	0	-	85. 1	85. 1	100.0	100.0
	現	873, 084	33, 139	873, 084	33, 139	0		0		0	_	44. 4	44. 4	100.0	100.0
26	繰	0	_	0	_	0	_	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	873, 084	33, 139	873, 084	33, 139	0	_	0	-	0	-	44. 4	44. 4	100.0	100.0
	現	1, 429, 304	51, 494	1, 429, 304	51, 494	0		0	_	0	_	163.7	163.7	100.0	100.0
27	繰	0		0		0		0		0					
	計	1, 429, 304	51, 494	1, 429, 304		0	-	0	_	0	-	163. 7	163. 7	100.0	100.0
	現	1, 772, 335	59, 253	1, 772, 335	59, 253	0		0	_	0	-	124.0	124. 0	100.0	100.0
28	繰	0	_	0	_	0		0	_	0	-	-	-	-	-
	計	1, 772, 335	59, 253	1, 772, 335	59, 253	0	-	0	-	0	-	124.0	124.0	100.0	100.0

(県提出資料より作成)

# 4. 自動車取得税の賦課徴収事務に係る指摘事項

特に記載すべき事項はなかった。

### 5. 自動車取得税の賦課徴収事務に係る意見事項

(1) 課税標準の正確性について

自動車取得税の賦課徴収事務について監査を実施した結果、法令等に従い適正 に処理されていた。

実施した手続きとしては、関連法規(地方税法、施行令、施行規則、取扱通知、 熊本県税災害減免条例、熊本県税災害減免条例施行規則、熊本県税減免取扱要綱)、 自動車取得税・自動車税申告書(報告書)、中古車残価率表、自動車登録及び税申 告・納付事務フロー図、申告書受付手順について、平成28年度職場研修実績報告 書、自動車税の課税保留及び課税除外の取扱いについて、業務別窓ロマニュアル (課税関係業務処理編)、自動車税・自動車取得税減免事務フロー、平成29年度自 動車税・自動車取得税減免処理マニュアル、災害に係る自動車取得税の免除につい て、熊本県税事務総合オンラインシステム、自動車取得税・自動車税減免申請書、 県税の早わかりの閲覧とヒアリングを行った。

自動車取得税・自動車税申告書の受理に当たり、自動車取得税検索システム(自動車取得税の課税標準基準額及び税額一覧表をシステム化したもの)により申告対象車の課税標準額(取得価額と同額)を確認しているが、型式と類別区分番号により検索をかけることで車種や年式までは特定されるが、レザー仕様などのグレードまでは把握できない。

そのため、現状では検索結果として表示される一覧の中で最も価格の低いものを基準とし、提出された申告書の課税標準額の記載金額がそれ以上であるなら問題ないとしている。

しかしながら、仮に当該車両が表示される一覧の中でも上の仕様であったとすれば、申告書の金額が本来の課税標準額より下回り、課税も過少になされる可能性がある。この点、その後、実地調査もなされておらず、上記のような課税漏れを防止できる体制になっていない。そのため、仕様を示す書類の添付を求めるか、あるいは定期的な実地調査などにより、適正な課税を担保する必要があると考える。

# (2) 自動車取得税災害減免について

熊本県では熊本地震を受けて、災害により滅失又は損壊した自動車を所有していた者が、それに代わる自動車を取得した場合に、その自動車取得税を減免する制度を新設した(熊本県税災害減免条例第5条)。

### 熊本県税災害減免条例

#### (自動車取得税の免除)

第5条 知事は、自動車取得税の納税義務者で、災害により自己の所有又は使用に係る自動車について甚大な被害を受けた者に対しては、その者が当該被害を受けた日から6月以内に当該被害を受けた自動車に代わるものと知事が認める自動車(以下「代替自動車」という。)を取得した場合においては、代替自動車の取得に対して課する自動車取得税については、代替自動車の取得価格に税率を乗じて得た額に相当する税額を免除することができる。

減免額の算定において他県の多くは、代替自動車の自動車取得税を限度とし、被災自動車の残存価格に対し税率を乗じた額を減額することとしているが、熊本県では、茨城県、広島県にならい、代替自動車の自動車取得税を全額減免することとしている。

この取扱いのメリットとして、①制度が簡素で分かり易い、②県の事務処理の負担が軽い、③県民の減免による受益が高いことが挙げられるが、一方で高額な代替自動車の方の減免額が大きくなり納税者の担税力と自動車取得税の負担が一致しないという問題がある。

金額的上限を設けなかった趣旨としては、現行の県税災害減免制度でも設定している税目がなく、他制度との整合性が取れなかったためとしているが、この自動車取得税の減免に関してのみ鑑みれば、例えば、大衆車から高級車への買い替えの場合、自動車取得税を減免すべき特段の理由はなく、一定の上限を設けるべきであったとも言える。

他制度も同様の減免となっているのであれば、実態把握を行い、併せて見直す必要もあると考える。

なお、この点に関して平成28年4月熊本地震及び平成28年6月に発生した水 害に伴う自動車取得税の災害減免において、大衆車から高級車に買換え、自動車 取得税の災害減免の適用を受けているケースはないことを確認した。

平成 28 年度自動車取得税の災害減免	状況
災害減免適用件数	84 件
災害減免額	2,072 千円

### 10)「軽油引取税」について

## 1. 軽油引取税の概要

(1) 納税義務者

元売業者又は特約業者から軽油の引取り(購入)を行う者を納税義務者とする (熊本県税条例第92条)。

#### (軽油引取税の納税義務者等)

第92条 軽油引取税は、法第144条第1項第3号に規定する特約業者(以下この節において「特約業者」という。)又は同項第2号に規定する元売業者(以下この節において「元売業者」という。)からの同項第1号に規定する軽油(以下この節において「軽油」という。)の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。)で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、その引取りを行う者に課する。

#### (2) 税率

軽油の数量を課税標準とし、1キロリットルにつき 32,100 円 (当分の間。本則は1キロリットルにつき 15,000 円)とする (熊本県税条例第 95 条及び同条例附則 第 8 条の 5)。

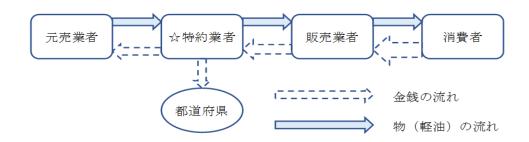
(3) 軽油引取税の特別徴収義務者

軽油引取税の徴収は特別徴収の方法によるとし、軽油引取税の特別徴収義務者は、次に掲げる者とする(熊本県税条例第97条)。

- ① 県内に事務所又は事業所を有する元売業者又は特約業者
- ② 県内に軽油を納入する元売業者又は特約業者
- (4) 免税証の交付があった場合等の軽油引取税の課税免除
  - ① 二重課税回避等のための免税(地方税法第144条の5)
    - 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの
    - 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り
  - ② 用途を限定し免税(地方税法第144条の6、同法附則第12条の2の7及び同法施行令附則第10条の2の2)
    - 船舶使用者が使用する船舶の動力源として使用する軽油
    - 廃棄物処理事業が営む者が廃棄物の埋立地内で専ら廃棄物の処分のため に使用する機械の動力源として使用する軽油
    - ・ 木材加工業が営む者がその者の事業場内で専ら木材の積卸しのために使用する機械の動力源として使用する軽油 他

# 2. 軽油引取税の賦課徴収事務の概況

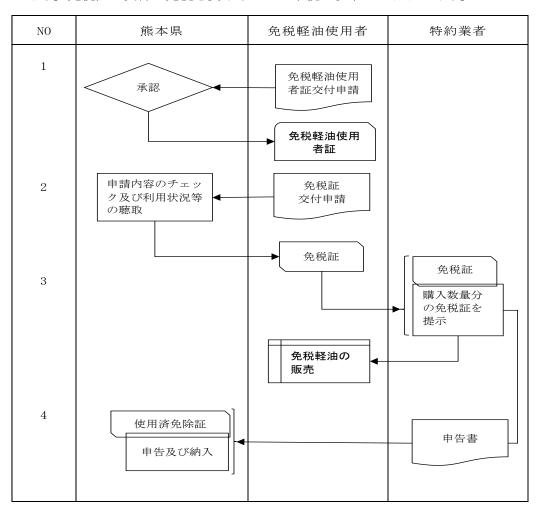
(1) 課税・収納に関する取引フロー



上記フローの中で☆印を付している特約業者は、課税事務取扱い上「特別徴収義務者」とされており、当該業者が販売業者に軽油を販売する時点で軽油引取税を賦課(特別徴収)し、その額を都道府県に納入することとなっている。

## (2) 免税および申告納入に関する業務フロー

免税に関しては、免税軽油使用者が件に申請をして免税証の交付を受ける必要がある。免税証の交付と免税を受けるまでの手続は以下のとおりである。



上記図中の業務の流れを説明すると以下のとおりとなる。

- ① 軽油引取税の免税措置、すなわち免税軽油の購入を希望する者は、まず「免税軽油使用者証交付申請書」を県に提出し、「免税軽油使用者証」の交付を受ける必要がある。免税軽油使用者証には、免税事業者の名称、免税軽油の使用対象となる機械等が記載され、ここに記載された範囲でのみ免税軽油の購入・使用が認められる。
- ② 免税軽油使用者は、免税軽油を購入する前に「免税証」の交付を受ける必要がある。免税証は軽油の数量(リットル)が記載されたチケットの形式になっており、免税軽油使用者は購入見込数量に応じて県に対し必要な数量の免税証の交付を申請する。県は申請数量につき、使用者証の申請の際に届け出られた免税対象機械の種類や用途、また、過年度の使用実績等を元に、申請数量が妥当か等を確認したうえで、免税証の交付を行う。免税証には有効期限が付されており、有効期限が経過したものについては使用ができず、県に対し返納する必要がある。
- ③ 免税軽油の使用者は、免税軽油の購入にあたって特約業者に対し必要量相当分の免税証を提出し、特約業者はその数量に応じて軽油を納品する。この時点で納入される軽油の価格には軽油引取税が上乗せされてないため、課税軽油と比較して安価で販売されることになる。
- ④ 特約業者は前月に販売した数量を免税軽油の販売数量等と合わせて申告し、納入する。その際、免税軽油使用者から回収した免税証も合わせて県に提出する。当該数量分については、軽油引取税が免税となる。回収した免税証は、正規に発行されたものかどうかシステムで照合したうえで消し込みが行われる。なお、免税の対象となる事業及び機械は、地方税法第144条の6、同法附則第12条の2の7及び同法施行令附則第10条の2の2に列挙されている。同列挙項目は多岐にわたるためここでは列挙していないが、概ね一般公道を走行する自動車に該当しない車輌、船舶および機械等に対して使用される軽油である。例示すると
  - 船舶
  - 鉄道
  - 農業用の機械(耕うん機等)
  - 木材加工用機械(製材機等)

が挙げられる。

参考までに、過去3年間に交付された免税証の数量は以下のとおり。

年度によりばらつきはあるものの、調定額に対しておよそ1割前後の免税証が 交付されている。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
使用者数 (人)	4, 982	4, 642	4, 671

交付数量 (リットル)	34, 005, 982	57, 315, 103	46, 689, 364
金額換算 (千円)	1, 091, 592	1, 839, 815	1, 498, 729
調定額額に対する割合	7.86%	13. 65%	10. 33%

# (3) 特約業者、免税軽油使用者に対する調査

軽油引取税の納入元となる特約業者、および免税軽油の購入が可能である免税 軽油使用者に対しては定期的に調査を行っている。調査内容は、軽油の保管状況や 受払状況の記録状況のほか、免税軽油使用者については申請されている事業内容 に変化がないか、免税対象機械として申請されている機械やその使用状況に変化 がないか、免税軽油の保管状況に異常な点はないか等を調査する。

特約業者に関しては毎年、免税軽油使用者については数年に1度は調査を行い、 実態把握を行うようにしている。

#### (4) 自動車保有者に対する調査

脱硫等、不正な方法で製造された混和軽油又は軽油以外の炭化水素油を使用し、軽油引取税の賦課を免れることを防止・発見するため、軽油の流通業者および実際に公道上を走行している自動車に対し、定期的に軽油の抜き取り調査を行っている。

# 3. 軽油引取税の推移

軽油引取税

	E.O.	調定済額(A)		the at Made (	額		不納欠損	額(D)	滞納繰越 (A) - (B) + (C		対前年度比		収入歩合		
年度	区分	税額(千円)	件数	収入済額( 税額(千円)	B) 件数	過誤納額 税額 (千円)	件数	税額	件数	税額	件数	調定額	収入額	(B) / (A)	前年同期
	現	16, 026, 946	2, 279	15, 863, 036	2, 273	0	_	0	-	163, 909	6	97.9	98. 0	99. 0	98. 9
19	繰	186, 996	22	173, 889	9	0	-	2, 703	4	10, 403	9	1, 007. 0	5, 452. 2	93. 0	17. 2
	計	16, 213, 942	2, 301	16, 036, 925	2, 282	0	-	2, 703	4	174, 313	15	99. 0	99. 0	98. 9	98. 9
	現	14, 000, 057	2, 237	13, 869, 987	2, 233	0	-	0	-	130, 069	4	87. 4	87. 4	99. 1	99.0
20	繰	174, 313	15	159, 605	5	0	-	5, 424	5	9, 284	5	93. 2	91.8	91.6	93. 0
	計	14, 174, 370	2, 252	14, 029, 592	2, 238	0	-	5, 424	5	139, 353	9	87. 4	87. 5	99. 0	98. 9
	現	12, 685, 680	1, 954	12, 551, 833	1, 951	0	-	0	-	133, 846	3	90. 6	90. 5	98. 9	99. 1
21	繰	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	91.6
	計	12, 685, 680	1, 954	12, 551, 833	1, 951	0	-	0	-	133, 846	3	89. 5	89. 5	98. 9	99.0
	現	14, 157, 496	2, 116	14, 000, 758	2, 113	0	-	0	-	156, 738	3	111.6	111.5	98. 9	98. 9
22	繰	133, 846	3	133, 846	3	0	-	0	-	0	-	-	-	100.0	-
	計	14, 291, 343	2, 119	14, 134, 604	2, 116	0	-	0	-	156, 738	3	112.7	112.6	98. 9	98. 9
	現	13, 823, 241	2,006	13, 633, 439	1, 997	0		0	_	189, 801	9	97. 6	97.4	98. 6	98. 9
23	繰	156, 738	3	156, 719	2	0		0		18	1	117. 1	117. 1	100.0	100.0
	計	13, 979, 979	2,009	13, 790, 159	1, 999	0	-	0	-	189, 820	10	97.8	97. 6	98. 6	98. 9
	現	13, 688, 650	1, 914	13, 627, 228	1, 903	0	-	0	-	61, 422	11	99. 0	100.0	99. 6	98. 6
24	繰	189, 820	10	189, 820	10	0		0	-	0	-	121. 1	121. 1	100.0	100.0
	計	13, 878, 470	1, 924	13, 817, 048	1, 913	0	-	0	-	61, 422	11	99. 3	100. 2	99. 6	98. 6
	現	14, 304, 453	1, 958	14, 210, 253	1, 951	0	_	0	-	94, 200	7	104. 5	104. 3	99.3	99.6
25	繰	61, 422	11	57, 011	6	0	-	0	-	4, 410	5	32. 4	30.0	92.8	100.0
	計	14, 365, 875	1, 969	14, 267, 264	1, 957	0	-	0	-	98, 611	12	103.5	103.3	99.3	99.6
	現	13, 791, 418	1,922	13, 694, 734	1, 916	0		0	_	96, 684	6	96. 4	96. 4	99. 3	99. 3
26	繰	98, 611	12	95, 479	8	0		2, 805	3	326	1	160. 5	167. 5	96.8	92.8
	計	13, 890, 029	1,934	13, 790, 213	1, 924	0		2, 805	3	97, 010	7	96. 7	96. 7	99.3	99. 3
	現	13, 381, 442	1, 891	13, 299, 516	1,886	0	_	0	_	81, 926	5	97.0	97. 1	99. 4	99. 3
27	繰	97, 010	7	96, 984	6	0	_	0	_	26	1	98. 4	101.6	100.0	96. 8
	計	13, 478, 453	1, 898	13, 396, 500	1,892	0	-	0	-	81, 952	6	97.0	97. 1	99. 4	99.3
	現	14, 432, 054	1, 885	14, 432, 054	1,885	0	-	0	-	0	-	107. 9	108. 5	100.0	99. 4
28	繰	81, 952	6	81, 952	6	0	_	0	-	0	-	84. 5	84. 5	100.0	100.0
平成21年	計	14,514,007 定財源の一般財源(	1,891	14, 514, 007	1, 891	0	-	0	-	0	-	107.7	108. 3	100.0	99. 4

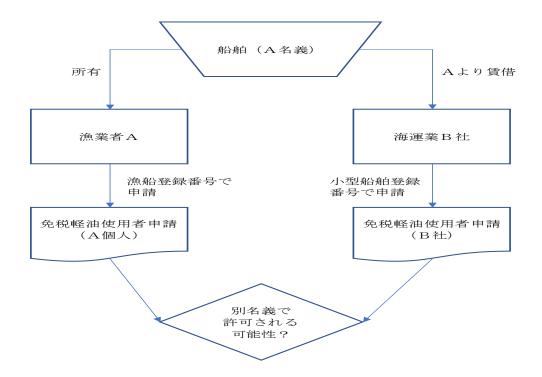
平成21年 道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改め、使途制限が廃止された。 この表の作成上は、目的税と普通税を区別ていない。

(県提出資料より作成)

### 4. 軽油引取税の賦課徴収事務に係る指摘事項

- (1) 免税対象となる機械が重複して認められる可能性について
  - 免税軽油の使用者のうち、船舶の使用者に対する免税証の交付手続きについて、 以下のような場合を想定して考える。
  - ① 漁業を営む個人「A」が漁船を所有している。
  - ② Aは漁業とは別に、当該漁船を使用した海運業を営む会社B社を経営。漁業の合間に上記漁船を使用して旅客輸送等を行っている。

上記のような場合、以下のような形で2重に免税軽油使用者としての申請ができる余地がある。



申請の際には、同一の申請者から2重の申請になっていないかは当然にチェックの対象となる。ただし、「別の事業者が同一の船舶を使っていないか」という観点でのチェックは行われていない。免税軽油使用者申請の要件においても、船舶を賃借にて使用していることは禁止されておらず、免税軽油使用者の登録内容にも、船舶の所有者まで記録するようになっていないため、上記のような申請が行われた際に当該船舶がすでに免税の対象となっているか確認することができない。

免税軽油使用者申請は個人もしくは法人単位となっているにもかかわらず、実際に免税軽油を使用するのは個々の機材単位であることから、上記のような不具合が生じる可能性が生じる。このため、免税軽油使用者証および免税証が同一の船舶に対して2重に交付され、必要量以上に免税軽油の取得が可能となる可能性

がある。

免税軽油使用者証の申請の際に、複数の免税対象機械等使用者が重複して免税 対象機械として申請することを防止するためには、機材の所在地や所有名義人、 個体識別番号等を元に、すでに申請済みの船舶ではないかを確認する必要があ る。これを可能にするためには、免税対象機械を登録する際に、所有者に関する 情報も検索できるように記録しておくとともに、当該情報を検索しやすいように システム面でも対応することが考えられる。

ただ、システムの更改には相応の時間と費用が必要となる。費用対効果の観点から、まず現時点において免税対象機械として重複登録されている機械の有無を確認し、そのような事例が確認されなかったならば、次回システムの大規模更改時に上記機能の追加を行い、重複登録が多く、不適当な免税額が多額に上るようであれば、現状のシステム上で早急に対応を検討すべきものと考える。

また、図で示したような2重登録の可能性のある申請パターンを事前に洗い出 しておき、これに該当するようなリスクの高い申請の場合には特に留意して申請 内容をチェックするといった対応をとることも考えられる。

### (2) 特約業者が提出する申告書について

特約業者が提出する申告書を確認したところ、軽油の販売量等を記載する際の 筆跡と、会社名等を記載する際の筆跡が明らかに異なるものが散見された。確認 したところ、特に中小の特約業者の場合、事務に不慣れなため記載を誤ることが 多く、申告書の不備による事務停滞を回避するため窓口の職員が記入することが あるとのことであった。

申告書の記載内容のうち、特に軽油引取税の場合販売数量等の記載は重要な申告項目であり、当該箇所の記載を県の職員が代行し、もし誤りがあった場合は責任の所在が曖昧になってしまう。

申告書の作成と申告は本来特約業者の義務であり、県の職員が代筆することは問題がある。

申告書の記載は特約業者が行うことにし、県の職員は誤りが起きないように指導・助言するにとどめるようにすべきである。

# 5. 軽油引取税の賦課徴収事務に係る意見事項

(1) 免税軽油使用者に対する調査の方法について

免税軽油の使用者に対する調査について、県の事務マニュアルでは以下のとおりに調査対象の選定基準を設けている。

① 調査計画の策定

免税軽油使用者については、免税軽油の使用状況に調査の重点をおき、年間、 月間及び重点調査対象業種を考慮して実施計画を策定するものであるが、次の者 については優先して調査を実施する。

- ・免税軽油使用者証記載以外の機械に免税軽油を使用していると認められる者
- ・免税証を一括して販売店に預けている者
- ・免税用途外使用により更正又は決定を受けたことのある者
- ・大口の免税軽油使用者
- ・免税証の不正譲渡をしたことのある者
- ・自己の貯蔵施設を持っている者
- ・作業内容が特殊である者
- ・免税対象とならない機械をあわせて使用している者
- ・地域又は業種ごとに比較して免税軽油の使用量が多い者

免税軽油の使用者は多数に上るため、毎年すべての使用者の現状調査を行うことは難しく、概ね3年に1度上記の選定基準により選定した使用者の調査をローテーションで行っており、漁業者のような「小口の」使用者については適宜調査を行っているとのことであった。調査は各広域本部の税務担当部署が行っているが、上記のとおり事務執行マニュアルで定められている調査対象の選定基準には金額等の基準が明確にされているわけではなく、実際のローテーションの基準は広域本部ごと、場合によっては担当者ごとにまちまちであり統一されていない。

調査対象の選定に際しては、リスクの程度と地域性を考慮したうえで一定のルールを定め、不公平にならないように実施すべきである。

事務執行マニュアルの選定基準は尊重したうえで、地域ごとに誤りが発生しやすい業種を絞り込み、当該業種に対しては重点的に調査を実施する、また、金額の基準を明確にして、該当する金額以上の免税証の交付を受けている業者については調査の頻度を2年に一度、年に一度と増やし、金額の低い業者については調査の間隔を広げるというように調査の有効性、効率性向上を考慮すべきである。

調査の有効性、効率性向上の観点から基準を明確にしたうえで各広域本部の実 情に合わせて調査対象を選定するように検討すべきと考える。

# (2) 回収された免税証の取扱いについて

一旦発行された免税証について、特約業者から回収したもの、有効期限までに使用されずに返納されたものについては、「無効印」をスタンプしたうえで一定期間保管し、その後処分することとなっている。ただ、免税証の消込については免税証の表面に印刷されたバーコードを使って読み取りを行うことになっており、当該バーコードが読める状態のままでは、システム上の回収記録を消去したうえで、再度読み取りを行うことが可能となる。

回収した免税証は、再度読み込み等がなされないよう、速やかに再利用できない 状態にすべきである。免税証の回収処理後、バーコード部分の一部を切り取り、バーコードを読めない状態にすることが考えられる。 現在の事務執行マニュアル上では「無効印を押して保管し」という規定になっているため、事務執行マニュアルの変更も検討する必要がある。

## (3) 免税証の書き損じが生じた場合の処置について

免税証の発行を行う際に、プリンタの異常等により印字が正しくなされず使用できないいわゆる書き損じの免税証が発生する場合がある。

事務執行マニュアル上は、交付済み免税証の紛失・破損等の場合及び交付後未使 用のまま返納された免税証の取扱いについては規定されているものの、交付前に 書き損じとなった免税証に関する取扱いがない。したがって、システム上「書損」 として登録はするものの、書き損じた現物がどのように処分されたかの記録が残 っていない。

書き損じの程度にもよるが、仮に書き損じ免税証が適切に処分されずに外部に 出回った場合、当該免税証を特約業者に提示すれば免税軽油の入手が可能である。

また、書き損じに関する記録が十分に残されていないことを利用して、税務担当の職員がいったん免税証を発行した後、書き損じたものとしてシステムに登録し、これを第三者に渡して使用させた上、回収された際に改めて書き損じ処理を取り消し、正規に回収されたものとして処理しなおすことも理論上は可能である。

書き損じとなった免税証が不正に利用されることを防止するため、記録及び処分の手続きを明確にする必要がある。

書き損じが発生した場合にはシステム上の処理とは別に適切に記録を残し、実際に書損処理が行われたかをチェックできるようにすべきである。また、発生した書き損じ免税証については、消し込みの際に利用するバーコード部分を切り取る、もしくは穴をあける等して再度読み取りができないような状況にしたうえで保管するといった手続きをとることが考えられる。

書き損じ後すぐ処分することも考えられるが、その場合には裁断・焼却等再利用できない形で、発行担当者とは別の者が立ち合いのうえ処分する、処分の記録を適切に残しておくといった処理方法により、確実に処分がされたことを事後的にもチェックできるようにしておくべきである。

# 11)「自動車税」について

# 1. 自動車税の概要

# (1) 納税義務者

自動車税の課税対象となる自動車は、道路運送車両法の適用を受ける自動車(特殊自動車、軽自動車は除かれる)であり、納税義務者は次に掲げるものである(熊本県税条例第99条)

- ① 自動車の所有者
- ② 自動車の所有者とみなされる者

#### (自動車税の納税義務者)

第99条 自動車税は、法第145条第1項に規定する自動車(以下本節において「自動車」という。)に対し、その所有者に課する。

- 2 自動車の売買があった場合において、売主が当該自動車の所有権を留保しているときは、自動車税の賦課徴収については、買主を当該自動車の所有者とみなす。
- 3 自動車の所有者が法第 146 条第 1 項の規定により自動車税を課することができない者である場合においては、第 1 項の規定にかかわらず、その使用者に対して、自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、この限りでない。

# (2) 税率

自動車税の税率については、自動車税の標準税率(地方税法第147条)が定められており、県では、この標準税率を基にして熊本県税条例(熊本県税条例第101条)で自動車の種類や用途、排気量等によってその税率を定めている。

					Ĺ					果干	<sup>2</sup> 成29年4月
				家用					業用		
	区分	標準年税額	50%軽課	課 75%軽課	率	重 課	標準年税額	軽 50%軽課	課 75%軽課	率	重課
	1000cc以下	29,500	15,000	7,500		33,900	7,500	4,000	2,000		8,600
	1000cc超 1500cc以下	34,500	17,500	9,000		39,600	8,500	4,500	2,500		9,700
	1500cc超 2000cc以下	39,500	20,000	10,000		45,400	9,500	5,000	2,500		10,900
	2000cc超 2500cc以下	45,000	22,500	11,500	15	51,700	13,800	7,000	3,500	15	15,800
	2500cc超 3000cc以下	51,000	25,500	13,000	6	58,600	15,700	8,000	4,000	16	18,000
	3000cc超 3500cc以下	58,000	29,000	14,500		66,700	17,900	9,000	4,500		20,500
	3500cc超 4000cc以下	66,500	33,500	17,000		76,400	20,500	10,500	5,500		23,500
	4000cc超 4500cc以下	76,500	38,500	19,500		87,900	23,600	12,000	6,000		27,100
	4500cc超 6000cc以下	88,000	44,000	22,000		101,200	27,200	14,000	7,000		31,200
	6000cc超	111,000	55,500	28,000	<u> </u>	127,600	40,700	20,500	10,500		46,800
	電気自動車	29,500		7,500			7,500	0.500	2,000	-	7400
	1t以下 1t超 2t以下	8,000 11,500	4,000 6,000	2,000 3,000	1	8,800 12,600	6,500 9,000	3,500 4,500	2,000 2,500	1	7,100 9,900
	2t超 3t以下	16,000	8,000	4,000	ł	17,600	12,000	4,500 6,000	3,000	1	13,200
	3t超 4t以下	20,500	10,500	5,500	10	22,500	15,000	7,500	4,000	ייוך	16,500
	4t超 5t以下	25,500	13,000	6,500	%	28,000	18,500	9,500	5,000	%	20,300
	5t超 6t以下	30,000	15,000	7,500	1	33,000	22,000	11,000	5,500	1	24,200
	6t超 7t以下	35,000		9,000	1	38,500	25,500	13,000	6,500	1	28,000
	7t超 8t以下	40,500	20,500	10,500	1	44,500	29,500	15,000	7,500	1	32,400
1		40,500円に	20,500円に	10,500円に		44,500円に	29,500円に	15,000円に	7,500円に		32,400円に
1	Du 大井も ラ ス ナ. (T)	1t増すごと	1t増すごと	1t増すごと		1t増すごと	1世曽すごと	1t増すごと	1t増すごと		1t増すごと
1	8tを越えるもの	に6,300円を	に3,200円を	に1,600円を		に6,900円を	に4,700円を	に2,400円を	に1,200円を		に5,100円を
1		加算した額	加算した額	加算した額		加算した額	加算した額	加算した額	加算した額		加算した額
	1t 1000cc以下	13,200	6,600	3,300	10	14,500	10,200	5,300	3,000	10	11,200
	1000cc超 1500cc以下	14,300	7,200	3,600	%	15,700	11,200	5,800	3,200	1%	12,300
	- T2000cc延	16,000		4,000	<u> </u>	17,600	12,800	6,700	3,600	<del> </del>	14,000
J	' 電気自動車 _ 1000cc以下	13,200		3,300	$\vdash$	10.00	10,200		3,000	$\vdash$	1
	2t 1000cc超 1500cc以下	16,700 17,800	8,600 9,200	4,300	10	18,300 19,500	12,700	6,300 6,800	3,500 3,700	10	14,000
	以 1500cc超 1500cc以下	19,500	10,000	4,600 5,000	%	21,400	13,700 15,300	7,700	4,100	%	15,100 16,800
1	下 電気自動車	16,700	10,000	4,300	-	21,400	12,700	7,700	3,500	-	10,000
	上記トラック該当トン数の年		全類を加賀!				12,700	_	3,500		
	1000cc以下	5,200	2,600	1,300	Ī.,	5,700	3,700	1,800	1,000	١	4,100
	2t 1000cc#3 1500cc반도	6,300	3,200	1,600	10	6,900	4,700	2,300	1,200	10	5,200
	超 1500cc超	8,000		2,000	%	8,800	6,300	3,200	1,600	%	6,900
	電気自動車	5,200		1,300	$\overline{}$	·	3,700		1,000	$\overline{}$	
	小型けん引車	10,200	5,500	3,000	10	11,200	7,500	4,000	2,000	10	8,200
	普通けん引車	20,600	10,500	5,500	%	22,600	15,100	8,000	4,000	%	16,600
	小型被けん引車	5,300					3,900				
	普被8世下	10,200	_	_			7,500	_	_		
	+ 8t# 9t1X F	15,300	-				11,300				
,	り 9t超 10t以下 5 10t超 11以下	20,400 25,500		_	_	_	15,100 18,900		_	_	_
	5 1.1±#2 1.0±1/1.Ts	30,600	1				22,700				
	通 車 12tを超えるもの		増すごとに5.1	00円を加算し	た額	1		増すごとに3.8	00円を加算し	た額	
	自営30人以下	12,000	6,000	3,000		13,200	12,000	6,000	3,000	$\setminus$	
	ス 一 30人超 40人以下	14,500	7,500	4,000	]	15,900	14,500	7,500	4,000	] \	\
	ク 般 40人超 50人以下	17,500		4,500	1	19,200	17,500	9,000	4,500	1	
1	🚠   50人超   60人以下	20,000		5,000	1	22,000	20,000	10,000	5,000	1	/
	ル	22,500	11,500	6,000	1	24,700	22,500	11,500	6,000	4	
	71 _ <del>707(10 00)(3/1</del>	25,500	13,000	6,500		28,000	25,500	13,000	6,500	1	/
	ス 用 80人超	29,000	14,500	7,500		31,900	29,000	14,500	7,500	-	00.400
	30人以下 30人超 40人以下	33,000 41,000	16,500 20,500	8,500 10,500	%	36,300 45,100	26,500 32,000	13,500 16,000	7,000 8,000	1	29,100 35,200
1	30人超 40人以下 そ 40人超 50人以下	49,000		12,500	1	53,900	38,000	19,000	9,500	1	35,200 41,800
	の 50人超 60人以下	57,000	28,500	14,500	1	62,700	44,000	22,000	11,000	ᆘ	48,400
	他 60人超 70人以下	65,500			1	72,000		25,500	13,000		55,500
	70人超 80人以下	74,000	· · · · ·	18,500	]	81,400	57,000	28,500	14,500		62,700
	80人超	83,000		21,000	L	91,300	64,000	32,000	16,000		70,400
	1t以下	6,000		1,500		6,900	4,500	2,500	1,500		5,100
	1t超 2t以下	7,000	3,500	2,000	15	8,000	5,500	3,000	1,500	15	6,300
	2t超 3t以下	8,500		2,500	ж	9,700	6,500	3,500	2,000		7,400
	けん引車	5,300		1,500		6,000	3,900	2,000	1,000		4,400
	被けん引車	5,300			lancer of		3,900			12000	
	霊柩車	16,000		4,000	l	18,400	12,000	6,000	3,000	156	13,800
	1000cc以下 1000cc超 1500cc以下	23,600		6,000		27,100					
	+ 1500cc超 2000cc以下	27,600 31,600		7,000 8,000		31,700 36,300	1				
	7 2000cc超 2500cc以下	36,000		9,000		41,400	f				
	2 0E00==#2 2000==1/1/E	40,800		10,500	15	46,900	1				
	23000c超 3500cc以下	46,400		12,000		53,300	1				
		53,200		13,500		61,100					
	万   <u>3500cc超   4000cc以下</u>	61,200	31,000	15,500		70,300				\	_
i	プ 4000cc超 4500cc以下			18,000		80,900	4				
	車 4000cc超 4500cc以下 4500cc超 6000cc以下	70,400				102,100	<u> </u>				
	車 4000cc超 4500cc以下 4500cc超 6000cc以下 6000cc超	88,800	44,500								
	車     4000cc超     4500cc以下       4500cc超     6000cc以下       キャンピング、ボート及びオート	88,800 バイトレーラー			_						
	車 4000cc超 4500cc以下 4500cc超 6000cc以下 6000cc超 キャンピング、ボート及びオート 上記トレーラー(普通)	88,800 バイトレーラー 10,200			_						_
	車 4000c超 4500c以下 4500c超 6000c以下 6000c超 キャンピング、ボート及びオート 上記トレーラー(普通) 上記トレーラー(小型)	88,800 バイトレーラー 10,200 5,300								10000	
	9 4000c超 4500c以下 4500c超 6000c以下 6000c2超 キャンピング、ボート及びオート 上記トレーラー(普通) 上記トレーラー(小型) そ 普通車	88,800 バイトレーラー 10,200 5,300 36,000	18,000			41,400	27,500	14,000	7,000	15	31,600
	車 4000c超 4500c以下 4500c超 6000c以下 6000c超 キャンピング、ボート及びオート 上記トレーラー(普通) 上記トレーラー(小型)	88,800 バイトレーラー 10,200 5,300	18,000 12,000	6,000	10	41,400 27,000 12,600	17,500	14,000 9,000 4,500	7,000 4,500 2,500	15	31,600 20,100 9,700

(県ホームページより)

## (3) 自動車税のグリーン化税制

平成14年度から施行された自動車税のグリーン化税制は、既存の税制を環境配慮型に変えることをいい、窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(Pm)による地域環境汚染の社会問題化、地球温暖化の進展、加えて環境汚染に係る自動車のかかわりの大きさを考慮して、自動車環境対策の観点から、地方税の自動車関係税に初めて盛り込まれ、

- ① 環境負荷の小さい自動車は、新車新規登録された翌年度の 1 年間のみ税率 が軽減される。
- ② 環境負荷の大きい自動車は、税率が概ね15%上乗せ(重課)される。といった制度である。

### 熊本県

平成29年4月1日

### 自動車税のグリーン化税制についてお知らせ(平成29年度)

#### (1)環境負荷の小さい自動車は、税率が軽減されます。(新車新規登録の翌年度の1年間のみ)

#### 平成28年度に新車新規登録した自動車

税率	軽減される期間
W.L. TOWN HT SE	
概ね/5%柱兼	平成29年度(1年間)分 のみ軽減
概ね50%軽減	
	概ね75%軽減

#### 平成29年度に新車新規登録した自動車

特例対象車	税率	軽減される期間
電気自動車※1 ブラグインハイブリット・自動車 天然がス自動車※2 グリーンディーセル乗用車※3	概ね75%軽減	
☆☆☆☆※4 かつ 平成32年度燃費基準+30%以上 達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車 ***対象には、本基準を高たすハイブリッド自動車を含む		平成30年度(1年間)分 のみ軽減
☆☆☆☆※4 かつ 平成32年度燃費基準+10%以上 達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車	概ね50%軽減	

- ※1 電気自動率には燃料電池自動率を含む
- ※2 天然ガス自動車は、平成30年規制適合又は平成21年天然が3車基準より10%以上低減レベルの自動車
- ※3 クリーンディーゼル乗用車は、平成30年規制適合又は平成21年排出ガス規制に適合したもの
- ※4 ☆☆☆☆は、平成17年排出ガス基準値より75%以上低減レベルの自動車

# (2)環境負荷の大きい自動車は、税率が上乗せ(重課)されます。

### 平成29年度の自動車税

特(	列対象車	特例対象車の 新車新規登録の時期	車種	税率	重課の期間		
ガソリン・	新車新規登録から13年	平成16年3月31日	バス、トラック	概ね10% 上乗せ			
LPG車	を経過した自動車	以前	パス、トラック以外	概ね15% 上乗せ	重課となった年度から おは消費録されるま		
	新車新規登録から11年	平成18年3月31日	バス、トラック	概ね10% 上乗せ	ट		
ディーゼル車	を経過した自動車	以前	パス、トラック以外	概ね15% 上乗せ			

※ 電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車、ガツルハイブリット自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、一般乗合用バス、被けん引自動車は重課の対象となりません。

(県ホームページより)

### (4) 免除

地方税法第 146 条に基づく自動車税の課税免除の範囲は、熊本県税条例第 100 条に定められている。

#### (自動車税の課税免除)

第100条 次に掲げる各号の一に該当する自動車に対しては、自動車税を課さない。

- (1) 商品であって使用しない自動車
- (2) 消防専用自動車及び救急専用自動車
- 2 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次に掲げる各号の一に該当するものに対しては、自動車税を課さない。
  - (1) 救急自動車
  - (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
  - (3) 血液銀行の用に供する自動車
  - (4) 救護資材の運搬の用に供する自動車
  - (5) 前各号に掲げる自動車に類する自動車

#### (5) 減免

専ら公用又は公共の用に供する自動車、専ら学生、生徒の教育、練習の用に供する自動車、公益財団法人結核予防会が所有し、直接その本来の事業の用に供するレントゲン自動車、災害によって被害を受けた自動車、障がい者の方等が所有し、使用する自動車等は、当該年度の自動車税を軽減し、又は免除する(熊本県税条例第109条)。

### (6) 賦課期日及び納期

自動車税は、4月1日午前0時(賦課期日)時点の所有者に年税額で課税されるが、賦課期日後に自動車を購入(新規登録)したり廃車(抹消登録)した場合は、月割の税額で課税される(熊本県税条例第102条)。

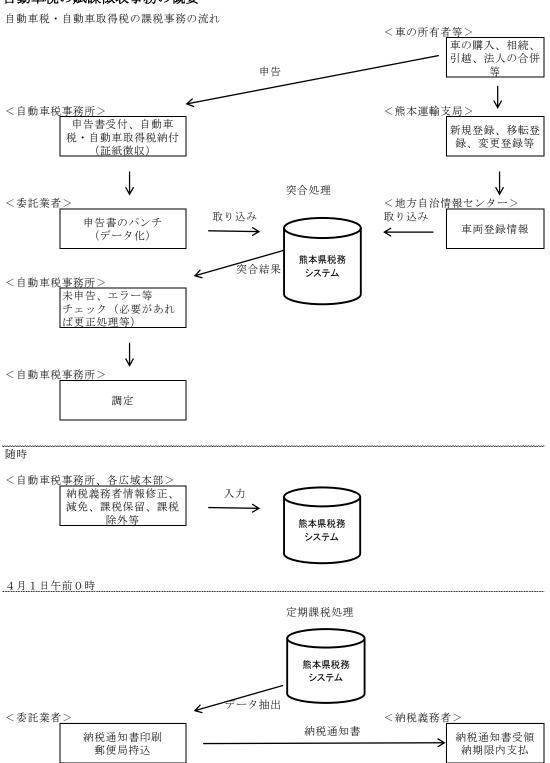
なお、平成18年4月1日から、県外からの転入登録の際の新たな月割課税及び 県外への転出登録の際の月割還付は廃止された。

自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。ただし、知事は、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる(熊本県税条例第103条)。

## (7) 徴収方法

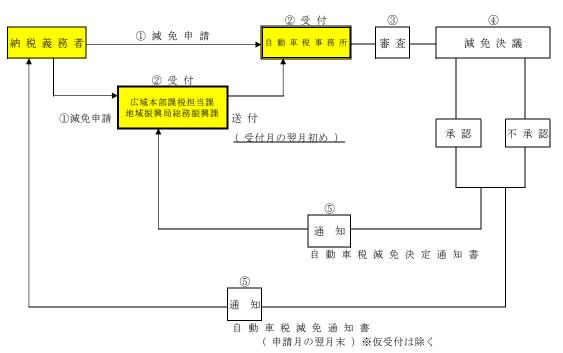
自動車税の徴収の方法は、原則普通徴収の方法によるが、道路運送車両法第7条の規定による新規登録申請があった自動車については証紙徴収の方法による(熊本県税条例第105条)。

## 2. 自動車税の賦課徴収事務の概要



(県提供資料より)

自動車税・自動車取得税減免事務フロー



① 減免申請

 $\downarrow$ 

- ② 申請受付 内容確認のうえ申請受付。
- ③ 内容審査 自動車税事務所にて内容審査。
- → (4) 減免決議。自動車税事務所にて減免決議。

(県提供資料より)

### 3. 自動車税の推移

自動車税

for other	г.	調定済物	類(A)	المراج والمراج	収入額	VB 78 /	Labor ( = )	不納欠損	額(D)	滞納繰 (A) - (B) +		対前年	<b>F</b> 度比	収入	歩合
年度	区分	税額(千円)	件数	収入済物 税額(千円)	<sub>俱(B)</sub> 件数	税額	内額(C) 件数	税額	件数	税額	件数	調定額	収入額	(B) / (A)	前年同期
	現	24, 159, 677	723, 946	23, 932, 600	717, 776	0	-	123	12	226, 952	6, 158	98. 9	99.0	99. 1	99.0
19	繰	793, 036	24, 504	163, 846	4, 726	0	-	96, 201	3, 131	532, 988	16, 647	97.0	99.6	20.7	20.1
	計	24, 952, 713	748, 450	24, 096, 447	722, 502	0	-	96, 325	3, 143	759, 940	22, 805	98. 9	99.0	96.6	96. 4
	現	23, 477, 045	703, 602	23, 279, 516	698, 060	1	-8	287	15	197, 243	5, 519	97.2	97.3	99. 2	99. 1
20	繰	733, 994	22, 517	161, 112	4,623	0	-	81, 932	2,620	490, 950	15, 274	92.6	98.3	22.0	20.7
	計	24, 211, 040	726, 119	23, 440, 628	702, 683	1	-8	82, 219	2,635	688, 193	20, 793	97.0	97.3	96.8	96.6
	現	23, 055, 498	692, 682	22, 875, 002	687, 628	0	-	188	13	180, 306	5, 041	98. 2	98.3	99. 2	99. 2
21	繰	668, 386	20, 519	147, 116	4, 337	0	-	76, 669	2, 449	444, 600	13, 733	91.1	91.3	22.0	22.0
	計	23, 723, 884	713, 201	23, 022, 118	691, 965	0	-	76, 858	2, 462	624, 907	18, 774	98.0	98. 2	97.0	96.8
	現	22, 429, 201	682, 329	22, 297, 328	678, 569	0	-	311	15	131, 561	3, 745	97.3	97. 5	99.4	99. 2
22	繰	600, 435	18, 415	141, 787	4, 194	0	_	74, 538	2, 387	384, 108	11,834	89.8	96. 4	23.6	22.0
	計	23, 029, 637	700, 744	22, 439, 116	682, 763	0	-	74, 850	2, 402	515, 670	15, 579	97.1	97.5	97.4	97.0
	現	22, 164, 032	670, 290	22, 071, 053	667, 609	0	_	268	16	92, 711	2,665	98.8	99.0	99.6	99.4
23	繰	500, 016	15, 362	120, 382	3,610	0	-	78, 234	2, 386	301, 400	9, 366	83.3	84. 9	24. 1	23.6
	計	22, 664, 049	685, 652	22, 191, 435	671, 219	0	-	78, 502	2, 402	394, 111	12,031	98.4	98. 9	97.9	97.4
	現	21, 967, 275	670, 997	21, 882, 175	668, 541	0	-	295	13	84, 803	2, 443	99. 1	99. 1	99.6	99.6
24	繰	382, 908	11,870	97, 661	3, 002	0	_	62, 252	1, 962	222, 994	6, 906	76.6	81. 1	25. 5	24. 1
	計	22, 350, 183	682, 867	21, 979, 837	671, 543	0	-	62, 548	1,975	307, 797	9, 349	98.6	99.0	98.3	97. 9
	現	21, 805, 776	668, 059	21, 729, 461	665, 877	0	-	194	11	76, 120	2, 171	99.3	99.3	99.7	99.6
25	繰	302, 456	9, 276	71, 986	2, 196	0	-	46, 760	1, 437	183, 709	5, 643	79.0	73. 7	23.8	25. 5
	計	22, 108, 232	677, 335	21, 801, 447	668, 073	0	-	46, 954	1, 448	259, 830	7,814	98. 9	99. 2	98.6	98.3
	現	21, 516, 787	658, 599	21, 450, 364	656, 691	0	-	155	10	66, 267	1,898	98. 7	98. 7	99.7	99. 7
26	繰	251, 494	7,680	67, 997	2, 043	0	_	38, 262	1, 199	145, 234	4, 438	83. 2	94. 5	27.0	23.8
	計	21, 768, 281	666, 279	21, 518, 361	658, 734	0	-	38, 418	1, 209	211, 502	6, 336	98. 5	98. 7	98. 9	98.6
	現	21, 391, 622	653, 774	21, 322, 925	651, 805	0	_	215	10	68, 481	1, 959	99. 4	99. 4	99. 7	99. 7
27	繰	206, 079	6, 239	55, 913	1,677	0	_	41, 582	1, 284	108, 583	3, 278	81.9	82. 2	27.1	27.0
	計	21, 597, 701	660, 013	21, 378, 839	653, 482	0	-	41, 797	1, 294	177, 064	5, 237	99. 2	99.4	99.0	98. 9
	現	21, 380, 371	660, 653	21, 276, 755	657, 815	0	_	237	8	103, 378	2,830	99. 9	99.8	99.5	99.7
28	繰	171, 153	5, 134	44, 584	1, 339	0	_	22, 634	660	103, 934	3, 135	83. 1	79.7	26. 0	27. 1
	計	21, 551, 524	665, 787	21, 321, 339	659, 154	0	-	22, 871	668	207, 312	5, 965	99.8	99.7	98. 9	99.0

(県提出資料より作成)

# 4. 自動車税の賦課徴収事務に係る指摘事項

(1) 自動車取得税・自動車税減免申請書の記載事項の不備について 自動車税の賦課徴収事務について監査を実施した。

実施した手続きとしては、関連法規(地方税法、施行令、施行規則、取扱通知、 熊本県税災害減免条例、熊本県税災害減免条例施行規則、熊本県税減免取扱要綱)、 自動車取得税・自動車税申告書(報告書)、中古車残価率表、自動車登録及び税申 告・納付事務フロー図を確認した。申告書受付手順について、平成 28 年度職場研 修実績報告書、自動車税の課税保留及び課税除外の取扱いについて、業務別窓口マ ニュアル(課税関係)自動車税・自動車取得税減免事務フロー、平成 29 年度自動 車税・自動車取得税減免処理マニュアル、熊本県税事務総合オンラインシステム、 自動車取得税・自動車税減免申請書、県税の早わかりの閲覧とヒアリングを行った。 減免対象になる自動車には、公用・公共用専用自動車、自動車教習所教習車、身 体障がい者等、災害により被害を受けた自動車などがあり、自動車取得税・自動車 税減免申請書(以下、減免申請書)もこれら減免対象要件別に各々の様式で提出さ れている。

今回、複数の減免申請書を閲覧したところ、条例の条文番号及び登録(届出)年

月日、取得年月日、用途、種別、主たる定置場が空欄のままとなっている減免申請 書が多数散見され、特に身障者用のものに空欄が目立った。また、記載のあるもの については点検された跡があるが、空欄の場合にはそもそも何の足跡もない。

空欄であっても別途添付書類等で内容は確認できるものの記載事項である以上、 記入、点検共に記載事項すべてを網羅すべきである。

### 5. 自動車税の賦課徴収事務に係る意見事項

(1) 自動車税減免等に伴う自動車税の還付について

還付方法は、住所が県内の場合は肥後銀行の本支店(県内外は問わない)で換金する送金通知書、県外の場合は肥後銀行が発行する受取銀行・受取人指定の小切手にて行っている。法人や県外分で、自動車税の還付金の口座振込依頼があっていれば、指定の口座へ振り込むこととしている。

まず、還付に当たり、納税義務者に届く送金通知書において添付の委任状(代理受け取りの場合)や領収書に納税義務者の住所、氏名を記入して貰うこととしているが、記載されている内容が個人を前提とする形式となっている。納税義務者には法人もあることから、法人名称、代表者名等の欄を設けるべきである。

また、還付の方法については上記のとおりであるが、銀行窓口での現金払いが主であり、加えて代理人受取も可能であることから、最終的に必ずしも納税義務者の口座に入金されるとは限らない。納税義務者が法人や個人事業主の場合、還付金は収益になるが現金収入は足跡が残りづらく、収益の計上漏れにつながるおそれがある。原則として納税義務者本人の口座振込にすることで、ひいては熊本県の住民税の増収(過少申告による徴収漏れを防ぐ意味で)にもつながるため、還付方法の検討が望まれる。

#### (2) 減免の現況調査について

一度減免された後は、減免申請内容の変更の有無について自動車税の減免を受けようとする者に自己申告する現況報告書の提出を毎年求めている。提出されたすべての現況報告書をチェックし、現在及び翌年度の減免に該当するか確認している。

しかしながら、現況報告書の提出において減免要件を満たすことを証する添付 書類の必要もなく、内容の確認には限界もある。平均寿命を大幅に超える場合や長 期間内容に一切変更がない場合等特に乖離が生じやすい納税義務者については、 減免の要件となる書類(障害者手帳等)の添付書類の提出を求めること等検討すべ きである。

(3) 自動車税の減免判定における被害額に含まれる消費税について

災害による自動車税の減免において熊本県税災害減免条例(第6条)によれば、 被害額が当該自動車の被災前の価額の10分の5以上である場合は、自動車税額の 10 分の5に相当する税額を軽減する。被害額は、保険金等により補てんされるべき金額を除いた額である、とされている。

### 熊本県税災害減免条例

#### (自動車税の減免)

第6条 知事は、自動車税の納税義務者で、災害により自己の所有又は使用に係る自動車について甚大な被害を受けた者に対しては、当該自動車に係る当該年度分の自動車税について、当該自動車の被害の程度に応じて、次の各号の区分に従い自動車税額を軽減し、又は免除することができる。ただし、当該自動車の被災前の価額が税額に満たない場合にあっては第1号に該当するものについては当該価額に相当する税額を、第2号に該当するものについては当該価額の2分の1に相当する税額を軽減する。

- (1) 当該自動車が使用不能となった場合は、自動車税を免除する。
- (2) 被害額が当該自動車の被災前の価額の10分の5以上である場合は、自動車税額の10分の5に相当する税額を軽減する。

ここで通達「県税の減免に関する取扱いについて」により、被災前の価格及び被害額は時価によることとされ、被災前の価格の算定において実務上は新車登録時のデータがある車については新車時の課税標準額(消費税抜き後である)に「中古車残価率表」の残価率を乗ずることによって算出しているが、製造年式が古い車両等、自動車取得税検索システム内や県に新車当時の価額のデータがないものは、インターネット上の特定のサイトにより当時の新車販売価格を算出し、これに消費税分を割戻し(たとえば÷1.05)、これに値引き分を考慮し0.9を乗じ、新車時の課税標準額とみなしている。この×0.9については、「改正地方税制詳解(復刻版)」の中にある、その自動車について公表小売価格(製造業者等一般日刊新聞に公告する小売価格をいう。)がある場合には、その公表小売価格の90%に相当する金額を課税標準とする、というのが根拠になっている。

ここで新車時の課税標準は、新車登録があるものはもちろん中古新規も計算式から分かるように消費税抜きの金額であるが、一方、被害額の方は請求書ないし領収書の金額となっており、こちらは消費税込の金額であり整合性が取れていない。そのため、被害額が消費税分だけ過大に含まれていることになる。なお、今回の監査で一部の提出日分のみを確認したが、被害額たる修理費用を消費税抜きの金額とするなら減免の対象にならないケースが少なくとも1件あった(減免額は数千円程度である)。

今後、被害額の算定に当たり、消費税の扱いを明らかにし、自動車税・自動車 取得税減免処理マニュアル等への明文化の検討が必要である。

### 12)「鉱区税」について

#### 1. 鉱区税の概要

#### (1) 納税義務者

鉱区税は、鉱区を課税客体とし、鉱業権者に課する県税である。従って、納税義 務者は、鉱業権を有する者(熊本県税条例第110条)。平成29年11月現在熊本県 と他県にまたがって試掘あるいは採掘されている鉱業権はない。

#### (鉱区税の納税義務者)

第110条 鉱区税は、鉱区(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚(だな)の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和53年法律第81号。以下この条において「特別措置法」という。)第49条第1項において法第178条の鉱区とみなされる共同開発鉱区(以下「共同開発鉱区」という。)を含む。次条第2項を除き、以下この節において同じ。)に対し、その面積(共同開発鉱区にあっては、共同開発鉱区の面積に特別措置法第49条第2項の規定により総務大臣が定める率を乗じて得た面積)を課税標準として、その鉱業権者(特別措置法第49条第1項において法第178条の鉱業権者とみなされる特定鉱業権者並びに鉱業法(昭和25年法律第289号)第20条又は第42条の規定により試掘権が存続するものとみなされる期間において試掘することができる者及び特別措置法第11条の規定により採掘権が存続するものとみなされる期間において採掘することができる者を含む。)に課する。

#### (2) 税率

課税標準は鉱区の面積であり、税率は一定税率である(熊本県税条例第111条)。

#### (鉱区税の税率)

第 111 条 鉱区税の税率は、次の各号に掲げる鉱区について、それぞれ当該各号に 定める額とする。

- (1) 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積 100 アールごとに 年額 200 円 採掘鉱区 面積 100 アールごとに 年額 400 円
- (2) 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 面積 100 アールごとに 年額 200 円
- (3) 共同開発鉱区

探査権の共同開発鉱区 面積 100 アールごとに 年額 22 円 採掘権の共同開発鉱区 面積 100 アールごとに 年額 133 円

- 2 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区についての鉱区税の税率 は、前項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する税率の3分の2とする。
- 3 第1項の場合において、100アール未満の端数は100アールとみなす。

### (3) 賦課期日

鉱区税の賦課期日は4月1日とする(熊本県税条例第112条)。

#### (4) 納期

鉱区税の納期は、5月1日から5月31日までである。また、賦課期日である4月1日後に納税義務が発生した場合、その納税義務者に係る鉱区税の納期は、県央広域本部長が定めるとしている(熊本県税条例第113条)。

### (鉱区税の納期)

第113条 鉱区税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

2 賦課期日後に納税義務が発生した者に係る鉱区税の納期は、県央広域本部長が定める。

### 2. 鉱区税の賦課徴収事務の概要

鉱区税については、毎年度4月及び11月に九州経済産業局(福岡市)に鉱業権登録 原簿の閲覧に出向いており、納税義務者を把握している。九州経済産業局において、登 録受付帳(試掘権の延長、試掘権・採掘権の設定等)、鉱業原簿を閲覧し、鉱区調査表 を作成している。

また、年度中に鉱業権登録内容に変更が生じた場合、九州経済産業局からの変更通知に基づき県税システムの情報を随時更新している。

# 3. 鉱区税の推移

鉱区税

年度	区分	調定済額(A	.)		収入物			不納欠損額	(D)	滞納繰越8		対前年	F度比	収入	、歩合
平及	区分			収入済額(E		過誤納額									
	-	税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	税額(千円)	件数	調定額	収入額	(B) / (A)	
	現	11, 164	193	10, 681	185	0		0	-	483	8	96.3	96. 4	95. 7	95. 5
19	繰	2, 937	50	166	5	0	-	911	13	1,859	32	54. 1	70.8	5. 7	4. 3
	計	14, 102	243	10, 848	190	0	-	911	13	2, 342	40	82. 8	95. 9	76. 9	66. 4
	現	11, 017	185	10, 308	174	0	-	118	2	591	9	98. 7	96. 5	93. 6	95. 7
20	繰	2, 342	40	177	4	0	-	1, 326	22	839	14	79. 7	106. 2	7. 6	5. 7
	計	13, 359	225	10, 485	178	0	-	1, 444	24	1, 430	23	94.7	96. 7	78. 5	76. 9
	現	10, 652	191	10, 257	183	0		0	_	395	8	96.7	99. 5	96.3	93. 6
21	繰	1, 430	23	157	3	0	-	220	2	1, 053	18	61.1	88. 8	11.0	7. 6
	計	12, 082	214	10, 414	186	0	-	220	2	1, 448	26	90.4	99. 3	86. 2	78. 5
	現	10, 701	188	10, 139	178	0	-	0	-	562	10	100.5	98. 9	94.7	96. 3
22	繰	1, 432	26	42	3	0	-	138	3	1, 251	20	100.1	27. 1	3. 0	11.0
	計	12, 134	214	10, 181	181	0	-	138	3	1,814	30	100.4	97.8	83. 9	86. 2
22	現	10, 871	184	10, 406	174	0	-	0	-	464	10	101.6	102.6	95.7	94. 7
23	繰	1, 814	30	392	7	0	_	0	-	1, 422	23	126.7	923. 4	21.6	3. 0
	計	12, 685	214	10, 799	181	0	-	0	-	1,886	33	104.5	106.1	85.1	83. 9
	現	9, 797	170	9, 506	165	0	-	11	1	279	4	90.1	91.4	97.0	95. 7
24	繰	1, 886	33	139	4	0	-	178	5	1, 568	24	104.0	35. 5	7.4	21.6
	計	11, 684	203	9, 646	169	0	-	190	6	1, 848	28	92.1	89.3	82.6	85. 1
	現	9, 283	139	9, 173	138	0	-	0	-	110	1	94.7	96. 5	98.8	97. 0
25	繰	1, 848	28	269	4	0	-	0	-	1,578	24	98.0	193.4	14.6	7.4
	計	11, 131	167	9, 442	142	0	-	0	-	1,688	25	95.3	97. 9	84.8	82. 6
	現	9, 054	130	8, 677	125	0	-	0	-	376	5	97.5	94.6	95.8	98.8
26	繰	1, 688	25	0	-	0	-	876	15	811	10	91.4	-	-	14.6
	計	10, 742	155	8, 677	125	0	-	876	15	1, 188	15	96.5	91.9	80.8	84. 8
	現	8, 723	128	8, 498	125	0	-	0	-	224	3	96.3	97.9	97.4	95. 8
27	繰	1, 177	15	0	_	0	-	0	-	1, 177	15	69.7	-	-	-
	計	9, 900	143	8, 498	125	0	-	0	-	1,402	18	92. 2	97.9	85.8	80. 8
	現	8, 517	123	8, 407	122	0	-	0	-	110	1	97.6	98. 9	98.7	97. 4
28	繰	1, 402	18	0	-	0	-	1, 182	16	220	2	119.1	-	-	-
	計	9, 919	141	8, 407	122	0	-	1, 182	16	330	3	100, 2	98, 9	84, 8	85, 8

(県提出資料より作成)

### 4. 鉱区税の賦課徴収事務に係る指摘事項

(1) 登録年度と調定年度のズレについて

平成28年度鉱区税現年調定額は次のとおりである。

現年調定額 8,517,000 円 (試掘計 760,600 円、採掘計 7,756,400 円)。

鉱区税に関する一覧表(Excel シートにて作成)を入手し、鉱区税納税通知書控 え、経済産業省からの新規設定明細書等の関係書類と鉱区税調定内容との整合性を 確認した。

試掘案件下記3件については、本来平成28年度調定としなければならないが平成29年4月に調定がなされ、結果、調定年度が1年ズレた結果となっている。

登録 NO	鉱業権登録日	調定額(円)	鉱業権原簿確認事項
熊試0	平成 29 年	2 200	平成29年3月9日に九州経済産
点的, 0	2月6日	3, 300	業局より通知に基づき新規追加
熊試1	平成 29 年	2 000	平成29年3月9日に九州経済産
以公司, 1	2月10日	3,000	業局より通知に基づき新規追加
熊試2	平成 29 年	5 500	平成29年3月9日に九州経済産
炽矾2	2月10日	5, 500	業局より通知に基づき新規追加

鉱区税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から、 月割をもって、鉱区税を課する(熊本県税条例第113条の2)となっており、鉱業 権登録日が2月であれば、3月より納税義務が発生する。

しかし、県は平成29年3月9日九州経済産業局よりの通知により鉱業権の登録を認識し、調定については平成29年4月に調定を行っている。本来、鉱区税の納税義務者は、納税義務が発生した日から7日以内に必要事項を記載した申告書を県央広域本部長に提出しなければならない(熊本県税条例第115条)としているが、申告がなされていないため、九州経済産業局の通知に基づき対応している現状である。

鉱区税に関するチラシを鉱区税賦課通知書と同封する等、鉱業権の登録年度に 賦課徴収漏れがないように早期課税早期収納を行う必要がある。

#### (2) 鉱区税の賦課徴収に関する申告等について

前述のように鉱区税の納税義務者は、納税義務が発生し、又は消滅した日から7 日以内に必要事項を記載した申告書を県央広域本部長に提出しなければならない。 その申告した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とするとしている。

しかし、現状は九州経済産業局の鉱業権登録情報に基づき賦課徴収事務を行っている状況であり、鉱区税の賦課徴収に関する申告等の義務(熊本県税条例第115条)がなされていない。

鉱区税の申告指導を徹底し、今回のケース(年度末付近の処理)のような場合についても適正に処理すべきである。

# 5. 鉱区税の賦課徴収事務に係る意見事項

### (1) 条例内容について

本来、納税義務者からの申告があって県における賦課徴収事務が行われるべきである。

しかし、現状は県職員が九州経済産業局に出向き、新規登録者の鉱業権登録内容の確認、既登録者の鉱業権の登録内容の変更の有無等の情報に基づき賦課徴収事務を行っている。

鉱区税の賦課徴収に関する申告等の義務を定め(熊本県税条例第 115 条)、鉱区 税の納税義務者が、前条の規定により申告すべき事項につき、正当な事由がなくて 申告しなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科すると定 め(熊本県税条例第 116 条)ているが、条例に則した事務がなされていない。

九州圏内の県条例を確認比較した。

県名	鉱区税 の有無	申告義 務規定	申告期限	不申告に関す る過料規定	過料額
熊本県	有	有	登録日から 7日以内	有	10 万円以下
福岡県	有	有	登録日から 10 日以内	有	10 万円以下
佐賀県	有	有	登録日から 7日以内	有	10 万円以下
長崎県	有	有	登録日から 7日以内	無	-
大分県	有	有	登録日から 7日以内	有	10 万円以下
宮崎県	有	有	登録日から 7日以内	有	10 万円以下
鹿児島県	有	有	登録日から 7日以内	有	10 万円以下

以上7県を比較すると、福岡県で申告期限、長崎県で過料規定に違いはあるもの の各県概ね同じような規定となっている。

各県の事務の実態を確認し、その方法など情報交換を行い、必要な場合は条例の 見直しについても検討を行うなど適切な事務執行がなされるようにすべきである。

# 13) 「狩猟税」について

## 1. 狩猟税の概要

# (1) 納税義務者

狩猟税は、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政実施の費用に充てることとされている目的税であり、狩猟者の登録を客体とし、県知事の狩猟者登録を受ける者に課する県税である。従って、納税義務者は、県知事の狩猟者登録を受ける者である(熊本県条例第145条)。

## (狩猟税の納税義務者)

第145条 狩猟税は、狩猟者の登録を受ける者に課する。

## (2) 税率

県ホームページに掲示されている狩猟税に係る税額は次のとおりである。 免許の種類即ち第一種銃猟免許(装薬銃を使用する猟法に係る狩猟免許)、網・わな猟免許(網・わな等銃器以外の猟具を使用する法定猟法に係る狩猟免許)、第二種銃猟免許(空気銃を使用する猟法に係る狩猟免許)に県民税の所得割の納付の有

無、登録の種類を加味して税額が定められている(熊本県条例第146条)。

				登録	め種類	
免許の種類	税率の区分	当該年度の道府県民税の 所得割額の納付の有無等	県内全域 の登録	許等を者等符 等を者 等を者 が が が が が が が が が が が が が	放鳥獣猟 区のみの 登録	放のを受けが受ける はい がの を者が の で の で の の の の の の の の の の の の の
第一種	1 号	(1)所得割額の納付を要する者 (2)所得割額の納付を要する者の 控除対象配偶者又は扶養親族(農 業、水産業又は林業に従事して いる者を除く。)	16, 500	8, 200	4, 100	12, 300
· 銃 猟 免 許	2 号	(3)所得割額の納付を要しない者 ((2)に該当する者を除く。) (4)所得割額の納付を要する者の 控除対象配偶者又は扶養親族 で、農業、水産業又は林業に従 事している者	11, 000	5, 500	2,700	8, 200
わな網	3 号	(5)所得割額の納付を要する者 (6)所得割額の納付を要する者の 控除対象配偶者又は扶養親族(農 業、水産業又は林業に従事して いる者を除く。)	8, 200	4, 100	2,000	6, 100

猟 免 許	4 号	(7)所得割額の納付を要しない者 ((6)に該当する者を除く。) (8)所得割額の納付を要する者の 控除対象配偶者又は扶養親族 で、農業、水産業又は林業に従	5, 500	2, 700	1, 300	4, 100
第二種銃猟免	5 号	事している者 (9)第二種銃猟免許に係る狩猟者 の登録を受ける者	5, 500	2, 700	1, 300	4, 100
許						

注:熊本県税条例附則第13条の3第1項又は第2項の規定により軽減税率が適用される狩猟者の登録に限ります。

#### (3) 課税の免除減免措置

平成27年度税制改正により鳥獣による農林水産業等に係る被害防止を目的として狩猟税の免除(熊本県税条例附則第13条の2)、減免措置(熊本県税条例附則第13条の3)が講じられている。

#### (4) 賦課期日

狩猟税の賦課期日は、狩猟者の登録を受けた日とする(熊本県条例第147条)。

## (5) 納期

狩猟税の納税義務者は、狩猟者の登録を受ける場合においては、県が発行する証紙を規定する狩猟税の申告書に貼り付けて、狩猟税を払い込まなければならない (熊本県条例第148条第2項)。

### 2. 狩猟税の賦課徴収事務の概要

銃猟免許の登録は、熊本県の各広域本部地域振興局農林部林務(森林保全)課及び 熊本県環境生活部環境局自然保護課で行われる。この登録時に狩猟税申告書も提出 され、証紙の貼り付けを確認する。狩猟税の納税義務者は、狩猟者の登録を受ける者 とされており(熊本県条例第145条)、各広域本部で狩猟税の賦課徴収事務は、登録 簿と申告内容と証紙の貼付け額をチェックすることが中心となる。

なお、狩猟税申告書提出において、第一種狩猟免許、網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人で、2号又は4号の税率の適用を受ける人は市町村長の証明を受けることとし、同一申告書内で証明願と証明欄が記載されるような様式となっている。

明 1 当該年度の退府県氏税の所得割額の納付を要じない者(2に該当する者を除く。) 2 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者 年 月 日 市町村長

新猟税の申告のため、次の事項について証明願います。 世帯 主の 氏 名 世帯主との 氏 名 世帯主との 様 神告者は、次の( )であることを証明します。 1 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しない者(2に該当する者を除く。) 2 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者

個々人の県税納付状況に関する情報を県では保有していないため、市町村長の証明する県民税所得割額に関する証明となる。

目的税たる狩猟税に関し、『狩猟税は地方税において、「鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てること」とされていることから、本県の実情を踏まえた鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に幅広く充当されることが必要と考えている。』との県からの回答であった。使途の概略は、

- 1、狩猟免許試験費用
- 2、違法捕獲のパトロール費用
- 3、キジの放鳥費用
- 4、狩猟者登録費用
- 5、その他管理、事務費用 としている。

具体的な狩猟税の税収及び使途は、次のように示された。

1、税収又は歳入予算 平成28年度 21,698千円

平成 29 年度 20,631 千円

2、歳出予算及び決算

	事業名	事業概要	平成2	8年度	平成29年度	備考
	尹耒泊	尹未似安	当初予算額	決算額	当初予算額	7HI 45
1	鳥獣保護等 推進事業	野生鳥獣の保護推進、狩猟の適正化 及び高病原性インフルエンザサーベ イランス調査に要する経費	7, 846	7, 854	7, 717	
2	鳥獣保護等 対策事業費	市町村が行う有害鳥獣保護に対する 助成及び野生鳥獣の保護繁殖等に要 する経費	8, 539	7, 654	5, 438	
3	特定鳥獣適 正管理事業	市町村が行う森林被害対策のための シカの捕護に対する助成	13, 070	11, 982	13,070	水とみどりの森 づくり税充当
4	アライグマ 防除体制捕 獲等事業	市町村が行うアライグマ被害防除対 策に対する助成	2, 743	511	1,892	
5	指定管理鳥 獣捕獲等事 業	指定管理鳥獣の効率的捕獲推進に係 る技術開発及び捕獲実施事業者育成 に要する経費	12, 204	10, 560	11, 072	
6	狩猟免許試 験・登録事 業	狩猟免許試験・更新及び狩猟者登録 に要する経費	3, 474	3, 271	3, 847	
7	鳥獣保護セ ンター管理 運営事業費	鳥獣保護センターの管理運営に要す る経費	13, 996	13, 964	13, 996	
8	環境審議会 部会運営費	熊本県環境審議会の自然保護部会・ 鳥獣部会の運営に要する経費	340	51	340	
		合計	62, 212	55, 847	57, 372	

平成28年度キジ放鳥の費用は、鳥獣保護等対策事業費予算8,539千円に3,248千円予算化されていたが、平成29年度は、熊本地震からの復旧・復興を優先するため予算化されていない。

#### 3. 狩猟税の推移

狩猟税

年度	区分	調定済物	類(A)	der 3 Sees	収入		#E (C)	不納欠損	(額(D)	滞納繰 (A) -	(B) +	対前年	F度比	収入	歩合
		税額(千円)	件数	収入済 税額(千円)	領(B) 件数	過誤納税額	件数	税額	件数	(C) - 税額	件数	調定額	収入額	(B) / (A)	前年同期
	現	56,661	4, 482	56,661	4, 482	1元程	1十数	7元4只	十数 -	1元明 ()	十级	85.9	85.9	100. 0	100.0
19	繰	0,001	- 4, 402	30, 001	7, 402	0	,	0	_	0		00. 9	00.9	100.0	100.0
15	計	56, 661	4, 482	56, 661	4, 482	0	_	0	_	0		85. 9	85. 9	100.0	100.0
	現	54, 837	4, 390	54, 837	4, 390	0	_	0	_	0	-	96. 8	96.8	100. 0	100.0
20	繰	0		0	-	0	_	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	54, 837	4, 390	54, 837	4, 390	0	-	0	-	0	-	96.8	96, 8	100, 0	100.0
	現	54, 519	4, 486	54, 519	4, 486	0	-	0	-	0	-	99. 4	99. 4	100.0	100.0
21	繰	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	54, 519	4, 486	54, 519	4, 486	0	-	0	-	0	-	99.4	99.4	100.0	100.0
	現	51, 149	4, 252	51, 149	4, 252	0	-	0	-	0	-	93.8	93.8	100.0	100.0
22	繰	0	-	0	_	0	_	0	_	0	-	-	-	-	-
	計	51, 149	4, 252	51, 149	4, 252	0	-	0	-	0	-	93.8	93.8	100.0	100.0
	現	49, 176	4, 240	49, 176	4, 240	0	-	0	-	0	-	96. 1	96. 1	100.0	100.0
23	繰	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	49, 176	4, 240	49, 176	4, 240	0	-	0	Ī	0	ı	96. 1	96. 1	100.0	100.0
	現	43, 938	3, 993	43, 938	3, 993	0	_	0	-	0	-	89. 3	89. 3	100.0	100.0
24	繰	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	43, 938	3, 993	43, 938	3, 993	0	-	0	-	0	-	89.3	89. 3	100.0	100.0
	現	40, 547	3, 956	40, 547	3, 956	0	_	0	_	0	-	92.3	92. 3	100.0	100.0
25	繰	0	_	0	_	0	_	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	40, 547	3, 956	40, 547	3, 956	0	-	0	-	0	-	92. 3	92. 3	100.0	100.0
	現	38, 232	3, 955	38, 232	3, 955	0	_	0	_	0	-	94. 3	94. 3	100.0	100.0
26	繰	0	_	0	_	0	_	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	38, 232	3, 955	38, 232	3, 955	0	-	0	-	0	-	94. 3	94. 3	100.0	100.0
	現	22, 317	2, 925	22, 317	2, 925	0	_	0	-	0	-	58.4	58.4	100.0	100.0
27	繰	0		0	_	0	_	0	_	0		-	_		_
	計	22, 317	2, 925	22, 317	2, 925	0	_	0	-	0	-	58. 4	58. 4	100.0	100.0
	現	21, 698	2,868	21, 698	2, 868	0	_	0	_	0	-	97. 2	97. 2	100.0	100.0
28	繰	0	_	0	_	0	_	0	_	0	_	_	_	-	_
	計	21, 698	2,868	21, 698	2,868	0	-	0	-	0	-	97. 2	97. 2	100.0	100.0

(県提出資料より作成)

#### 4. 狩猟税の賦課徴収事務に係る指摘事項

(1) 2種以上の狩猟免許申告書について

平成 28 年度狩猟税申告書の綴りをレビューし、納税者一覧表との整合性を確認した。熊本県狩猟税申告書は、下記の様式となっている。申告書は太線枠内の該当するものを〇で囲むようになっている。

狩猟者が2種以上の狩猟免許登録をしており、2種以上の狩猟税申告書を提出する場合、その種類ごとに申告書を提出するよう県では指導している。同一の申告書で2種以上の申告を提出している場合でも改めて種類ごとに申告書を提出させている。受理された狩猟税申告書を税率ごとに分類して編てつする必要(熊本県税事務取扱規程第121条の2)があるからとの理由であった。

熊本県税事務取扱規程は県での事務処理の話であって、申告方法を制限するものではない。2種以上の狩猟税申告の必要がある場合、1 つの申告書で受け付けるよう納税者の便宜を図るべきである。

·	`.		年度	狩猟	税申告書		整理番号	第	号
広城本部受付印	)		年	月	日				
熊本県	広域本部長	様				住 所 氏 名 職 業	電話番号	ł	P

免許の種	税率の区	登録の種類	県内全域 の登録	許可捕獲等を行った者等に係る狩	放島獣猟区のみの	放鳥獣猟区のみの登録を受けていた者が
種類	区分	当該年度の道府県民税の 所得割額の納付の有無等		猟者の登録 (※)	登録	受ける県内全 域の登録
第一種	1号	①所得割額の納付を要する者 ②所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は 扶養親族(農業、水産業又は林業に従事している者 を除く。)	円 16,500	円 8, 200	円 4, 100	12, 300
種銃猟免許	2号	③所得割額の納付を要しない者(②に該当する者を除 く。) ④所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は 扶養親族で、農業、水産業又は林業に従事している 者	11, 000	5, 500	2, 700	8, 200
用わな	3号	⑤所得割額の納付を要する者 ⑥所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又 は扶養親族(農業、水産業又は林業に従事している 者を除く。)	8, 200	4, 100	2, 000	6, 100
猟免許	4号	⑦所得割額の納付を要しない者(⑥に該当する者を除く。) ⑧所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は 扶養親族で、農業、水産業又は林業に従事している 者	5, 500	2, 700	1, 300	4, 100
第 猟	5号	⑨第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	5, 500	2, 700	1, 300	4, 100

証紙は、消印しないでください。

注 1 申告者は、太線枠内の該当するものを〇で囲んでください。
2 第一種銃猟免許、網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人で、2号又は4号の税率の適用を受ける人は、市町村長の証明を受けてください。
(※) 熊本県税条例附則第 1 3条の3第 1 項又は第 2 項の規定により軽減税率が適用される狩猟者の登録に限ります。 P告者は、次の()であることを証明します。 1 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要しない者(2に該当する者を除く。) 2 当該年度の道府県民税の所得割額の納付を要する者の控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者 申告者は、次の( 証 明 櫊 市町村長 年 月 В

	狩猟税の申告の	狩猟税の申告のため、次の事項について証明願います。			世帯主の	
証	年	月 日	住 所		氏名	
明	市町村長 様		氏 名	ĘD	続 柄	
	申告者は、次の(		5ることを証明します。 の所得割額の納付を要しな	い者(2に該当す	る者を除く。)	

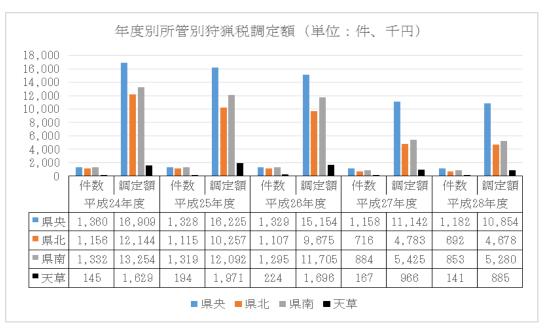
## 5. 狩猟税の賦課徴収事務に係る意見事項

(1) 申告書の印刷の必要性について

熊本県所管別の狩猟税の件数及び調定額は以下のとおりである。なお、申告件数 には、狩猟税非課税の適用を受ける者は含んでいない。

(単位:件、千円)

所管	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
別官	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額	件数	調定額
合計	3, 993	43, 938	3, 956	40, 547	3, 955	38, 232	2, 925	22, 317	2,868	21,698



平成28年度の印刷部数及びその印刷費用は次のとおりである。

	印刷枚数	印刷費	申告件数
平成 28 年度	4,800枚	16, 200 円	2,868件
平成 29 年度予算	4,200 枚	11,880円	_

申告書の調達方法には、上記県が用意する印刷物による他、熊本県ホームページ 上からのダウンロードによる方法でも可能である。また、それらをコピーした申告 用紙でも受け付けている。

印刷代としては多額とは言えないまでもホームページに申告書が添付されてお り、それを印刷・利用できる環境は整っている。ホームページの利用を促がすこと が重要である。

# 14)「産業廃棄物税」について

### 1. 産業廃棄物税の概要

# (1) 納税義務者

産業廃棄物税は、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他の適正な処理の促進に関する施策に要する費用にあてられる目的税である。

産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した排出事業者・中間処理業者が 負担する税金で、最終処分業者(特別徴収義務者)が県に代わって徴収し、県に収 める。

事業者が自ら排出した産業廃棄物を自己設置の最終処分場に埋立処分する場合には、自ら県に収めることとなる(申告納付)。

#### 熊本県産業廃棄物税条例

#### (納税義務者等)

第4条 産業廃棄物税は、事業者(廃棄物処理法第12条第5項に規定する中間処理業者を含む。次項において同じ。)がその排出する産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した場合において、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。

2 産業廃棄物税は、前項に規定する場合のほか、事業者がその排出する産業廃棄物の埋立処分を自ら行う場合においては、当該事業者が設置する最終処分場 への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。

### (2) 税率

産業廃棄物税の税率は、産業廃棄物1トンにつき1,000円とする(熊本県産業廃棄物税条例第6条)。

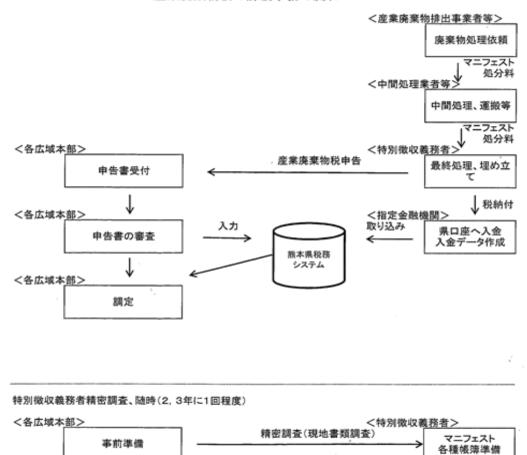
### (3) 申告納入の手続

年4回県に申告し、納めることとなっている(熊本県産業廃棄物税条例第11条)。

対 象 期 間	申告納期限
1月1日から3月31日まで	4月末日
4月1日から6月30日まで	7月末日
7月1日から9月30日まで	10 月末日
10月1日から12月31日まで	翌年1月末日

# 2. 産業廃棄物税の賦課徴収事務の概要

#### 産業廃棄物税の課税事務の流れ



マニフェスト=「産業廃棄物管理票」で複写式7枚綴りとなっており、排出業者から収集運搬業者、 処分業者まで保管を義務付け、排出業者がきちんと処分されたことを確認する仕組み。

(県提供資料より)

## 3. 産業廃棄物税の推移

産業廃棄物税

年度	区分	調定済額	(A)	der 1 Medis	収入物		her (a)	不納欠	損額(D)	滞納繰 (A) - (	B) +	対前年	F度比	収入	歩合
平及	<b>应</b> 勿	税額(千円)	件数	収入済額 税額(千円)	件数	過誤納? 税額 (千円)	件数	税額	件数	(C) - 税額 (千円)	件数	調定額	収入額	(B) / (A)	前年同期
	現	159, 687	147	159, 687	147	0	-	0	-	0	-	92.8	92.8	100.0	100.0
19	繰	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-
	計	159, 687	147	159, 687	147	0	-	0	-	0	-	92.8	92.8	100.0	100.0
	現	162, 003	141	162, 003	141	0	_	0	_	0	-	101.4	101.4	100.0	100.0
20	繰	0	_	0	_	0	-	0	_	0	-	-	-	-	-
	計	162, 003	141	162, 003	141	0	-	0	-	0	-	101.4	101.4	100.0	100.0
	現	144, 584	142	144, 584	142	0	_	0	-	0	-	89. 2	89. 2	100.0	100.0
21	繰	0	_	0	_	0	_	0		0	_	-	_	-	-
	計	144, 584	142	144, 584	142	0	-	0	-	0	-	89. 2	89. 2	100.0	100.0
	現	151, 508	126	151, 508	126	0	_	0	-	0	-	104.8	104.8	100.0	100.0
22	繰	0	_	0	_	0	_	0	_	0	-	-	-	_	-
	計	151, 508	126	151, 508	126	0	-	0	-	0	-	104. 8	104.8	100.0	100.0
	現	139, 465	126	139, 465	126	0		0		0		92. 1	92.1	100.0	100.0
23	繰	0	-	0	-	0	_	0		0	_	-	-	-	-
	計	139, 465	126	139, 465	126	0	_	0	-	0	-	92. 1	92. 1	100.0	100.0
0.4	現	150, 496	124	150, 496	124	0		0	_	0	_	107. 9	107. 9	100.0	100.0
24	繰計	0	_	0	_	0		0	_	0	_	-	-	-	-
		150, 496	124	150, 496	124	0	_	0	-	0	-	107. 9	107. 9	100.0	100.0
0.5	現	203, 740	119	203, 740	119	0	_	0		0	_	135. 4	135. 4	100.0	100.0
25	繰	0		0		0		0	•	0		105.4	105.4	100.0	100.0
	計現	203, 740	119	203, 740	119 136	0	_	0	_	0	_	135. 4	135. 4	100.0	100.0
26		167, 839 0	136	167, 839 0	136	0		0		0	_	82. 4	82. 4	100.0	100.0
20	繰計	167, 839	- 136	167, 839	136	0		0		0		82. 4	82. 4	100.0	100.0
			101		101	0	_	0		0	_	89. 6	89. 6	100.0	100.0
27	現繰	150, 344	101	150, 344	101	0		0	<b></b>	0		09.0	09.0	100.0	100.0
41	計	150, 344	101	150, 344	101	0		0	·	0	<u> </u>	89. 6	89. 6	100.0	100.0
			99	134, 100	99	0	_	0	_	0		89. 6	89. 6	100. 0	100. 0
28	現 繰	134, 100	99	154, 100	99	0		0		0		09. 2	09. 2	100.0	100.0
20	計	134, 100	99	134, 100	99	0		0		0		89. 2	89. 2	100.0	100.0

(県提出資料より作成)

## 4. 産業廃棄物税の賦課徴収事務に係る指摘事項

特に記載すべき事項はなかった。

# 5. 産業廃棄物税の賦課徴収事務に係る意見事項

(1) 保健所との連携について

事業者は、保健所に対して「産業廃棄物処理実績報告書」を毎年提出している。 税務課は、2~3年に一度、事業者への現地調査を行い、正しく申告が行われているかを確認している。この時には事業所で保管しているマニュフェストや管理 資料を閲覧して確認しているが、これらは事業者が自分で作成した資料である。

県南広域本部では、現地調査前に保健所から実績報告書を入手し保健所への報告書と申告書の異同について確認を行なっていた。この実績報告書は、目的も異なり数量の単位(tとm³)も異なるなど完全に一致するわけではないが、事業者の処理状況を把握するには有効な資料と思われる。

他の広域本部でも、現地調査の際には保健所への報告書も入手して、申告書の正確性を確かめる資料として活用することが望ましい。

## 15)「収納事務」について

## 1. 県税収納事務の概要

### (1) 組織

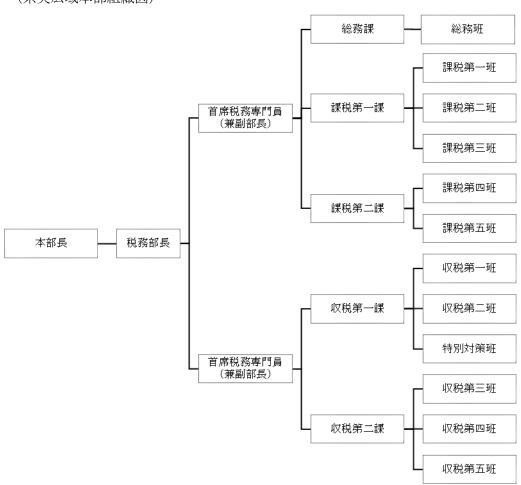
県税は、貴重な自主財源として県財政の根幹をなすものであり、この県税を適正 に収納して県財政に反映させることが、収税職員の第一の役割である。

収税事務については、4つの広域本部に置かれた収税課(天草広域本部においては税務課収税班)が担当している。

収税事務について主に監査を実施した県央広域本部においては、以下のような 組織体制で税務事務を行っており、収税部門は収税第一課20名、収税第二課21名 で収税事務にあたっている。

さらに収税第一班~第五班、及び特別対策班に細分化され、特別対策班は個人県 民税、100万円以上の大口滞納者等を担当し、それ以外の班は地域ごとに分担を分 けて収税事務にあたっている。なお、特別対策班は県央、県北、県南の広域本部に 設置されており、天草広域本部には設置されていない。

### (県央広域本部組織図)



# (2) 収納事務の年間スケジュール

熊本県の各広域本部収税担当課の主な年間スケジュールは、以下のとおりである。

る。 		強化月間		
月	納期等	等	行事等	主査業務等
4月			税務基本方針等制 定 初任者·新任者研修 税務運営本部会議 収税班長会議	高額滯納整理状況報告(3月末分) 証紙消印実績報告(第4四半期分)
5月	自動車税 納期 鉱区税納 期	出納閉鎖 前徴収強 化月間	自動車税納期内納 付向上キャンペーン 収納管理事務担当 者研修	自動車税納税通知書返戻分調査
6月			県税決算書作成	高額滞納整理状況報告(5月末分) 個人県民税徴収取扱費報告 (3/11~5/31分)
7月		滞納整理 繰越分強 化期間(6 ~8月末)	収税部門基礎実務 研修 滞納整理状況等ヒ アリング	自動車税督促状返戻分調査 証紙消印実績報告(第1四半期 分)
8月	個人事業 税 定期 I 期		収税部門専門研修	
9月				
10 月			九州各県徴収職員 研修	個人県民税徴収取扱費報告 (6/1~10/10分) 証紙消印実績報告(第2四半期) 口座振替手数料交付 口座振替手数料交付 口座振替促進奨励金交付 高額滯納整理状況報告(9月末 分)
11月	個人事業 税 定期 <b>Ⅱ</b> 期	催 促 強 化 月間	滞納整理状況等ヒ アリング	
12 月		年末徴収 強化月間	税務運営会議	
1月			滞納整理事務新任 管理監督者研修 滞納整理状況等ヒ アリング	証紙消印実績報告(第3四半期) 高額滞納整理状況報告(12月末分) 収税関係諸用紙需要調(翌年度分)
2月				

3月	繰越分出 納閉鎖	年度末徴 収強化月 間	税務運営会議 収税班長会議	個人県民税徴収取扱費報告 (10/11~3/10分)
----	-------------	-------------------	------------------	----------------------------

(3) 広域本部における県税窓口収納業務の状況について

主な県税窓口収納業務は、下記のとおりである。

- (ア) 各広域本部・振興局に納税のために来られた納税者から、現金・小切手等 受領し、領収書を発行する業務
- (イ) 収納した現金等を取りまとめ熊本県指定金融機関である肥後銀行に入金する業務

県北広域本部及び県南広域本部の平成 28 年度窓口収納額の実績は次表のとおりである。

# ○県北広域本部

平成28年度							(単位:円)
	2 1	窓口 (一般税)		窓		県北広域本部	
	県税	延滞金	月計	自動車税	延滞金	月計	窓口計
4月	243, 371	41,500	284, 871	142, 300	6, 495	148, 795	433, 666
5月	317, 195	0	317, 195	646, 800	7,900	654, 700	971, 895
6月	998, 830	157, 500	1, 156, 330	1, 858, 585	19, 800	1, 878, 385	3, 034, 715
7月	256, 299	26, 900	283, 199	1, 056, 000	70, 400	1, 126, 400	1, 409, 599
8月	9, 103, 652	4,000	9, 107, 652	20, 563, 350	15, 400	20, 578, 750	29, 686, 402
9月	4, 238, 657	7, 100	4, 245, 757	11, 689, 200	12, 800	11, 702, 000	15, 947, 757
10月	2, 890, 813	12,800	2, 903, 613	6, 784, 600	9,000	6, 793, 600	9, 697, 213
11月	5, 717, 297	40,000	5, 757, 297	12, 346, 300	46, 800	12, 393, 100	18, 150, 397
12月	627, 478	1, 300	628, 778	8, 178, 450	85, 000	8, 263, 450	8, 892, 228
1月	6, 037, 799	128,000	6, 165, 799	2, 087, 900	51, 900	2, 139, 800	8, 305, 599
2月	2, 588, 686	4, 200	2, 592, 886	2, 201, 501	88, 800	2, 290, 301	4, 883, 187
3月	3, 161, 340	12, 100	3, 173, 440	2, 052, 015	101, 400	2, 153, 415	5, 326, 855
4月	1, 900, 950	4, 100	1, 905, 050	1, 079, 400	51, 200	1, 130, 600	3, 035, 650
5月	1, 728, 308	2, 400	1, 730, 708	851, 827	48, 604	900, 431	2, 631, 139
	39, 810, 675	441,900	40, 252, 575	71, 538, 228	615, 499	72, 153, 727	112, 406, 302

# ○県南広域本部

平成28年度							(単位:円)
	2	窓口(一般税)		窓	県南広域本部		
	県税	延滞金	月計	自動車税	延滞金	月計	窓口計
4月	192, 422	8,000	200, 422	168, 247	14,000	182, 247	382, 669
5月	605, 400	0	605, 400	3, 781, 000	22,000	3, 803, 000	4, 408, 400
6月	419, 378	10,600	429, 978	3, 511, 677	73,800	3, 585, 477	4, 015, 455
7月	156, 270	58, 600	214, 870	2, 000, 700	17,000	2, 017, 700	2, 232, 570
8月	1, 754, 300	0	1, 754, 300	27, 660, 700	33, 700	27, 694, 400	29, 448, 700
9月	1, 024, 984	2,000	1, 026, 984	17, 861, 100	84, 700	17, 945, 800	18, 972, 784
10月	865, 300	3, 600	868, 900	14, 855, 938	23, 800	14, 879, 738	15, 748, 638
11月	4, 151, 891	11,500	4, 163, 391	18, 223, 450	71,600	18, 295, 050	22, 458, 441
12月	1, 376, 600	47, 221	1, 423, 821	9, 557, 050	136,000	9, 693, 050	11, 116, 871
1月	1, 186, 737	8, 300	1, 195, 037	2, 868, 499	71, 400	2, 939, 899	4, 134, 936
2月	1, 646, 783	16, 900	1, 663, 683	2, 768, 216	149, 300	2, 917, 516	4, 581, 199
3月	408, 900	24, 300	433, 200	1, 811, 712	229, 400	2,041,112	2, 474, 312
4月	357, 920	12, 300	370, 220	1, 003, 928	44, 500	1, 048, 428	1, 418, 648
5月	618, 800	4,600	623, 400	1, 445, 986	77,800	1, 523, 786	2, 147, 186
	14, 765, 685	207, 921	14, 973, 606	107, 518, 203	1,049,000	108, 567, 203	123, 540, 809

## 2. 収納の事務に係るフローチャート

収税事務の流れについては、県央広域本部に往査を実施し、ヒアリングを実施した。 詳細な部分について広域本部ごとで違いは存在すると考えるが、大きな流れについて は概ね同様であるとのことである。

# (1) 自動車税 (年間スケジュール)

自動車税については、毎年5月末が納付期限であり、その後一年を通して実施する作業の内容と時期が決まっていることから、以下のような年間スケジュールを作成し、進捗を管理している。以前は督促状の発送は7月末以降に実施していたが、早急な対応が収税率アップに有効であると判断し、納期限の5月末を経過した時点で督促状の発送準備にとりかかり、6月末には発送するよう早期化を図っている。この結果、以前よりも収税率は高くなってきており、早期化の努力の効果が表れてきている。

4000	C		
	現年分	滞納分	共通
6月	・督促状の発送(月末)	<ul><li>・滞納カードの照合</li><li>・不納欠損のチェック(上旬から)</li><li>・本庁一斉預金調査の実施</li></ul>	・過去データの電算入力 (生年月日、電話番号 等)
7月	<ul><li>・滞納整理カードの印刷</li><li>・コールセンターの設置</li><li>(中旬)</li></ul>	・滞納事案のヒアリング	
8月	・差押予告の発送(下旬)		・生年月日調査及び電算 入力 (9月上旬まで)
9月	・本庁一斉預金調査の実施 ・勤務先調査実施 ・差押執行予告の発送 (下旬)	・本庁一斉預金調査 の実施	
10 月	・給与照会の実施 ・債権の差押え開始	・確定延滞金の一斉 催告	
11 月		・滞納事案のヒアリング	
12 月	・最終差押執行予告の発 送 (随時)		
1月		・滞納事案のヒアリング	・県外納税者の滞納整理 の実施
2月		・タイヤロック等の 実施(3月下旬まで)	・執行停止案件の照会等 の実施
3月			
4月	<ul><li>・タイヤロック等の実施 (下旬)</li></ul>		・住所変更の不可期間 (中旬から) ・新年度の納税通知書の 発送、対応
5月			

# (2) 自動車税以外の一般税 (滞納処理の流れ)

自動車税以外の一般税については、納期限が到来する納税者が毎月発生することから、年間を通しての作業スケジュールは特に作成していない。自動車税以外の一般税については、滞納の金額により以下の3つに区分し、督促状送付からの経過日数に応じて実施する作業内容を決定している。

	-心しく夫心りる下来的を		
	50 万円未満	50 万円以上 100 万円未 満	100 万円以上
0 日	・督促状の送付 電話催告	・督促状の送付 臨戸調査・催告 電話催告	・督促状の送付 財産調査 市町調査(預金・不 動産) 税務署調査 法人登記簿調査 臨戸調査・催告 電話催告
21 日	・催告状の送付 財産調査	・催告状の送付 財産調査 税務署調査 不動産登記簿調査 法人登記簿調査	
35 日			・差押予告書の送付 財産調査 財産処分検討 関係機関調査 電話臨戸催告
42 日	・差押予告書の送付 財産調査 財産処分検討 関係機関調査 電話臨戸催告 不動産登記簿調査 法人登記簿調査	・差押予告書の送付 財産調査 財産処分検討 関係機関調査 電話臨戸催告	
	• 債権差押	・債権差押	・債権差押
それ	・その他差押 (不動産等)	・その他差押 (不動産等)	・その他差押(不動産等)
以降	・公売公告	・公売公告	・公売公告
	・換価処分 (公売会等)	・換価処分(公売会等)	・換価処分(公売会等)

# 3. 収税に関する数値の5年間の推移

## (1) 県税徴収段階別の状況調

熊本県においては、税負担の公平性の観点から差押えに積極的に取り組んでいる。

しかし、平成28年4月の「平成28年熊本地震」発生以後は、県全域に渡って地震被害が発生していることに配慮し、差押え等の対応を控えたことから、平成28年度の公売前納付、公売による収入等の金額及び件数が減少している。

① 現年度分(個人県民税均等割・所得割を除く)

		平成24	4年度	平成2	5年度	平成2	6年度	平成2	7年度	平成2	8年度
		金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
県税	調定額(A)	90, 187	844, 916	92, 238	834, 070	96, 485	817, 373	111, 917	809, 410	104, 642	842, 585
	納期内納付 (B)	77, 850	645, 871	80, 486	648, 807	85, 101	644, 123	100, 617	646, 678	96, 057	743, 602
	徴収猶予期限内納付(C)	4, 308	310	3, 962	275	4, 259	263	4, 370	254	4, 436	254
税	納期限後督 促状発付前 納付	4, 587	110, 792	4, 575	107, 566	2, 762	62, 524	2, 742	59, 560	1, 683	36, 26
収	差押前納付	3, 073	82, 560	2,764	72, 426	3, 988	105, 371	3, 788	97, 959	2, 239	58, 234
	公売前納付	29	197	12	135	15, 846	144	10	112	2	52
	公売による 収入	72	1, 689	80	1, 751	86, 204	2, 115	79	1, 829	26	550
	交付要求等 による配当 収入	2	50	0	23	0	17	0	21	5	39
	合計	89, 924	841, 469	91, 883	830, 983	96, 214	814, 557	111, 608	806, 413	104, 450	838, 994
	(B) ÷ (A)	86. 30%	76. 40%	87.30%	77. 80%	88. 20%	78. 80%	89.90%	79.90%	91. 80%	88. 30%
	((B) + (C))	91. 10%	76. 50%	91.60%	77. 80%	92.60%	78. 80%	93. 80%	79.90%	96. 00%	88. 309
	法人特別税 額(A)	14, 564	19, 589	15, 789	21, 145	19, 045	22, 945	16, 041	23, 507	13, 360	24, 218
	納期内納付 (B)	14, 329	16, 860	15, 535	18, 160	18, 738	19, 687	15, 683	20,076	13, 194	21, 952
	徴収猶予期限內納付(C)									0	4
税	納期限後督 促状発付前 納付	199	2, 284	220	2, 464	272	2,775	321	2, 898	141	1, 883
収	差押前納付	21	373	21	443	24	403	25	424	14	293
	公売前納付	2	4	0	1						
	公売による 収入	0	6	0	12	0	13	0	11	0	1
	交付要求等 による配当 収入	0	1					0	2	0	1
	合計	14, 552	19, 528	15, 776	21, 080	19, 035	22, 878	16, 030	23, 411	13, 351	24, 134
	(B) ÷ (A)	98. 40%	86. 10%	98. 40%	85. 90%	98. 40%	85. 80%	97. 80%	85. 40%	98. 80%	90. 60%
	((B) + (C))	98. 40%	86. 10%	98. 40%	85. 90%	98. 40%	85. 80%	97. 80%	85. 40%	98. 80%	90. 70%

# ② 滞納繰越分(個人県民税均等割・所得割を除く)

(単位:百万円、件)

		平成2	4年度	平成2	5年度	平成2	6年度	平成2		: 白 万 P 平成2	
		金額	件数	金額	件数	金額	金額	件数	金額	件数	金額
県税	調定額(A)	1, 130	15, 589	784	12, 348	717	10, 267	578	8, 584	559	7, 473
	納期内納付(B)	0	1	0	2					0	2
	徴収猶予期限内 納付(C)	178	8	48	11	82	10	88	19	82	20
	納期限後督促状 発付前納付	12	28	12	24	14	32	11	34	0	20
税	差押前納付	126	2, 997	98	2, 376	112	2, 126	93	1,770	108	1,842
収	公売前納付	23	176	44	134	56	124	5	79	5	55
	公売による収入	38	680	35	513	24	470	17	420	11	141
	交付要求等によ る配当収入	5	65	3	44	3	35	1	37	3	40
	合計	383	3, 955	243	3, 104	293	2, 797	217	2, 359	212	2, 120
	(B) ÷ (A)										
	((B) + (C)) ÷ (A)	15. 80%	0.10%	6. 20%	0.10%	11. 50%	0.10%	15. 30%	0. 20%	14. 80%	0.30%
地方? 額(A)	去人特別税 調定	23	111	31	101	19	103	23	97	25	136
	納期内納付(B)									0	1
	徴収猶予期限内 納付(C)										
	納期限後督促状 発付前納付					0					
税収	差押前納付	2	43	0	32	3	42	6	38	3	60
4X	公売前納付	0	2	0	2	0	1				
	公売による収入	0	5	0	3	0	2	0	4		
	交付要求等によ る配当収入	0	2			0	3	0	1	0	2
	合計	2	52	0	37	3	48	6	43	3	63
	(B) ÷ (A)										0. 70%
	$((B) + (C)) \div (A)$										0. 70%

# (2) 滞納繰越額

熊本県は積極的に差押えの予告及びその実行をしてきていることから、徴収率 が上がってきており、その結果滞納繰越額も年々減少傾向にある。

(単位:千円、件)

	平成2	4年度	平成2	5年度	平成2	6年度	平成2	7年度	平成2	8年度
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
個人県民税										
法人県民税	14, 962	458	9, 225	396	11,509	424	11,757	435	8, 794	313
県民税利子割										
個人事業税	11,425	172	16,710	151	18, 807	177	21, 418	219	12,773	170
法人事業税	15, 646	73	6,012	63	12,043	67	19, 903	98	18, 893	86
地方消費税										
不動産取得税	66, 659	256	137, 979	229	64, 144	224	103,840	260	39, 295	171
県たばこ税										
ゴルフ場利用税	6, 243	9	1,949	31			504	1	8, 375	10
自動車税	84, 803	2, 443	76, 120	2, 171	66, 267	1,898	68, 481	1,959	103, 378	2,830
鉱区税	279	4	110	1	376	5	224	3	110	1
自動車取得税										
軽油引取税	61, 422	11	94, 200	7	96, 684	6	81, 926	5		
狩猟税										
産業廃棄物税										
料理飲食等消費税										
特別地方消費税										
軽油引取税 (旧)										
合計	261, 443	3, 426	342, 307	3,049	269, 833	2,801	308, 056	2,980	191,620	3, 581
滞納繰越分	593, 454	9, 133	420,881	7, 476	353, 424	6,009	298,837	4,733	272,602	4, 471
総計	854, 898	12, 559	763, 188	10,525	623, 257	8,810	606, 893	7, 713	464, 223	8,052
地方法人特別税(現 年)	11,974	61	4,866	62	9, 643	66	10, 185	94	8, 389	84
地方法人特別税(繰越)	19, 968	42	15, 652	42	14, 129	40	16, 188	47	2,674	48
合計	31, 942	103	20, 518	104	23, 773	106	26, 373	141	11,064	132

# (3) 差押財産の整理状況

(単位:千円、件)

							(単位:十六、件)				
			差押分			処理	里分		未処理		
		前年度 繰越	当年度 発生	計 (A)	公売前 徴収	公売代金 充当	その他 の処理	計 (B)	(A) - (B)	(B) / (A)	
平成24年度	税額	196, 660	272, 676	469, 336	52,907	112,603	189, 794	355, 305	114, 031	75. 70%	
十成24千及	件数	588	5, 293	5, 881	318	2, 315	2,716	5, 349	532	91.00%	
平成25年度	税額	113, 921	304, 412	418, 334	56, 626	116, 476	100, 002	273, 105	145, 229	65.30%	
十成25千及	件数	529	4, 427	4, 956	228	2, 213	2, 127	4, 568	390	92. 20%	
平成26年度	税額	146, 088	220, 474	366, 563	68, 466	110, 131	148, 880	327, 477	39, 085	89.30%	
十成20十段	件数	389	4, 947	5, 336	237	2,535	2, 281	5,053	283	94. 70%	
平成27年度	税額	38, 898	190, 452	229, 350	14, 215	96, 642	82, 467	193, 325	36, 025	84. 30%	
十八乙十八人	件数	281	4, 213	4, 494	154	2, 215	1,901	4,270	224	95.00%	
平成28年度	税額	36, 027	54, 073	90, 100	10, 466	36, 706	17, 213	64, 385	25, 714	71.50%	
十成40千茂	件数	224	1, 199	1, 423	140	675	447	1,262	161	88.70%	

# (4) 不納欠損額

# 現年度分

(単位:千円、件)

		亚라94年度 亚战95年度 亚战			(単位:千円、件)           平成26年度         平成27年度         平成28年度						
		平成24年度     平成25年度       金額     件数     金額     件数									
	伊人里尼翁					金額	件数	金額	件数	金額	件数
	個人県民税	244	19	573	33	1, 201	55	548		730	35
	法人県民税	92	6	2,742	16	22	2	246	5	42	2
	県民税利子割										
	個人事業税										
	法人事業税			10, 158	7	632	2	775	2		
	地方消費税										
	不動産取得税	1, 115	1	185	4	69	1				
	県たばこ税										
本	ゴルフ場利用税										
税	自動車税	295	13	194	11	155	10	215	10	237	8
	鉱区税	11	1								
	自動車取得税										
	軽油引取税										
	狩猟税										
	産業廃棄物税										
	料理飲食等消費税										
	特別地方消費税										
	軽油引取税										
	合計	1,759	40	13, 854	71	2,082	70	1,785	44	1,010	45
	過少申告加算金										
加算	不申告加算金							8	1		
金	重加算金			237	7			302	2		
	合計			237	7			311	3		
	総計	1,759	40	14,092	78	2,082	70	2,096	47	1,010	45
Lile	本税			7, 756	3	12	1	626	2		
地方	過少申告加算金										
法人性	不申告加算金							6	1		
特別	重加算金			27	2			245	2		
税	合計			7, 784	5	12	1	878	5		

# ② 滞納繰越分

(単位:千円、件)

		平成2	4年度	平成2	平成25年度		6年度	平成2		2: 十円 平成2	8年度
		金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
	個人県民税	363, 430	14, 204	334, 158	13, 972	339, 082	13, 865	330, 086	12, 450	259, 419	9, 458
	法人県民税	8, 320	297	12, 116	149	3, 230	105	1,736	78	8, 729	116
	県民税利子割										
	個人事業税	6, 932	90	7, 147	100	4, 333	49	10, 484	84	3, 937	37
	法人事業税	9, 660	57	39, 559	36	5, 709	21	211	7	33, 101	29
	地方消費税										
	不動産取得税	62, 113	88	14, 734	46	8, 773	30	8, 410	39	4, 506	24
	県たばこ税	11	1								
	ゴルフ場利用税					7, 323	39				
本税	自動車税	62, 252	1, 962	46, 760	1, 437	38, 262	1, 199	41,582	1, 284	22, 634	660
	鉱区税	178	5			876	15			1, 182	16
	自動車取得税										
	軽油引取税					2, 805	3				
	狩猟税										
	産業廃棄物税										
	料理飲食等消費税										
	特別地方消費税										
	軽油引取税(旧)	3, 840	1								
	合計	516, 741	16, 705	454, 476	15, 740	410, 397	15, 326	392, 511	13, 942	333, 511	10, 340
	過少申告加算金	8	1			29	18			1, 367	2
加算	不申告加算金	1,876	5	342	22	108	4	23	3	206	14
	重加算金	7, 668	32	12, 258	23	1, 528	14			18, 145	18
	合計	9, 553	38	12, 601	45	1,666	36	23	3	19, 719	34
	総計	526, 294	16, 743	467, 077	15, 785	412, 064	15, 362	392, 535	13, 945	353, 230	10, 374
Lila	本税	960	17	15, 524	22	2, 287	15	170	7	18, 450	25
地方法	過少申告加算金									800	1
法 人 特	不申告加算金			221	3	36	3	15	2	94	10
別税	重加算金	193	2	3, 782	8	131	2			3, 993	10
17%	合計	1, 154	19	19, 528	33	2, 455	20	186	9	23, 338	46

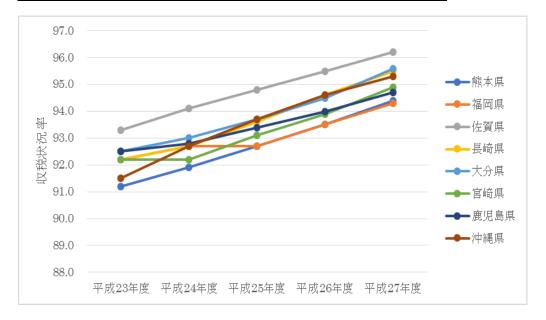
# (5) 収入歩合

県税のなかで最も税額の多い個人県民税(均等割・所得割、現年・繰越計)の収入歩合については以下のとおりである。九州各県と比較して、熊本県の平成27年

度の収入歩合は福岡県に次いで低い状況にあり、人口の多い県ほど収入歩合が低い状況にある。熊本県は福岡県に次いで人口が多いことから、収入歩合も九州内では低いようである。

九州各県における収入歩合の状況(個人県民税 均等割・所得割 現年・繰越計) (単位:%)

県 名			年 度		
<b></b>	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
熊本県	91. 2	91.9	92.7	93.5	94.4
福岡県	92. 2	92.7	92.7	93. 5	94.3
佐賀県	93.3	94. 1	94.8	95. 5	96. 2
長崎県	92. 2	92.7	93.6	94.6	95. 5
大分県	92.5	93.0	93. 7	94. 5	95.6
宮崎県	92. 2	92. 2	93. 1	93. 9	94.9
鹿児島県	92.5	92.8	93. 4	94.0	94.7
沖縄県	91.5	92.7	93. 7	94.6	95.3



現年度及び現繰計の収入歩合の推移(熊本県と全国の比較)

(単位:%)

年	度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
熊本県	現年度	98. 9	99. 2	99. 2	99.3	99. 4
积平异	現繰計	96. 1	96.4	96.8	97.3	97. 9
全国平均	現年度	98.9	99.0	99. 1	99. 2	99. 4
王国平均	現繰計	96. 2	96. 5	96. 9	97.4	98. 1

全国平均と比較すると、現年度分はプラスマイナス 0 ポイント、繰越分では 5.0 ポイント、現年度と繰越分の合計では 0.2 ポイント下回っている。

#### 4. 収納事務に係る指摘事項

(1) マニュアルの見直しについて

熊本県では「県税に係る滞納整理実施要領」を作成し、また、年度当初に開催される税務運営本部会議においては、当該年度における熊本県の税務に関する詳細な計画等を幹部職員に対して提示している。これに加えて県央広域本部では「県央地区滞納整理処理方針」を作成し、県央広域本部の事情に配慮した方針を作成している。

また、収税担当職員は実際の収税業務を行うにあたり、「熊本県収税マニュアル」を活用している。

しかし、このマニュアルは過年度において収税担当者が集まり作成したもので、 その後における十分な見直し・更新がなされていない。平成25年4月から広域本 部化されているが、これに即した見直し・更新もなされていないとのことで現状に 即していない部分が存在している。

今後、現状に即したマニュアルの見直しが必要と考える。

### (2) 業務分担の方針の明確化について

県央広域本部においては、熊本市内の自動車納税通知書の返戻処理(宛先不明等により返信されてきた納税通知書について、住所の調査等を実施し、再度発送するための作業)について、収税第一課が臨時職員を雇用して行っている。以前は自動車税事務所が担当していたが、広域本部化した時期から、熊本市内で登録されている自動車については返戻処理を県央広域本部が担当している。

返戻処理は納税通知書が納税者に到達しなかったために発生しているのであり、 そもそも有効な課税が成立していないと考える。

よって、本来は返戻処理は課税部門の業務の範疇に含まれると考えるが、返戻処理を実施した納税者については、その後滞納につながるケースが多いことから、業務効率の面からは収税部門が行った方がメリットはあることも理解できる。

しかし、平成27年度4月以降、現在の業務分担になった経緯等に関する申し合わせ事項等は特に存在しないとのことであった。

現在の業務分担の経緯や考え方等について引き継ぎがなされない場合、責任関係の不明瞭さや、担当者が「何故我々が実施しなければならないのか」という不満が発生する可能性も想定され、業務の確実性に影響を与える恐れがある。

今後、当該業務について以下のような点を明確にし、県央広域本部が担当するようになった経緯や理由を記録に残すことが望まれる。

- ① 本来担当すべき部署
- ② 今後実際に担当する部署
- ③ 現行の業務分担をする理由

### (3) 各所管における危機事案の職場研修等の内容について

熊本県では、過去において発生した税務業務における危機事案を、研修資料等により職員に公開している。事例は①課税上の誤り、②徴収上の誤り、③納税者情報流出、④その他の4項目に分けて記載されており、毎年内容の見直しが実施されている。

しかし、記載内容は簡単な内容にとどまり、原因や改善策の記載がないことから、 有用性が低いと考える。事例が発生した部署においては原因を分析し、改善対応策 まで記載した書類を作成したうえで本庁とやりとりをし、最終的には他の部署に も事例ごとに配布されているとのことであるが、会議や職員研修の資料には具体 的な記載がない。発生部門以外の担当者は事例については理解できるものの、その 後の改善対応がとりにくい恐れがある。

(参考)「他人の納付書で領収したことによる未納となった額の差押え」

#### 【過去の事例】

自動車税を窓口で領収する際、誤って車両番号の末2ケタの数字を逆に入力した 納付書を打出し領収してしまったため、正しい車両番号の自動車税は未納のまま となってしまい、収税所管(窓口領収をした所管とは別の所管)が預金差押えを した。

上記については、滞納者が窓口を訪問し、納付を行ったケースである。このような場合、その場で納付書を打ち出し、納付書により納付を受け付けることとなるが、車両番号を誤って入力したことに気付かず、そのまま納付を受付けてしまっている。このようなケースでは、受領後に誤って受付けたことに気付くことは困難であり、納付書を発行した際に本人に納付書の氏名、住所等を確認してもらうしか防止できないと考える。従って、窓口担当者に納付書を発行した時点で、本人に印字された氏名、住所等に誤りがないか確認してもらうことを、指導する必要がある。

今後、個々の危機事案を新規に税務業務に従事する職員等にも分かりやすく紹介するため、会議や職員研修に危機事案の件を用いる場合には事例だけでなく、原因分析、対応方針も含めたテキストの作成が必要である。

#### (4) 本庁からの危機事案案件の回覧について

県北広域本部及び県南広域本部とも本庁から発信された危機事案の供覧について、平成28年度分について回覧状況を確認したが、各収税班(地域基準)に任されていたため各班で管理方法が異なり、回覧状況を確認できなかった。全て関係する職員の回覧が終了したことを書類管理者は確認すべきである。また、回覧完了の日付を管理すれば、回覧漏れは回避できる。

#### (5) 時効の起算点のチェックについて

地方税の徴収権は、原則として法定納期限の翌日から起算して5年を経過した

ときに、時効により消滅する。ただし、時効の基礎となる事実状態を破るような一定の中断事由が生じた場合、消滅時効の完成を断ち切り、既に経過した時効期間の効力を失わせる。

時効成立まで中断事由が発生しなかった場合、自動的に不納欠損候補リストに あがってくるため、時効の完成する時期が実際と異なるリスクはない。

しかし、時効の中断事由のうち、差押等の強制処分や納付誓約書提出による租税債務の承認が発生した場合は、差押解除日等の時効の起算点を税務システムに入力する必要がある。現状、入力は担当者に任されており、差押に関しては税務システムで処分入力済の確認一覧表により処分日、解除日を班長及び課長が確認しているが、納付誓約書徴取による承認日の確認は実施しておらず、本当に正しい日付が税務システムに入力されているか網羅的に確認できていない。

正しい中断事由の発生日付を入力することは、徴収権が消滅するか否かに重要な影響を与える。

今後、時効の中断事由の日付が正しく入力されているか、入力担当者以外の職員が基礎となっている資料とチェックする必要がある。

### 5. 収納事務に係る意見事項

(1) 個人情報の管理について

文書保管のルールについては、熊本県全体で作成している文書保管のルールに 準拠しているのみで、県央広域本部としての運用ルールは特に作成していない。

収税第一・第二課で保管している書類の中でも滞納整理カードには個人情報(住所、氏名、生年月日、勤務先、滞納額等)が含まれていることから、管理は厳密に行う必要があるが、現在は鍵のかかるキャビネット等での日常的な保管ができておらず、十分な管理ができていないようである。収税第一・第二課の執務室については、税務関係職員以外の一般人が中まで入ることはまずなく、相談を受ける場合も専用のブースで対応している。また、日常的な業務の効率性に配慮し、担当者が使用しやすい状態に置いておくことを優先しているようである。

しかし、滞納整理カードには個人情報が多く含まれており、個人情報保護の観点から慎重な対応が要求される。また県央広域本部においては重要な資料は縮小コピーをして滞納整理カードに貼付する運用がなされている。よって、滞納整理カードの紛失、記載情報の漏えいが発生した場合、善管注意義務違反の責任を問われる可能性が高い。

現在、滞納整理カードについてはペーパーレス化が進められており、平成30年度から運用する見込みとのことであるが、完全にペーパーレス化されるには5年程度かかる見込みである。また、既に滞納整理カードを発行している分については、今後もカードによる運用を続けるとのことで、完全に移行するにはまだ時間がか

かるものと考える。

滞納情報のデータ化に完全移行し、滞納整理カードによる管理が完全になくなるまでは、施錠できるところで保管するよう検討が必要である。

#### (2) 課税と収税の連携について

熊本県は平成25年4月1日より、地域振興の推進や住民サービスの提供を効果的・効率的に果たしていくため、地域振興局の広域体制を整備し、地域振興局を束ねる広域本部を設置している。住民に直接関わるサービスは10の地域振興局等で引き続き提供し、4の広域本部では、政令市以外の地域振興等広域的な取組みの推進や、多くの経験と知識を要する専門的な業務を実施している。

名称	位置	所管区域	地域振興局等
			宇城地域振興局
県央広域	熊本市	熊本市、宇土市、宇城市、下益城	上益城地域振興局
本部	[ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]	郡、上益城郡	熊本農政事務所
			熊本土木事務所
			玉名地域振興局
県北広域	菊池市	荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、 阿蘇市、合志市、玉名郡、菊池郡及	鹿本地域振興局
本部	为(匠川)	び阿蘇郡	菊池地域振興局
			阿蘇地域振興局
			八代地域振興局
県南広域 本部	八代市	八代市、人吉市、水俣市、八代郡、 葦北郡及び球磨郡	芦北地域振興局
			球磨地域振興局
天草広域 本部	天草市	天草市、上天草市及び天草郡	天草地域振興局

広域本部化により税務部門においても組織の見直しが行われ、熊本県税事務所が廃止された。県央広域本部では税務部があるが、県北、県南及び天草の各広域本部では税務関係は総務部となっている。また、課については県央広域本部では総務課、課税第一課、課税第二課、収税第一課、収税第二課。県北及び県南の各広域本部では課税課、収税課。天草広域本部は税務課となっている。

広域本部制になる前は、各振興局に税務課が設置されており、職員も振興局税務 課への配属であったことから、税務課内での異動は税務課内で決定できた。そのため、課税部門と収税部門間の異動も容易に実施することができ、両部門を経験する 職員も多くいた。

しかし、広域本部化されてからは、天草を除き、課税担当課と収税担当課が分離 したことから、課税部門と収税部門間の異動は課を超えた異動になり、広域本部制 導入前と比べて、柔軟な異動が少なくなった。このため、両部門を経験する職員が減少しており、課税部門と収税部門の緊密な連携が図れるのか危惧される。

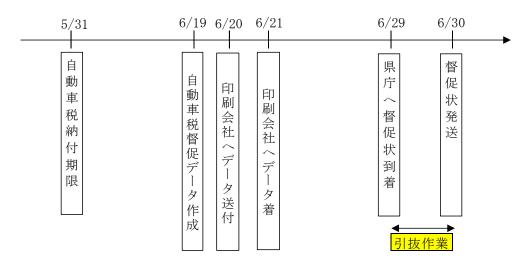
また、法人の課税については、県央広域本部課税第一課が県内全域を担当することとなったため、広域本部制になる前よりも一人あたりの業務量の負担は大きくなっていないものの、県税事務所時代に比べ管轄地域が広域化したことから、適正な課税をするための効果的・効率的な調査等を十分できなくなってきている。広域本部制になる前は課税部門と収税部門が協力して納税者の調査にあたっていたが、広域本部化してからは特に課税部門の業務負担が大きくなっていることから、両部門が協力して業務にあたることが減ってきている。

広域本部化により専門性の向上や業務の効率化に効果はあったものと考えるが、 組織や業務分担の再編に合わせて、業務内容自体の見直しは行われておらず、業務 内容自体の見直しを今後実施する必要があると考える。

### (3) 自動車税督促状発送業務の効率化について

自動車税については、5月末が納期限であることから、6月末に督促状を発送している。督促状を発送するにあたっては、督促状印刷後から発送までに納付が完了する納税者が存在することから、督促状の引き抜き作業を実施している。引き抜きの作業は、県央広域本部だけでも2日間で延べ36名の職員を動員し実施している。督促状の発送時期が以前よりも前倒しとなっていることから、納期限後督促状を発送するまでの期間が短くなっており、督促状の印刷件数が増加している。

督促状発送スケジュール (平成29年度)



一方、納期限後 1 ヶ月のうちに納付される件数は多いことから、引き抜き件数も増加している。下表のように平成 29 年度では 16,607 件も引き抜きを行っており、業務の負担となっている。

		印刷件数		所管別引	引き抜き件数	数及び税額		発付件数
		及び税額	県央	県北	県南	天草	引き抜き計	及び税額
県央	件数	54, 038	8, 655				8, 655	45, 383
<b></b>	税額	2, 035, 383	304, 656				304, 656	1, 730, 727
県北	件数	27, 544		4, 408			4, 408	23, 136
<b>宗</b> 北	税額	1, 038, 724		151, 922			151, 922	886, 802
県南	件数	15, 399			2, 502		2, 502	12, 897
乐用	税額	581, 308			93, 418		93, 418	487, 889
天草	件数	6, 118				1,042	1,042	5, 076
入早	税額	228, 305				38, 105	38, 105	190, 200
合計	件数	103, 099	8, 655	4, 408	2, 502	1,042	16, 607	86, 492
口印	税額	3, 883, 720	304, 656	151, 922	93, 418	38, 105	588, 101	3, 295, 618

督促状には、行き違いで納付を完了された場合は、了承してもらうよう記載を入れてある。よって、一定の県民の理解も得られると考えることから、そもそも引き抜き作業を実施すべきか疑問であるが、引き抜き作業を実施しない場合、クレームの電話件数自体が増加する可能性があり、その場合日常業務に支障が出る可能性が危惧される。自動車税の督促状の引き抜き作業は収税部門において非常に負担となっており、当該業務が効率化されることで、今後調査業務等に時間を割くことができると考える。クレームに対して真摯に対応している熊本県職員には頭が下がる思いであるが、そもそも督促状を送られている時点で納期限を守っていない納税者であり、納税義務を怠っている点で問題があることから、クレームを言うこと自体非常識と考える。

自動車税督促状引抜関係について (平成27年度~平成29年度)

・過去3年間の自動車税督促状引抜件数等については以下のとおりである。

(単位:件、H)

	印刷件数	引抜件数	延べ作 業人数	延べ作 業時間
平成29年度	103, 099	16,607	76	10
平成28年度	69, 511	9,313	76	10
平成27年度	120,050	14, 592	76	10

※作業人数、作業時間については、各年度ごとの把握はしていないため、平成 29年度の実績数を掲載。

(参考) 平成29年度作業人数実績

	6月29日	6月30日
県央 県北 県南 天草	20	16
県北	10	8
県南	6	5
天草	3	2
自税(※)	3	3
計	42	34

※自税の作業人員は県央の応援

(参考) 平成29年度作業時間

<u>【参考】                                    </u>		
作業日時		作業時間
6月29日	13:00~ 17:00	4
6月30日	9:00~ 16:00	6
計		10

12:00~13:00昼休

今後、引き抜き作業のコスト、引き抜きによる郵送料のコスト減とクレーム対応 コスト、収納率の向上等の要素を考慮し、引き抜き作業を廃止できないか検討が必 要である。

#### (4) マイナンバーの活用について

現在の税務システムは課税誤りを防止するために、住所、氏名等の登録情報が少しでも異なる場合、新たな納税者番号を振るようになっている。よって、納税者番号により検索をかけても、納税者が複数の納税者番号を有している場合は全ての課税情報を検索できない。

しかし、収税業務においては納税者の過去の納付履歴等の情報が重要となることから、納税者の情報を網羅的に管理できることが非常に重要である。個人ごとの情報を管理するのに有効なのがマイナンバーである。

しかし、現在収税部門においてはマイナンバーの管理はしていない。税務システムにおいては共通番号のボタンがあり、ここでマイナンバーを確認できるが、収税部門では閲覧に制限をかけている。

今後マイナンバーで検索できるようになると、現在の生年月日による同一人の 判断よりもより確実でスピーディーな確認ができるようになる。マイナンバー制 度を積極的に活用し、その一方で書類の管理についても十分に検討し、必要な予算 を確保すべきである。

### (5) 車検切れしている自動車について

自動車税について、現在納税通知書を送付しているものの中に、車検が切れている車両が存在する。

自動車税は運輸支局で抹消登録すれば課税は発生しないが、納税者の中には車 検切れ後、車両の所在が不明で抹消登録ができないため、毎年納税している納税者 も存在しているようである。実際、「車検が切れているが、いつまで支払う必要が あるのか?」との問い合わせもきているとのことである。

車検が切れている自動車で自動車税が滞納になっている場合は、収税の担当者が滞納整理の一環として車両の実態調査を行い、車両の所在不明等の課税保留の要件に合致すれば、課税保留処理を行っている。

しかし、滞納することなく自動車税を払い続けている納税者については、現在課税担当者も収税担当者も特に調査は実施していないとのことである。

#### 自動車税課税保留について

自動車税課税保留とは、車両の所在が不明等の理由により抹消登録していない自動車に対して自動車税の課税を保留する取扱いのことである。

課税保留を行うケースとしては、主に以下の3つの種類が存在している。

種類	課税保留の内容
所有者及び車両の	車検切れ後6ヶ月を経過した自動車について有効期限の
所在がともに不明	翌月以降の自動車税を徴税吏員の調査に基づき保留
	車検切れ後6ヶ月を経過した自動車について車検有効期
車両の所在が不明	限の翌月以降の自動車税を納税義務者の申し立てに基づ
	き保留
盗難にあった車両	盗難にあった自動車について、盗難日の翌月以降の自動車
保留	税を納税義務者の申し立てに基づき保留

該当する納税者は多くないと考えるが、課税の公平性の観点からは、車検切れの 車両で今その所在が不明な自動車については、できるだけ課税保留の処理をする ことが望ましいと考える。

また、少なくとも納税通知書に「車両が車検切れでその所在地が不明の場合は、自動車税事務所に相談する」ことを勧める文書を記載することが望まれる。

### (6) 滞納整理における分割納付への対応について

租税の性質上、納税者の個別具体的な事情や租税政策上の見地から、例外的に一定の条件に該当する場合、納税の履行を緩和することを認めている。この緩和制度が徴収猶予及び換価の猶予による納税の猶予の緩和措置である。

猶予期間中は、新たな督促及び滞納処分はできず、また徴収猶予、換価の猶予と もに、既に着手した滞納処分についてはこれを解除することができる。さらに、猶 予の期間中は、地方公共団体の徴収金の消滅時効は進行しない。

猶予すべき金額については、納税者の納付能力の調査結果に基づいて定めることとなる。

また、猶予の期間は原則として1年であり、地方公共団体の長は納税者等の将来における納付納入能力を調査し、事業の継続又は生活の維持に著しい支障を与えず、かつ、租税を優先して納めさせることとした場合の最短期間を定めることとなる。ただし、再度徴収又は換価を猶予することが認められることから、最大2年間猶予することができる。

この結果、分割納付をする場合、原則として2年間で完納できる金額で納付額を 決定することとなる。

しかし、地方税法においては、納税の猶予制度以外に分割納付の規定は存在して おらず、国税徴収法第152条に準じた取扱いをするしかないことから、分割納付の 詳細な運用方針は地方公共団体が独自に定める他ない。

国税徴収法 第152条関係 換価の猶予に係る分割納付、通知等

#### 分割納付

(各月において分割納付しないやむを得ない事情)

6 法第 152 条第 1 項の「やむを得ない事情があると認めるとき」とは、分割して納付をしようとする月において、7 の合理的かつ妥当な金額が算出されないときをいう。この場合において、税務署長は、換価の猶予をする期間において分割納付金額が算出される月を指定して、分割納付をさせるものとする。

### (合理的かつ妥当な金額)

7 法第 152 条第 1 項の「それぞれの月において合理的かつ妥当なもの」とは、 滞納者の財産の状況その他の事情からみて、滞納者の事業の継続又は生活の維 持を困難にすることなく猶予期間内の各月において納付することができる金額 であって、かつ、その猶予に係る国税を最短の期間で完納することができる金額 をいう。

熊本県では、熊本県税条例第7条「徴収の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割 納入等」に記載している。

#### (徴収の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入等)

第7条 広域本部長又は自動車税事務所長(以下この条から第10条までにおいて「広域本部長等」という。)は、法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予(以下この章において「徴収の猶予」という。)をする場合には、当該徴収の猶予に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

- 2 広域本部長等は、法第 15 条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。)をする場合には、 当該徴収の猶予期間の延長に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の 猶予をする金額を当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収 の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥 当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。
- 3 広域本部長等は、前2項の規定により徴収の猶予をする金額を分割して納付し、又は納入させる場合においては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。

4 広域本部長等は、第1項又は第2項の規定により徴収の猶予をする金額を分割して納付し、又は納入させる場合において、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその分割納付の納付期限又はその分割納入の納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を変更することができる。

また、納税者に対する取扱いに不公平が生じないよう、納税の猶予を含む分割納付に関する手続を「徴収の猶予等に係る取扱要領」「猶予関係の申請の手引き」としてマニュアル化し、共に平成28年4月1日から施行している。

しかし、実務上は納税の猶予制度はほとんど活用されておらず、事実上の分納を認めるケースが多い。事実上の分納を認める場合、納税者の財産状況や納付能力を慎重に判断するため、預金通帳や支払い方針等の提示を求めているとのことであるが、この取扱いについては特にマニュアル等への明確な記載は存在しない。

自動車税の分割納付を認める場合、県央広域本部では納税の猶予手続をとることなく、慣習的に最大3回まで認めているようであるが、これは熊本県としての統一的な方針として定められたものではなく、納税者の実情に応じた分割納付を提示している状況である。

納税の猶予による分割納付は、納税者の財力に配慮しつつ、滞納税債権の徴収を 進めることができることから、有効な手段であると考える。また、滞納件数が多く 発生する自動車税では、必ずしも納税の猶予制度によらない分納を認める必要性 も認められる。

納税の猶予制度は滞納された税債権の徴収を進めるうえで効果的な手段ではあるものの、納期限内に納税している納税者との公平性を考えれば、慎重に対応する必要がある。

研修等で納税の猶予制度の取扱いの周知徹底をするなど、広域本部の取扱いで 納税者に対する取扱いに不公平が生じないようにする必要がある。

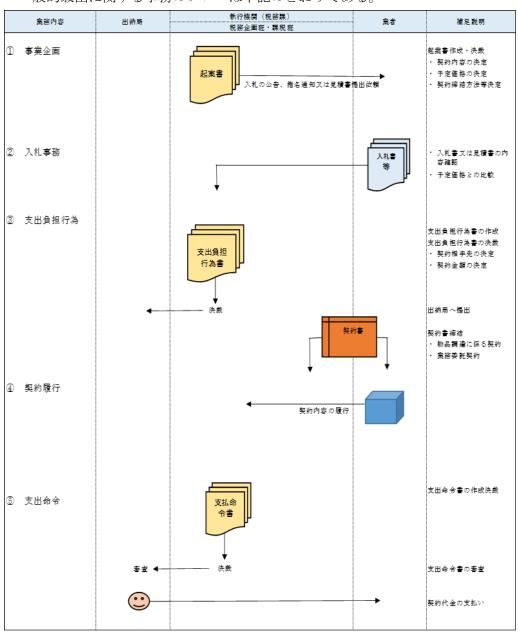
# 16) 「徴税費」について

## 1. 徴税費の概要

徴税とは、租税を徴収することをいい、徴税費とはその経費をいう。

# 2. 徴税費の事務の概要

- (1) 一般的歳出に関する事務のフローについて
  - 一般的歳出に関する事務のフローは下記のとおりである。



(2) 平成 28 年度徴税費(税務総務費、賦課徴収費)について 平成 28 年度徴税費(税務総務費、賦課徴収費)の内訳は次のとおりである。

平成28年度税務総務費					(単位:千円)
科目名	予算現額 (A)	予算令達額 (B)	(税務課) 支出済額 (C)	D= (B+C)	不用額 (A-B-C)
税務関係職員給	1, 649, 478	2, 923	1, 644, 380	1, 647, 303	2, 175
税務管理費 (経常分)	20, 254	17, 279	1, 026	18, 305	1, 948
税務管理費 (臨時分)	1, 338	0	1, 180	1, 180	158
税務管理費 (公用車分)	1, 023	0	980	980	42
産業廃棄物税賦課徴収費	2, 598	2, 328	0	2, 328	269
税務管理費(法人二税等関係業 務嘱託)	10, 845	10, 470	0	10, 470	374
納税奨励金	337, 056	333, 699	1,830	335, 529	1, 526
納税組合等補助	270	0	270	270	0
納税奨励金 (広告関係費)	13, 550	1,876	11, 167	13, 044	505
税務職員研修費	3, 972	1, 025	453	1, 478	2, 493
自動車税事務所管理運営費	2, 990	2, 505	0	2, 505	484
くまもと県税システム	428, 877	1, 703	425, 900	427, 603	1, 273
ふるさとくまもと応援寄附基金 積立金	5, 879, 459	0	5, 879, 459	5, 879, 459	0
ふるさとくまもと応援寄附金推 進費	71, 374	6, 313	54, 277	60, 591	10, 782
くまもと「ふるさと寄附金」市 町村交付金	144, 176	0	132, 785	132, 785	11,390
ふるさとくまもと応援寄附金推 進費(人件費)	6, 941	0	6, 500	6, 500	440
OSS協議会負担金(共同利用システム開発)	9, 628	0	9, 628	9, 628	0
納税環境整備事業	25, 970	30	25, 444	25, 474	495
合計	8, 609, 799	380, 155	8, 195, 285	8, 575, 440	34, 359
平成28年度賦課徴収費					(単位:千円)
科目名	予算現額 (A)	予算令達額 (B)	(税務課) 支出済額 (C)	D= (B+C)	不用額 (A-B-C)
賦課徴収費	242, 058	138, 538	71, 337	209, 875	32, 183
税収確保強化対策事業	32, 763	5, 312	20, 589	25, 902	6, 861
税収確保対策市町村支援事業	491	3	0	3	487
公金取扱費	2, 587, 471	2, 491, 431	57, 455	2, 548, 887	38, 583
<b>県税過誤納還付金</b>	1, 064, 000	87	1, 038, 020	1, 038, 107	25, 892
家屋評価システム運営管理事業	3, 520	0	3, 519	3, 519	0
滞納整理支援システム事業	782	0	610	610	171
合計	3, 931, 086	2, 635, 373	1, 191, 532	3, 826, 905	104, 180

(県提供資料より)

## (3) 県税の主な交付金等一覧について

県税として収入された一部は交付金等として市町村等へ交付される。

例えば、地方消費税は、国で一括徴収され、地方消費税相当が各県に交付され、 県はそれの一部を県内市町村に交付している。県は、国に地方消費税の賦課徴収負 担金を負っている。

県税の主な交付金等一覧は次のとおりである。

県税の主な交付金等一覧

	交付金等名	根拠条文	交付先	交付時期	交付額
1	地方消費税の賦課徴収負 担金	地方税法第72条の113 地方税法施行令第35条の17 地方税法附則第9条の14 地方税法施行令附則第6条の11	国	6月 9月 12月 3月	徴収取扱費基礎額×0.50%
2	地方消費税交付金	地方税法第72条の115	市町村	6月 9月 12月 3月	(払込額±都道府県間の精 算額) ×1/2
3	個人県民税徴収取扱費	地方税法第47条 熊本県条例35条	市町村	6月概算 10月概算 3月概算 6月精算	各年度末の納税義務者数× @3,000円 等
4	利子割交付金	地方税法第71条の26 地法税法施行規則第3条の8	市町村	8月 12月 3月	(収入額-法人県民税からの 控除・還付額±都道府県間 の精算額) ×99%×3/5
5	配当割交付金	地方税法第71条の47 地法税法施行規則第3条の11	市町村	8月 12月 3月	収入額×99%×3/5
6	株式等譲渡所得割交付金	地方税法第71条の67 地法税法施行規則第3条の13	市町村	3月	収入額×99%×3/5
7	自動車取得税交付金	地方税法第143条 地法税法施行規則第8条の26	市町村	8月 12月 3月	収入額×95%×7/10
8	軽油引取税交付金	地方税法第144条の60 地方税法施行令第43条の20	熊本市	8月 12月 3月	収入額×90%×9/10
9	ゴルフ場利用税交付金	地方税法第103条 地法税法施行規則第8条の13	ゴルフ場 所在市町村	8月 12月 3月	収入額×7/10
10	産業廃棄物税特別徵収事 務取扱交付金	熊本県産業廃棄物税特別徴収事 務取扱交付金交付要項第1条	産業廃棄物 税の特別徴 収義務者	6月	納入された税額×2.5%
11	軽油引取税特別取扱交付金	熊本県軽油引取税特別徴収事務 取扱交付金交付要項第1条	軽油引取税 の特別徴収 義務者	6月 1月	納入された税額×2.5%
12	ゴルフ場利用税に係る報 奨金交付金	ゴルフ場利用税に係る報償金交 付要綱	熊本県ゴル フ協会	3月交付申 請後	同交付要綱第4条に掲げる 事項に要した費用額(上限 600万円)

# (4) 地方消費税の徴収取扱いに係る国への負担について

国が地方消費税の賦課徴収に関する事務を行うため、都道府県はこの事務に要する費用負担として徴収取扱費を国に支払う(地方税法第72条の113、地方税法附則第9条の14)。地方消費税収額に譲渡割、貨物割の政令で定める割合で年4回に分けて支払う。

熊本県の地方消費税の徴収取扱いに係る国への負担状況は次の表のとおりである。

平成 28 年度分

(単位:千円)

	第1期 (6月)	第2期 (9月)	第3期 (12月)	第4期 (3月)	合計
譲渡割	17, 229	16, 672	12,657	8, 343	54, 903
貨物割	772	594	570	615	2, 552
合計	18, 001	17, 266	13, 228	8, 958	57, 455

## (5) 個人県民税徴収取扱費について

熊本県は、市町村に対して個人の県民税の徴収取扱費を交付する(熊本県税条例 第35条)。

#### (個人の県民税の徴収取扱費の交付)

第35条 市町村に対して交付する個人の県民税の徴収取扱費は、次に掲げる金額の合計額とする。

- (1) 各年度において賦課決定(既に賦課していた税額を変更するものを除く。) をされた個人の県民税の納税義務者の数を施行令第8条の3に規定する金額に乗じて得た金額
- (2) 市町村が徴収した個人の県民税に係る徴収金を法第17条又は法第17条の2の規定により市町村が還付し、又は充当した場合における個人の県民税に係る過誤納金に相当する金額
- (3) 法第17条の4の規定により市町村が加算した前号の過誤納金に係る還付加 算金に相当する金額
- (4) 法第 321 条第 2 項の規定により市町村が交付した個人の県民税の納期前の 納付に対する報奨金の額に相当する金額
- (5) 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額を法第314条の8第3項の規定により適用される同条第2項の規定によって市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額
- 2 市町村長は、規則で定めるところにより、毎年度、次の各号に掲げる事項 を、それぞれ当該各号に定める期限までに課税地を管轄する広域本部長に報告し なければならない。
- (1) 前年度の3月11日から5月31日までの期間の徴収取扱費の算定に関し必要な事項 6月20日
- (2) 6月1日から10月10日までの期間の徴収取扱費の算定に関し必要な事項10月20日

- (3) 10月11日から3月10日までの期間の徴収取扱費の算定に関し必要な事項3月20日
- 3 広域本部長は、市町村長から、前項の規定による報告があった場合は、その報告があった日から 30 日以内に、徴収取扱費を当該市町村に交付するものとする。
- 4 前項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかった金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、これらの金額があることが判明した日以後最初に到来する交付時期において交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

平成 28 年度分 (平成 27 年度精算分及び平成 28 年度概算分) の個人県民税徴収取扱費は次のとおりである。 (単位:千円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		
	精算 (6月)	第1回概算 (6月)	第2回概算 (10月)	第3回概算 (3月)	合計
県央広域本部	<b>▲</b> 15, 070	416, 769	469, 367	438, 077	1, 309, 144
県北広域本部	4, 251	207, 419	222, 108	213, 368	647, 148
県南広域本部	2, 183	123, 885	130, 495	125, 468	382, 032
天草広域本部	2, 424	49, 480	51, 880	49, 320	153, 105
合計	<b>▲</b> 6, 211	797, 555	873, 852	826, 235	2, 491, 431

## (6) 産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金について

産業廃棄物税は、平成17年度に創設されている。産業廃棄物税の特別徴収事務の特異性にかんがみ、通常必要とされる事務経費を超える経費の一部を補助し、産業廃棄物税の徴収の円滑な運営を図り、併せて納期内納入の促進に資することを目的として、産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金が、産業廃棄物税の特別徴収義務者に対して交付される。交付額は、納入された税額の2.5%である(熊本県産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金交付要項第1条、2条及び3条)

同交付要綱では、「特別徴収事務の特異性にかんがみ、通常必要とされる事務経費を超える経費の一部を補助」と記載されているが、その根拠が示されていない。 産業廃棄物税を課す九州各県と協議調整したうえで交付率 2.5%で産業廃棄物税の特別徴収義務者に交付金を交付しており、熊本県も同様の判断をしたものと推測される。熊本県における平成 28 年度産業廃棄物税特別徴収事務取扱交付金は、特別徴収義務者に対して 2,016 千円であり、業種組合等への交付金はない。

熊本県産業廃棄物税基金条例をもって、一部基金として保有されている。平成 28 年度末産業廃棄物税基金残高は 257,400 千円である。

#### (7) 軽油引取税特別取扱交付金について

軽油引取税の特別徴収事務の特異性にかんがみ、通常必要とされる事務経費を超える経費の一部を補助し、軽油引取税の徴収の円滑な運営を図り、併せて納期内納入の促進に資することを目的として、軽油引取税特別徴収事務取扱交付金が、軽油引取税の特別徴収義務者に対して交付される。交付額は、納入された税額の2.5%である(軽油引取税特別徴収事務取扱交付金交付要項第1条、2条及び3条)。同交付要項では、「特別徴収事務の特異性にかんがみ、通常必要とされる事務経費を超える経費の一部を補助」と記載されている。2.5%の交付率については平成2年10月自治省税務局長通知として「2.5%を目途」と示されており、熊本県同様他県も2.5%の交付率で軽油引取税の特別徴収義務者に交付金を交付している。

熊本県における平成 28 年度軽油引取税特別徴収事務取扱交付金は、県軽油引取税連絡協議会へ軽油引取税連絡協議会負担金として 333,699 千円(平成 28 年 6 月 交付 249,550 千円、平成 29 年 1 月交付 84.149 千円) が交付されている。

#### 3. 徴税費の推移

徽税費の推移 (単位: 千円)

<b></b> 放税費	事業名		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	税務関係職員給		1,781,412	1, 591, 397	1, 665, 802	1, 618, 157	1,647,30
	くまもと県税システム		354, 359	280, 156	265, 172	300, 389	427, 60
	ふるさと熊本応援寄附 ※ 基金積立金	€ 1	32, 123	40, 369	91, 174	94, 541	5,879,45
税務総務費	ふるさと熊本応援寄附 寄附金推進費	€2	6, 840	8, 834	25, 413	24,017	60, 59
	くまもと「ふるさと寄 ※ 附金」市町村交付金	<b>%</b> 3	16, 561	15, 931	10, 374	11,164	132, 78
1 1	その他		430, 760	463, 354	511,358	504,788	427, 69
	税務総務費計		2, 622, 058	2, 400, 044	2, 569, 296	2, 553, 058	8, 575, 4
	賦課徽収費 ※	<b>₹</b> 4	218, 469	215, 330	209,771	215, 404	209, 8
	公金取扱費 ※	€ 5	2, 511, 246	2, 495, 460	2, 595, 620	2, 600, 190	2, 548, 88
賦課徽収費	県税過誤納返還金 ※	€ 6	1,010,041	764, 320	810,606	1, 403, 233	1,038,10
	その他		17, 890	19, 005	21, 345	25, 190	30, 03
	賦課徵収費計		3,757,648	3, 494, 116	3, 637, 343	4, 244, 017	3, 826, 90

- 注1:個人団体等からの県への寄附金の一部を基金「ふるさとくまもと応援寄附基金」として積み立てたもの。平成28年度は、熊本地震復旧復興に多額の寄附があり、当該基金として積み立てられた。
  - 2:ふるさと納税(寄附金)の返礼品に係る費用である。
  - 3:ふるさと納税(寄附金)熊本県受入れのうち、市町村を指定された寄附金額で指定市町村へ 交付された額である。
  - 4:納税通知書、督促状等の郵便料、納税通知書の発送業務委託料、各所管における嘱託職員及 び臨時職員の任用に要する経費等である。
  - 5:市町村で徴収される個人県民税に関し、個人の県民税の徴収取扱費として交付されるものと、地方消費税の徴収取扱いに係る国への事務負担金である。
  - 6: 県税に過誤納に係る納税者への返還額である。

### 4. 徴税費の事務に係る指摘事項

特に記載すべき事項はなかった。

## 5. 徴税費の事務に係る意見事項

(1) ゴルフ場利用税に係る報奨金交付について

「ゴルフ場利用税に係る報償金交付要綱」(平成20年11月4日施行)に基づき、ゴルフ場利用税に係る報償金が熊本県ゴルフ協会へ交付されている。同交付要綱第4条に掲げる事項に要した費用額(上限600万円)が交付される。

同交付要綱第4条に掲げられた費用は次のとおりである。

- ① ゴルフ場利用税の適正申告及び納期内納入の推進を図ること。
- ② ゴルフ人口の底辺拡大事業を行い、ゴルフ場利用税の増収を図ること。
- ③ ゴルフ場利用税に関する資料及び情報の提供に関すること。
- ④ 県税の広報活動への協力に関すること。

直近6年間のゴルフ利用税推移をみると、ゴルフ場利用税は減収傾向である。

ゴルフ場利用税推移 (単位:千円)

		予算額	調定額	収入額	過誤納額	不納欠損額	収入未済額	収入	(率
税目	年度	J´异识 A	剛足領 ₽	以八領 C	回欧附領 D	不耐入頂領 E	以八木併領 B-C+D-E	C/B	前年度比
		Λ	D	C	D	Ľ	рстре	%	%
	28	576, 559	495, 497	487, 121			8, 376	98.3%	98.3%
	27	591, 635	605, 514	605, 010			504	99.9%	101.1%
ゴルフ場	26	623, 116	627, 421	620, 097		7, 324	0	98.8%	100.0%
利用税	25	628,005	637, 333	629, 941			7, 392	98.8%	99.7%
	24	630, 579	632, 653	626, 410			6, 243	99.0%	99.0%
	23	641, 551	653, 287	653, 287			0	100.0%	99.6%

平成 28 年度は、熊本地震の影響で減収となる原因ははっきりしているが、近年 ゴルフ人口は減少傾向にあり、これに伴ってゴルフ場利用税も減少傾向である。

一方、ゴルフ場利用税に係る報償金は、上限とされる 600 万円が毎年交付されている。

平成 18 年度における九州各県の指標から交付水準、平均交付額をもとに現在の600万円を上限とする「ゴルフ場利用税に係る報償金交付要綱」が定められた。

平成 28 年度における熊本県ゴルフ協会からの報償金活動報告によれば、下記のような報告がなされている。

金額 (千円) 5,555	補足説明 熊本県アマ大会、熊本トーナメント大会及 びジュニアスクールの開催等
897	ゴルフ場利用税申告事務担当者研修会 5 回 実施
448	
6,901	
	5, 555 897 448

ゴルフ場利用税の減少傾向の現在を鑑みると、「ゴルフ場利用税に係る報償金交付要綱」も見直しの検討が必要であると考える。

#### (2) 県たばこ税広報等業務委託について

県たばこ税に関し、県たばこ税広報等業務委託契約を毎年たばこ組合と締結している。この業務の目的は、県たばこ税広報等業務委託仕様書によると「県たばこ税の広報を通じて、県民に納税意識の高揚と県税の確保を図ることを目的とする。」としている。事業として配布される携帯用灰皿には「たばこ代金に含まれる県たばこ税(1箱約17円)は熊本のくらしの中に活かされます 熊本県」が記載される仕様となっている。

税収の規模を考えると重要な財源であるであることは否めない。

県たばこ税推移

(単位:千円)

									(+ 21	1 1 /
			予算額			 額 不納欠損額 収入未	収入未済額	収入	人率	
	税目	年度	√ 异识 Λ	神 ル D		<b>旭</b> 研和研	小利人1月(日) E	以八木併領 B-C+D-E	C/B	前年度比
			A	D	С	υ U	L	D-CTD-E	%	%
		28	2, 058, 339	2, 121, 869	2, 121, 869			0	100.0%	100.0%
		27	2, 095, 663	2, 100, 868	2, 100, 868			0	100.0%	100.0%
	目わげヶ沿	26	2, 118, 248	2, 127, 710	2, 127, 710			0	100.0%	100.0%
	<b>ゲルはし忧</b>	25	2, 349, 166	2, 352, 845	2, 352, 845			0	100.0%	100.1%
		24	3, 945, 707	3, 920, 392	3, 920, 380		11	1	99.9%	100.0%
	県たばこ税	23	3, 975, 877	3, 976, 829	3, 976, 818			11	99.9%	99.6%

一方、県健康福祉部では健康増進法に基づき、受動喫煙防止対策に予算を要求している。

事業名を「県たばこ税に関する広報等業務」ではなく、例えば、喫煙マナーアップ推進事業として、吸殻のポイ捨て禁止、受動喫煙防止等喫煙マナーに関するメッセージを記載する等他事業との調整を図るべきと考える。

#### (3) コンビニエンスストアによる収納事務委託について

熊本県税についてコンビニエンスストアで納めることができる税金は、自動車税、 個人事業税及び不動産取得税の3税である。

平成29年度4月から7月のコンビニ収納実績は次のとおりである。

コンビニ収納実績

(単位:円)

月	件数	納税額		1件当たり 平均納税額	1件当たり平均 収納事務手数料	納税額に占め る収納事務手 数料割合	備考
	A	В	С	B/A	C/A	C/B	
4月	1,853	34, 187, 768	126, 268	18, 449	68. 14	0.37%	
5月	86, 535	3, 074, 618, 243	5, 156, 379	35, 530	59. 59	0.17%	
6月	107, 746	3, 857, 585, 896	6, 416, 312	35, 802	59. 55	0.17%	
7月	20, 615	717, 100, 642	1, 240, 731	34, 785	60. 19	0.17%	

コンビニ収納手数料は、月額基本料 15,000 円(税抜き)と1件当たり取扱手数料 55 円(税抜き)で委託契約されている。よって、件数が少ない4月は他月に比較して納税額に占める収納事務手数料割合が高くなっている。

しかし、収納コスト、納税者の利便性等を考慮するならば、収納率アップに有効

な手段であり、広報などによりコンビニ収納の推進を更に図るべきである。 なお、自動車税、個人事業税及び不動産取得税の3税については平成29年度より クレジット納付も可能になっている。

# 17)「ふるさと納税」について

## 1. ふるさと納税の概要

# (1) ふるさと納税制度

ふるさと納税制度は、平成20年度税制改正で創設された制度で、納税者が選択する自治体へ寄附する事で、所得税と住民税から一定の控除を受けられる制度である。

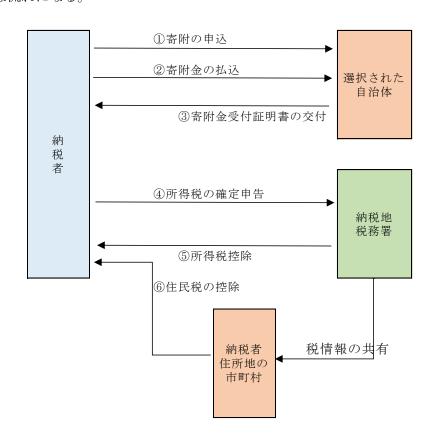
全国ふるさと納税の推移(総務省資料より)

(単位:件、千円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
受入件数	100, 861	122, 347	427, 069	1, 912, 922	7, 260, 093
受入額	12, 162, 570	1, 041, 020	14, 563, 583	38, 852, 167	165, 291, 021
1件当たり 平均受入額	120.5	8. 5	34. 1	20. 3	22.7

## (2) ふるさと納税制度のしくみ

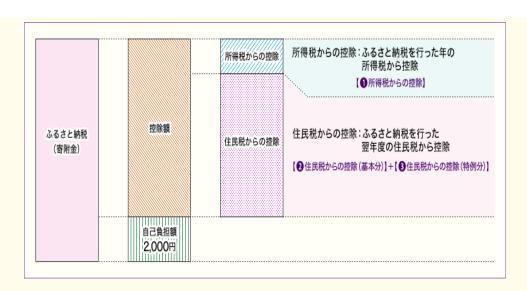
納税者が、どの自治体に寄附(ふるさと納税)するかを決定したあとは、以下のような流れになる。



なお、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合で「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を選択し、一定の要件を満たせば確定申告は不要である。

#### (3) 計算

自己負担額の2,000円を除いた全額が所得税(復興特別所得税を含む)及び個人 住民税から控除される。



# ふるさと納税に係る控除額の計算について

# ふるさと納税に係る控除の概要

ふるさと納税(都道府県・市区町村に対する寄附金)のうち2,000円を超える部分については、一定の上限まで、 次のとおり、原則として所得税・個人住民税から全額控除される。

- ① 所得税・・・(ふるさと納税額-2,000円)を所得控除 (所得控除額×所得税率(0~45%(※))が軽減)
- ② 個人住民税(基本分)・・・(ふるさと納税額-2,000円)×10%を税額控除
- ③ 個人住民税(特例分)・・・(ふるさと納税額-2,000円)×(100%-10%(基本分)-所得税率(0~45%(※)))
  - → ①、②により控除できなかった額を、③により全額控除(所得割額の2割を限度)
  - (※) 平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。

# 【控除イメージ(※1)】



- ※1 年収700万円の給与所得者(夫婦子なしの場合、所得税の限界税率は20%)が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。
- ※2 所得税の限界投軍であり、年収により0~45%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。 ※3 対象となる寄財金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税(基本分)は総所得金額等の30%が限度であり。

(総務省 HP より)

# 2. ふるさと納税の事務の概要

熊本県では下記申込書をもって寄附金の申込みを受け付けて、ふるさと納税管理システムによって管理している。

	寄图	附申込書		平成	年	月	E
郎便番号 一							
二住所							
\$0が\$0 B名前		電話番号	(	)			
メールアドレス		_		50.05			
私は、熊本県と熊本県内 ・ふりがなは、忘れずに記入願いま 1 寄附金額 ※県また!	kT.	るため、以下のとおり記 ののみ、両方への寄附			きす。		
県金崎		→ 【熊本県への寄附 上※活用希望欄に○	の活用に	ついて】			
※「感謝の品」の贈呈は、「勇	円①	ふるさとく			爰分		
1万円以上の場合に限り (「市町村の寄附金額 2)」		くまモン応	援分				
(市町村名)	1	国際スポー	ーツ大会	応援分			
市		夢教育応持	爰分				
<b>专附金额合</b>	<b>計(①+®)</b> 円	選んで指定してください 応 援 団体名 ※被応援団体への氏名		長 □公表可		表不可	V
	いった+2 ナッノー EXED また・セント	(1) 主オ)					
□ 銀行等の金融機関で □ 京から送付するを □ 京の用口原(肥後銀 □ 新使局で払込み(寿 □ 現金書留での送金( Ⅳ 窓口へ持参(概本県 □ アレジットトバVISA)	でお支払い(①、②のどちら 多入通知書(県外在住の方 ほう)に振込み(手数料が必 用の払込取扱票を送付し 郵送料等が必要です。この が表現。県の東京、大阪 にといるませではでは、	かをお遊びください) は、みずほ銀行、肥後銀行、原 要です。手続方法をご連絡し ます。) い申込書を同封のうえ送付し	ます。〉 てください。) ご希望の方は、		ポータル	サイト	
I 銀行等の金融機関で ①景から送付する射 ②専用口座(接後観 □ 野便局で払込み(専 □ 現金書留での送金( IV 窓口へ持参(間本屋 乗力レジットカード(VISAへ 『ふるさとチョイス]からま	でお支払い(①、②のどちら れ、通知書(県外在住の方) 行うに振込み(手数料が必 用の払込取扱票を送付し、 難送料等が必要です。この 庁税務課、県の東京、大阪 CS-MasterCard-America ち申込みください。なお、ご利 をご記入ください。	かをお遊びください) は、みずは銀行、服後銀行、開 要です。手続方法をご連絡し ます。) の申込書を同封のうえ送付し 事務所はかり 向金額は5,000円以上でお祭し (「県の寄附金額(1)」 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ます。〉 てください。) ご希望の方は、 します。 が1万円↓	ふるさと納税: 以上10万	円未	萬は 1	品 ) )
□ 銀行等の金融機関で ① 環外等の金融機関で ② 環外的送性する制 ② 専用口座(原後域 図 明 現金書間での送金(□ W 窓口へ持参(間本見 乗 クレジットカード(VISAA) ※ 「	でお支払い(①、②のどちら お人通知書(県外在住の方) 利行)に振込み(手数料か必 用の払込取扱販策送付い、 が、のでは、場の東京、大阪 に各MasterCardAmerica はCB-MasterCardAmerica はCB-MasterCardAmerica はCB-MasterCardAmerica はCB-MasterCardAmerica かください。なお、ご利 をご記入ください。 未満は2品、30万日 会 )	かをお遊びください) は、みずは銀行、服後銀行、開 要です。手続方法をご連絡し ます。) の中込書を同封のうえ送付し 事務所はか) nExprossダイナース)納付を 物金銅は5,000円以上でお願し (「県の寄附金額①」: 1以上50万円未満は ( 度」を要望される方は、	ます。)  Cください。)  「希望の方は、 します。  が1万円」  3品、50  )( )( )(  ▽印を付け  はす)  ききについて	ふるさと納税 以上10万 万円以上	円未 は4品 い。	菌は 1 ¦〉	)

(県提出資料より)

県内市町村への寄附金もこの寄附金申込書で行えるため、同時に申込みを受けた場合、資金管理、返礼品への影響を考慮した事務処理が必要となる。

なお、ふるさとくまもと応援寄附基金条例に基づき、県への寄附金は基金として積み立てられている。平成28年度末ふるさとくまもと応援寄附基金残高は6,009,358千円である。

## 3. ふるさと納税の推移

熊本県におけるふるさと納税の実績は下記のとおりである。

ふるさと納税実績(直近7年)

(単位:件、千円)

	県受	付寄附分	熊本	県指定分	市町村指定分		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
平成22年度	625	152, 429	596	137, 730	201	14, 698	
平成23年度	572	37, 813	558	22, 905	170	14, 908	
平成24年度	880	51, 111	855	34, 550	211	16, 561	
平成25年度	1, 761	59, 047	1,721	43, 115	247	15, 931	
平成26年度	5, 749	107, 171	5, 726	96, 797	208	10, 374	
平成27年度	5, 356	104, 309	5, 335	93, 095	176	11, 214	
平成28年度	25, 053	5, 168, 170	24, 103	5, 035, 317	1, 915	132, 853	

注:1回の申込で熊本県寄附分と市町村寄附分が申し込まれた場合、県受付寄附分としては、1回とカウントしているため、県指定分件数と市町村指定分の合計件数が合わない場合がある。

平成28年度は、熊本地震が発生した年であり、多額の寄附が寄せられている。

# 4. ふるさと納税の事務に係る指摘事項

特に記載すべき事項はなかった。

### 5. ふるさと納税の事務に係る意見事項

(1) 返礼品贈呈業務委託に関する契約事務の適正性について

熊本県「入札・契約事務の手引き〜物品調達・業務委託等〜」によれば、随意契約によることができる場合として地方自治法施行令167条の2第1項に規定してある9つの要件のいずれかに該当する場合としている。

その1つ目の要件として、売買、貸借、請負その他契約でその予定価格が、一定の額を超えないものとするとき。

	業務の区分	金額要件		
地口調法	物品の調達の場合	160 万円以下		
物品調達	印刷の請負の場合	250 万円以下		
業務委託等	業務委託の場合	100 万円以下		
未伤安託守	リース・レンタルの場合	80 万円以下		

平成28年度随意契約として実施された委託契約に下記のような案件があった。

委託業務名	委託先名	予定価格 (円)	見込 数量	随意契約の理由	契約金額 (円)	実数量	支出額 (円)	委託の業務の 内容	見積 者数	備考	委託料支払日
「ふるさとくまもと 応援寄附金」に係る 感謝の品(森のくま さん)贈呈業務	0000㈱	3,000 (単価)	310199	(根拠)(令)第2号、 (規)1号(理由)予定価格が100万円以下のため	2,808 (単価)	614 <b>箱</b>	1, 724, 112	「まなとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなるとなる。 「ないのののは、 「ないのののでする。」 「ないのでする。」 「ないのでする。 「ないのでも。 「ないのでも。 「ないのでも。 「ないのでも。 「ないのでも。 「ないのでも。 「ないのでも。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない	2	のため100万以下の為随意契	平成29年2月13日 1,359,072円 平成29年5月16日 365,040円
「ふるさとくまもと 応援寄附金」に係る 感謝の品(えこめ 牛)贈呈業務	㈱○○○	3,000 (単価)		(根拠)(令)第2号、 (規)1号(理由)予定価格が100万円以下のため	3,000 (単価)	403 <b>箱</b>	1, 209, 000	「まもとに接るとなるとなるとなるとなるとなる。 「なもと」に解する。 「ないののののののののです。」 「ないのののでする。」 「ないののののでする。」 「ないのののでする。」 「ないのののでする。」 「ないのののでする。」 「ないのののでする。」 「ないののでする。」 「ないののでする。」 「ないののでする。」 「ないののでする。」 「ないののでする。」 「ないののでする。」 「ないののでする。」 「ないののでする。」 「ないののでする。」 「ないののでする。」 「ないののでする。」 「ないのでする。 「ないのです。 「ないのでする。 「ないのでする。 「ないのでする。 「ないのでする。 「ないのです。 「ないのできる。 「ないのできる。 「ないのできる。 「ないのできる。 「ないのできる。 「ないのできる。 「ない。 「ないのでき。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない。 「ない	2	初申込見込160箱 (@3000円) のため100万以下の為随音却	平成29年2月13日 909,000円 平成29年5月16日 300,000円

随意契約の理由として予定価格が 100 万円以下のためとしているが、実際に支出された委託料は 100 万円を超える額であった。見込数量が妥当であったのか疑問が残る。

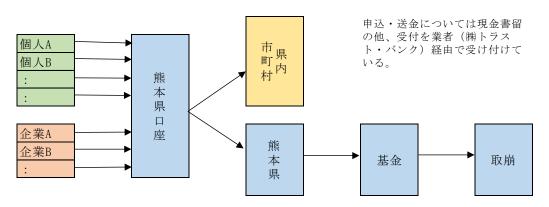
上記 2 件とも見積数量の倍以上の申込である。平成 28 年度熊本地震により寄附者が増加したことに起因すると考えられるが、予定価格(単価)と同様に見積数量についても慎重になされるべきである。

下記2件については予定価格(単価)と契約金額(単価)が一致しており、予定 価格の情報管理が適正になされていたか危惧される。

委託業務名	委託先名	予定価格 (円)	見込 数量	随意契約の理由	契約金額 (円)	実数量	支出額 (円)	委託の業務の 内容	見積 者数
「ふるさとくまもと 応援寄附金」に係る 感謝の品(塩トマ ト)贈呈業務	000合	3,000 (単価)	-	(根拠)(令)第2号、 (規)1号(理由)予定価格が100万円以下のため	3, 000 (単価)	341箱	1, 023, 000	「ふるさとく まもとに接係る」に開呈 感謝の品贈呈 業務	2
「ふるさとくまもと 応援寄附金」に係る 感謝の品(えこめ 牛)贈呈業務	㈱○○○	3,000 (単価)	160箱	(根拠)(令)第2号、 (規)1号(理由)予定価 格が100万円以下のた め	3,000 (単価)	403箱	1, 209, 000	「ふるさとく るとに 経 いるとに に 解 が の 品 贈 呈 素 務	2

## (2) 県内市町村の共同受付の見直しについて

ふるさと納税の資金の流れ (企業からの寄附分含む)



前述申込書に示されたように熊本県の場合、県内市町村への寄附も同時に申込める様式となっている。しかし、このことは市町村にとっては受入チャンネルが多いという意味で有意義であるが、県にとっては事務量を増やす一因になっている。

例えば、県分と市町村分の同時申し込みがあって、途中申込内容に変更が生じた 場合、県では申込者に電話連絡を行い、変更後の申込内容の確認を行っている。

変更内容の多い案件は、返礼品の対象が熊本県に対する寄附分だけであるのに対して、県分と市町村分の同時申し込み額に対して返礼品を選択しているケースである。

ふるさと納税制度の認知度も高まり、各市町村は独自のふるさと納税受入窓口を 設けていることを鑑みれば、県における市町村分の同時申し込みの役割は終えてい ると言える。継続するにしても、事務手数料を当該市町村に負担してもらう等の見 直しの検討が必要である。

### (3) 返礼品の金額枠等の妥当性について

熊本県へのふるさと納税者に対する返礼品は、熊本県特産の農産物、加工物、くまモングッズ等で構成され、1万円以上の寄附者に選択していただくようになっている。返礼品及びその返礼品に係る金額は、総務省「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」(総税市第28号平成29年4月1日)の内容に沿うものであり、妥当な額であると考える。

なお、県はこれまで熊本県内在住の方から寄附に対して返礼品の贈呈対象としていたが、ふるさと納税の趣旨を踏まえ、平成29年12月1日以降の寄附申込みから、 県内在住の方に対する返礼品の贈呈を取り止めている。

### (4) ふるさとくまもと応援寄附金の活用希望について

熊本県のふるさと納税申込書は、その寄附の活用について希望欄に○をつけるようになっている。

希望ごとを集計したふるさと納税管理システムの数値があり、資金は条例に基づき基金に積み立てて管理され、活用事業を所管する部署の要求を踏まえ、基金を取り崩して活用されている。

寄附者には、寄附を継続してもらえるように次年度の寄附に対して「寄附金申込書」とともに、寄附金の活用状況を知らせるために『「ふるさとくまもと応援寄附金」の活用状況の報告書』を作成・送付している。

# 『「ふるさとくまもと応援寄附金」の活動状況の報告書』抜粋

平成28年度受付分寄附金(17億円)活用先

T-13X	20年度支刊 万 前附金	平成29年度予算額	
1	「ふるさとくまも とづくり応援分」 へのご寄附	熊本地震の復 旧・復興支援	(千円) 419, 619 587, 000 502, 000 49, 000
2	「くまモン応援 分」へのご寄附	くまモンの活動	24, 927
3	「国際スポーツ大 会応援分」へのご 寄附	2019年に熊本で ボール世界選手 ルドカップの運	499
4	「夢教育応援分」 へのご寄附	子どもたちの夢 に役立てます	116, 954
		1, 700, 000	

寄附者だけでなく、この『「ふるさとくまもと応援寄附金」の活用状況の報告書』 情報を県ホームページ「ふるさと納税(ふるさとくまもと応援寄附金)」に掲載し、 寄附使途に関する理解を深めるために広く公表することを企画すべきと考える。

## (案) ふるさとくまもと応援寄附金の平成30年度充当一覧(予算)

(単位:千円)

事業名	予算額	うち、ふるさとくまもと 応援寄附基金からの繰入	
教育又は文化の振興に関する事業	000,000	00,000	
環境の保全又は再生に関する事業	0,000	000	
保健・医療又は福祉の充実に関する事業	00,000	0,000	
産業の振興に係る地域活性化に関する事業	00,000	0,000	
安全で安心な県民生活の確保に関する事業	0,000	00	